

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書

令和 7 年 7 月

最高裁判所事務総局

目 次

はじめに（第11回迅速化検証結果の公表に当たって）	1
---------------------------	---

本報告書の概要

裁判の迅速化に関する検証に関する報告書（概要）	4
-------------------------	---

裁判手続のデジタル化の今とこれから

1 はじめに	32
2 民事訴訟手続のデジタル化	34
3 家事事件手続等のデジタル化	39
4 検証検討会での議論	42

地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況	44
1.1 民事第一審訴訟事件全体の概況	44
1.2 個別の事件類型の概況	62
1.2.1 医事関係訴訟	62
1.2.2 建築関係訴訟	72
1.2.3 知的財産権訴訟	83
1.2.4 労働関係訴訟	88
1.2.5 行政事件訴訟	99
2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果	106
3 検証検討会での議論	113
4 今後に向けての検討	115

地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況	118
1.1 刑事通常第一審事件全体の概況	118
1.2 裁判員裁判対象事件の概況	127
2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果	135
3 検証検討会での議論	139
4 今後に向けての検討	140

家庭裁判所における家事事件及び人事訴訟事件の概況及び実情等

1 家事事件の概況	142
1.1 家事事件全体の概況	142
1.2 個別の事件類型の概況	152

1 . 2 . 1	遺産分割事件	152
1 . 2 . 2	婚姻関係事件	157
1 . 2 . 3	子の監護事件	164
2	人事訴訟事件の概況等	168
2 . 1	人事訴訟事件の概況	169
2 . 2	審理期間の長期化傾向に関する分析	182
3	家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果	185
4	検証検討会での議論	190
5	今後に向けての検討	192

上訴審における訴訟事件の概況

1	高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況	195
1 . 1	民事訴訟事件の概況	195
1 . 2	行政事件訴訟の概況	204
1 . 3	刑事訴訟事件の概況	209
2	最高裁判所における上告審訴訟事件の概況	212
2 . 1	民事訴訟事件の概況	212
2 . 2	行政事件訴訟の概況	215
2 . 3	刑事訴訟事件の概況	218

資料 編

裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryou/hokoku_11_hokokusyo/index.html)に掲載

はじめに（第 11 回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成 15 年法律第 107 号。以下「迅速化法」という。）¹が施行されて 20 年余りが経過した。この間、最高裁判所は、同法 8 条 1 項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成 17 年 7 月から令和 5 年 7 月まで、2 年ごとに 10 回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法 8 条 1 項）を示すものであり、本報告書はそれに続く第 11 回の検証結果を公表するものである。

第 11 回の迅速化検証においては、デジタル化が進む中で裁判所の各手続におけるデジタル化の現状を確認することとし、検証検討会において最高裁判所からデジタル化の現在地及びこれからの状況について報告がされた。

その上で、後記のとおり、第 6 回以降の検証方針に従い、統計データ²の分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとし、これまでの検証と同様に、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。

また、民事第一審訴訟事件、刑事通常第一審事件、家事事件等について、それぞれ 2 か所で、裁判所、検察庁（刑事通常第一審事件のみ）及び弁護士会に対して、実情調査を実施した。なお、前回の実情調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、一部ウェブ会議システムを利用しながら実施したが、今回の実情調査はいずれも現地において対面で実施した。

実情調査では、主として、民事第一審訴訟事件については、デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題や、合議体による審理の現状と課題などを、刑事通常第一審事件については、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因や充実した公判前整理手続を迅速に行うための取組等を、家事事件等については、家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題や、人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題などを取り上げた。

第 11 回の迅速化検証結果の公表に向けて、検証検討会を計 4 回開催した。第 10 回の検証検討会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、一部ウェブ会議システムを利用しながら開催したが、今回の検証検討会はいずれも対面で開催した（検証検討会の開催状況、各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。）。

なお、第 1 回から第 5 回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第 3 回報告書）それを解消するための施策を提示したほか（第 4 回報告書）紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第 5 回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後 10 年の節目を迎え、迅速化法附則 3 項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」（以下「政府検討会」という。）が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によ

¹ 迅速化法の目的については、「この法律は、司法を通じて権利利益が適切に実現されることその他の求められる役割を司法が十全に果たすために公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であること、内外の社会経済情勢等の変化に伴い、裁判がより迅速に行われることについての国民の要請にこたえることが緊要となっていること等にかんがみ、裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。」と規定されている（同第 1 条）。

² 本報告書において分析に利用した統計データは、出典を示したもののほかは、令和 7 年 4 月 15 日現在のもの（なお、第 10 回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、令和 6 年（1 月から 12 月）の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、司法統計に基づいている。

るこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第70回	令和5年10月3日	・第11回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について
第71回	令和6年7月30日	・民事・刑事・家事の前半実情調査の結果について
第72回	令和7年1月22日	・民事・刑事・家事の後半実情調査の結果について ・第11回検証報告書案について
第73回	令和7年5月19日	・第11回検証報告書案について



本 報 告 書 の 概 要

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書 (概要)

令和7年7月
最高裁判所事務総局

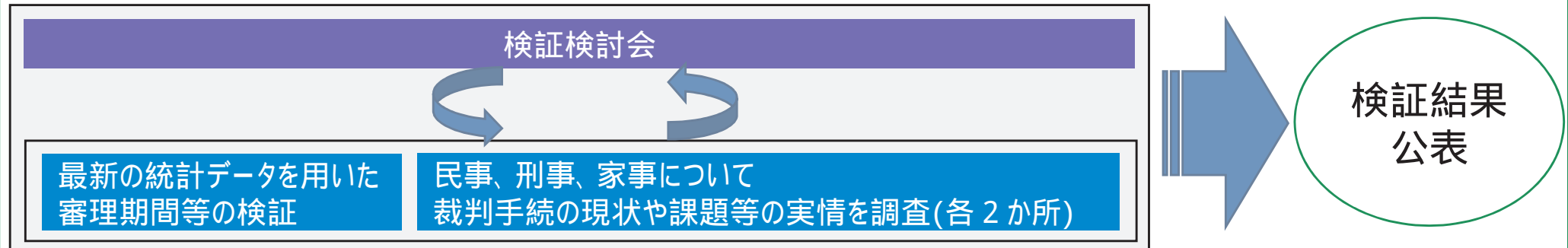
第11回迅速化検証について

- 迅速化検証について

裁判の迅速化に関する法律 8 条 1 項に基づき、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を実施

【従前の迅速化検証】

統計データを用いた審理期間等の検証と裁判手続の実情調査を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表



【第11回の迅速化検証】

従前の枠組みで検証を行い、検証検討会を開催した上で、検証結果を公表
これに加えて、裁判手続のデジタル化が進む中で各手続のデジタル化の流れを概観した

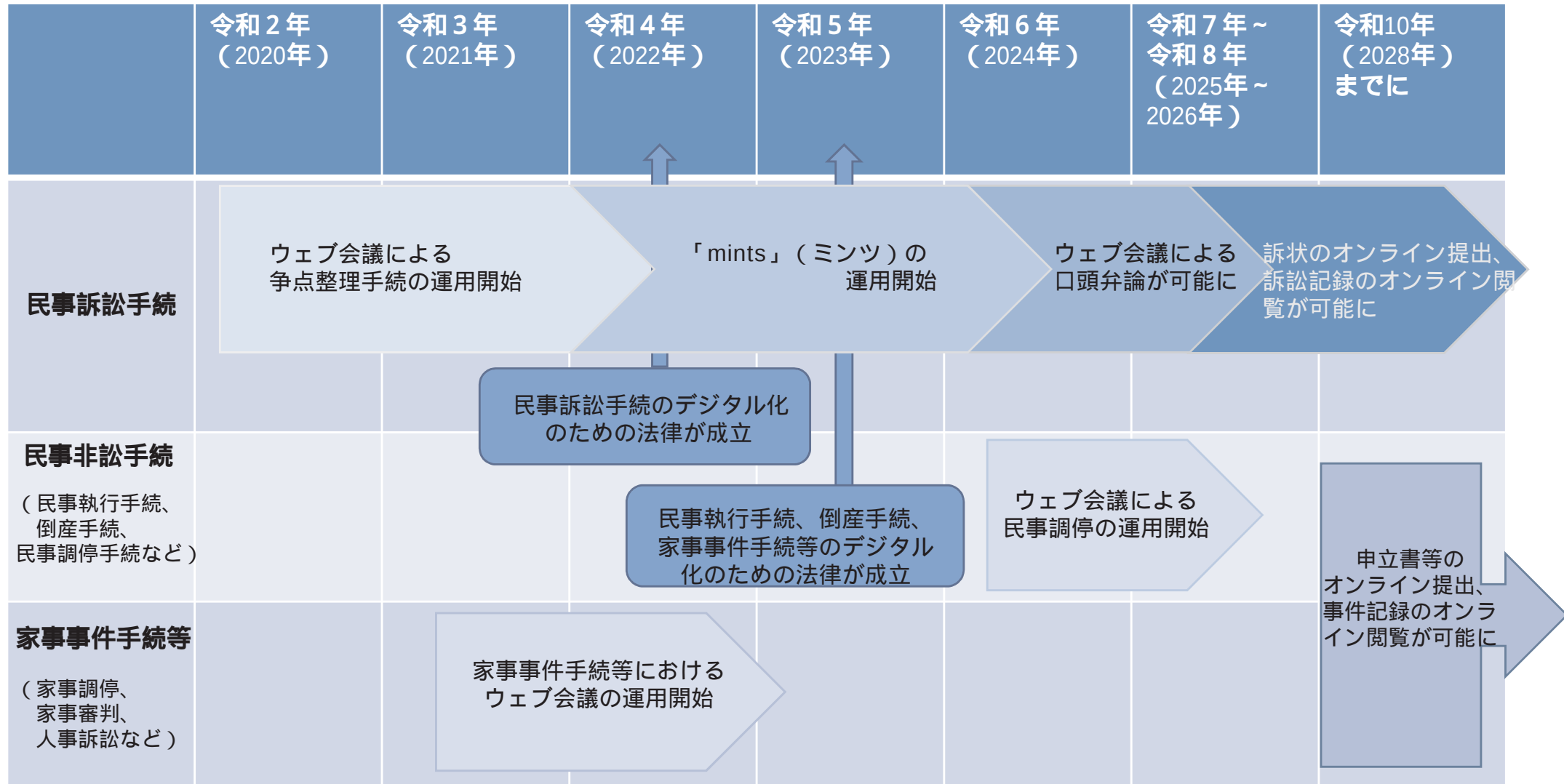
〈参考〉 検証検討会委員について

座 長	山 本 和 彦	（中央大学法務研究科教授）
委 員	出 井 直 樹	（弁護士〔第二東京弁護士会〕）
	上 塚 真 由	（産経新聞東京本社総務本部人事部長）
	奥 山 信 一	（東京科学大学環境・社会理工学院教授）
	川 出 敏 裕	（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
	佐 古 和 恵	（早稲田大学基幹理工学部情報理工学科教授）
	島 戸 純	（東京地方裁判所判事）
	高 取 真理子	（横浜地方裁判所判事）
	畑 中 良 彦	（最高検察庁公判部長）
	原 琢 己	（弁護士〔第一東京弁護士会〕）
	山 田 文	（京都大学大学院法学研究科教授）

令和7年7月現在（敬称略）

裁判手続のデジタル化の今とこれから

裁判手続のデジタル化のスケジュール



民事訴訟手続のデジタル化

H30.3 「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ

民事訴訟手続のデジタル化

= 「3つのe」 ✨

これまでは...

紙で提出・送付

e提出

紙で保存管理

e事件管理

出頭が必要

e法廷

フェーズ1 旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用

e法廷

フェーズ2 法改正によって直ちに実現可能な運用（ウェブ会議による口頭弁論期日等）

e法廷

フェーズ3 法改正 + システムの開発・導入等により実現可能な運用（オンライン申立て等）

e提出

e事件管理

R4.5.25 民事訴訟法等の一部を改正する法律公布（段階的に施行）

1 ウェブ会議

e法廷

- R2.2 ~ ウェブ会議を活用した争点整理の運用開始
- R5.3 ~ ウェブ会議による双方不出頭の弁論準備手続
- R6.3 ~ ウェブ会議による口頭弁論手続
- ウェブ会議のアプリケーションを利用
ウェブ会議以外にも便利な機能あり！

2 mints

e提出

- R4.4 ~ e提出の一部先行実施として「mints」導入開始
当事者：印刷や送付の手間が不要に！
裁判所：データの利活用が容易に！

・データ共有
・スレッドへのメッセージ投稿

3 改正法の全面施行に向けた準備

e提出

e事件管理

e法廷

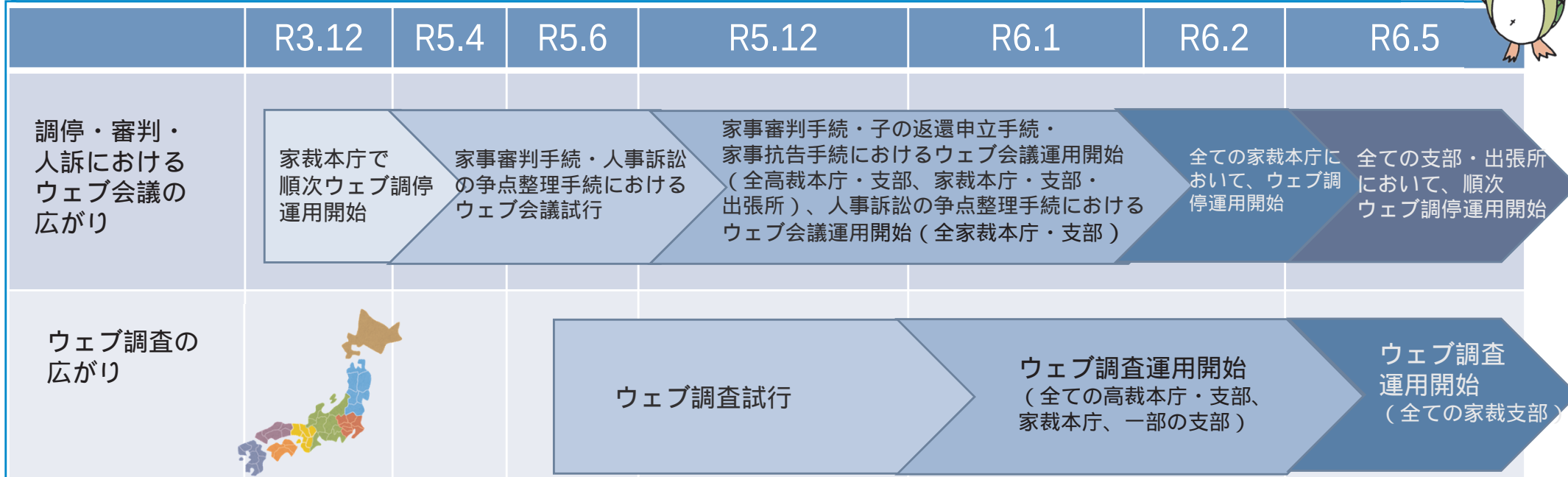
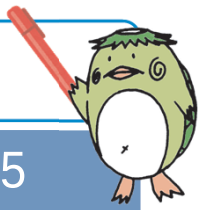
- (遅くとも) R8.5
一律に電子提出が可能に。
訴訟記録が電子化、インターネットで閲覧可能に。
民事訴訟規則の改正
現在、システム開発設計作業中



デジタル化 = 民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機に！



家事事件手続等のデジタル化



ウェブ調停についての受け止め



<当事者の声>

- ・裁判所に赴く負担が少なく、時間を有効に活用できた。
- ・裁判所の待合室に行くよりも待ち時間に打合せをしやすい。
- ・代理人事務所や自宅からも参加でき、安心感があった。
- ・表情や仕草などの非言語的情報の交換ができ、安心感があった。
- ・発言のタイミングを計りやすい。
- ・得られる情報に限りがあるため、難しい事案は対面で行いたい。
- ・慣れた弁護士事務所からリラックスして参加できた。

当事者の出頭負担の軽減

DV事案等の高葛藤事案における危害防止

電話会議との比較

対面との比較

<調停委員の声>

- ・パニック障害等の障害を抱えている当事者も自宅から安心して参加できた。
- ・当事者の動線の配慮等の事務負担を軽減でき、事情聴取などのより中核的な事務に注力することができた。
- ・心情に寄り添った働きかけが可能。当事者の態度も柔和になった。
- ・対面による方が当事者との信頼関係を構築しやすいことがある。
- ・情緒的なやり取りや調停という場の雰囲気形成が難しいことがある。

検証検討会での議論（委員等の意見）

デジタル化の現状について

- ・ 民事訴訟手続について、まもなくフェーズ3を迎えるが、現状、mintsは広く利用されているとはいえない
- ➡ 改正法の施行後は、弁護士は電子提出が義務付けられるので、電子提出のシステム利用の実情は大きく変わると思われる。フェーズ3に向けた準備として、弁護士はmintsを用いて電子提出の方法に習熟しておくことが望ましい

デジタル化の将来に向けて

- ・ これまでの紙での事務を単に電子化するというだけではなく、デジタルの機能を利用してどうやって裁判が効率的に運営できるかというところから検討するのが望ましい
- ・ 実情調査の結果を踏まえ、今後もデジタルツールを活用した審理の工夫が加速することを期待したい

今後に向けた検討

デジタル化の将来に向けて

- ➡ 今後さらに改正法施行後の裁判手続について、裁判所と弁護士とで認識を共有し、それぞれ習熟をはかることが重要である

地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件全体の概況

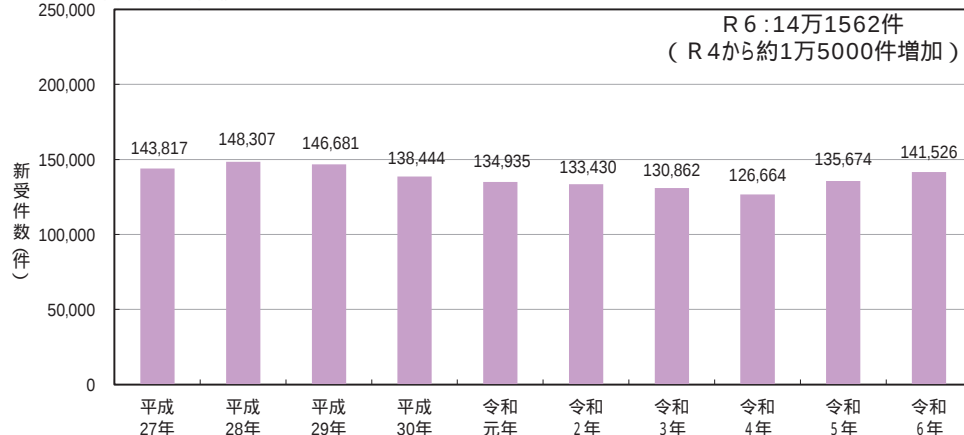
新受件数及び既済件数の推移

- 新受件数は減少傾向にあったが、令和 5 年からは増加

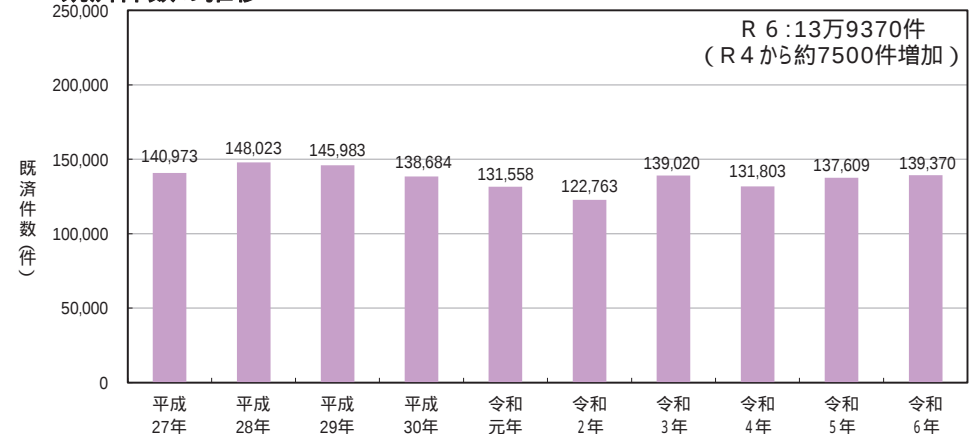
(ただし、令和 2 年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

- 既済件数は令和 2 年まで減少傾向にあったが、令和 3 年に増加し、その後はほぼ横ばいの状況

新受件数の推移



既済件数の推移



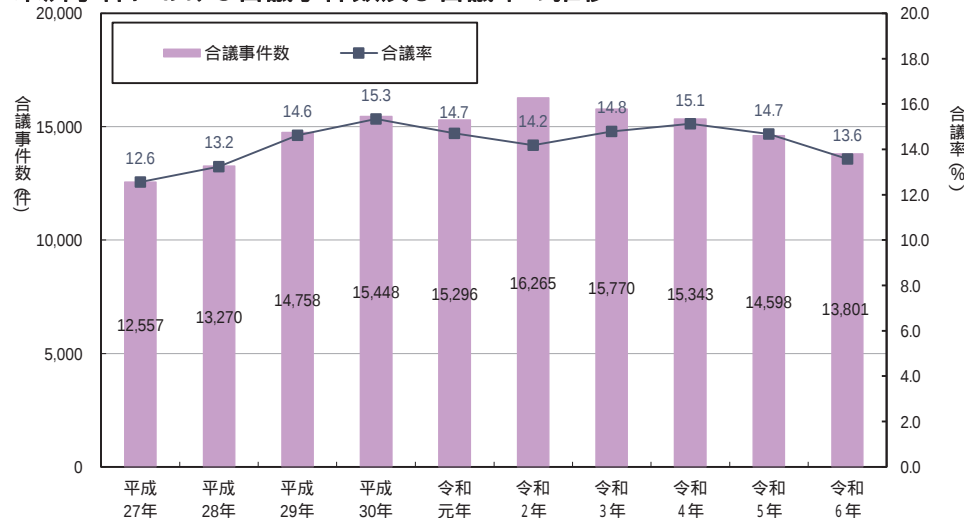
合議事件の状況

- 未済事件における合議事件数は近年はやや減少傾向

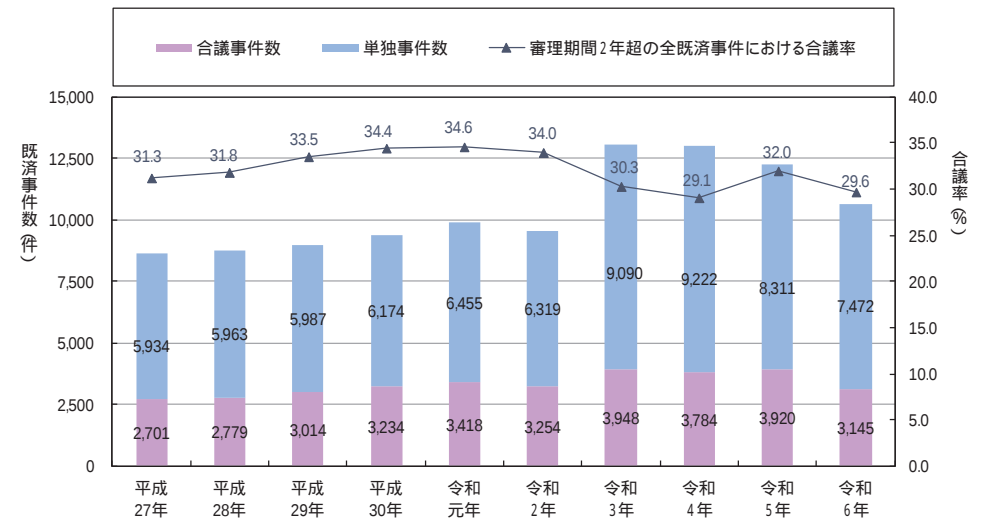
(ただし、令和 2 年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言発出の影響もあると思われる。)

- 審理期間 2 年超の既済事件における合議事件数は近年横ばいであったが、令和 6 年は減少。また、合議率は、令和 2 年以降減少し、令和 6 年は令和 4 年と同水準となっている

未済事件における合議事件数及び合議率の推移



審理期間 2 年超の既済事件における合議事件数及び合議率の推移



民事第一審訴訟事件全体の概況

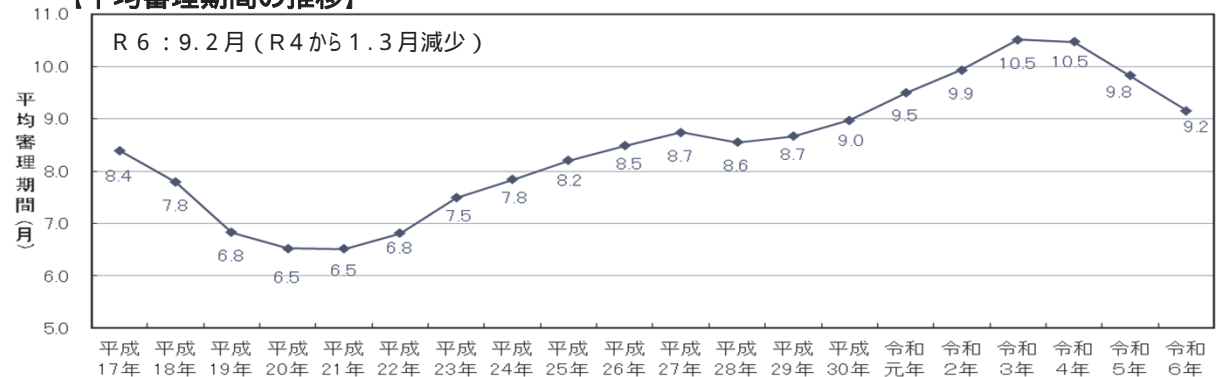
平均審理期間の推移

●令和5年・令和6年は短縮

- 平均審理期間は、平成22年以降、おおむね長期化傾向。令和5年・令和6年は短縮し、令和元年頃の水準に回帰

(ただし、令和2年以降のデータには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあると思われる。)

【平均審理期間の推移】



手続段階別平均期間及び係属期間2年超の未済事件の割合等の推移

●平均審理期間の手続段階別の内訳が変化

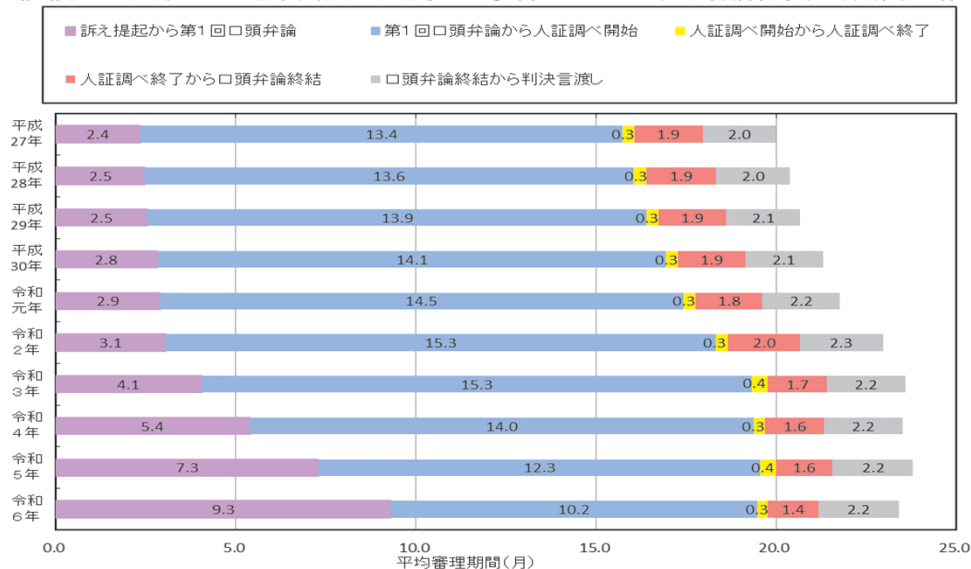
- 手続段階別に平均期間を見ると、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間が長期化傾向 R 6 : 9.3 月 (R 4 から 3.9 月 増加)
- 他方、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間は短縮傾向 R 6 : 10.2 月 (R 4 から 3.8 月 減少)

●係属期間2年超の未済事件は近年減少傾向

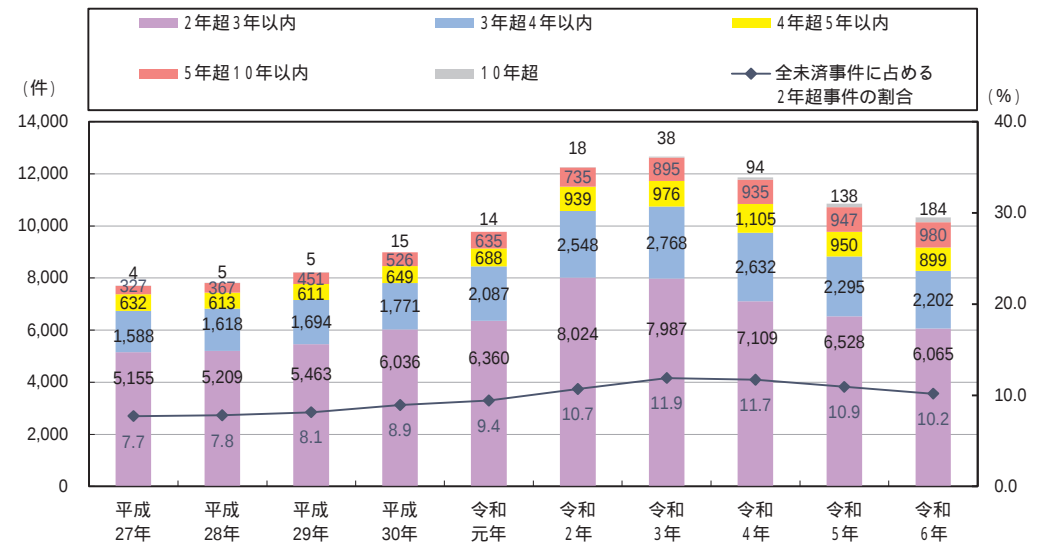
- 係属期間2年超の未済事件の数及び全未済事件に占める割合は、令和3年をピークに減少傾向
R 6 : 1万0330件(R 4 から1545件減少)
R 6 : 10.2 % (R 4 から1.5 % 増加)

(上記内訳の変化には、争いのあることが判明した事件につき、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議なども活用した争点整理を行うなどの取組が進められていることなどが影響しているものと思われる。)

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



民事実情調査の結果

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題（争点整理の現状等）

序盤の争点整理の充実化

● 早期に実質的な争点整理を行う運用の浸透

- ・ 第1回口頭弁論期日指定後に被告代理人が選任された場合、同期日を取り消すなどした上、実質的反論を記載した書面の提出に必要な期間を踏まえて新たな期日を指定する運用が広まる
- ・ 弁護士においても、交渉段階において当事者間でどこに認識の食い違いがあったかを準備書面に記載するなど、早期に実質的審理を行うための工夫がみられた

- ・ 序盤の口頭協議では、予想される争点や立証の予定を整理するほか、和解も念頭に紛争の背景事情を聴取。事案の複雑さ等も踏まえて、口頭協議の濃度も変えながら実施

● 効果

- ・ 序盤の口頭協議によって、審理の見通しが立てやすくなり、ポイントを絞った主張立証も可能になる
 - 審理期間の短縮にもつながる可能性

活発な口頭議論を行う方策の浸透

● デジタルツールを活用した認識共有の促進

- ウェブ会議のアプリケーションを活用し、期日で指示した準備事項等を裁判所から投稿機能で共有、提出された書面を踏まえ、期日に口頭で確認したい点等を投稿機能を利用して予告、協議事項を画面共有して協議を行うなどの工夫が浸透
 - 当事者による効果的な事前準備や議論の活性化につながる

● mintsの活用

- ・ mintsで提出された書面のデータを用いて、相手方の認否に応じて当事者の主張を色分けし、否認部分と争いのない部分に整理するなど、データを活用して視覚的に事案を把握する工夫が紹介された
- ・ 書面の提出期限の遵守は協議を行う前提になるところ、mintsの自動督促機能には書面提出を促す効果があるという指摘があった

協議結果の共有の方法とその効果

● 結果共有の方法

- ・ 最終的に確定した争点や審理中盤で争いのないことを明確にすべき場面は調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿等で事実上確認する
- ・ 特に、非定型的な類型の訴訟において有益であるとして、期日で争点となる主要事実や主張の骨子を確認して、その結果を投稿機能を活用して認識共有を図る工夫も紹介された

● 効果

- ・ 協議結果が投稿されると、内容が明確化し、形に残るため、認識共有に資する。ただし、投稿を確認しない弁護士もいるとの指摘あり
- ・ 裁判所からは、投稿機能を利用して当事者と結果を共有する場合、裁判官の異動があった際にも、前任の裁判官が当事者と共有した内容を、後任の裁判官が確認することができ、裁判官の引継ぎという観点からも有益と考えられるという意見があった

民事実情調査の結果

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題（争点整理を充実させるための組織的取組）

裁判所

多くの裁判官が無理なくできる審理運営改善の手法を共有・促進

→ 他の裁判官の期日を実際に見てもらい期日見学、投稿サンプル集の作成などの取組

弁護士会

争点整理やデジタルツールの活用について議論するほか、口頭協議、ノンコミットメントルール等を若手弁護士の講習で紹介

裁判所 & 弁護士会

- ・ 裁判所と弁護士の関係委員会との意見交換のほか、若手の裁判官と弁護士の間での新たなプラクティスの検討など、意欲的な取組も紹介された
- ・ 実情調査を行ったうちの1庁では、mintsの利用率が非常に高かったところ、裁判所が説明会の実施、説明動画等の周知の他、個別の事件でも必ず利用の意向確認をするなど、裁判所が積極的な働きかけをしたことや、実際に使ってみると使い勝手が良かったことなどからmintsの普及につながっているという意見もあった

合議体による審理の現状と課題

● 合議体による審理の実情

- ・ 合議に付している事件類型としては、医療、建築、行政、知的財産、労働関係事件の他、世間の耳目を集める事件や事案が複雑困難なもの等（実情調査庁のうち小規模庁の実情）、安全配慮義務違反が問題となるものや、証券取引関係、国家賠償、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるもの等（実情調査庁のうち大規模庁の実情）が挙げられた
- ・ いずれの庁からも、新件の訴状の回覧や、定期的な棚卸し（単独事件として係属している事件の中に付合議相当なものがないか、部内で議論し洗い出す作業）に加え、各裁判官から適宜のタイミングで部内で相談するなどして合議に付している実情が紹介された

- ・ 裁判所からは、付合議によって多角的な視点で適切に結論を導くことが可能になっているという意見があり、弁護士からも、合議に付されてから、進行がスムーズになることもあるという意見があったが、合議相当事件が単独事件として審理されている事例もあるとの指摘あった
- ・ mints上に主張書面・証拠等がアップされている場合、尋問等の弁論期日において、合議体全員がこれらの書面を見ながら合議事件の審理に参加することができ、より充実した審理を行うことができているという実情が紹介された

● 部全体の事件の処理態勢

- ・ 定期的な棚卸や部内で適宜行う相談等の場で、他の裁判官から意見を聴けるようにし、難しい事件は合議に付している

検証検討会での議論（委員等の意見）

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題

争点整理の現状等

- ・ 争点整理の序盤の口頭協議については、有効な審理手法と考えられるが、一部の弁護士には、序盤に口頭協議を行うことの意義や、ノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に関するルールの理解が十分に浸透していないことがうかがわれるので、その理解を促進することが重要である
- ・ 投稿等での期日間のやりとりについては、手続を進行させるための新たな選択肢として望ましいものであるが、裁判官にとって過度な負担にならないよう、費用対効果を考えて実施することが重要。書記官との役割分担についても検討を要する
- ・ 裁判所からの期日間の投稿等を確認しない弁護士がいるという点については、期日間でもデジタルツールを活用して審理が進んでいくというプラクティスが弁護士の間で認識されるようになれば、投稿等を確認しないといった対応はなくなっていくのではないかと

争点整理を充実化させるための組織的取組

- ・ 多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できることが重要である
 - 投稿サンプル集のような、特別の知識や技能を持った裁判官でなくても新たな手法を実践できるような工夫を今後も進めるべき
- ・ 審理の迅速化のためには、個別の事件において、事件を引き継いだ裁判官に適切に引継ぎが行われる工夫の検討が必要

合議体による審理の現状と課題

- ・ 実情調査において、弁護士からは、代理人側から付合議の上申を出すことは躊躇されるという実情が紹介されたが、このような上申は適切な付合議の契機になることから、裁判所において、弁護士が積極的に付合議上申できるような方策を検討するべきである

mintsの活用について

- ・ mintsで提出されたデータを活用して、事案を効率的に把握する工夫は、審理の迅速化のみならず、裁判の質の向上にも資するものである
- ・ mintsを利用して書面がデータで提出されれば、複数の裁判官が同時に記録を読みながら合議を行うことができるなど、審理そのものだけでなく、合議の活性化の観点でも効果が期待できる
- ・ 有効な手法については、裁判所内において共有するだけでなく、弁護士にもその理解を浸透させ、裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要である

今後に向けた検討

デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題

争点整理を充実化させる審理の手法

- デジタルツールを活用した取組は、一部の特別な知識や技能をもった裁判官が行っても、裁判所の事件全体の迅速化に結び付くことは期待できないことから、**多くの裁判官が過度な負担なく実践することができるものであることが重要**
- 争点整理序盤に口頭協議を行い、議論の拡散を防ぎつつ、争点整理を進める手法の有効性は、裁判所・弁護士の間で共通認識となりつつあるが、**協議を効果的に行うためには、その意義・目的や、ノンコミットメントルール等の基本的なルールについて認識を共有することが重要**
- 期日間において投稿等を用いて争点整理を行う等の新たなプラクティスを定着させ、弁護士に適切に対応してもらうためには、その必要性についての弁護士側の理解とその理解の促進に向けた裁判所側の働きかけが重要
- 特に複雑な事件では、提出された書面等のデータを活用した一覧表等の作成が効果的な場合もあるが、**データの活用を自己目的化せず、活用の目的等について裁判所と弁護士が認識を共有し、適切な役割分担の下に効果的な活用を図るべき**

争点整理を充実化させるための組織的取組

- より多くの裁判官が無理なく争点整理改善の手法を実践できるようにという観点からの取組が重要
- 効果的な取組について弁護士全員に広く共有できるよう、引き続き弁護士会と裁判所が連携して取組を行うことが必要

合議体による審理の現状と課題

- 新件の訴状回覧、定期的な棚卸しといった、適時適切に付合議するための裁判所内部の取組は引き続き継続すべき
- 代理人側から付合議の上申も適時適切な付合議の契機になることから、このような上申ができるような方策を検討することも考えられる

フェーズ3の開始に向けて

今回の実情調査では、フェーズ3の一部先行実施と位置付けられるmintsを活用した取組が紹介されたが、**電子提出された書面のデータの活用の在り方については、裁判所全体としては検討途上**

→ フェーズ3の開始が目前に迫り、デジタル化を契機にした審理運営改善の営みの真価が問われる時期に差し掛かっている。**新システムの機能を前提とした新たな視点から、これまでの争点整理改善の取組がさらに深化していくことが期待される**

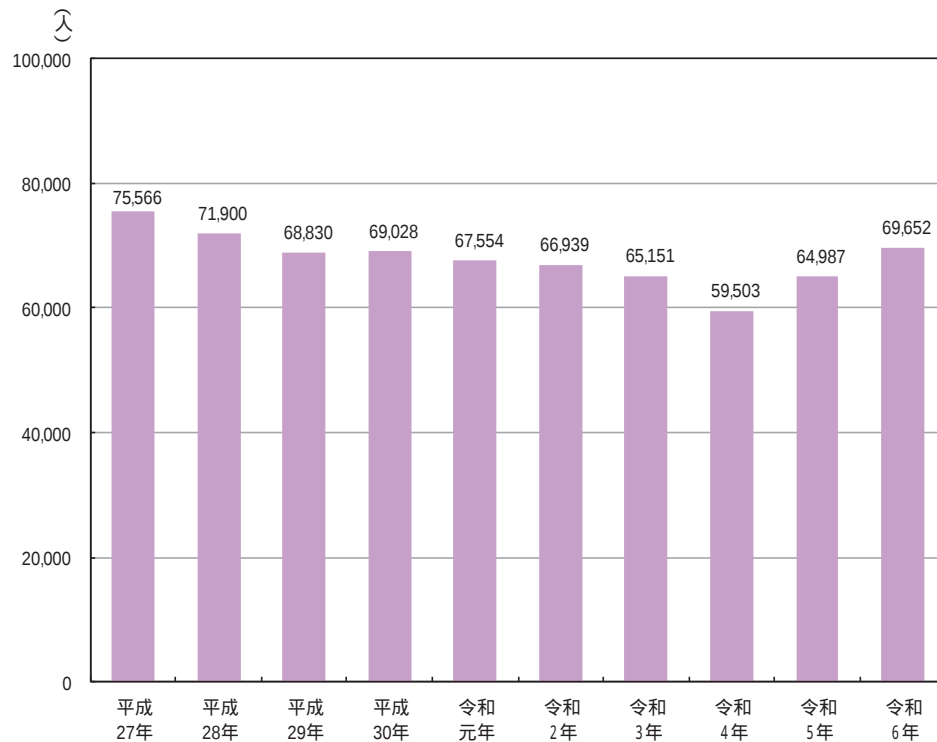
地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況及び実情

刑事通常第一審事件全体の概況

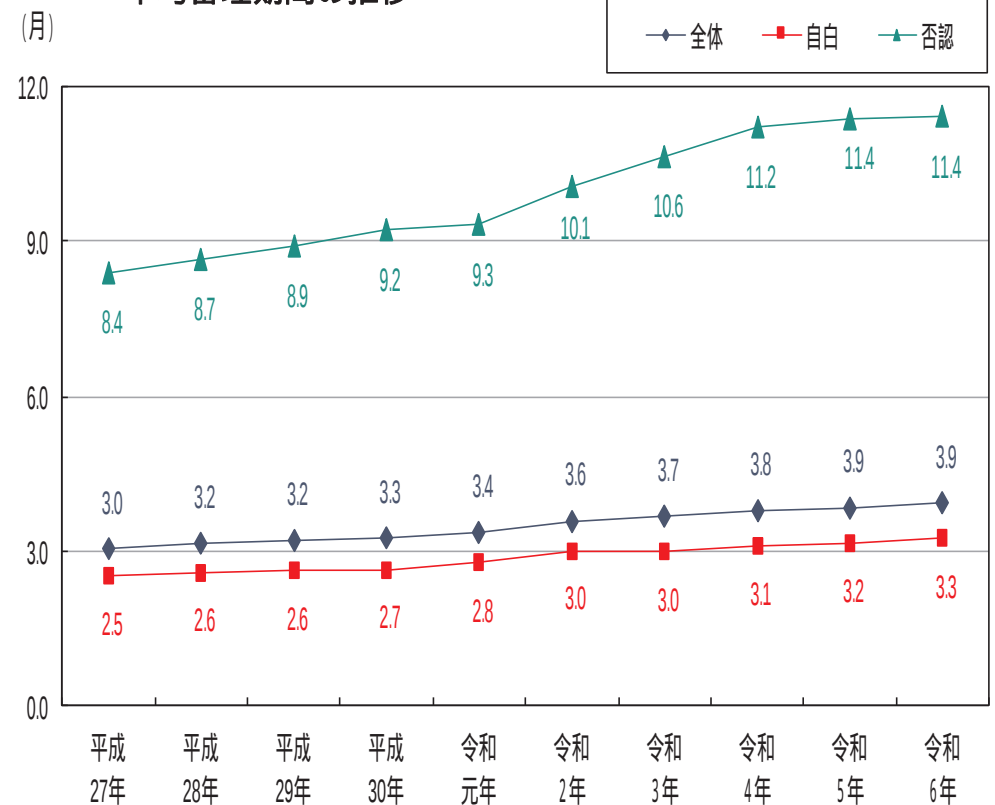
通常第一審事件全体

- 新受人員 6万9652人（R4から約10,000人増加）
- 平均審理期間 3.8月(R4) → 3.9月

新受人員の推移



平均審理期間の推移



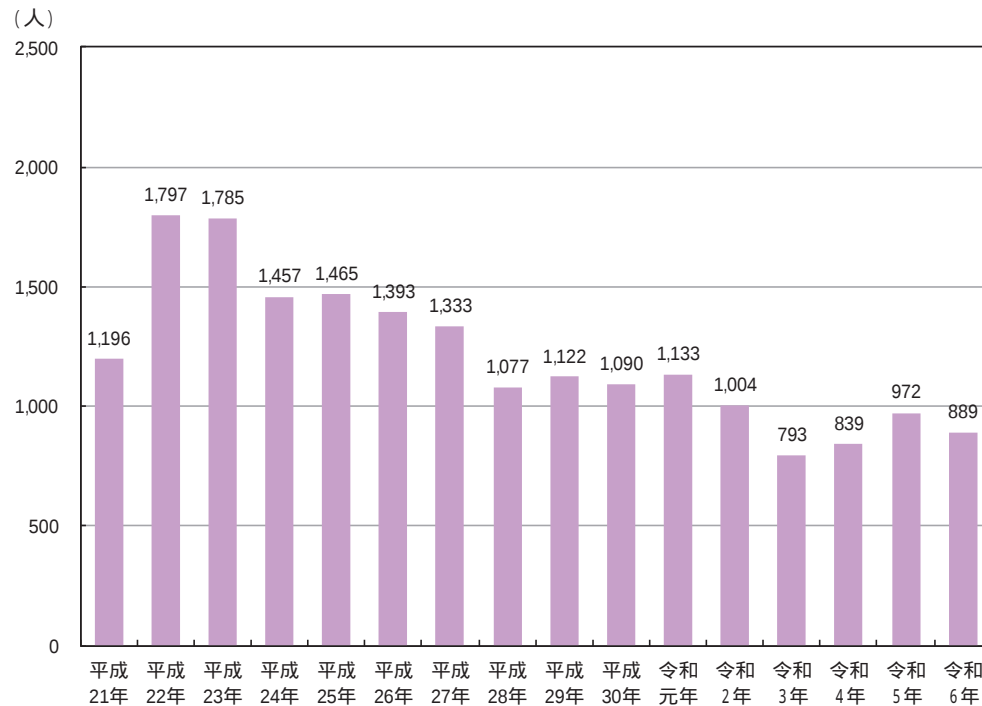
刑事通常第一審事件全体の概況

裁判員裁判対象事件

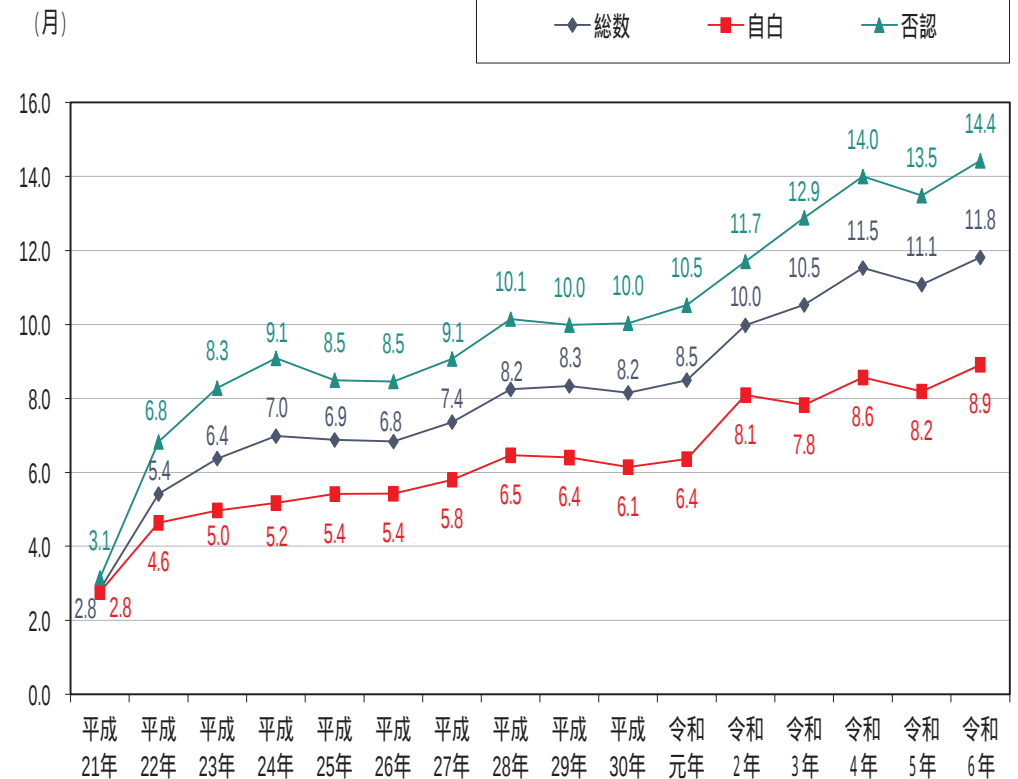
● 新受人員 889人 (R4から50人増加)

● 公判前整理手続期間 11.5月 (R4) → 11.8月

新受人員の推移



公判前整理手続期間の平均の推移



刑事実情調査の結果

公判前整理手続期間の長期化要因等

法曹三者の意識

- 長期化による弊害に対する問題意識は共有あり
- 迅速化が強調されて争点や証拠の整理が不十分になったり、被告人の防御権の行使に支障が生じることへの懸念を示す意見あり

事件内容の変化

- 客観的証拠の増加（防犯カメラ、SNSのメッセージ等）
- 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
- 捜査段階で黙秘する事件の増加
- 追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）の増加

当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

- 証拠開示
 - ・ 広範な証拠開示の請求に伴う開示対象の検討やマスキング・謄写等に時間を要する
- 主張整理等
 - ・ 弁護人の主張明示義務の範囲・時期について共通認識がない
 - ・ 統合捜査報告書の作成・刺激証拠の調整に時間を要する
- 審理計画
 - ・ 未済事件の増加や実審理期間の長期化により、公判期日を指定する日程が限られる

非対象事件の公判準備の実情等

- 裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられ、非対象事件の公判期日を指定する日程が限られる
- 公判前整理手続等が重たい手続であるとしてあまり活用されず、当事者の協力で証拠開示や争点整理をするのに事実上の打合せで対応
- 連日開廷は難しく、立証も五月雨になりがち

検証検討会での議論

公判前整理手続期間の長期化要因等

法曹三者の意識の違い

- 裁判員制度施行当初は法曹三者で協力していこうという雰囲気があったが、現在は立場の違いが先鋭化しており、意識の違いを超えて迅速化のための方策を見出すことが難しい
- 法曹三者で議論して、公判中心主義といった理想に立ち返って迅速化の意義を共有する必要がある

当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮

- 当事者の訴訟活動をめぐる意識の違いは解決が難しく、裁判所による手続のリードをより一層期待したい
- 弁護人の主張明示義務の範囲については、更に議論を深めていく必要がある
- 当事者間のコミュニケーション不足等によって証拠開示や統合捜査報告書の作成等が円滑に進められていない現状を改善する必要がある

今後に向けた検討

- 何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していく必要があり、そのような議論を踏まえた新たなプラクティスを見出すことが不可欠
- 当事者追行主義の下、検察官・弁護人は手続を円滑に進められるよう、より密接なコミュニケーションをとって互いの認識の齟齬を解消していくことが望まれる
- 裁判所においても、手続を適切にコントロールしていく姿勢が求められる

家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

家事事件及び人事訴訟事件の概況

家事事件の概況

● 新受件数

- 別表第一審判事件（成年後見関係等）： 102万0157件
- 別表第二事件（遺産分割、子の監護等）： 10万3263件
- 一般調停事件（離婚等）： 4万7281件

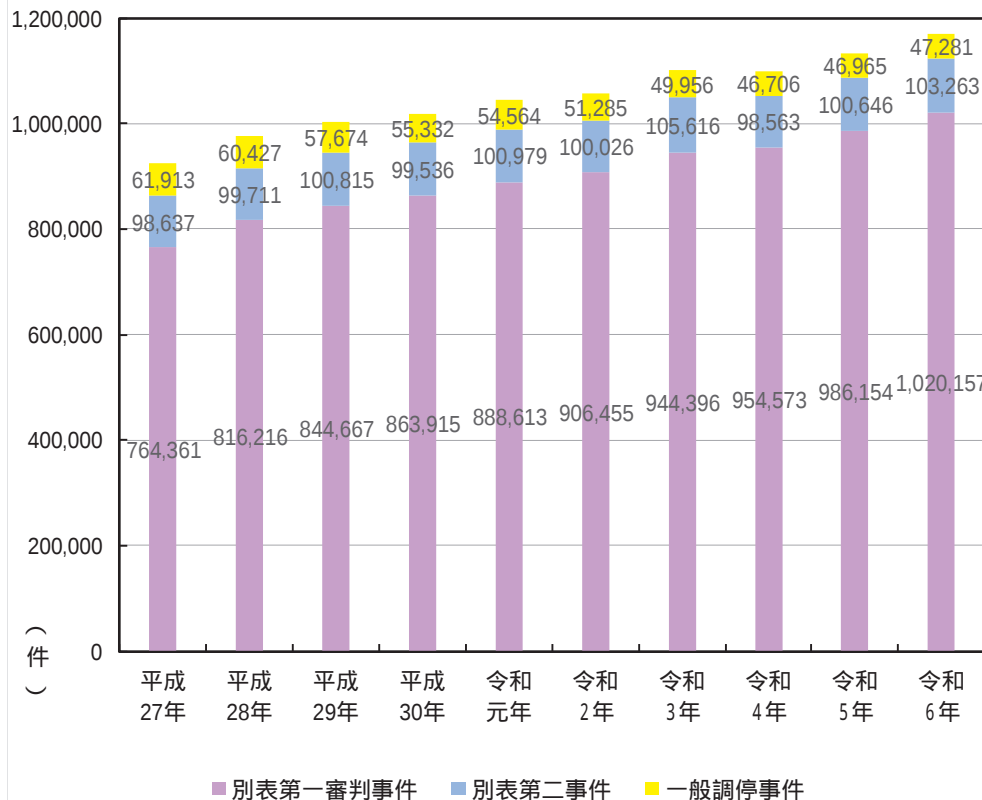
● 夫婦関係調整調停の平均審理期間と平均期日間隔の推移

- 平均審理期間：5.3月（H28）→ 5.8月（H30）→ 6.9月（R2）→ 6.7月（R4）→ 6.8月
- 平均期日間隔：1.6月（H28）→ 1.7月（H30）→ 2.1月（R2）→ 1.9月（R4）→ 1.9月

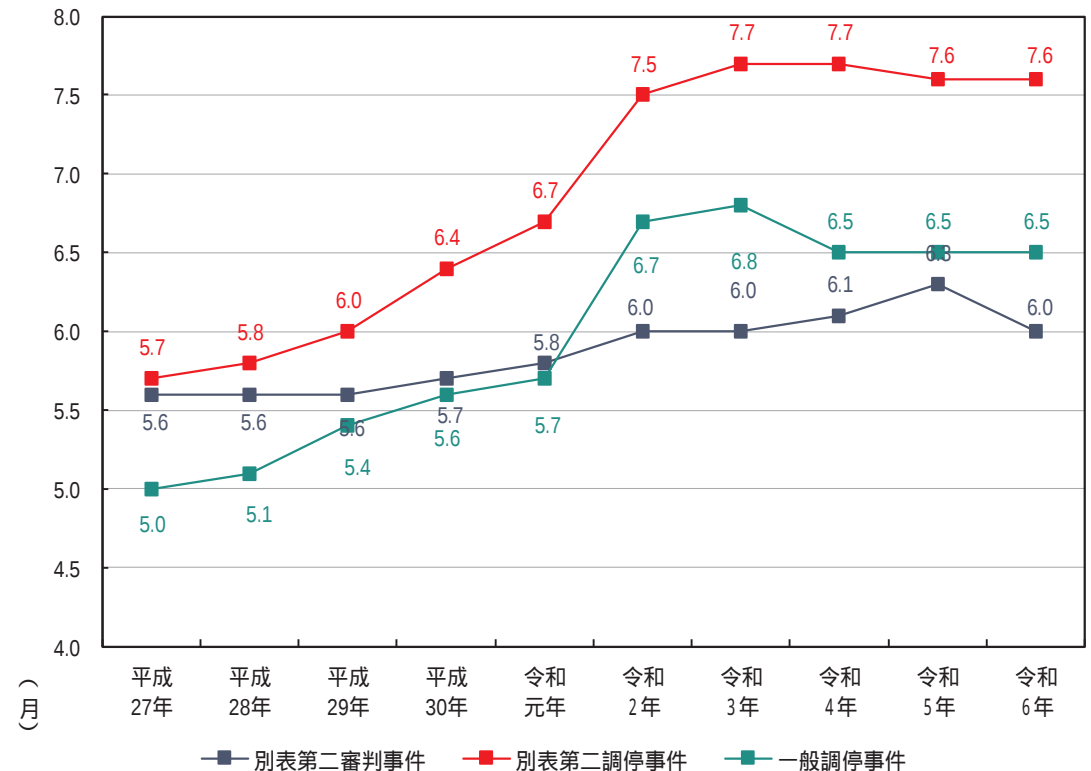
● 事件類型ごとの平均審理期間

- 別表第二審判事件：6.1月（R4）→ 6.0月
- 別表第二調停事件：7.7月（R4）→ 7.6月
- 一般調停事件：6.5月（R4）→ 6.5月

新受件数



平均審理期間



家事事件及び人事訴訟事件の概況

人事訴訟の概況

● 新受件数：8,984件 (R4) → 9,073件

● 平均審理期間：14.3月 (R4) → 14.8月

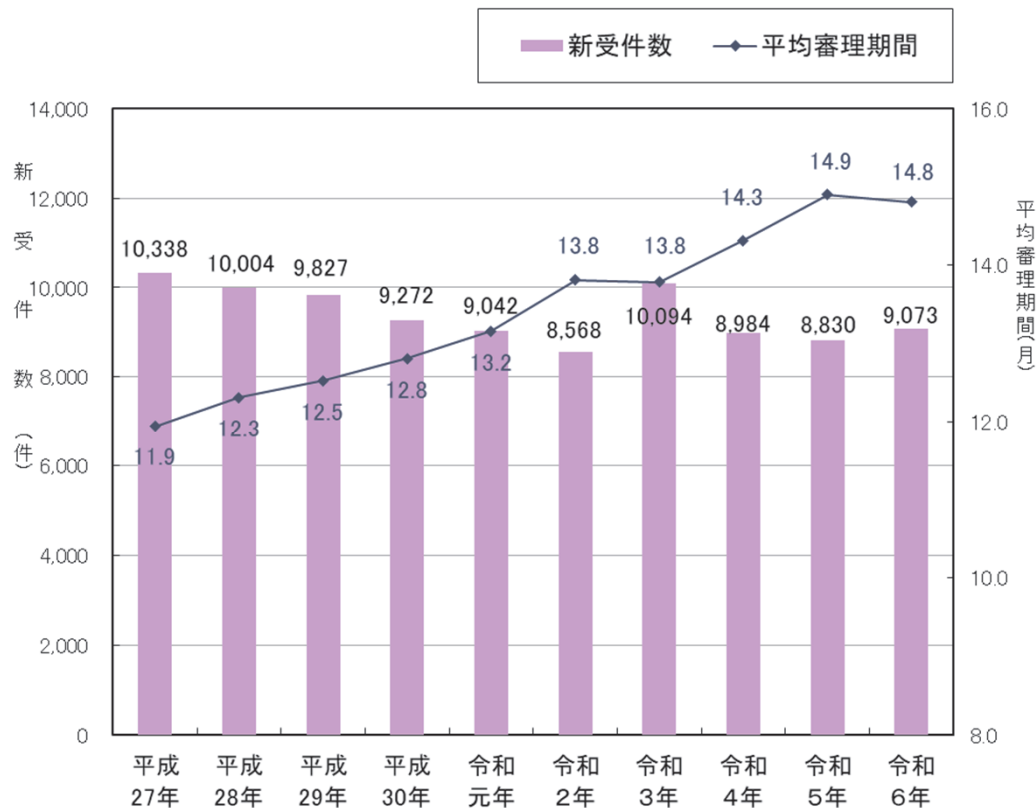
- ・ 6か月以内に終局した事件の割合：22.4% (R4) → 22.8%
- ・ 1年超で終局した事件の割合：49.2% (R4) → 51.1%

● 類型ごとの平均審理期間

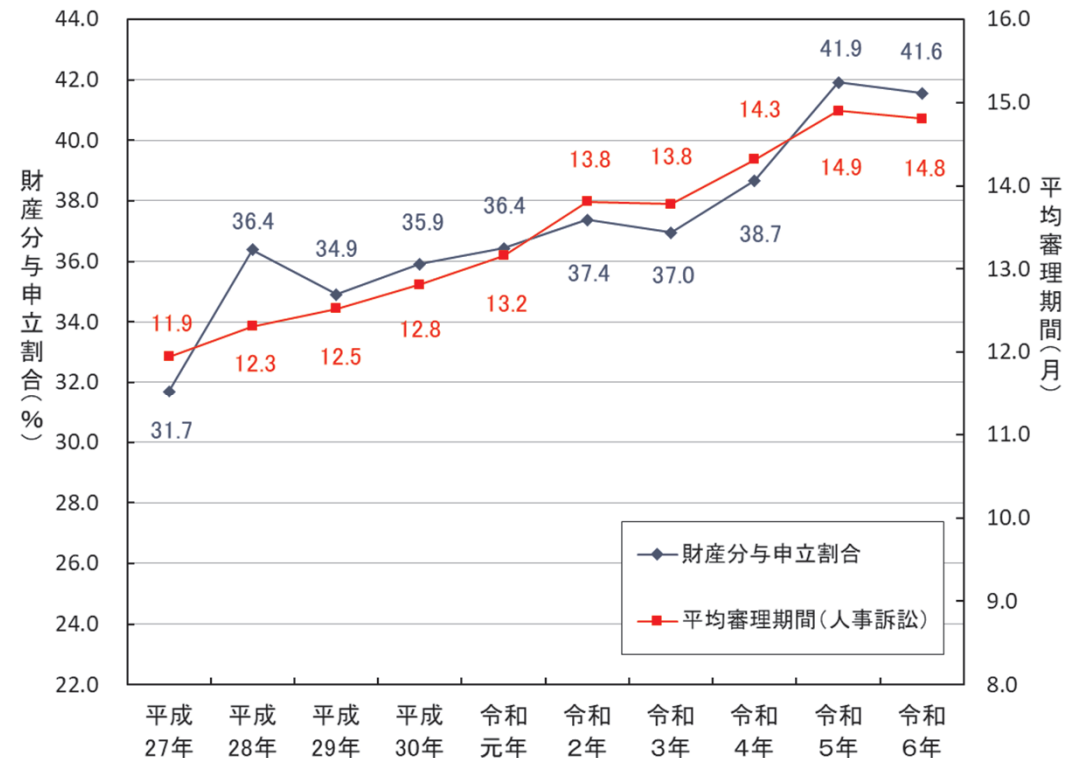
- ・ 財産分与の申立てあり：17.8月 (R4) → 19.2月
- ・ 財産分与の申立てなし：12.7月 (R4) → 12.9月
- ・ 親権者の指定をすべき子あり：14.8月 (R4) → 15.8月
- ・ 親権者の指定をすべき子なし：14.5月 (R4) → 15.2月

財産分与の審理の長期化・申立割合の増加が全体長期化の主因

新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



家実情調査の結果

(大規模家庭裁判所本庁及び中規模家庭裁判所本庁各1庁とこれらに対応する単位弁護士会に属する関係者への聴取で現れた当地の実情)

家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

ウェブ会議等の活用

【大規模裁判所】(R4.10～ウェブ会議利用可)

- 代理人選任事案、DV事案等での積極的な活用
- 非公開性を確保の上、本人事案でも活用拡大を推進
- 説得を試みる場面では出頭を求めるなど対面との使い分け

【中規模裁判所】(R6.2～ウェブ会議利用可)

- 専ら代理人選任事案で活用。今後は本人事案での活用も検討

【弁護士】

- 電話会議と比較すると表情等も分かり意思疎通が容易

事情聴取や期日運営の工夫

【裁判所】

- 評議について、書面・対面を使い分けつつ、適時・有効に活用し、争点を意識した進行方針等を共有
- ホワイトボードを活用した争点整理・当事者との認識共有

【弁護士】

- ホワイトボードの活用等による争点・準備事項の認識共有の取組を評価。更なる活用等の要望も
- 事案や争点に応じた効果的な事情聴取や、そのための調停委員に対する研修の充実等を要望

期日間隔短縮の取組

【大規模裁判所】

- 1期日90分とし、午前1枠、午後2枠の期日枠を設定
- 次回期日指定の調整場面における工夫(中規模裁判所も同様の取組)
- 係間の調停室の融通、2期日指定の積極的活用
- 婚費・養育費事件については3回程度の期日で早期解決を目指す審理(中規模裁判所も同様の取組)

【中規模裁判所】

- 一定期間内に期日調整ができない場合、ウェブ会議、2期日指定等の代替手段を提示
- 調停委員の担当件数が偏らないよう管理

【弁護士】

- 次回期日が2か月以上先になるなど間隔が長すぎることもある
- 長期化の要因として担当曜日が固定化していることがあると思われ、事件の担当係制や調停の時間枠を柔軟にする方策が考えられる
- (中規模裁判所に対応する弁護士会の弁護士から)調停期日の所要時間が長く、時間の目安を設け、午後2枠とすることが考えられる

審判等の見通しの意識・共有・伝達

【裁判所】

- 事案により確度に幅があることを前提に、調停委員会の評議で随時、審判移行後の見通し等を共有
- 当事者に対する見通しの説明は、事案に応じて適時に必要な範囲で、暫定的な心証であると留保を付した上で実施

【弁護士】

- 調停委員会による見通しの説明について、不十分とうかがわれる例や、審判結果と異なった例があるとの指摘

関係職種間の連携、調査官関与の実情

【大規模裁判所】

- 評議が重複した場合の代打制(他の係の裁判官が対応)
- 書記官の事件情報のハブ機能の活性化、評議の前捌き
- 関係職種間でそれぞれの役割分担や家裁調査官の報告書の記載につき意見交換

【中規模裁判所】

- 家裁調査官の当番制を採用

人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

審理の現状

- **財産分与の審理の長期化要因**
 - ・ 根拠のない財産開示要求、多数の調査嘱託の申立て、細かい求釈明等がされた場合、その整理に時間を要することがある
 - ・ 調停段階で十分に整理がなされておらず、訴訟段階になって対象財産を探す段階からスタートすることがある
 - ・ 離婚を争う被告が予備的財産分与の申立てをするかに検討を要することがある
- **離婚原因の審理の長期化要因**
 - ・ ポイントを絞らず長期にわたる経過等が主張された事案において、その整理のために長期化することがある
- **人証調べ前の和解協議での長期化要因**
 - ・ 感情的対立の大きさ
 - ・ 住宅ローン債権者との調整を要する事案
 - ・ 和解案提示後に新たな証拠提出等がなされることがある
 - ・ 当事者が、審理の上で重視されない資料の提出を求めたり、条件を小出しにしたりすることがある
- **本人訴訟について長期化する傾向**

合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等

- **財産分与の審理における工夫**
 - ・ 事前に探索的な調査嘱託は採用しない方針を伝え不必要な申立てを抑止する（弁護士側も、根拠のない調査嘱託申立て等への毅然とした訴訟指揮を評価）
 - ・ 裁判所と弁護士会との意見交換会を行い、財産分与の申立時には、基準時を明らかにすること、申立人側の財産資料を提出することを依頼
 - ・ （弁護士側から）調査嘱託の申立ての採用方針に関して裁判官によって大きな差があることは望ましくない
- **離婚原因の審理における工夫**
 - ・ 長期にわたる経過等が主張された場合、原告側に破綻原因として特に重視する点につき特定を求め、被告側にはその点を中心に認否反論をするよう促す
 - ・ 周辺事情に関する主張立証については、不必要な反論のためだけに期日を重ねることを回避し、拡散防止を図る
 - ・ （弁護士側から）本人の意向に基づき周辺事情を主張せざるを得ない場合でも、裁判官から争点との関係での重要性等について示唆があれば深掘りしない、周辺事情は主張書面に記載せず陳述書に記載してもらう、といった工夫
- **その他の審理の工夫等**
 - ・ 事案に応じて、争点ごとの審理方針の協議、判決までの大まかな進行の確認
 - ・ 財産分与の審理の在り方や審理モデルに関して、弁護士会との勉強会を企画
 - ・ 初期段階で、当事者双方に対して、調停の経緯、反訴・附帯処分の手続き、争点、和解希望等を確認
 - ・ デジタルツールを活用し、財産一覧表を共有するほか、期日間の協議、準備事項等の投稿、提出期限のリマインド通知を行う
 - ・ 陳述書提出を求めるタイミングで尋問期日を仮決めする

検証検討会での議論

家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

期日間隔短縮の取組

- **裁判所側が現在行っている取組**（争点等を意識したきめ細かな期日調整、1か月以内も含めた柔軟な候補日提示、他の係の調停室の融通、2期日指定等）を評価
- 他方で、以下の課題等も指摘
 - ・ 期日間隔について**裁判所側と当事者側の認識の隔たり**が大きい
裁判所側がそれを踏まえ、現状の期日間隔の**長期化要因を的確に把握**した上で**改善に向けた対応を強化することが重要**
 - ・ 期日終了時に当事者双方との間で次回期日までの準備事項等の整理をすることで、更に期日間隔の短縮が進むのではないか
 - ・ 様々な工夫・取組を継続した上でそれらが**期日間隔の短縮等のために実効的なのかを検証していく必要がある**

ウェブ会議の活用

- 事案等に応じてウェブ会議の利用が進みつつあることを評価

その他の課題等

- 調停における訴訟、審判等の見通しの伝達は、事案や当事者のニーズを見極めて行う必要がある
- 調停時間が長いと一部の弁護士側からの指摘について
 - ・ 調停委員会の評議を待つ時間の影響があれば短縮が必要
 - ・ 調停委員が**争点やその日の進行予定等を当事者と共有しつつ、これらを意識し整理しながら聴取を行うことが必要**
 - ・ 争点を意識した聴取等の在り方について、**調停委員に対する研修も重要**

人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

争点整理の現状と評価

- 実情調査で紹介された**計画的な審理**（事前に調査囑託の採用方針を伝えることによる不必要な申立ての抑止、事案に応じ争点ごとの審理方針の協議、判決までの大まかな進行の確認等）を評価
- **審理モデルの策定・弁護士会との共有等が有効**
家庭裁判所と弁護士会との間で定期的に協議や意見交換の場を持つことも、審理の改善につながるのではないかと
- デジタル化により財産一覧表等の活用が工夫され、審理の円滑化につながる

指摘された課題等

- 財産分与の基礎資料が早期に共有される審理運営上の工夫、制度上の対応が必要
- 審理期間長期化の要因は様々なものが考えられる
多角的に対応策を検討していく必要
- 調停段階における人事訴訟を見据えた審理の在り方については、調停と訴訟との性質の相違等を踏まえ、事案や当事者のニーズに応じて検討する必要がある

今後に向けた検討

家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

期日間隔短縮の取組

- 期日間隔短縮に向け、現在、以下のような**実効的な取組**が行われている
 - ・ 次回期日を一定期間内とするための運用ルールや候補日のツールの見直し
 - ・ 午後 2 枠制の導入やこれを実現するための 1 回当たりの時間枠の設定
 - ・ 調停室の係間の融通等も含めた次回期日の柔軟な設定
 - ・ 2 期日指定
- もっとも、調停期日の間隔は、コロナ禍で長期化した後、コロナ禍前の水準に回復して**おらず**、実情調査における弁護士側からの指摘や検証検討会での指摘も踏まえ、**更なる対応強化を図ることが重要**
各家庭裁判所が**各種取組の情報を共有し、それぞれの長期化要因やその実情に応じて取り入れるほか、効果検証やこれを踏まえた改善を重ねるなどして、継続的に効果的な取組を進めていく必要性が高い**

その他の調停運営改善の取組

- **ウェブ会議**の利点（電話会議と比較したコミュニケーションの取りやすさや、当事者の出頭の負担軽減、期日調整のしやすさ等）を踏まえれば、当事者本人も含め**更なる利用の拡大**が望まれる
- **調停運営改善のその他の取組**（メリハリのある事情聴取、準備事項等の確認・明確化等の工夫、審判等の見通しの適切な共有と伝達、調停委員会の評議の充実や関係職種間の適切な連携等）についても、**効果検証・改善をしつつ継続していくことが必要**

人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

長期化要因とこれに対する訴訟指揮・審理の工夫等

- 長期化要因
 - ・ 財産分与：当事者が財産資料の任意開示に応じない、多数の調査嘱託や求釈明等がなされその整理に時間を要する等
 - ・ 離婚原因：周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返される
- 訴訟指揮・審理の工夫等
 - ・ 財産分与：調査嘱託の採用方針を明示して濫用的な申立てを抑止
 - ・ 離婚原因：周辺事情に関する主張立証の応酬について**裁判官が適切に訴訟指揮**をすることで長期化を回避

審理モデルの策定と弁護士会との共有等

- 左記のような訴訟指揮・審理の工夫等について**審理モデルとして策定して裁判所内で共有・承継した上で、弁護士会とも共有することが有益であり、当事者の訴訟活動の効率化や審理期間短縮にもつながる**
- 各家庭裁判所の実情に応じて、**審理の在り方についての弁護士会との意見交換等**を進めていくことも重要



裁判手続のデジタル化の 今とこれから

1 はじめに

令和4年5月25日に公布された民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）は、民事訴訟手続を全面的にデジタル化（オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付等）するものであり、改正法の公布日から起算して4年以内の施行が予定されている。改正法の施行に先立ち、現行民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面や書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints」（ミンツ））が導入されている。

その後、民事訴訟手続以外の民事裁判手続に関する法律もデジタル化に向けて改正された。これらの改正の影響が裁判手続の審理運営に変化をもたらすことは必至であり、裁判の迅速化の観点からも一定の影響があることが想定される。

今般、デジタル化に伴う裁判手続の具体的な変化について、検証検討会において最高裁判所から説明がされ、委員の間でも意見交換がされたところである。そこで、本章においては裁判手続のデジタル化の現在地を概観するとともに、検証検討会での議論を紹介する。

まず、民事訴訟手続、民事執行手続・倒産手続といった民事非訟手続、家事事件手続等の各裁判手続について、デジタル化がどのように展開しているかを概観したものが、【図1】である。

すなわち、民事及び家事の各手続については、令和2年に民事訴訟手続においてウェブ会議を用いた争点整理手続の運用を開始したのを皮切りに、家事調停手続、家事審判手続、人事訴訟の争点整理手続等、多くの手続において、ウェブ会議が活用されるに至っている。特に令和6年3月からは、法廷で行われる民事訴訟手続の口頭弁論手続においてもウェブ会議を行うことが可能となった。

ウェブ会議を用いた審理運営については、民事及び家事の各分野につき後記2、3で改めて報告をする。

法改正についても補足すると、民事訴訟手続については令和4年に、民事非訟手続・家事事件手続等については令和5年に、それぞれデジタル化のための法律が成立している。

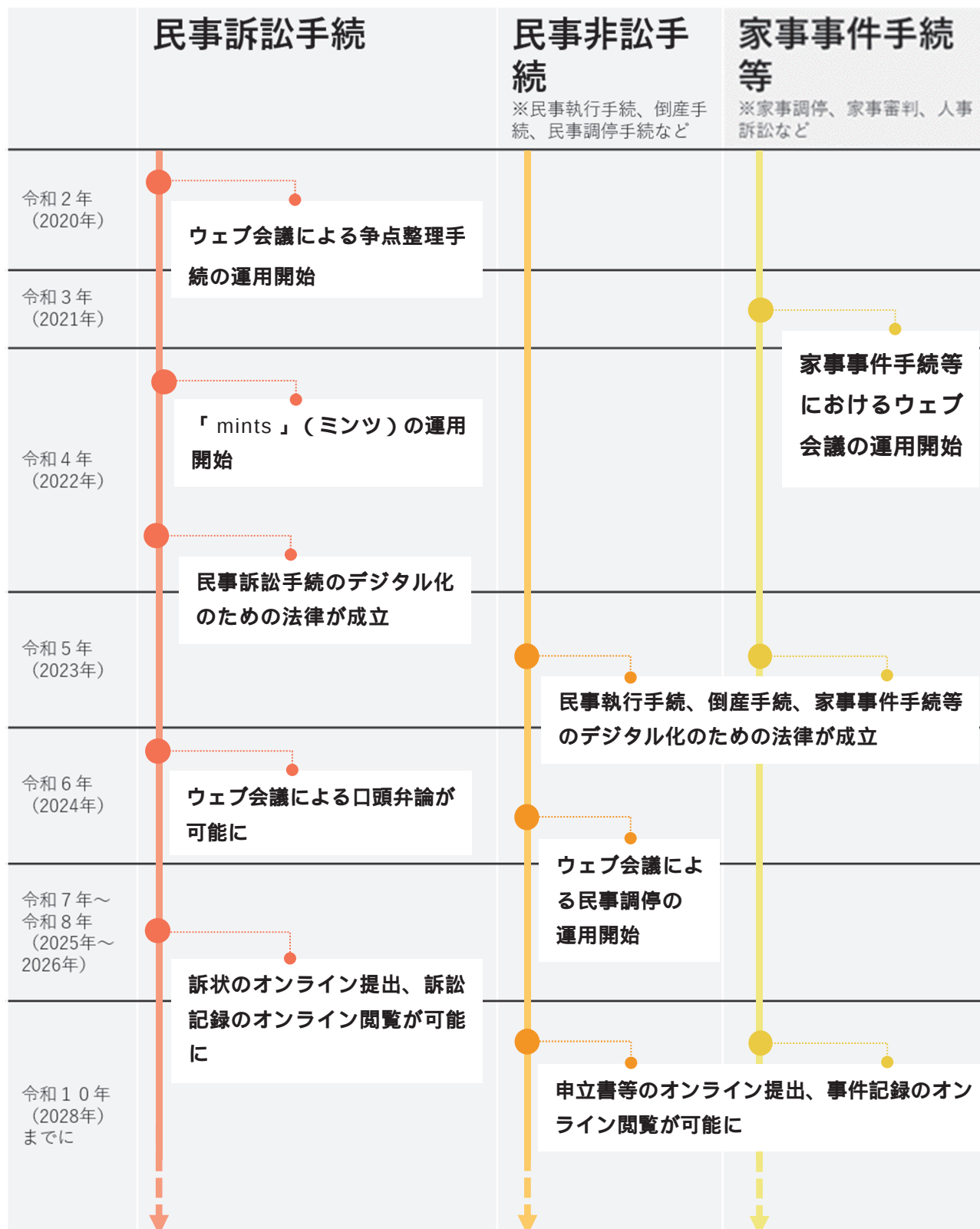
これらの改正法においては、上記口頭弁論手続におけるウェブ会議の利用に関する規定が盛り込まれているほか、訴状等の書類のオンライン提出や訴訟記録の電子データ化なども定められており、紙の書類・記録を前提としていたこれまでの世界から大きく変わることになる。

民事訴訟手続のデジタル化に関する改正法は令和8年5月まで、民事非訟手続・家事事件手続等のデジタル化に関する改正法は令和10年6月までに施行される予定であり、裁判所においては、これらの時期に間に合うようシステム開発等、必要な準備が進められている。

なお、改正法によって書類のオンライン提出等が可能になるところであるが、上記のとおり、令和4年に、改正前の民事訴訟法に基づいて、準備書面や書証の写し等の書類をオンラインで提出できるシステムとしてmintsが導入されており、既に民事訴訟の一部の書類については、オンライン提出が実現し、全ての高等裁判所・地方裁判所で利用されている。ただし、現在は、このシステムによっても裁判所において紙の記録を作成しており、この点が改正法の前後で異なる点である。

刑事手続については、令和7年5月に、書類の電子データ化や発受のオンライン化（いわゆるオンライン提出）等を内容とする捜査や公判手続のデジタル化について定めた刑事訴訟法等の改正法が成立した。

【図1】裁判手続のデジタル化のスケジュール



2 民事訴訟手続のデジタル化

1 フェーズ1～3について

従前の民事訴訟の手続においては、原告が訴状を紙媒体で持参又は郵送等の方法により裁判所に提出して手続が開始され、その後も、当事者が主張・反論や立証を行うためには、準備書面や証拠書類のコピーを紙媒体で裁判所と相手方当事者に提出、送付する必要がある、裁判所としても、提出された紙媒体の書面を記録として保存管理する必要があった。また、裁判所における手続については、原則として、当事者は、裁判所に出頭する必要があった。

そうした中、社会全体のデジタル化の進展を受け、利用者目線で裁判手続等のデジタル化を推進する方策について検討が行われ、平成30年3月30日に、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」による検討結果が取りまとめられた。その中で【図2】のとおり、主張・証拠の提出をオンライン提出に一本化したり、訴訟記録を電子記録に一本化したりするなどの「e提出」、主張・証拠への随時のオンラインアクセスや、期日の進捗状況等のオンラインでの確認を可能とするなどの「e事件管理」、ウェブ会議やテレビ会議を導入・拡大し、争点整理手続段階においてデジタルツールを活用するなどの「e法廷」という「3つのe」の実現を目指すこととされた。

この「3つのe」の実現については、3つのフェーズに分けて、順次新たな運用を開始していくべきとされた。まず、フェーズ1は、旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を、フェーズ2は、当事者双方がウェブ会議により参加する弁論準備手続期日やウェブ会議による口頭弁論期日等の、法改正によって直ちに実現可能な運用を、フェーズ3は、法改正のほかシステムの開発・導入等を経て初めて実現可能なオンライン申立て等の運用を、それぞれ意味する。

この法改正については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布された。改正法の内容は段階的に施行することとされている（いわゆるフェーズ2のうち、後述する双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、

ウェブ会議による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっている。）。

【図 2】

H30.3 「裁判手続等のIT化検討会」取りまとめ

民事訴訟手続のデジタル化

= 「 3 つ の e 」

これまでは…



e提出



e事件管理



e法廷

フェーズ1 旧法下でも可能なウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用

e法廷

フェーズ2 法改正によって直ちに実現可能な運用（ウェブ会議による口頭弁論期日等）

e法廷

フェーズ3 法改正+システムの開発・導入等により実現可能な運用（オンライン申立て等）

e提出

e事件管理

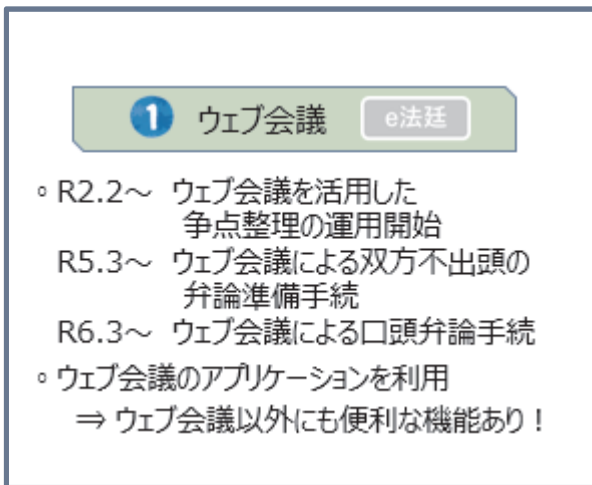
➡ R4.5.25 民事訴訟法等の一部を改正する法律公布（段階的に施行）

以上のとおり、「3つのe」の実現に向けてデジタル化の歩みが進められているところであるが、以下それを支える3つの柱について最高裁判所から説明された（令和6年7月実施）。

2 ウェブ会議について

1つ目の柱は、e法廷の一環としてのウェブ会議の活用である。まず、ウェブ会議については、【図3】のとおり、裁判所では、令和2年2月に、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、支部も含めた全国の高等裁判所・地方裁判所及び簡易裁判所で運用が実施されている。令和5年3月からは、当事者双方がウェブ会議により参加する弁論準備手続期日も実施可能となり、令和6年3月からは、ウェブ会議による口頭弁論の運用も開始した。

【図3】



ここで裁判所におけるウェブ会議の活用例について一部紹介する。

裁判所において利用しているウェブ会議のアプリケーション¹では、単にウェブ会議を行うだけではなく、種々の便利な機能を利用することができる。例えば当事者と裁判所との間でグループを作成して、その中で、ウェブ会議やデータの共有などを行うことができる。具体的には、事件ごとに裁判官、原告代理人、被告代理人でひとつのグループを作成すれば、簡単にそのグループ内で会議を開催することができる。

また、グループごとにスレッドが作成されるので、ウェブ会議を開催しなくても、スレッドにメッセージ

を投稿することにより、スレッド上で裁判所と当事者が情報共有をすることもできる。このスレッド上でのメッセージが「投稿」と呼ばれるものであり、今回実情調査においても紹介があったものである（108頁参照）。デジタル化前においては、裁判所と当事者が口頭で議論を行った後、その結果を調書に記載しても、それは裁判所にある記録に編綴されるものであり、調書の内容を確認するには、当事者が積極的に記録の閲覧の手続をとらなければならなかった。これに対して、この「投稿」機能は、自席にしながら即時にメッセージを送信することができる気軽さはもちろん、投稿されたメッセージはこのスレッド上に保存されるので、当該グループ内、すなわち、裁判官と当事者の間で適時に認識を共有するために非常に便利な機能であるとして活用されている。

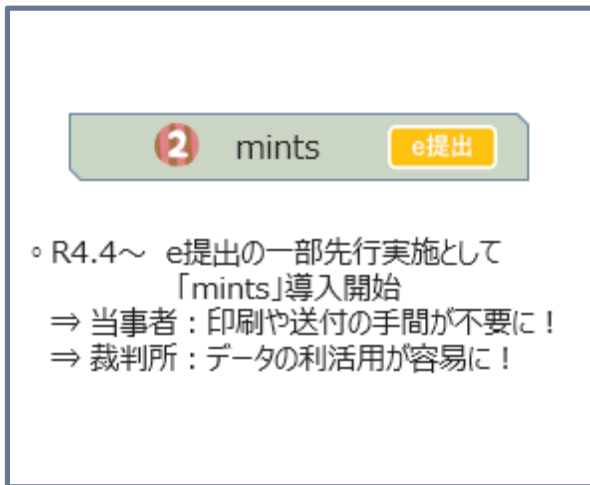
さらに、グループ内で、ワープロソフトや表計算ソフト等のファイルを共有することもできる。例えば、原告の主張と被告の主張を対比する表を作成する場合、デジタル化前は、原告が一覧表の原告主張欄に記載した場合には、紙で裁判所に提出し、これについて被告が被告主張欄に記載を加えたものがまた裁判所に提出され、さらに原告が加筆をしたものが提出されるといったことが行われていた。これについても、グループ内でファイルを共有すれば、途中経過の一覧表をその都度印刷することなく、データで確認することができる。また、ファイルを共有していれば、そのファイルにコメント等も付すことができるので、疑問点等についても気軽に確認できるようになる。このように印刷や提出の手間が省けることなどによって、一覧表を使った効果的な審理がより手軽にできるようになったといえる。

双方当事者がウェブ会議で争点整理手続に参加することが可能になったことによって、遠隔地にいる場合にも期日に参加することができ、期日を調整することが容易になったが、それだけでなく、デジタルツールを活用することによって争点整理の運営そのものも効率化されてきたといえよう。

¹ 現在、裁判所において、民事訴訟についてはウェブ会議のアプリケーションとして、Microsoft CorporationのMicrosoft Teamsというアプリケーションを用いている。

3 mintsについて

【図4】



2つ目の柱は、e提出の一環としてのmintsの導入である。フェーズ3におけるe提出の一部先行実施として、【図4】のとおり、令和4年4月、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステムであるmintsの運用が、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で開始された。その後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高等裁判所・地方裁判所で運用が実施されている。mintsの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟

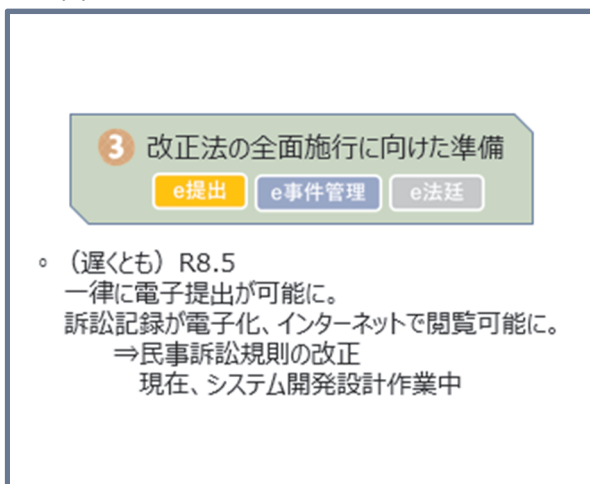
代理人（弁護士）にとっては、mintsによる電子提出の方法に習熟することが望ましいと考えられているところである。

電子提出が可能になると、当事者にとっては、印刷や送付の手間を省くことができ、事務の効率化が図られることになるほか、外出先から相手方の提出書類の内容を即時に把握することが可能となる、期日出頭の際も、分厚い訴訟記録の持ち運びが不要になるなどのメリットがある。また、裁判所にとっても、当事者の主張がデータで提出されることにより、データの利活用が可能となる、自席から複数人が同時に記録にアクセスが可能となるなどのメリットが考えられる。

4 改正法の全面施行に向けた準備について

最後の柱は、3つのeの全てに関わるものとして、改正法の全面施行に向けたシステム開発や規則の整備である。

【図5】



フェーズ3に関しては、【図5】のとおり、遅くとも令和8年5月までに、改正法が全面施行され、当事者による書面の電子提出が一律に可能となるとともに、訴訟記録が電子化され、インターネット上で閲覧することが可能となる。現在、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則の改正が行われ、このようなe提出・e事件管理を実現するための国民・裁判所職員向けのシステムについて、改正法・改正規則の内容を踏まえて、鋭意開発設計作業が進められている。e法廷に関しては、ウェブ会議の方法は争点整理等の手続において広く利用され、実務に定着している。令和6年3月

にはウェブ口頭弁論の運用が開始され、フェーズ3の開始に向けて順調に運用されている。

5 デジタル化と審理運営改善について

このように民事訴訟の完全デジタル化に向けた準備が進められているところであるが、裁判所においては、民事訴訟手続のデジタル化は、現在のプラクティスに単にデジタルツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えられている。

平成22年以降、地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は緩やかな減少傾向にあるが、既済事件の平均審理期間は長期化傾向が続いており、特に争点整理手続の期間が長期化している。また、社会情勢の変化、情報通信技術の進展等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっている。

このような中で、裁判所においては、紛争解決機関として期待された役割を十分に果たしていくことができるよう、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供していく必要がある。また、限られた司法資源を最大限に有効活用し、こうした役割を持続的に果たしていくためには、デジタル化を契機として裁判手続を合理化・効率化することが必要であり、民事訴訟の審理運営の改善に取り組んでいくことが重要と考えられる。

上記で説明されたウェブ会議の活用による機動的な期日指定や、ウェブ会議のアプリケーションの機能の一つであるデータ共有機能を活用した裁判所と当事者の認識共有等はこうした取組の一環であるが、裁判所においては、民事訴訟手続のデジタル化を踏まえ、民事訴訟の合理化・効率化に向けてさらに取り組んでいくことを考えている。

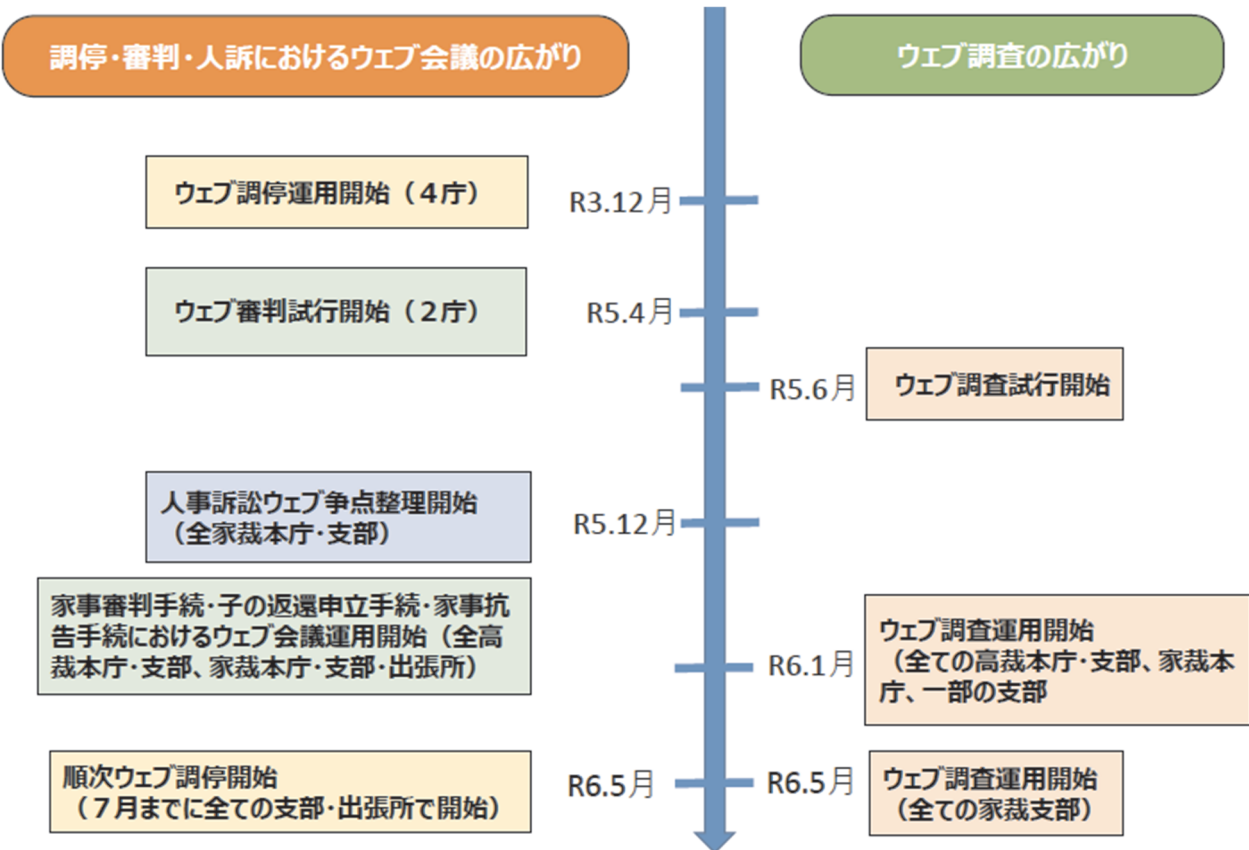


デジタル化＝民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機に！



3 家事事件手続等のデジタル化

1 家事デジタル化の進捗状況について



（１）家事調停手続におけるウェブ会議の広がりについて

家事調停手続におけるウェブ会議については、令和３年１２月以降、家庭裁判所本庁４庁でウェブ会議による試行を開始した後、順次運用を拡大し、令和６年２月以降、全家庭裁判所本庁へと拡大されるに至っている。また、同年５月以降、支部・出張所でも運用が順次開始され、同年７月には、全国の支部・出張所において運用が開始された。

（２）家事審判手続におけるウェブ会議の広がりについて

家事審判手続におけるウェブ会議については、令和５年４月から家庭裁判所本庁２庁で試行を開始し、同年６月から、別の家庭裁判所本庁２庁で後見開始の審判申立事件の受理面接等の参与員の説明聴取における試行を開始した上で、同年１２月下旬から、全ての高等裁判所本庁・支部、家庭裁判所本庁・支部・出張所において、家事審判手続・子の返還申立手続・家事抗告手続での運用を開始している。

（３）人事訴訟におけるウェブ会議の広がりについて

人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議については、令和５年６月から同年１２月１９日まで家庭裁判所本庁２庁での試行を実施した上で、同年１２月下旬から、全ての家庭裁判所本庁・支部において運用を開始している。

（４）家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の広がりについて

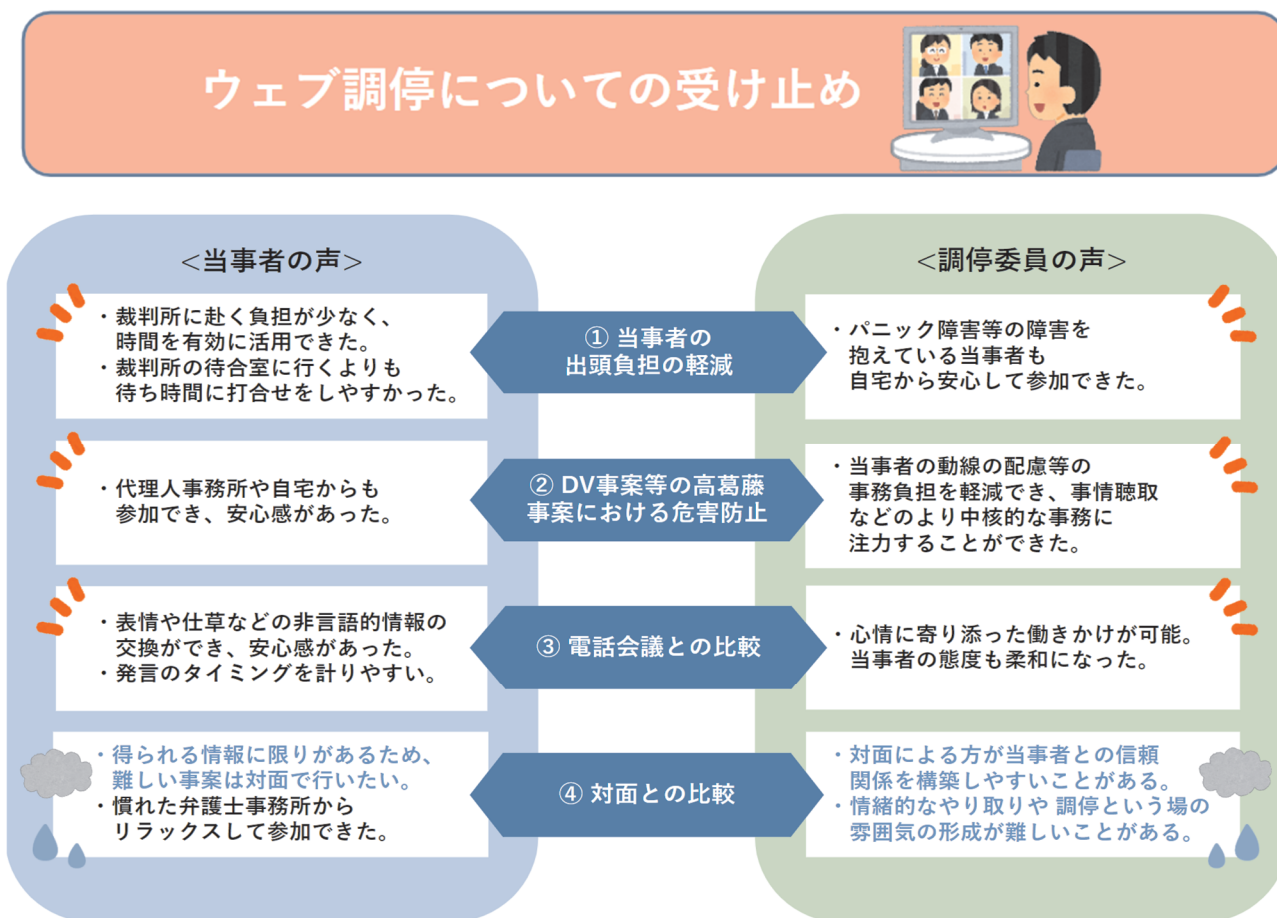
家庭裁判所調査官の調査におけるウェブ会議の利用（以下「ウェブ調査」という。）については、令和５年６月１日から令和６年１月５日まで、家庭裁判所本庁４庁において試行を実施した。試行期間を通じて、様々な調査場面でウェブ会議が活用され、調査の目的が達成できなかった事例や非公開性の確保という点で問題が生じた事例はなく、ウェブ調査が汎用性の高い調査方法であることが確認された。令和６年１月に全

ての高等裁判所本庁・支部、家庭裁判所本庁及び一部の支部においてウェブ調査の運用を開始し、同年5月には、全ての家庭裁判所支部においてウェブ調査の運用を開始している。令和6年1月から令和7年3月までにウェブ調査を実施した事件の累計は、7,700件を超えている。

2 家事調停手続におけるウェブ会議の活用について

家事調停手続において令和3年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、5万3000件を超えている。

【図6】



ウェブ調停についての当事者や調停委員の受け止めとしては、【図6】のとおり、当事者の出頭負担が軽減できた、DV事案等の高葛藤事案における危害防止が容易になった、表情や仕草等の非言語的情報の交換ができる、発言のタイミングを計りやすいなどの点で、電話会議に比べてメリットがあった、といった好意的なものが多く、一方で、得られる情報に限りがある、情緒的なやり取りや調停という場の雰囲気の形成が難しいことがあるなどの点で、対面での調停がふさわしい事案や場面があるとの意見もあった。

3 家事審判手続におけるウェブ会議の活用について

家事審判手続において令和5年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、5,700件を超えている。

試行段階からウェブ会議の利用の多かった別表第二審判事件において、ウェブ会議のアプリケーション²

² 現在、裁判所において、家事事件についてはウェブ会議のアプリケーションとして、Cisco Systems, Inc.のCisco Webexを用いている。

を利用した事案では、民事訴訟と同様に、投稿欄やファイル共有機能を活用して表や調停案の共有をできたことが利点として挙げられている。すなわち、投稿欄で期日間の準備事項、期日での確認事項、次回までの準備事項等を記載するなどして当事者双方との認識共有を図ることができたこと、遺産分割事件の遺産目録や財産分与事件の財産一覧表等をファイル共有機能を用いて共有することで円滑な審理を行うことが可能となったことなどがウェブ会議を活用することの利点として紹介されている。また、ウェブ会議の活用により、高葛藤の事案において、当事者双方が直接接するのを避けつつ、当事者と裁判官の間では顔を見ながら円滑なコミュニケーションを図ることができた、DV被害の主張のある事案において安全・安心を確保した上で審問を実施できた等の利点も挙げられている。

4 人事訴訟の争点整理手続におけるウェブ会議の活用について

人事訴訟の争点整理手続において令和5年12月から令和7年3月までにウェブ会議を実施した事件の累計は、4万1000件を超えている。

ウェブ会議の便利機能の活用による審理運営上の工夫としては、民事訴訟と同様に、一覧表や投稿欄の活用が挙げられている。例えば、双方当事者に入力済みの財産一覧表を使用しているアプリケーションにアップロードしてもらい、当事者双方及び裁判所においてデータを共有した例が多く、他にも財産分与が争点となる離婚訴訟において、財産一覧表の作成要領等の説明書面をあらかじめ使用しているアプリケーションにアップロードしておき、画面共有機能を用いて説明しながら当事者に一覧表の入力を働きかけた例や、アップロードされた財産一覧表を期日で画面共有機能を用いて当事者双方に示し、口頭での議論を踏まえてその場で修正し、修正後の財産一覧表をアップロードして当事者と共有した例もあった。また、投稿欄については、【図7】のように書記官、裁判官、当事者がそれぞれの立場で活用しており、充実した期日間準備につながる工夫もされている。

【図7】

審理運営の工夫～投稿欄の活用例

書記官

- ◇ グループ登録完了連絡、留意点周知
- ◇ 期日調整、期日連絡、決定告知
- ◇ 期日終了後の協議結果、次回までの準備事項、次回期日等の投稿
- ◇ 書面提出期限の連絡、書面提出の催促
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード）
- ◇ 調査囑託回答書到着に関する連絡

裁判官

- ◇ 期日終了後の協議結果、次回までの準備事項、次回期日等の投稿
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード、条項についての意見交換等）
- ◇ 期日間の意見交換等（財産分与基準日、財産一覧表の作成についての連絡等）

当事者

- ◇ 財産一覧表等のファイルのアップロード
- ◇ 期日間の意見交換等
- ◇ 和解案（和解条項案のアップロード、条項についての意見交換等）

4 検証検討会での議論

検討会においては、上記説明を受けて、デジタルならではの利点というものに着目し、単に紙を電子にするだけではなく、デジタルの機能を使ってどうやって裁判が効率的に運営できるのかというところから検討を求める意見があった。

この点、民事訴訟手続については、実情調査の結果を踏まえて、mintsを利用して提出されたデータを活用して、審理の迅速化のみならず、裁判の質の向上に資する取扱いができるのではないかといった指摘や当事者から提出されたデータを合議体で共有しながら議論ができるといった指摘もあり（113頁— 3「検証検討会での議論」）。今後もデジタルツールを活用した審理の工夫が加速することを期待したい。

また、現状では、全国的に見るとまだmintsが広く利用されているとはいえないが、フェーズ3に向けて、訴訟代理人（弁護士）はmintsを用いて電子提出の方法に習熟することが望まれているところであり（37頁参照）、改正法の施行後には電子提出のシステム利用の実情は大きく変わるのではないかといった意見もあった。

このような検証検討会での議論等も踏まえて、今後さらに改正法施行後の裁判手続について、裁判所と弁護士とで認識を共有し、それぞれ習熟をはかることが重要であるといえる。



地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1 . 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成 21 年をピークにして減少傾向が続いていたが、近年は増加に転じている。

平均審理期間を見ると、平成 22 年頃から令和 3 年までおおむね長期化傾向が続いた後、令和 5 年以降は短縮している。審理期間が 2 年を超える事件の割合も、前回の 9.9% から 7.6% に減少した。平均争点整理期日回数は若干減少し、平均期日間隔も若干短縮し、全体として、争点整理期間が短縮している。また、係属期間が 2 年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年減少傾向が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が 45.8%、和解で終局した事件の割合が 32.8%、取下げで終局した事件の割合が 18.1%）と比べ、判決で終局した事件の割合が 50.5% と増加した一方で、和解で終局した事件の割合が 31.6%、取下げで終局した事件の割合が 14.0% とそれぞれ減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約 24%（判決で終局した 5 割強の事件のうち、対席判決によるものが 5 割弱）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあり、令和 6 年は前回より減少し、人証調べ実施事件における平均人証数は前回とほぼ同様である。

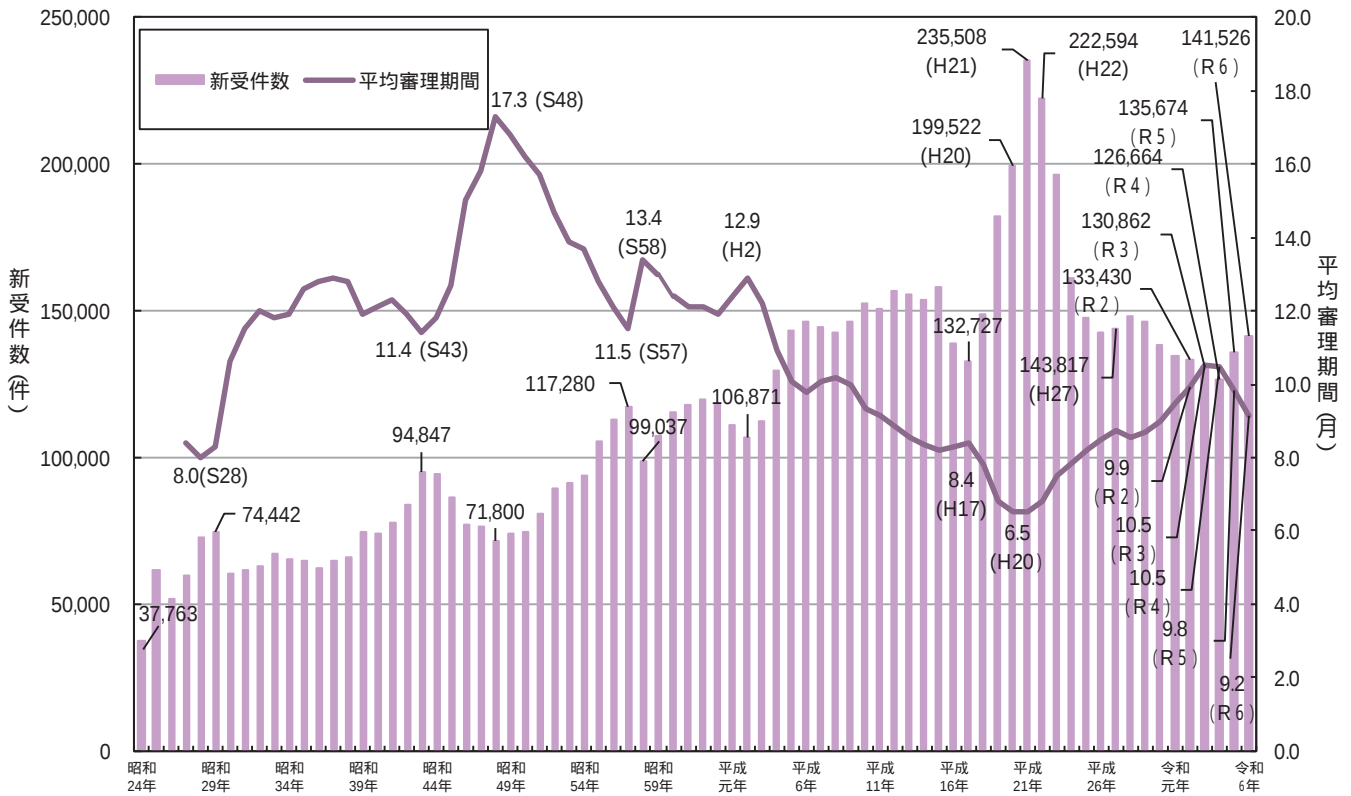
上訴率については、平成 28 年以降は減少する傾向にあり、令和 6 年は 16.7% であり、令和 4 年（20.8%）より減少している。

合議率については、平成 30 年まで、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間 2 年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも増加する傾向にあったが、令和 6 年は、合議事件数は減少する一方、合議率は 29.6% であり、前回（29.1%）より若干増加している。

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図 1】のとおりである。

【図 1】 新受件数及び平均審理期間の推移

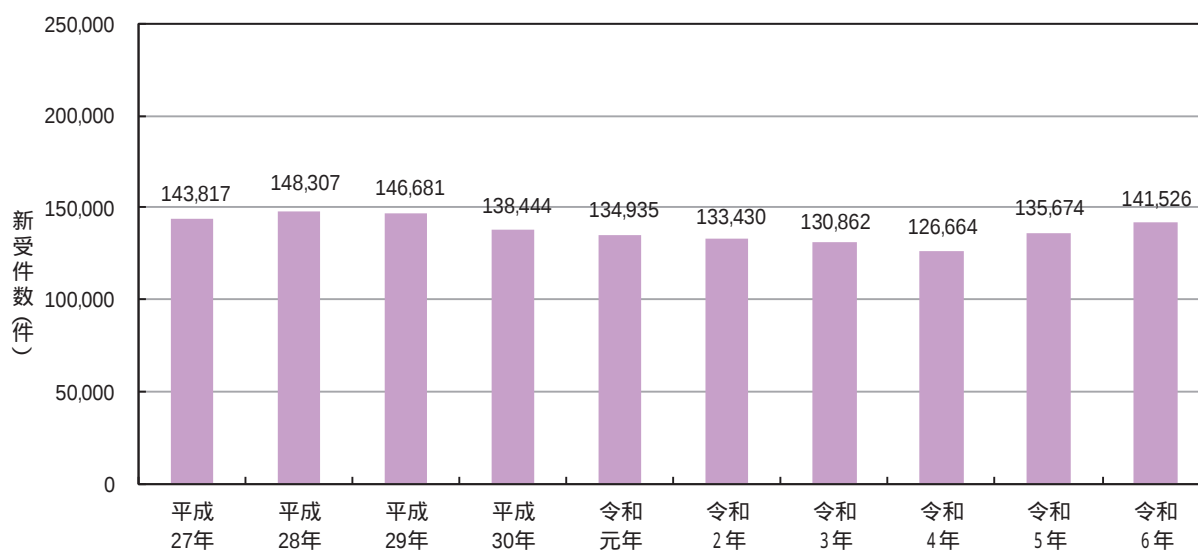


新受件数²は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後は長らく減少傾向が続いていたが、令和5年に増加に転じ、令和6年は14万1526件となっている（【図 1】【図 2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

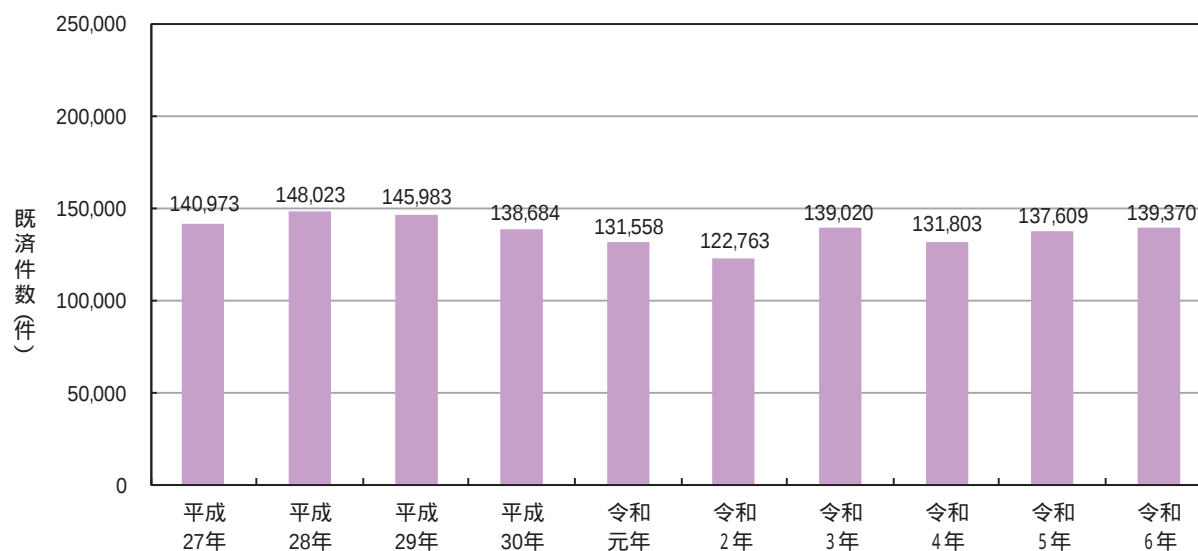
² 第3回から第8回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理（以下「本件除外処理」という。）を採用していたが、第9回報告書において、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした（本件除外処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下、本件除外処理を改めた理由の詳細は、第9回報告書56頁注2以下参照）。本報告書でも、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象としている。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、令和2年まではおおむね減少傾向にあったが³、令和3年に増加し、それ以降はほぼ横ばいとなっており、令和6年は13万9370件となっている。

【図3】 既済件数の推移



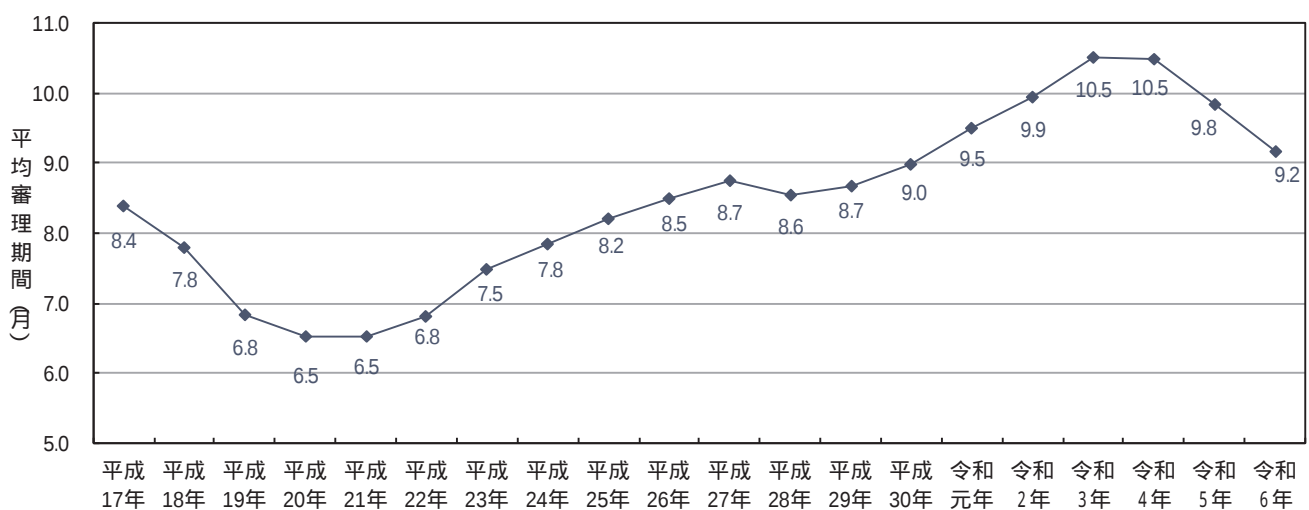
³ ただし、令和2年における減少の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成 18 年（7.8 月）以降平成 20 年（6.5 月）まで顕著に短縮した後、平成 22 年（6.8 月）以降はおおむね長期化傾向にあったものの、令和 5 年以降は短縮されて令和 6 年は 9.2 月となり、前回（10.5 月）より短縮した（【表 4】【図 5】）。⁴

【表 4】 既済件数及び平均審理期間

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
平均審理期間(月)	9.2

【図 5】 平均審理期間の推移



⁴ ただし、令和 2 年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われ、また、令和 4 年以降の平均審理期間の短縮の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処理が滞り長期化していた事件が減少してきたことによるものとも思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表 6】のとおりである。

既済件数については、「建物」（4 万 0474 件）、「金銭のその他」⁵（2 万 9156 件）、「その他の損害賠償」（2 万 3489 件）、「交通損害賠償」（1 万 3746 件）の順に多く、「建物」⁶（4 万 0474 件）が前回（2 万 9284 件）より 1 万 1190 件増加したが、その他の事件類型については前回までの調査結果と大きな変化はない。

平均審理期間については、件数の少ない「公害差止め」（5 件）を除くと、長い順に、「責任追及等」⁷（30.0 月）「建築瑕疵損害賠償」（26.9 月）、「医療損害賠償」（24.9 月）、となっており、「労働」（16.7 月）は長期化傾向が継続しているものの、ほぼ全ての事件類型において短縮した（第 10 回報告書 85 頁【表 6】参照）。

【表 6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
総 数		139,370	9.2
金 銭	売買代金	1,414	9.5
	貸 金	5,646	7.6
	立替金	2,391	3.8
	建築請負代金	1,386	17.8
	建築瑕疵損害賠償	434	26.9
	交通損害賠償	13,746	12.3
	医療損害賠償	676	24.9
	公害損害賠償	67	19.6
	その他の損害賠償	23,489	14.7
	手形金	2	3.0
	手形異議	13	15.8
	金銭債権存否	1,116	10.3
	労働金銭	2,659	15.8
	知的財産金銭	247	15.4
	金銭のその他	29,156	8.7

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
建 物		40,474	3.8
土 地		6,016	9.2
土地境界		285	17.4
労 働		932	16.7
知的財産		246	15.5
請求異議		240	9.6
第三者異議		45	9.3
公害差止め		5	41.7
責任追及等		48	30.0
共通義務確認		-	-
その他		8,637	10.9

⁵ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる（第 5 回報告書概況編 17 頁脚注 3 参照）。

⁶ 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる（第 5 回報告書概況編 18 頁脚注 5 参照）。

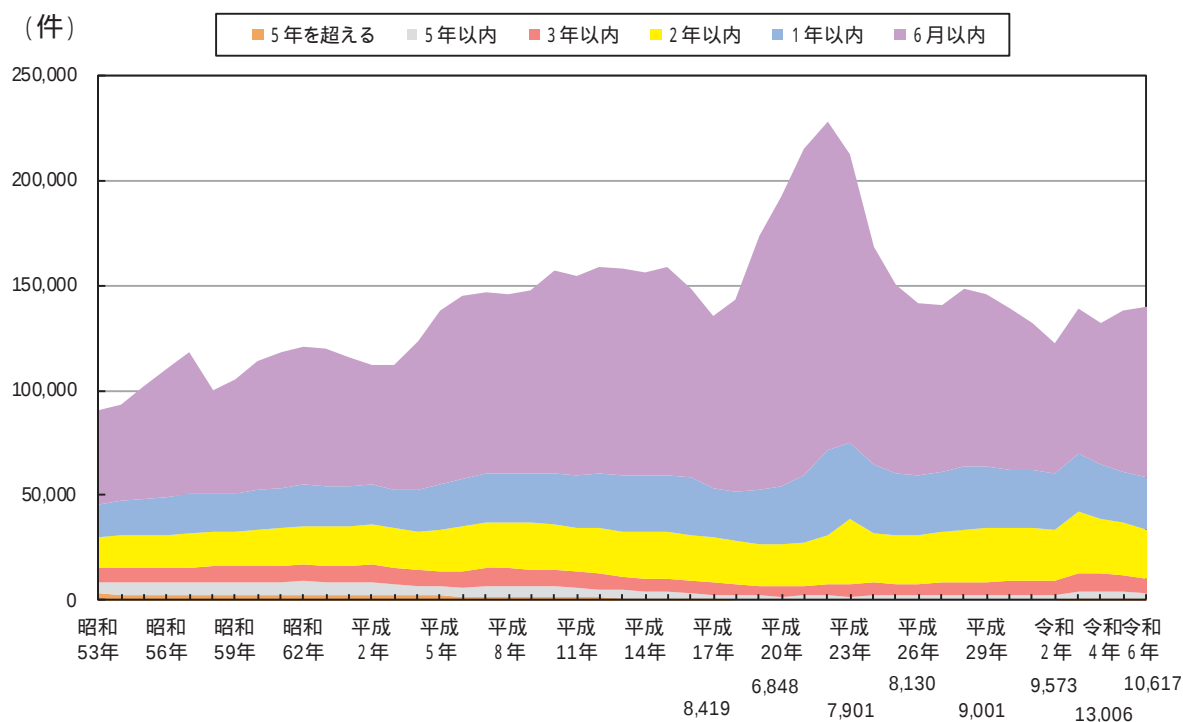
⁷ 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法 847 条 3 項若しくは 5 項、847 条の 2 第 6 項若しくは第 8 項、847 条の 3 第 7 項若しくは第 9 項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 64 条による改正前の商法 267 条 3 項若しくは 4 項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図 8】のとおりである。審理期間が 2 年を超える事件の割合（7.6%）⁸は、前回（9.9%）よりも減少している（第 10 回報告書 86 頁【表 7】参照）。

【表 7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
6月以内	80,923 58.1%
6月超1年以内	24,870 17.8%
1年超2年以内	22,960 16.5%
2年超3年以内	7,089 5.1%
3年超5年以内	3,048 2.2%
5年を超える	480 0.3%

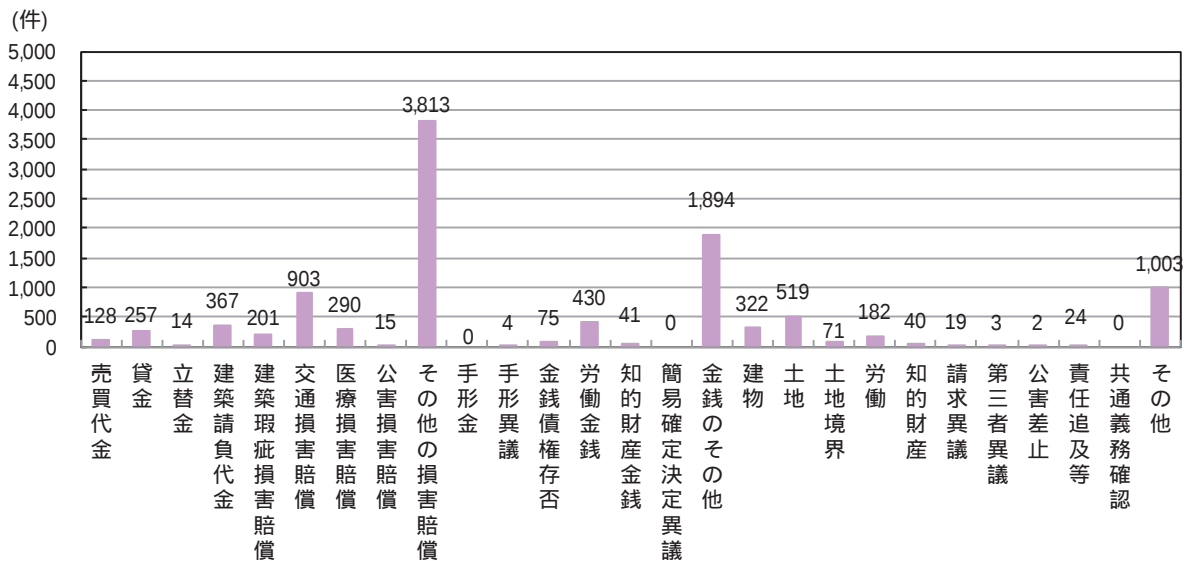
【図 8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



年度の下の数値は審理期間が 2 年を超える事件の数である。

⁸ 端数処理の関係上、表 7 の数値を足し合わせた数値とは一致しない場合がある。正確な数値については、【図 9】のうち「総数」の行を参照されたい。

【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



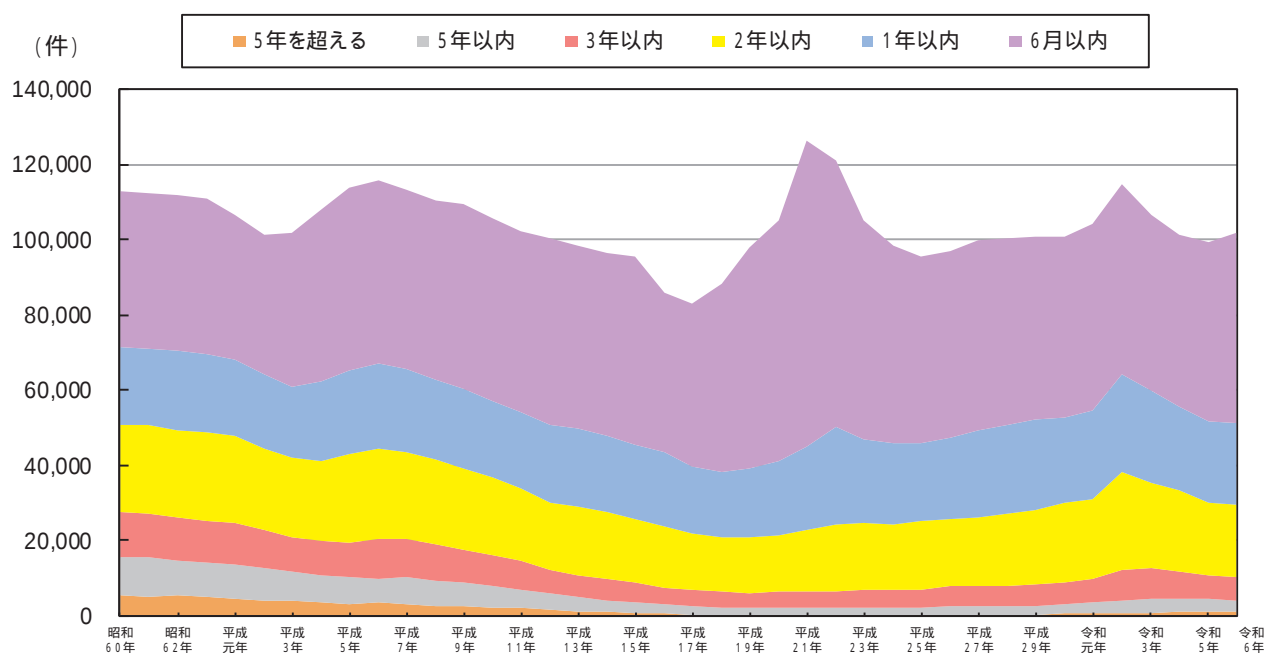
事件の種類	既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合
総 数	139,370	100.0%	10,617	100.0%	7.6%
金 銭					
売買代金	1,414	1.0%	128	1.2%	9.1%
貸 金	5,646	4.1%	257	2.4%	4.6%
立替金	2,391	1.7%	14	0.1%	0.6%
建築請負代金	1,386	1.0%	367	3.5%	26.5%
建築瑕疵損害賠償	434	0.3%	201	1.9%	46.3%
交通損害賠償	13,746	9.9%	903	8.5%	6.6%
医療損害賠償	676	0.5%	290	2.7%	42.9%
公害損害賠償	67	0.05%	15	0.1%	22.4%
その他の損害賠償	23,489	16.9%	3,813	35.9%	16.2%
手形金	2	0.001%	-	-	-
手形異議	13	0.01%	4	0.04%	30.8%
金銭債権存否	1,116	0.8%	75	0.7%	6.7%
労働金銭	2,659	1.9%	430	4.1%	16.2%
知的財産金銭	247	0.2%	41	0.4%	16.6%
簡易確定決定異議	-	-	-	-	-
金銭のその他	29,156	20.9%	1,894	17.8%	6.5%
建 物	40,474	29.0%	322	3.0%	0.8%
土 地	6,016	4.3%	519	4.9%	8.6%
土地境界	285	0.2%	71	0.7%	24.9%
労 働	932	0.7%	182	1.7%	19.5%
知的財産	246	0.2%	40	0.4%	16.3%
請求異議	240	0.2%	19	0.2%	7.9%
第三者異議	45	0.03%	3	0.03%	6.7%
公害差止め	5	0.004%	2	0.02%	40.0%
責任追及等	48	0.03%	24	0.2%	50.0%
共通義務確認	-	-	-	-	-
その他	8,637	6.2%	1,003	9.4%	11.6%

事件類型別の審理期間2年超の既済件数は【図9】のとおりであり、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（35.9%）、「金銭のその他」（17.8%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（46.3%）及び「医療損害賠償」（42.9%）である点は、前回と同様である（第10回報告書87頁【図9】参照）。

各年 12 月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図 10】のとおりであり、係属期間 2 年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図 11】のとおりである。係属期間 2 年超の未済事件の数は、平成 19 年まで減少傾向が続いた後、平成 20 年以降はなだかな増加傾向が続いていたが⁹、令和 3 年（1 万 2664 件）をピークに減少に転じ、令和 6 年は 1 万 0330 件であった。また、全未済事件に占める係属期間 2 年超の未済事件の割合も、同じく令和 3 年（11.9%）をピークとし、令和 6 年は 10.2%となっている。

10

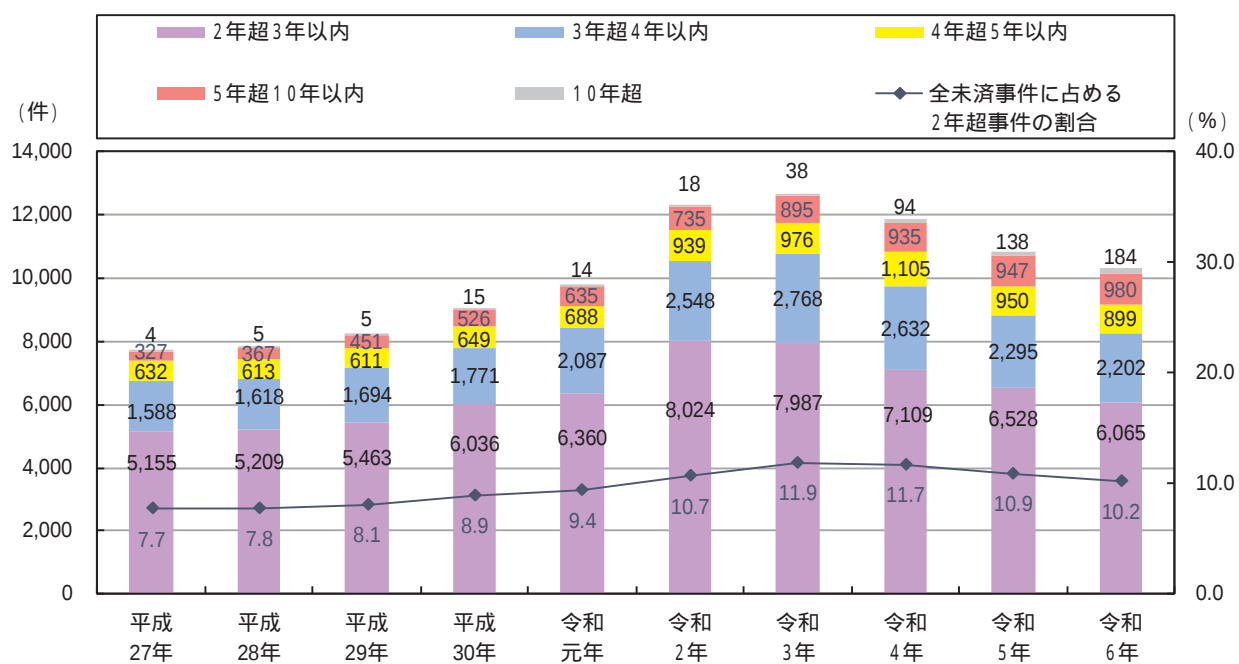
【図 10】 未済事件の係属期間別事件数の推移



⁹ 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる（破産法 44 条 1 項、民事再生法 40 条 1 項、会社更生法 52 条 1 項等参照）。

¹⁰ ただし、令和 2 年以降の係属期間 2 年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間 2 年超の事件の割合の各増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われ、また、令和 4 年以降の各事件数の減少の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処理が滞り長期化していた事件が減少してきたことによるものとも思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（50.5％）が前回（45.8％）より増加した。そのうち、対席判決の事件の割合（47.7％）は前回（55.5％）より減少した。

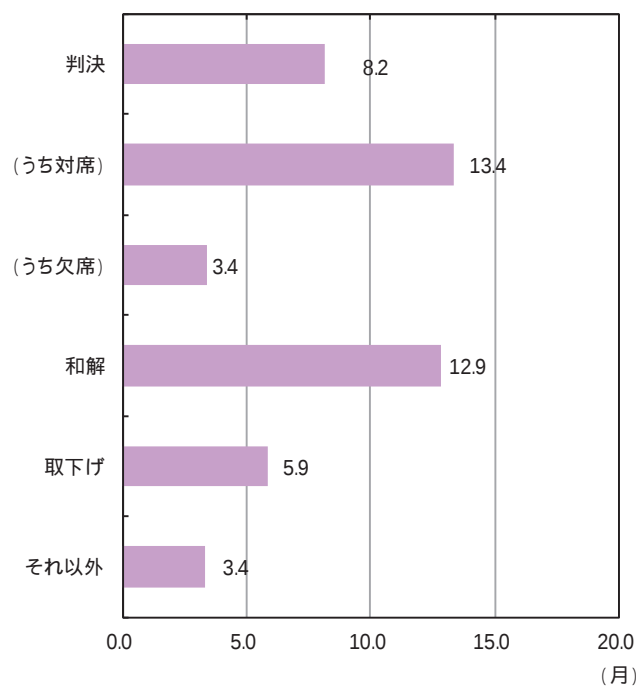
また、和解で終局した事件の割合（31.6％）、取下げで終局した事件の割合（14.0％）は前回（それぞれ32.8％、18.1％）より減少した（第10回報告書90頁【表12】参照）。

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
判決	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	33,598 47.7%
和解	44,080 31.6%
取下げ	19,553 14.0%
それ以外	5,314 3.8%

終局区分別の平均審理期間は【図13】のとおりであり、全体的に見て前回より短縮している（第10回報告書90頁【図13】参照）。

【図13】 終局区分別の平均審理期間



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔¹¹は【表 14】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.2 回）及び平均争点整理期日回数（2.5 回）は、いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.5 回、平均争点整理期日回数 2.6 回）より若干減少し¹²、平均期日間隔（2.5 月）も、前回（2.6 月）から若干短縮した。全体として、争点整理期間は前回より短縮している（第 10 回報告書 91 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均期日回数及び平均期日間隔

事件の種類		民事第一審訴訟
平均期日回数		3.6
	うち平均口頭弁論期日回数	1.2
	うち平均争点整理期日回数	2.5
平均期日間隔(月)		2.5

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率¹³（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率（41.2%）は、前回（47.5%）より減少している（第 10 回報告書 91 頁【表 15】参照）。

【表 15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	57,354
	実施率	41.2%

¹¹ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第 1 回報告書 20 頁参照）。

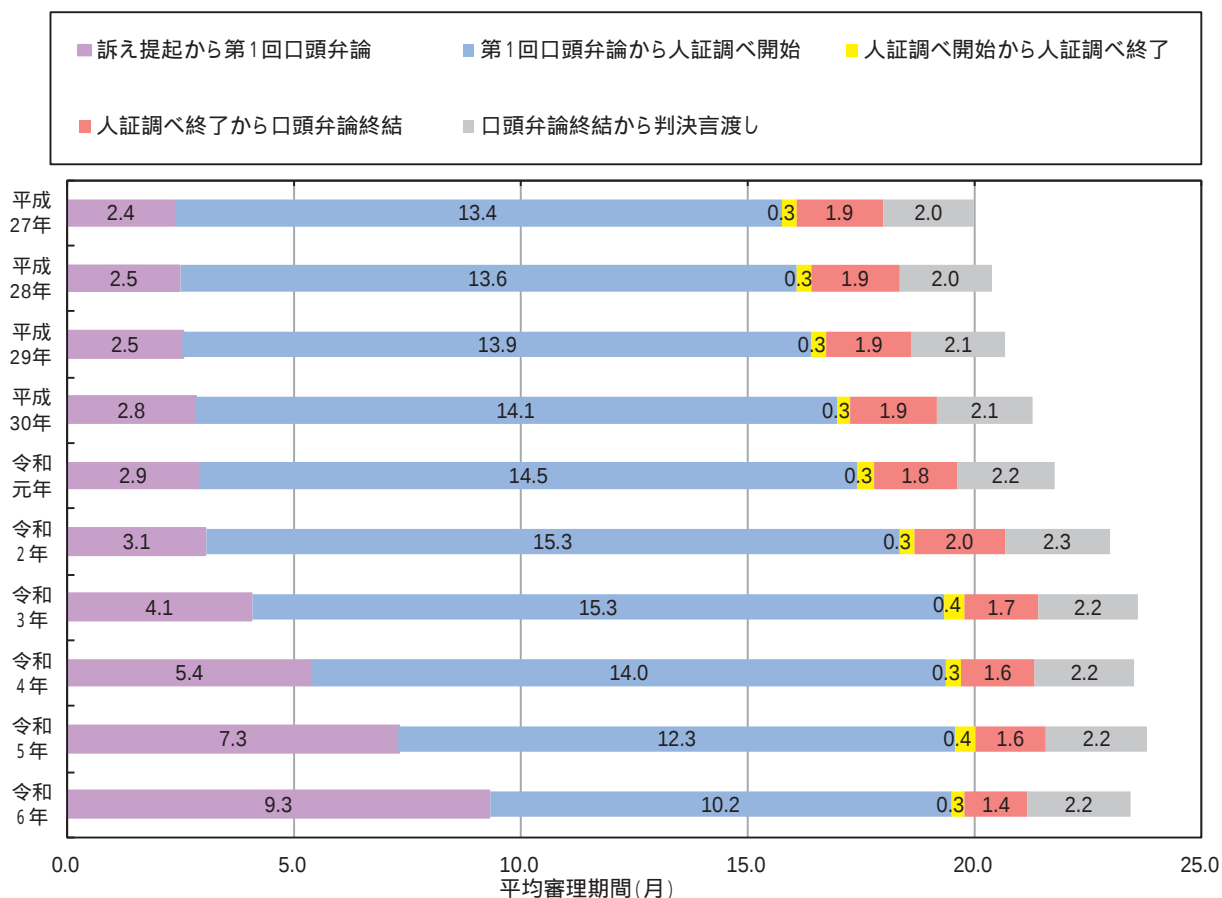
¹² 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

¹³ ただし、それほど複雑ではなく 1 回 1 回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理手続の実施率はあくまでも目安にすぎない。

人証調べを実施して対席判決で終局した事件¹⁴における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。手続全体としては長期化傾向にあり¹⁵、令和3年以降はほぼ横ばいとなっているが、内訳には変化がある。訴え提起から第1回口頭弁論までの期間は、令和6年（9.3月）は前回（5.4月）より長期化した一方、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間は、令和6年（10.2月）は前回（14.0月）より短縮した。

16

【図16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



¹⁴ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

¹⁵ ただし、令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹⁶ このような内訳の変化は、民事訴訟のデジタル化を背景とした審理運営の工夫が進み、争いのあることが判明した事件については、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議なども活用した争点整理を行うなどの取組が進められていることなどが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数¹⁷は【表 17】のとおりである。

第 5 回報告書概況編 37 頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回 0.3 人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ 10 年間おおむね横ばい状態であり、令和 6 年においては、2.6 人となっていて、前回とほぼ同様である（第 6 回報告書 30 頁【表 16】、第 7 回報告書 24 頁【表 15】、第 8 回報告書 28 頁【表 17】、第 9 回報告書 67 頁【表 17】、第 10 回報告書 93 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない事件類型の動向に影響されやすく、過去には過払金訴訟が多くあった平成 20 年前後に人証調べ実施率が減少した（第 5 回報告書概況編 38 頁【図 21】）。令和 6 年は 11.4%と前回（14.2%）より減少しているところ（第 10 回報告書 93 頁【表 17】参照）、建物訴訟の増加も影響しているものと思われる（【表 6】、第 10 回報告書 85 頁【表 6】参照）。

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月）は、前回（23.9 月）よりも若干短くなっている（【表 18】【表 19】、第 10 回報告書 93 頁【表 18】参照）。

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

事件の種類		民事第一審訴訟
人証調べ実施率		11.4%
平均人証数		0.3
人証調べ実施事件	うち平均証人数	0.1
	うち平均本人数	0.2
	平均人証数	2.6
	うち平均証人数	0.8
	うち平均本人数	1.8

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	23.6
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均期日回数	9.9
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	2.6
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	7.3

端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

¹⁷ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、およそ9割の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は約1%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第10回報告書94頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	14,430	91.1%
2回	1,211	7.6%
3回	133	0.8%
4回	19	0.1%
5回	14	0.1%
6回	-	-
7回	3	0.02%
8回	13	0.1%
9回	-	-
10回	4	0.03%
11～15回	1	0.01%
16回以上	4	0.03%
合 計	15,832	100.0%

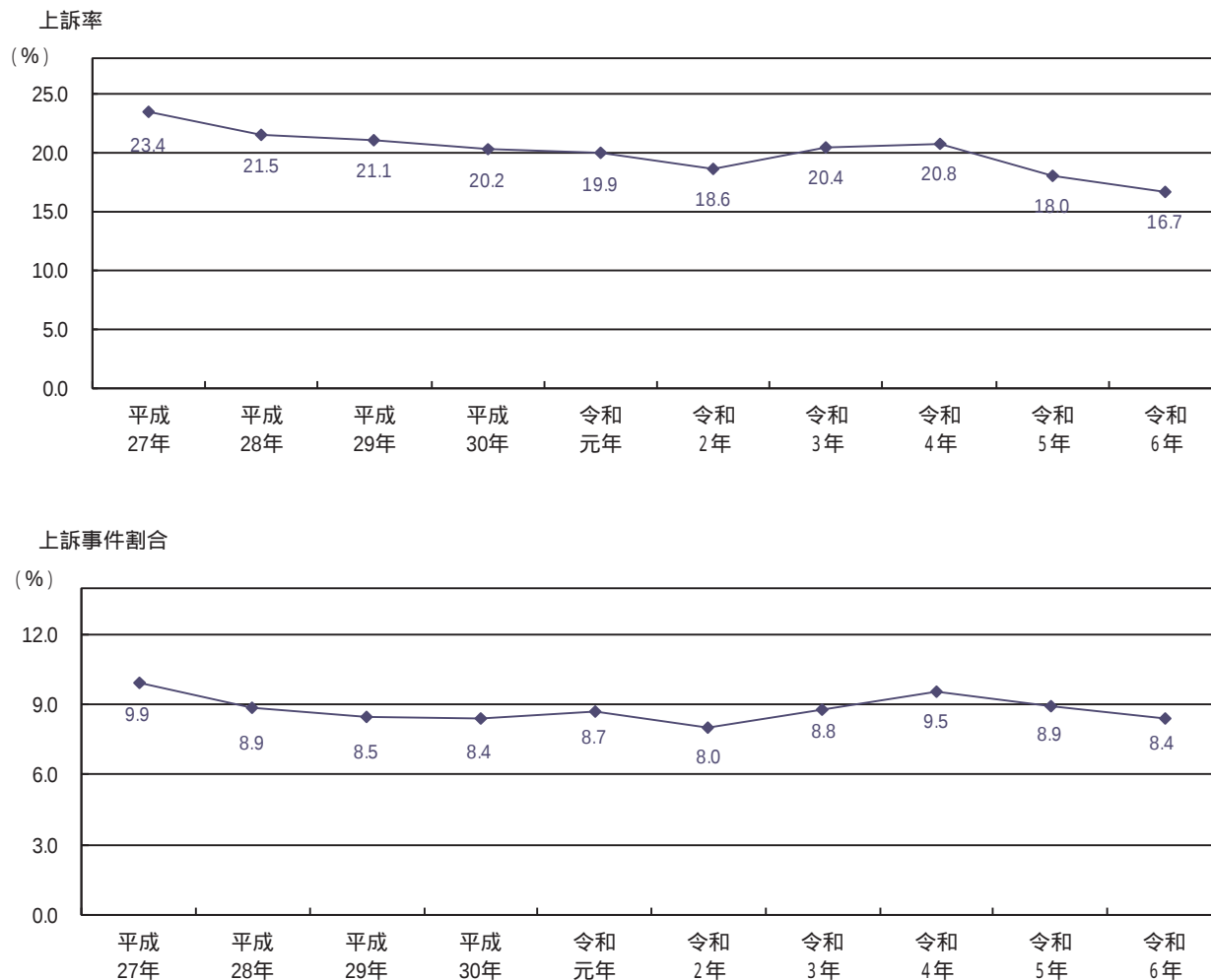
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第10回報告書94頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
鑑 定	実施件数	741
	実施率	0.5%
検 証	実施件数	197
	実施率	0.1%

上訴率及び上訴事件割合¹⁸の推移については【図 22】のとおりであり、平成 27 年をピークにいずれも減少する傾向にあり、令和 6 年は上訴率（16.7%）及び上訴事件割合（8.4%）ともに前回（それぞれ 20.8%、9.5%）より減少している。

【図 22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



¹⁸ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、近年増加傾向にあったが、令和 6 年（40.5％）は前回（47.9％）よりも減少し、代わりに、原告側のみ訴訟代理人が選任された事件の割合（令和 6 年 48.2％）が前回（41.7％）よりも増加した（第 10 回報告書 96 頁【表 23】参照）¹⁹。

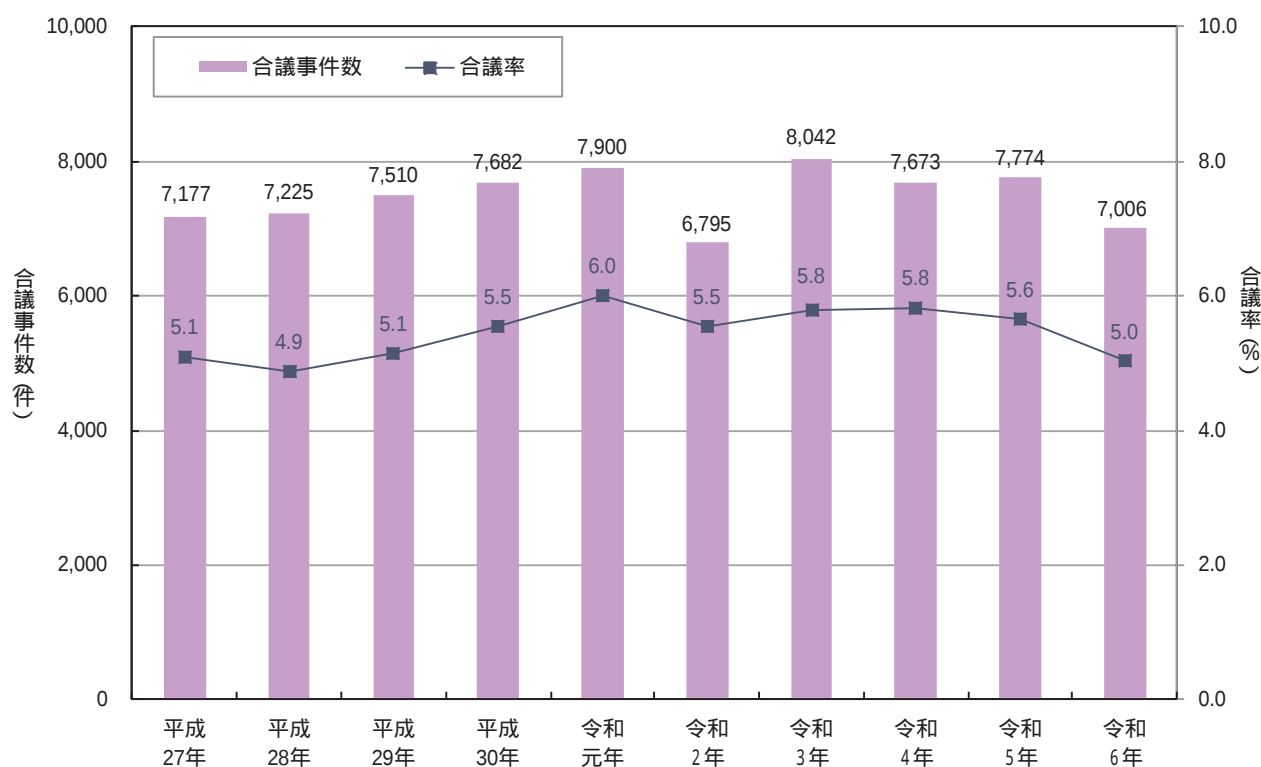
【表 23】 訴訟代理人の選任状況

事件の種類	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	3,978 2.9%
本人による	11,802 8.5%

○ 合議の状況

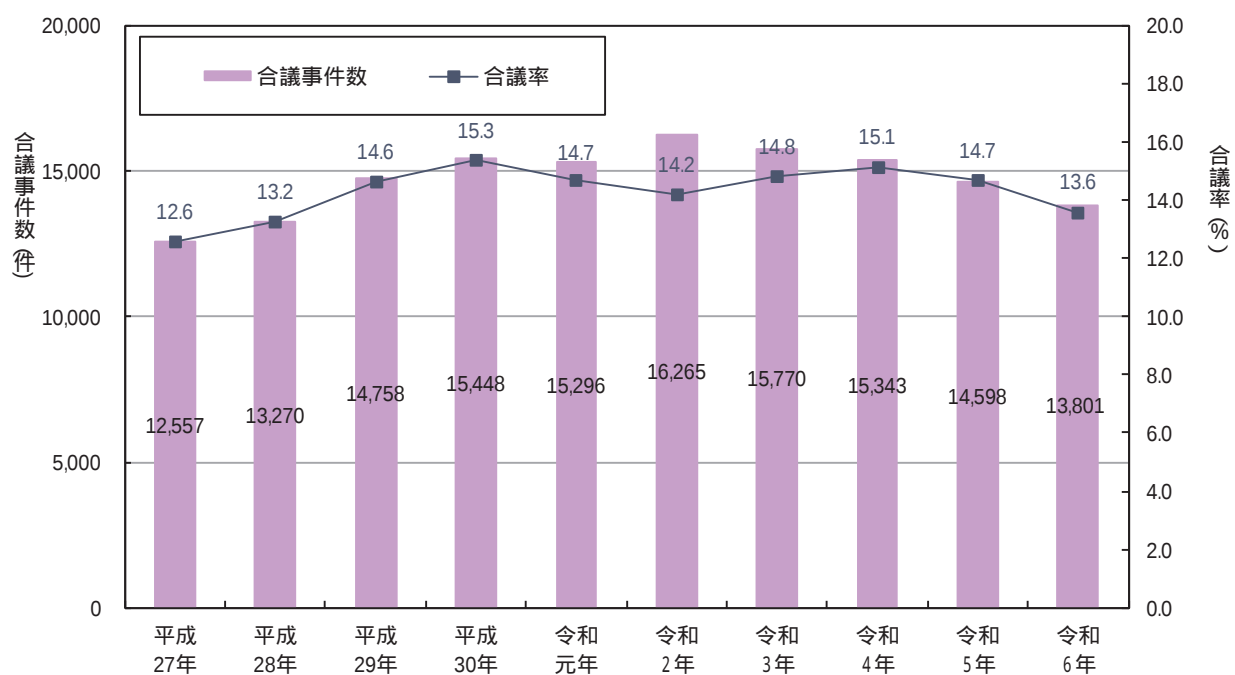
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、令和元年（6.0％）まではおおむね増加傾向にあったが、近年は若干減少傾向となっており、令和 6 年は 5.0％となっている。

【図 24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



¹⁹ 建物訴訟の増加の影響もあると思われる（【表 6】、第 10 回報告書 85 頁【表 6】参照）。

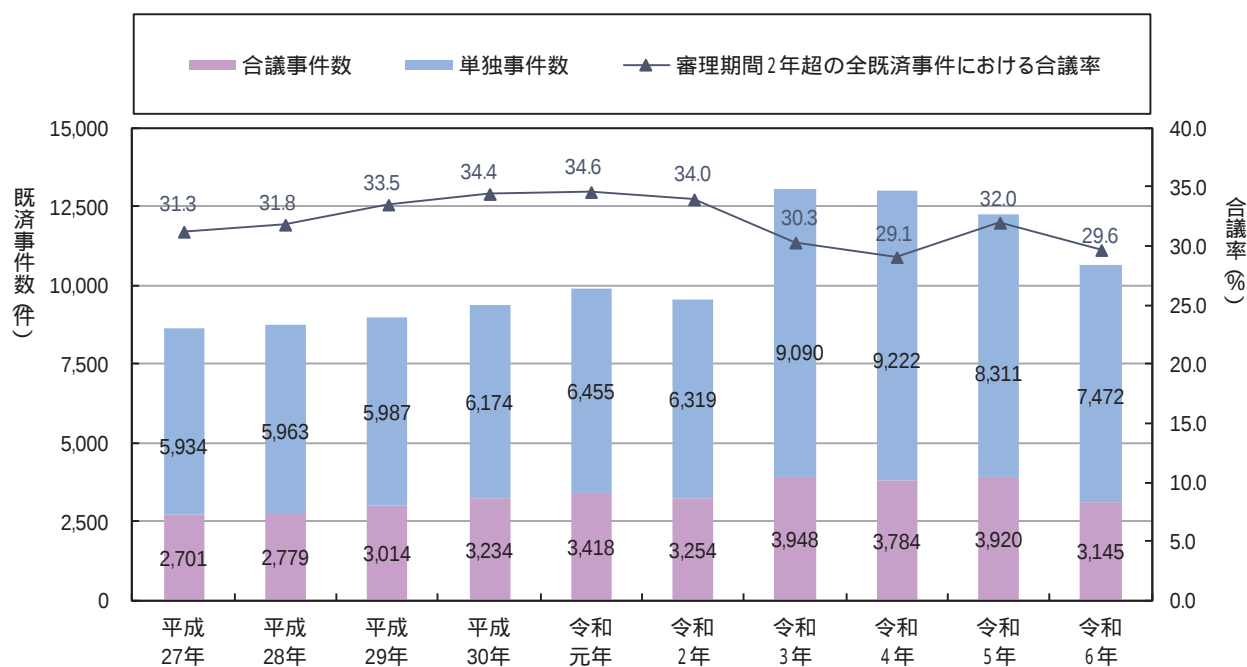
【図 25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移



未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 30 年（15.3%）をピークとして、近年はやや減少傾向にあり、令和 6 年は 13.6%となっている。合議事件数については、令和 2 年を除いて、おおむね合議率に沿うように推移しており、令和 6 年（1 万 3801 件）は前回（1 万 5343 件）より減少した。

合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数は近年増加傾向にあったが、令和6年（3,145件）は前回（3,784件）より減少した。また、合議率は、令和元年（34.6%）までは増加傾向にあったが、その後減少し²⁰、令和6年（29.6%）は前回（29.1%）と同水準となっている。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



²⁰ 令和2年から令和4年にかけての合議率の減少は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴う裁判所の業務縮小を経て、その後単独事件の既済件数が増加したことによると考えられる。

1 . 2

個別の事件類型の概況

1 . 2 . 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移していたが、令和 4 年（645 件）以降、600 件台に減少して、令和 6 年は 658 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移しており、平成 27 年以降徐々に長期化していたが、令和 6 年（24.9 月）は、令和 4 年（26.5 月）から減少した。審理期間が 2 年を超える事件の割合については、令和 6 年（42.9%）は令和 4 年（47.6%）より減少した。

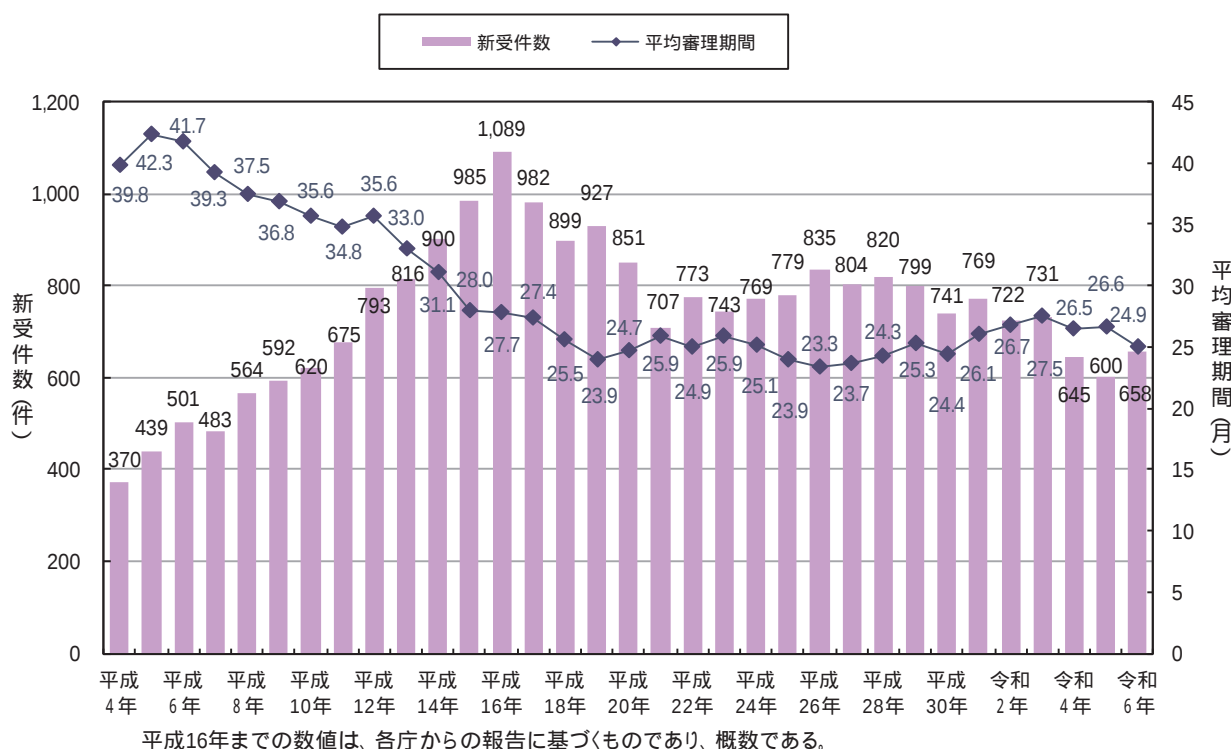
人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

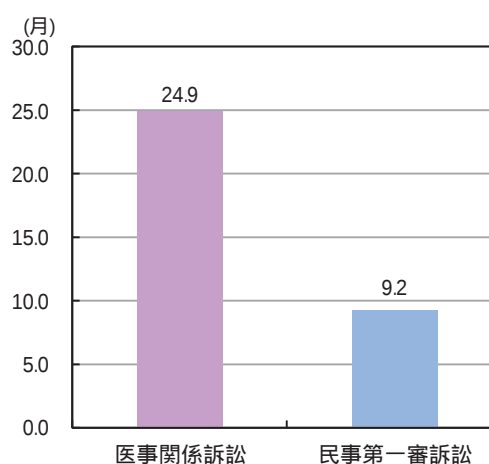
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



新受件数は、平成4年(370件)から平成16年(1,089件)までおおむね増加傾向にあったところ、それ以降減少傾向に転じた後、平成21年以降は年間700件台から800件台前半で推移していたが、令和4年(645件)以降600件台に減少して、令和6年は658件であった。

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にあり、近年23月から26月の範囲内で推移していたが、平成27年(23.7月)以降徐々に長期化しており、令和6年(24.9月)は、令和4年とほぼ同様であった(【図1】【図2】)²。

【図2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



¹ 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す(第1回報告書69頁参照)。

² ただし、第9回(令和2年)以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあったが、令和6年は、前回（47.6%）より減少して42.9%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】、第9回報告書75頁【表3】、第10回報告書101頁【表3】参照）³。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	676	139,370
平均審理期間(月)	24.9	9.2
6月以内	88 13.0%	80,923 58.1%
6月超1年以内	90 13.3%	24,870 17.8%
1年超2年以内	208 30.8%	22,960 16.5%
2年超3年以内	144 21.3%	7,089 5.1%
3年超5年以内	125 18.5%	3,048 2.2%
5年を超える	21 3.1%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（53.0%）より減少して51.5%となっているが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第10回報告書101頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	252 37.3%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	251 99.6%	33,598 47.7%
和解	348 51.5%	44,080 31.6%
取下げ	23 3.4%	19,553 14.0%
それ以外	53 7.8%	5,314 3.8%

³ ただし、第9回(令和2年)以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあると思われる。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（75.0％）は、前回（78.7％）より減少したものの、依然として高い水準にある（第10回報告書102頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	507 75.0%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	76 11.2%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	76 11.2%	3,978 2.9%
本人による	17 2.5%	11,802 8.5%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均期日回数（9.3回。うち平均口頭弁論期日回数は1.4回、平均争点整理期日回数は7.8回。）は、前回（10.3回。うち平均口頭弁論期日回数は1.7回、平均争点整理期日回数は8.6回。）よりも減少し、平均期日間隔（2.7月）は前回とほぼ同様であった（第10回報告書103頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数		9.3	3.6
	うち平均口頭弁論期日回数	1.4	1.2
	うち平均争点整理期日回数	7.8	2.5
平均期日間隔(月)		2.7	2.5

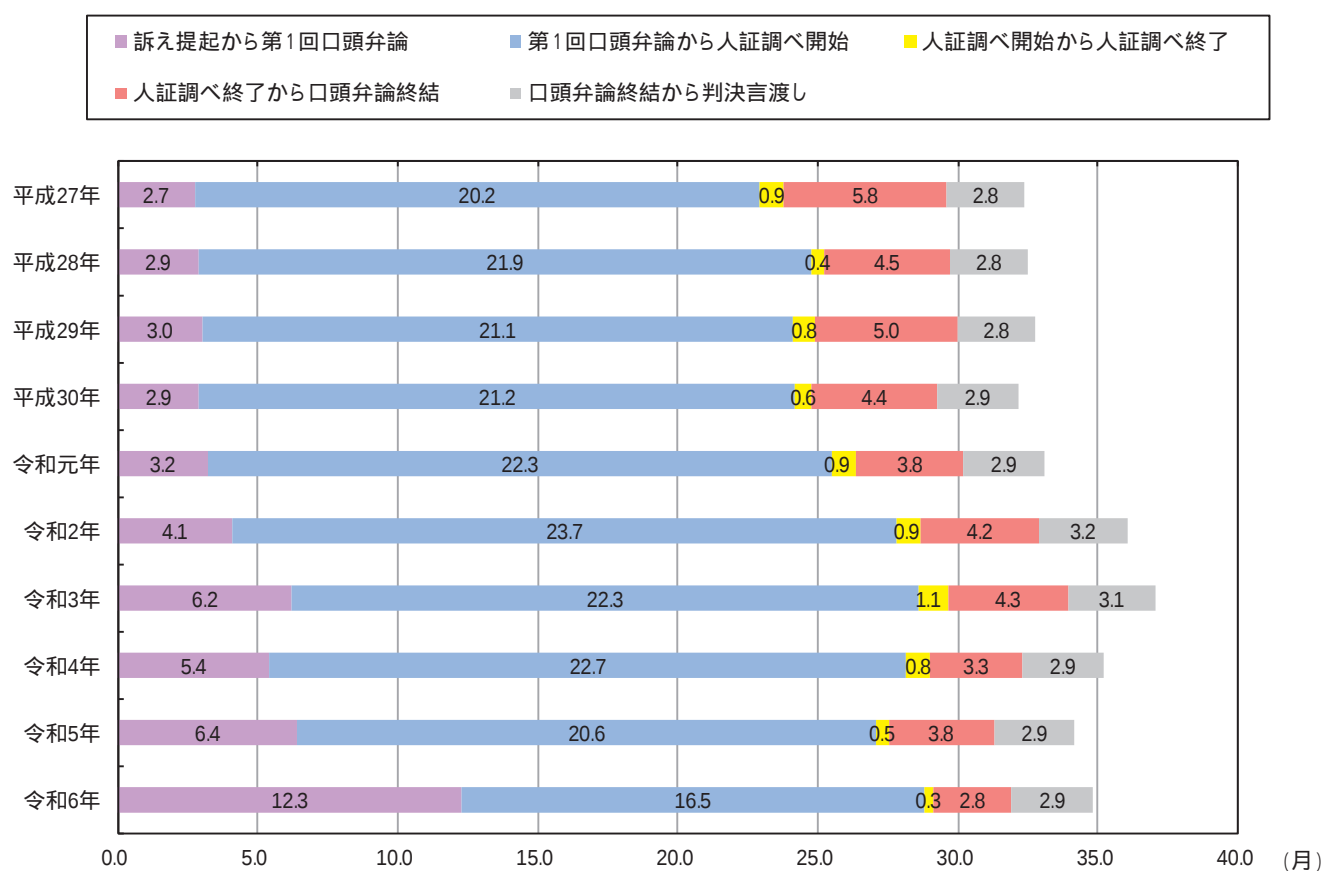
争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（78.8%）は、前回（83.1%）より減少したものの、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準にある（第10回報告書103頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	533	57,354
	実施率	78.8%	41.2%

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和6年において、医事関係訴訟全体の24.0%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりである。長期的に見ると、訴え提起から人証調べ開始までの平均期間は長期化傾向にあり、人証調べ開始以降の平均期間はおおむね短縮傾向にあるものの、審理期間全体は長期化傾向にある⁴。令和6年は、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間（12.3月）が前回（5.4月）より長期化した一方⁵、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（16.5月）は前回（22.7月）より短縮し、審理期間全体（34.8月）は、前回（35.1月）よりも若干短縮した。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



⁴ ただし、第9回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあると思われる。

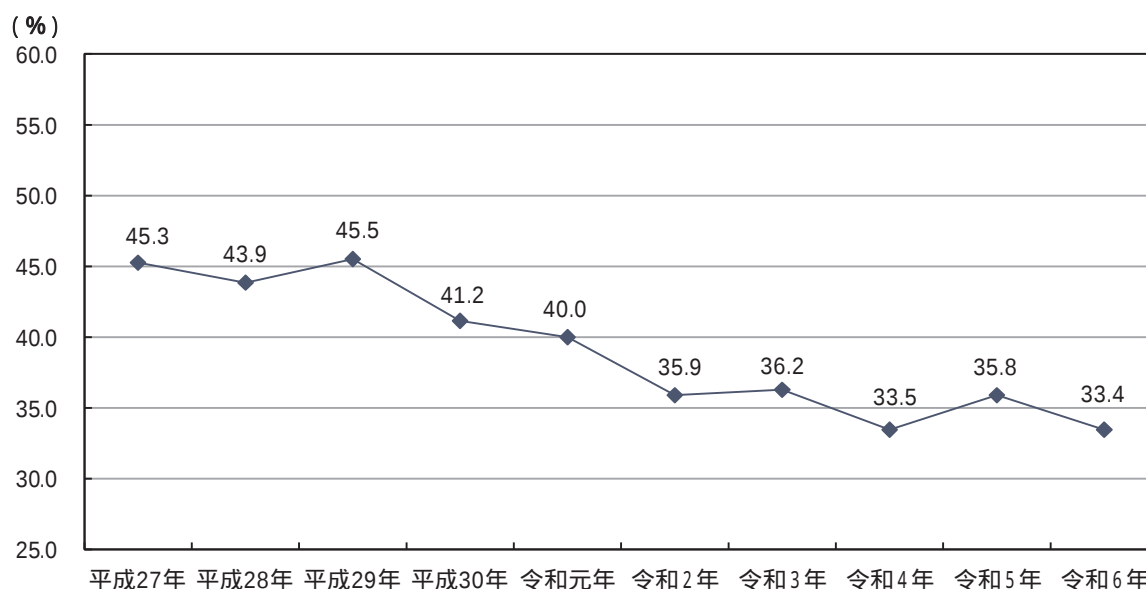
⁵ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初からウェブ会議なども活用した実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 9】のとおりである。人証調べ実施率（33.4％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準にあるが、前回（33.5％）から減少しており、平成 27 年以降で見ても減少傾向にある（【図 10】）（第 10 回報告書 105 頁【表 9】参照）。

【表 9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	33.4%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.4	2.6

【図 10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間（36.8 月）は、前回（38.9 月）より短縮したが、民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月（前掲 ． 1 ． 1 【表 18】））と比べて長い傾向が続いている。なお、平均人証調べ期間（0.3 月）は、前回（0.7 月）から減少している。（【表 11】）（第 10 回報告書 105 頁【表 11】参照）

【表 11】 人証調べを実施した事件における平均
審理期間及び平均人証調べ期間
（医事関係訴訟）

平均審理期間（月）	36.8
平均人証調べ期間（月）	0.3

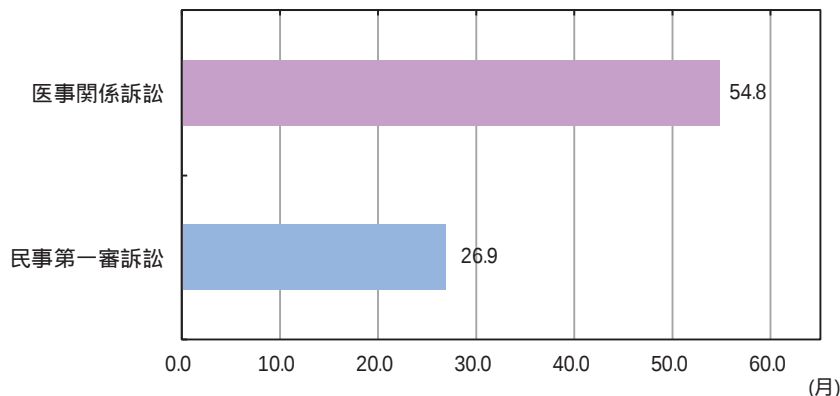
鑑定実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりである。鑑定実施率（4.4％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準にあるものの、前回（5.8％）より減少しており、長期的に見ても、平成 20 年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第 5 回報告書概況編 72 頁【図 13】、第 6 回報告書 38 頁【表 12】、第 7 回報告書 33 頁【表 12】、第 8 回報告書 38 頁【表 12】、第 9 回報告書 79 頁【表 12】、第 10 回報告書 106 頁【表 12】参照）。

【表 12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	30	741
	実施率	4.4%	0.5%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、平均審理期間（54.8 月）は、前回（59.9 月）よりも短縮した。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第 10 回報告書 106 頁【図 13】参照）

【図 13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



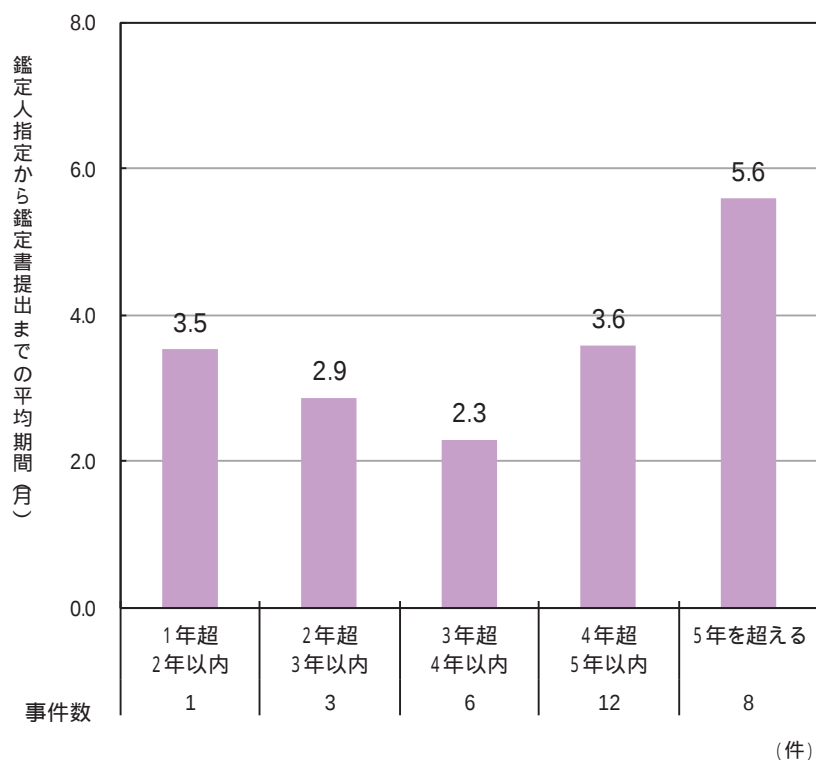
平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表 14】のとおりであり、前回（4.0 月）よりも 0.2 月短縮して 3.8 月となった（第 10 回報告書 106 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均鑑定期間（医事関係訴訟）

平均鑑定期間(月)	3.8
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.03
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.8

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第 2 回報告書 48 頁【図 59】、第 3 回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第 4 回報告書概況編 68 頁【図 18】、第 5 回報告書概況編 73 頁【図 16】、第 6 回報告書 39 頁【図 15】、第 7 回報告書 34 頁【図 15】、第 8 回報告書 39 頁【図 15】、第 9 回報告書 80 頁【図 15】、第 10 回報告書 107 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）



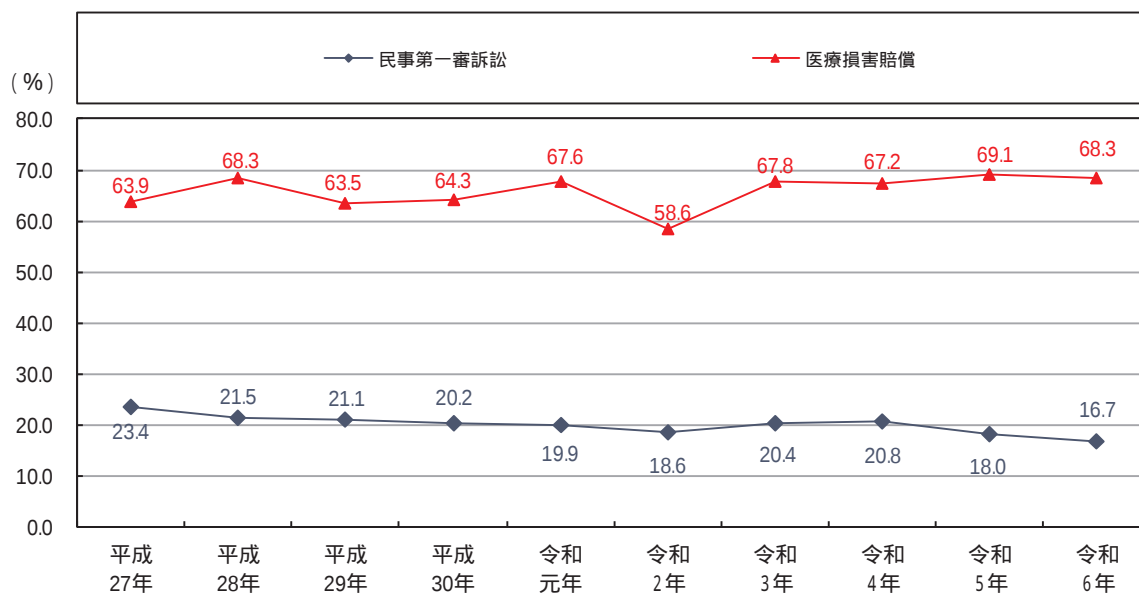
審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

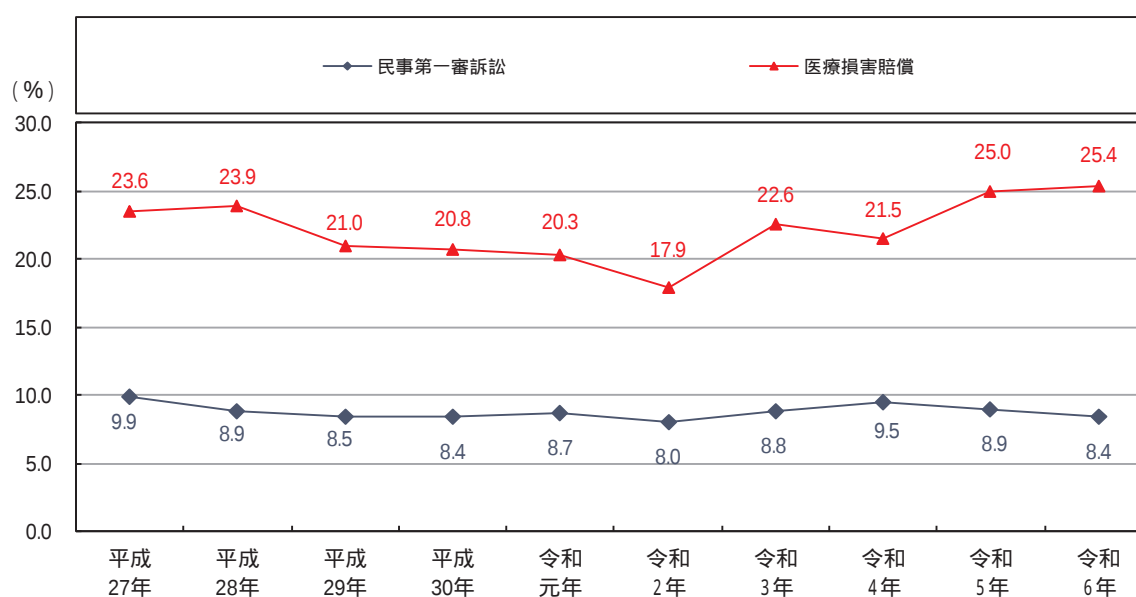
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準にある。

【図 16】 上訴率及び上訴事件割合の推移（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

上訴率



上訴事件割合



1.2.2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、令和 6 年（1,800 件）は前回とほぼ同様である。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟（27.2 月）は前回とほぼ同じであったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟（14.0 月）が前回（15.3 月）より 1.3 月短縮し、建築関係訴訟全体の平均審理期間（19.9 月）は、前回（21.3 月）より 1.4 月短縮した。

平均期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が 10.4 回（前回 11.1 回）、瑕疵主張のない建築関係訴訟が 5.7 回（前回 6.2 回）と、いずれも前回より減少した。他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれも前回とほぼ同様であった。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合（47.0%）は前回と同じだが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.1 月）は前回（0.5 月）から減少し、民事第一審訴訟事件（全体）とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

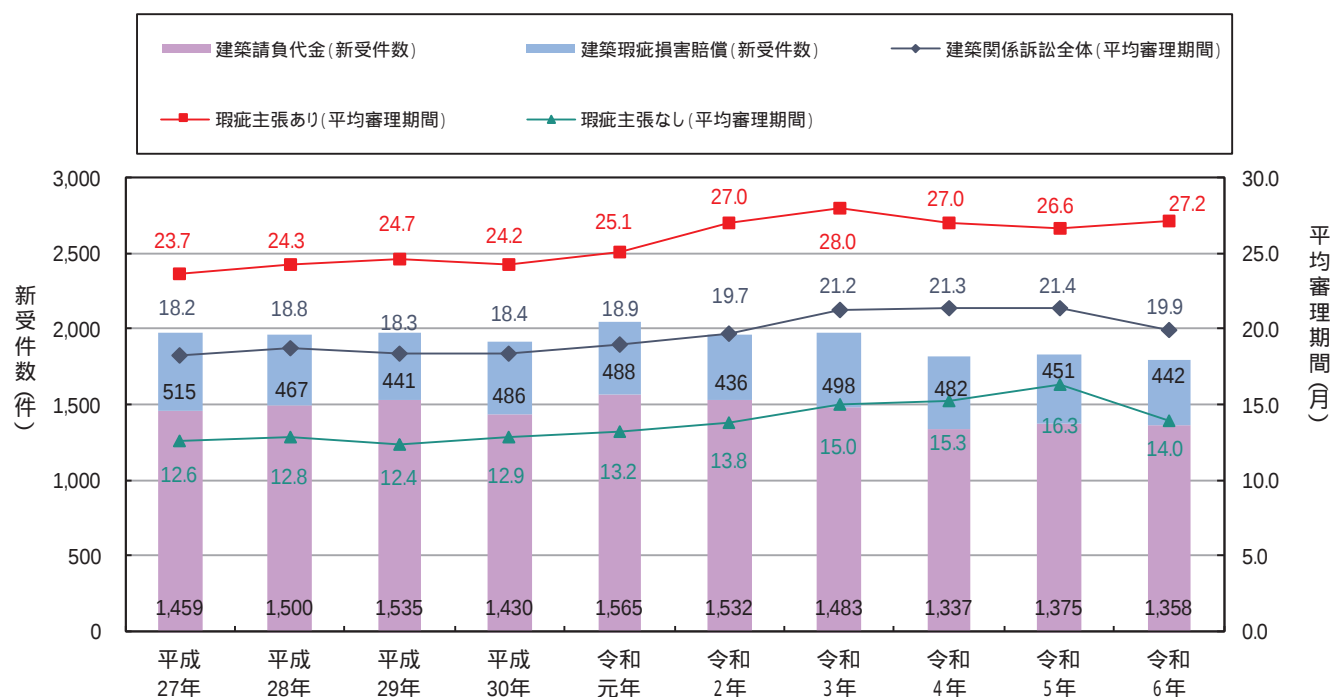
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（41.4%）は、前回（53.0%）よりも減少し、その平均審理期間（33.8 月）は、前回（29.8 月）より長期化した。平均調停期日回数（10.4 回）も前回（8.0 回）より増加した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



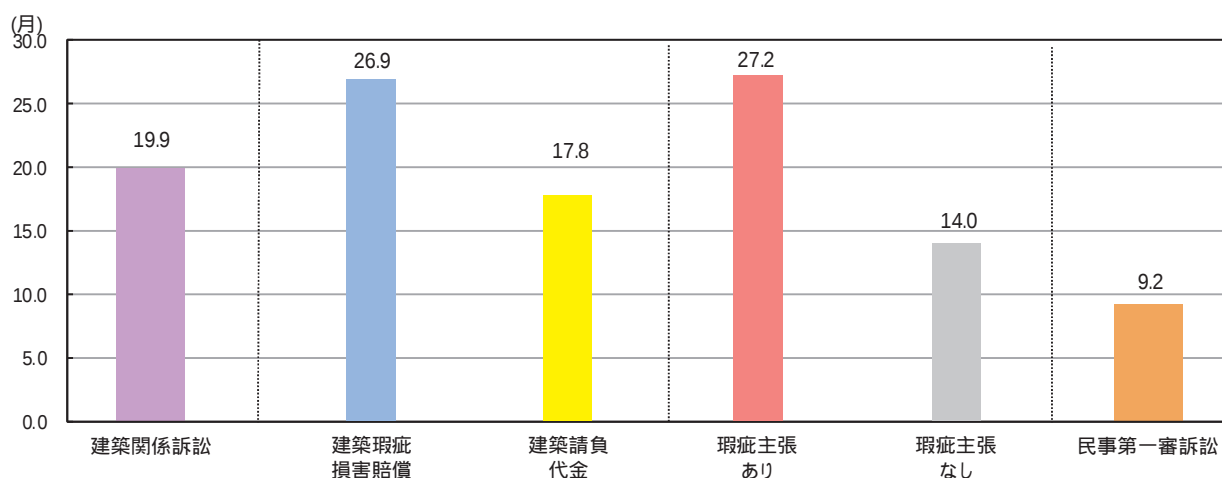
新受件数は、近年おおむね1,950件から2,050件程度で推移していたが、前回から1,800件から1,850件程度に減少し、令和6年(1800件)は前回とほぼ同様であった。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年18月台で推移し、令和2年以降長期化していたが、令和6年は前回(21.3月)よりも短縮して19.9月となった(【図1】【図2】)。比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回とほぼ同じ27.2月であったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟(14.0月)が前回(15.3月)より短縮した(第10回報告書111頁【図2】参照)²。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編78頁脚注1参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償事件であっても、建築請負代金事件のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通するといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第10回報告書と同様である。同・110頁脚注1参照)。

² ただし、令和2年以降の平均審理期間の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(47.0%)は、前回と同様であるが、令和2年(48.0%)以降平成30年(40.2%)と比べて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(18.2%)は、前回(20.1%)より減少した³。(第8回報告書43頁【表3】、第9回報告書84頁【表3】、第10回報告書111頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	434 23.8%	1,386 76.2%	821 45.1%	999 54.9%	139,370 -
平均審理期間(月)	26.9	17.8	27.2	14.0	9.2
6月以内	31 7.1%	428 30.9%	57 6.9%	402 40.2%	80,923 58.1%
6月超1年以内	38 8.8%	241 17.4%	106 12.9%	173 17.3%	24,870 17.8%
1年超2年以内	164 37.8%	350 25.3%	272 33.1%	242 24.2%	22,960 16.5%
2年超3年以内	115 26.5%	205 14.8%	206 25.1%	114 11.4%	7,089 5.1%
3年超5年以内	67 15.4%	137 9.9%	140 17.1%	64 6.4%	3,048 2.2%
5年を超える	19 4.4%	25 1.8%	40 4.9%	4 0.4%	480 0.3%

³ ただし、令和2年以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表４】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟についてみると、判決で終局した事件（30.5％）のほとんどが対席判決によるもの（91.6％）である点は前回から大きな変化が見られず、取下げ⁴で終局した割合（27.4％）は前回（39.5％）から減少したものの、民事第一審訴訟事件（全体）（14.0％）と比べてなお高い傾向にある。（第10回報告書112頁【表４】参照）

【表４】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審
判決	144 33.2%	526 38.0%	250 30.5%	420 42.0%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	130 90.3%	344 65.4%	229 91.6%	245 58.3%	33,598 47.7%
和解	144 33.2%	583 42.1%	325 39.6%	402 40.2%	44,080 31.6%
取下げ	132 30.4%	225 16.2%	225 27.4%	132 13.2%	19,553 14.0%
それ以外	14 3.2%	52 3.8%	21 2.6%	45 4.5%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表５】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（86.2％）は、民事第一審訴訟事件（全体）（40.5％）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第10回報告書112頁【表５】参照）。

【表５】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	377 86.9%	894 64.5%	708 86.2%	563 56.4%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	40 9.2%	416 30.0%	82 10.0%	374 37.4%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	10 2.3%	26 1.9%	20 2.4%	16 1.6%	3,978 2.9%
本人による	7 1.6%	50 3.6%	11 1.3%	46 4.6%	11,802 8.5%

⁴ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（10.4回）は前回（11.1回）よりも減少しており、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数（5.7回）も、前回（6.2回）から減少している。（第10回報告書113頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張の有無にかかわらず、いずれの類型でも前回とほぼ同様であった（第10回報告書113頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
平均期日回数	9.5	6.9	10.4	5.7	3.6
うち平均口頭弁論 期日回数	1.3	1.4	1.4	1.4	1.2
うち平均争点整理 期日回数	8.2	5.5	9.0	4.4	2.5
平均期日間隔(月)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第10回報告書113頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
争点 手続 整理	実施件数	396	948	757	587	57,354
	実施率	91.2%	68.4%	92.2%	58.8%	41.2%

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数が減り、期日間隔が長くなる可能性があると考えられる。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表 8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表 9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.1 月）は、前回（0.5 月）から減少し、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3 月）とほぼ同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（18.1%）は、前回（21.2%）より減少した。（前掲 ． 1 ． 1 【表 17】【表 18】）（第 10 回報告書 114 頁【表 8】【表 9】参照）

【表 8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	28.8%	20.3%	27.5%	18.1%	11.4%
平均人証数	0.8	0.6	0.8	0.5	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.8	2.9	2.8	2.9	2.6

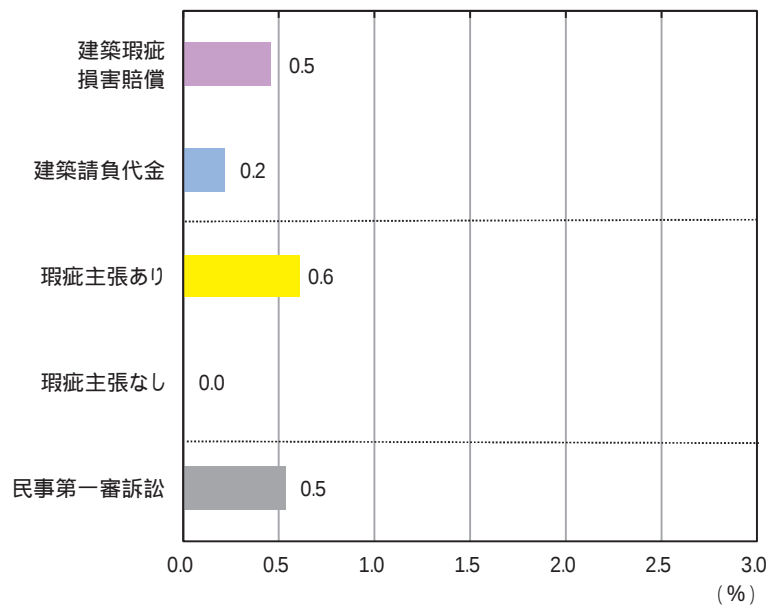
人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表 9】のとおりであり、前回（35.6 月）よりも若干増加して 36.2 月となった。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月）（前掲 ． 1 ． 1 【表 18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第 10 回報告書 114 頁【表 9】参照）

【表 9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間（月）	36.2
平均人証調べ期間（月）	0.1

鑑定実施率については【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（0.6％）は前回（0.8％）より若干減少しており、平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形で、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁶。）（第 10 回報告書 115 頁【図 10】参照）。

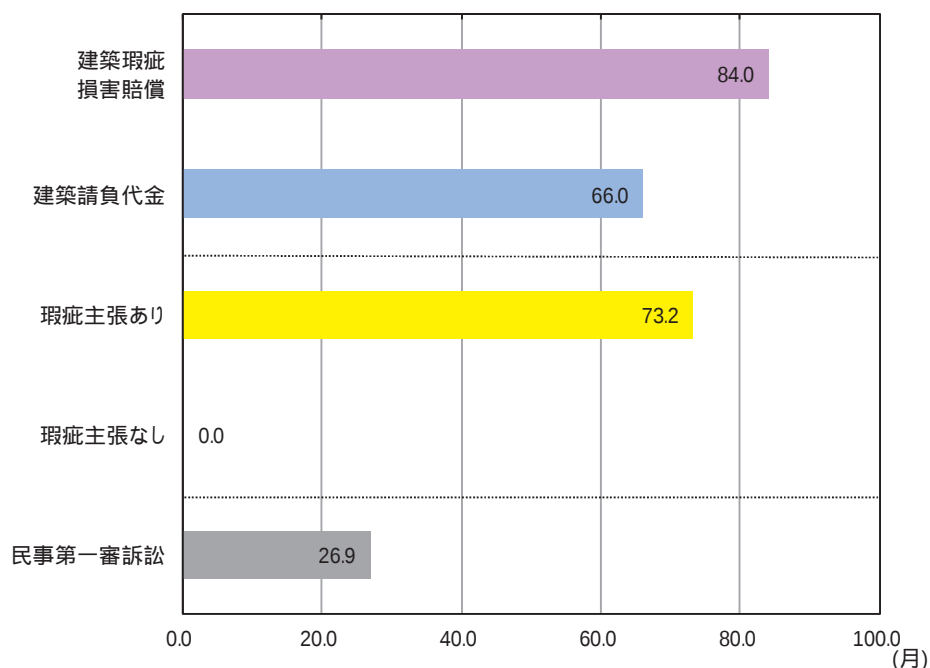
【図 10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



⁶ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成 19 年に 37.4％であったものが、令和 6 年には 50.8％に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（73.2 月）は前回（49.1 月）よりも増加した（第 10 回報告書 116 頁【図 11】参照）⁷。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおり 3.1 月であり、前回（7.5 月）よりも短縮した（第 10 回報告書 116 頁【表 12】参照）⁸。なお、令和 6 年は、鑑定採用日と鑑定人指定日は全て同日であった。

【表 12】 平均鑑定期間（建築関係訴訟）

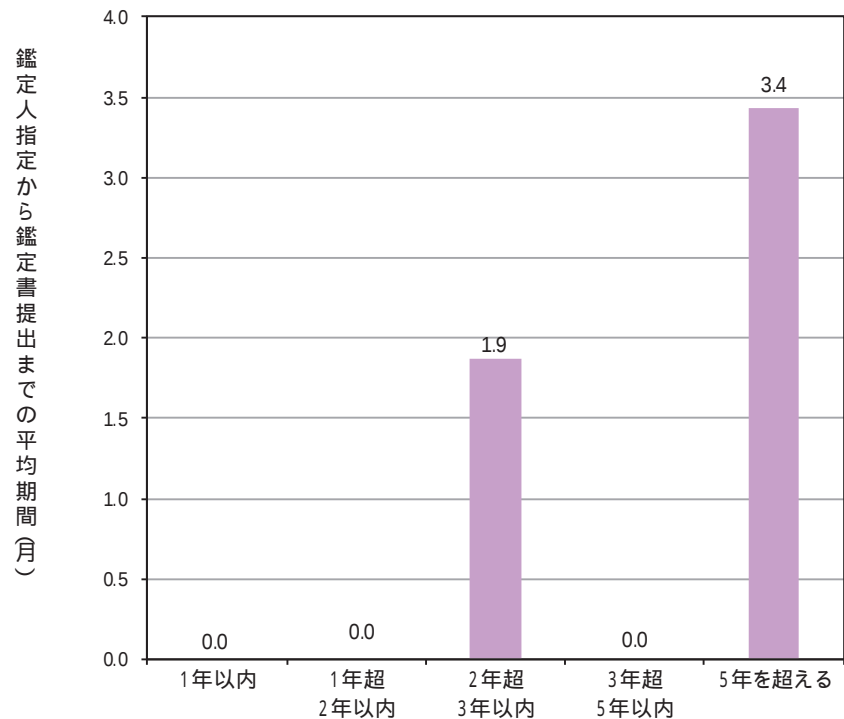
平均鑑定期間(月)	3.1
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	-
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.1

⁷ ただし、鑑定を実施した事件は計 5 件（建築瑕疵損害賠償 2 件、建築請負代金 3 件）しかないことに留意する必要がある。

⁸ ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計 5 件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものについては【図13】のとおりであり、2年を超え3年以内の事件（1.9月）は前回（0.6月）より長期化したものの、5年を超える事件（3.4月）は前回（15.0月）よりも短縮している（第10回報告書117頁【図13】参照）⁹。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表14】のとおり、調停に付された事件の割合（41.4%）は前回（53.0%）よりも減少した（第10回報告書117頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

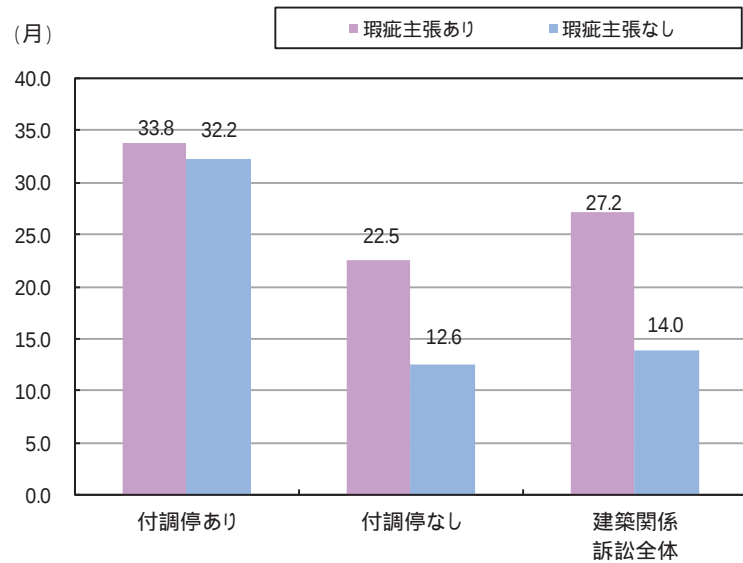
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	821	999	1,820
付調停事件数	340	70	410
付調停率	41.4%	7.0%	22.5%

⁹ もっとも、鑑定を実施した事件が計5件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

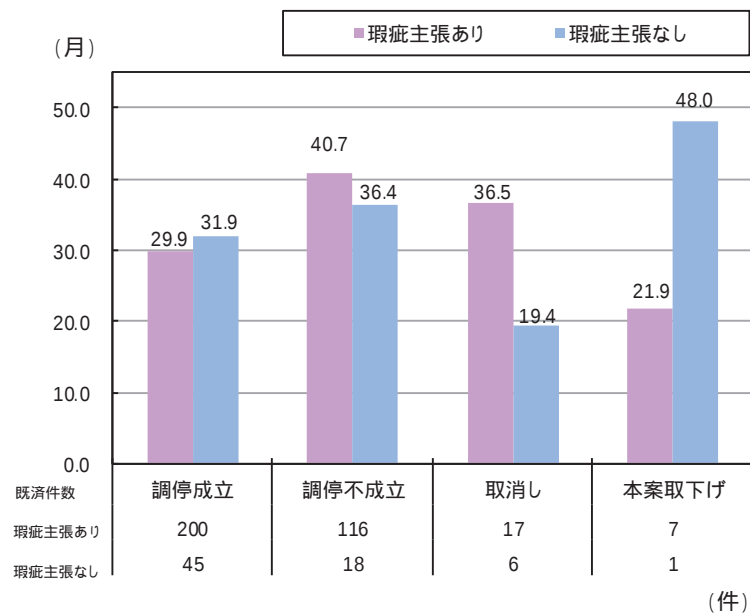
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図 15】のとおり、前回（29.8 月）より増加して 33.8 月となった。調停終了区分別で見ると、【図 16】のとおり、調停成立事件（29.9 月）は前回（25.4 月）より長期化し、調停不成立事件（40.7 月）は前回（40.5 月）より若干長期化した。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数（10.4 回）は、前回（8.0 回）から増加した（【表 17】）。（第 10 回報告書 118 頁【図 15】【図 16】【表 17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図 15】）調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図 16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第 10 回報告書 118 頁【図 15】【図 16】参照）。

【図 15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

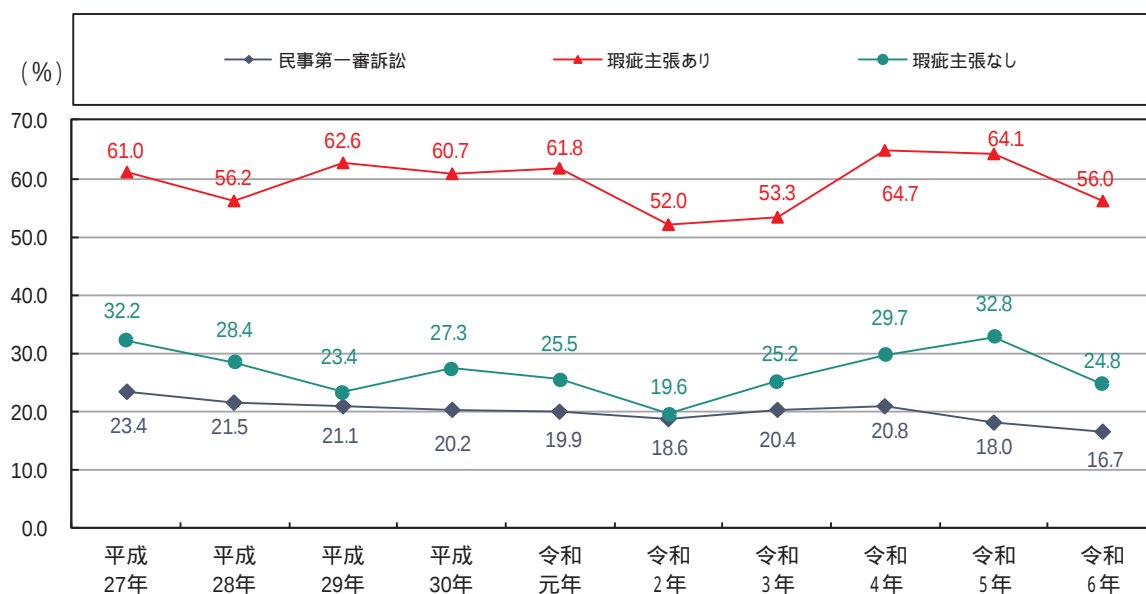
事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	17.3	12.6	16.5
	平均調停期日回数	10.4	7.4	9.9

○ 上訴に関する状況

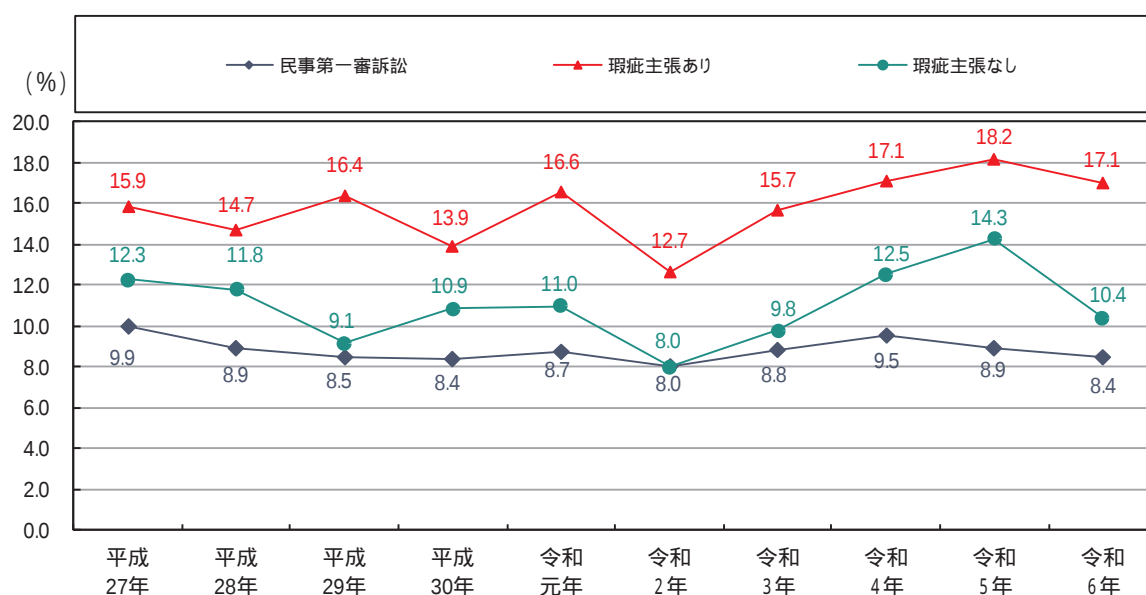
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

上訴率



上訴事件割合



1.2.3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数（464件）は、前回（486件）より減少した。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮が進み、令和6年は、前回（16.7月）より短縮して、15.4月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（21.1%）は前回（23.7%）より減少し、6月超2年以内の事件の割合（62.5%）は前回（52.6%）より増加し、2年超の事件の割合（16.5%）は前回（23.7%）より減少した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（92.6%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（80.9%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.8回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は48.7%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約2.9倍である。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和6年（464件）は、令和4年（486件）より減少した。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、短縮が進んだ。令和6年は、前回（16.7月）より短縮して、15.4月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう⁴。（第10回報告書121頁【図2】参照）

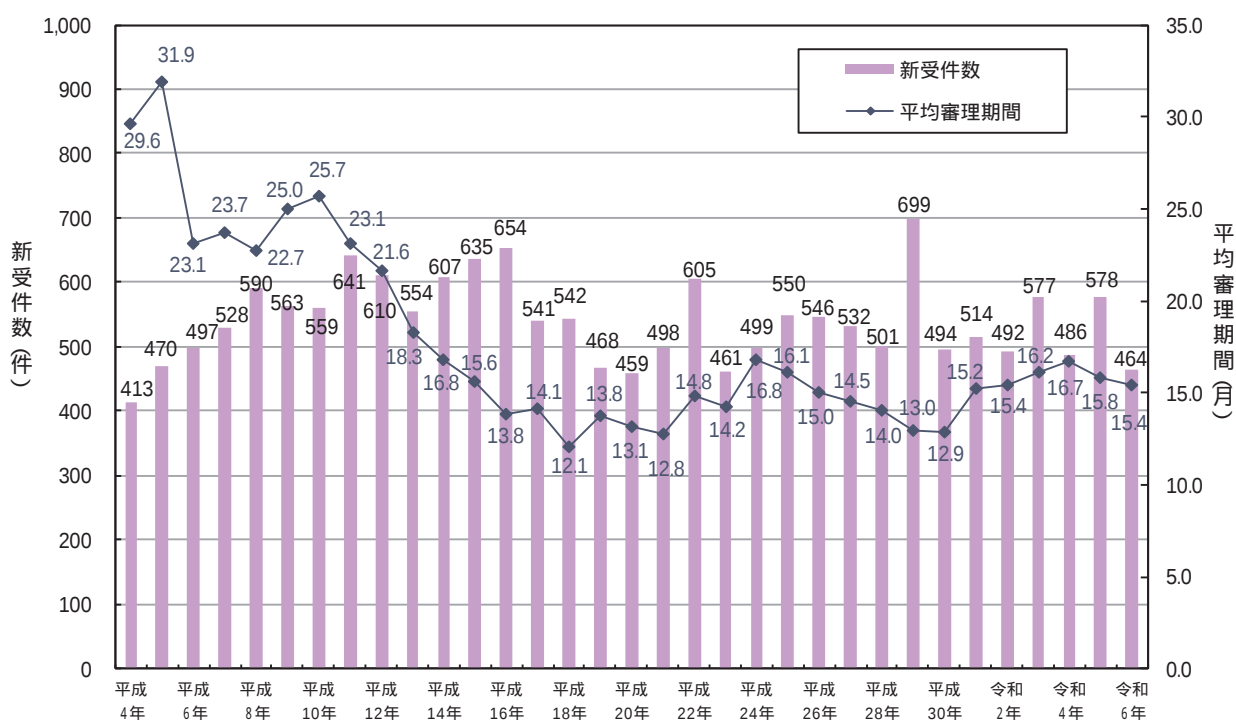
¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書97頁参照）。

² 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

³ 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

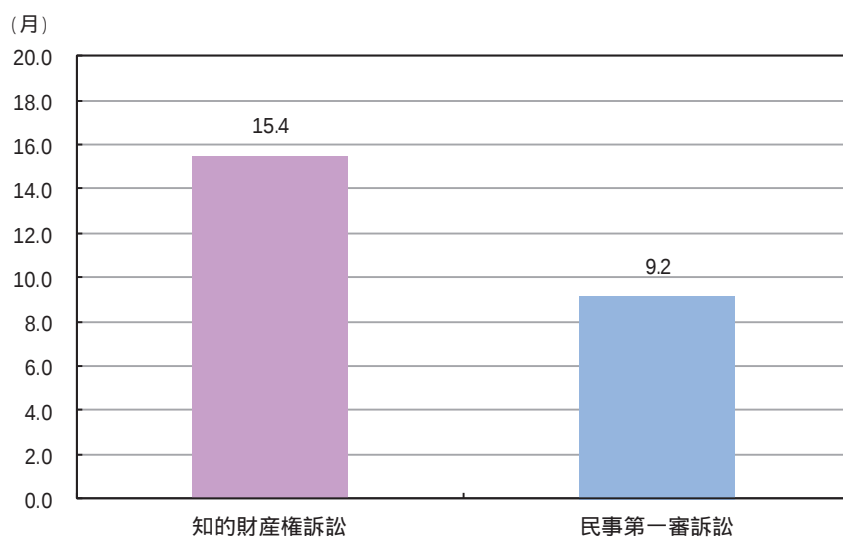
⁴ 令和4年の平均審理期間の長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(23.7%)より減少して16.5%となった一方で、6月超2年以内の事件の割合は前回(52.6%)より増加して62.5%となり、6月以内の事件の割合は前回(23.7%)より減少して21.1%となっている⁵。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(50.8%)。(第10回報告書122頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	493	139,370
平均審理期間(月)	15.4	9.2
6月以内	104 21.1%	80,923 58.1%
6月超1年以内	139 28.2%	24,870 17.8%
1年超2年以内	169 34.3%	22,960 16.5%
2年超3年以内	54 11.0%	7,089 5.1%
3年超5年以内	25 5.1%	3,048 2.2%
5年を超える	2 0.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。46.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(92.6%)。また、和解により終局した事件が31.6%、取下げにより終局した事件が18.5%と、前回(それぞれ33.3%、21.0%)から減少している(第10回報告書122頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
判決	230 46.7%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	213 92.6%	33,598 47.7%
和解	156 31.6%	44,080 31.6%
取下げ	91 18.5%	19,553 14.0%
それ以外	16 3.2%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。80.9%の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第10回報告書122頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	399 80.9%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	45 9.1%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	26 5.3%	3,978 2.9%
本人による	23 4.7%	11,802 8.5%

⁵ ただし、令和4年の2年超の事件割合の増加の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回(4.9回)より増加して5.8回、平均口頭弁論期日回数は前回(1.2回)より若干減少して0.9回、平均期日間隔は前回(2.7月)より若干短縮して2.3月となった(第10回報告書123頁【表6】参照)。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.8	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	0.9	1.2
うち平均争点整理期日回数	5.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.3	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回(83.0%)より増加して84.8%であり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である(第10回報告書123頁【表7】参照)。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	418	57,354
実施率	84.8%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回(13.7%)より減少して10.5%となった⁶(第10回報告書123頁【表8】参照)。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	10.5%	11.4%
平均人証数	0.3	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.8	2.6

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回(27.0月)より若干長期化して27.2月となり、平均人証調べ期間は前回(0.2月)から若干長期化して0.8月となった(第10回報告書123頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

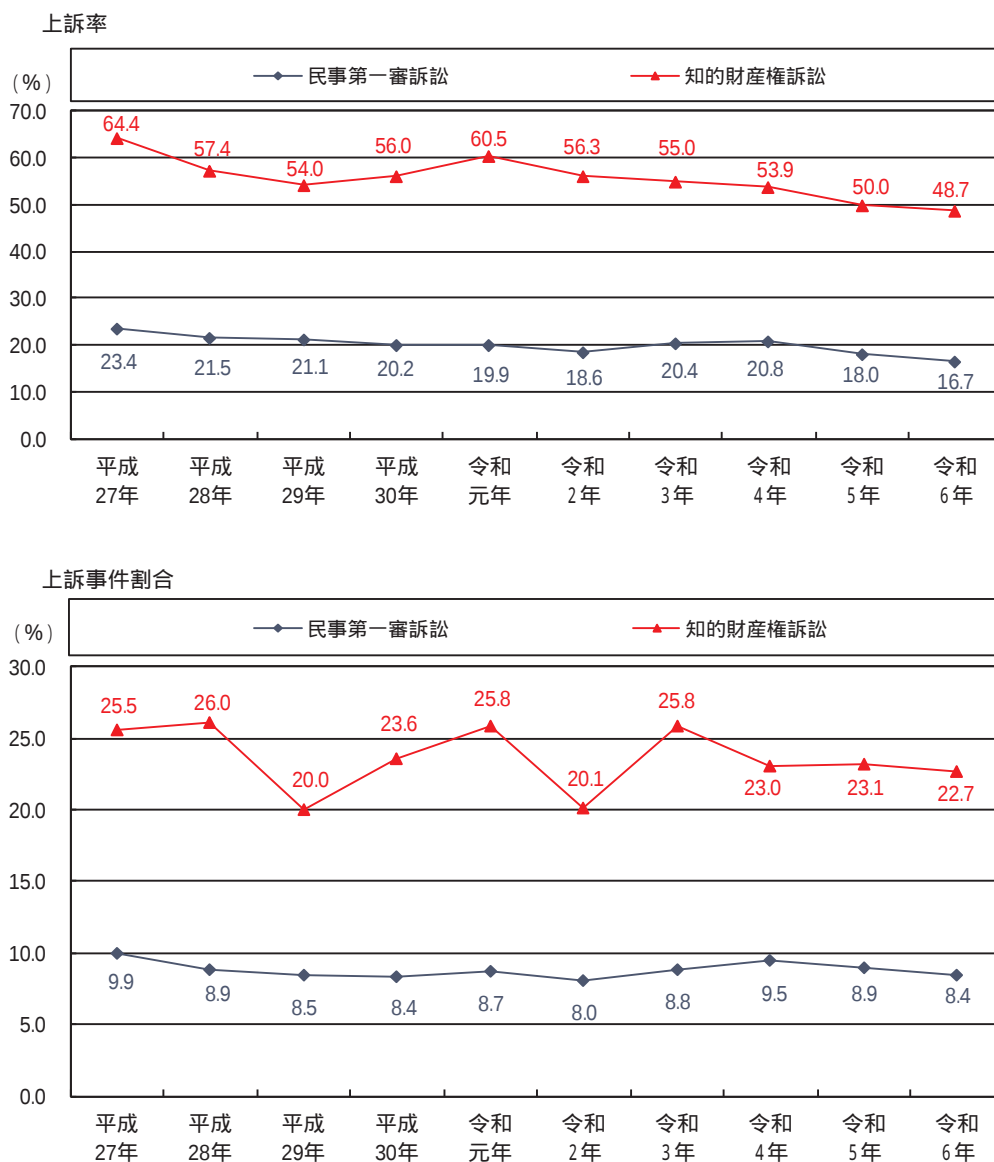
平均審理期間(月)	27.2
平均人証調べ期間(月)	0.8

⁶ 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲 . 1 . 2 . 1【図 10】及び . 1 . 2 . 2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぱりずむ 2010 年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



1.2.4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和6年の新受件数は4,214件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合(18.0%)は前回(15.1%)より増加しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合(37.6%)は前回(41.7%)より減少しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合(26.4%)は前回(27.2%)より若干減少したのに対し、和解で終局した事件の割合(62.2%)は前回(52.8%)より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合(65.6%)は前回(69.4%)から減少し、労働審判で終局した事件の割合(18.9%)は、前回(16.6%)より増加した。労働審判事件の平均審理期間(96.7日)は、前回(90.3日)より長くなった。

○ 事件数及び平均審理期間等

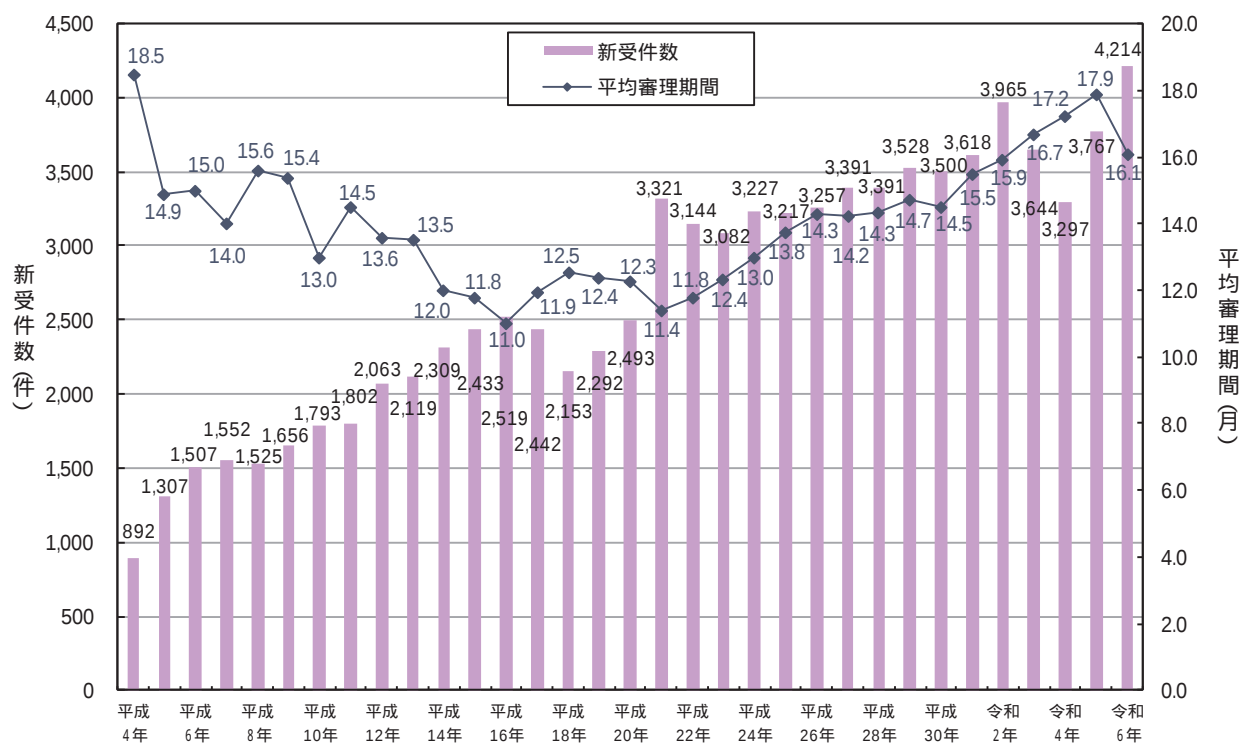
労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和6年は4,214件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和6年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回(17.2月)より短縮して、16.1月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年(18.5月)からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ(【図7】)、前者の事件の割合の増加傾向からの高止まり状態等が反映されているものと考えられる(【図6】)。令和6年は平均審理期間が短縮したものの、令和6年も新受件数の増加が続いていることから、今後の推移について注視していく必要がある。

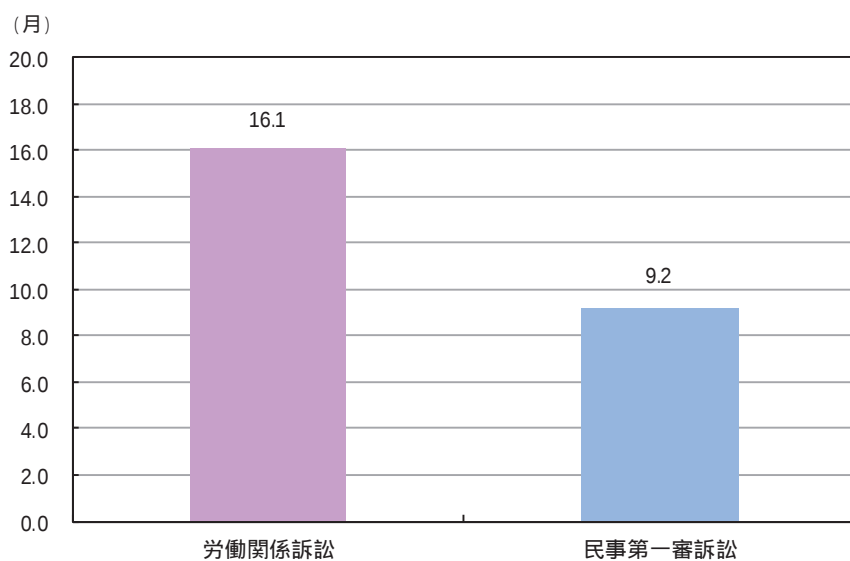
¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す(第1回報告書113頁参照)。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回(15.1%)より増加して18.0%となっているが、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回(41.7%)より減少して37.6%となっているが、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回(20.4%)より減少して17.0%となっている。(第10回報告書127頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	3,591	139,370
平均審理期間(月)	16.1	9.2
6月以内	647 18.0%	80,923 58.1%
6月超1年以内	983 27.4%	24,870 17.8%
1年超2年以内	1,349 37.6%	22,960 16.5%
2年超3年以内	410 11.4%	7,089 5.1%
3年超5年以内	188 5.2%	3,048 2.2%
5年を超える	14 0.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件(うち9割以上が対席判決である。)の割合が前回(27.2%)より若干減少して26.4%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回(52.8%)より増加して62.2%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は、前回(16.6%)から減少して7.6%となっている。(第10回報告書127頁【表4】参照)

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	949 26.4%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	869 91.6%	33,598 47.7%
和解	2,234 62.2%	44,080 31.6%
取下げ	274 7.6%	19,553 14.0%
それ以外	134 3.7%	5,314 3.8%

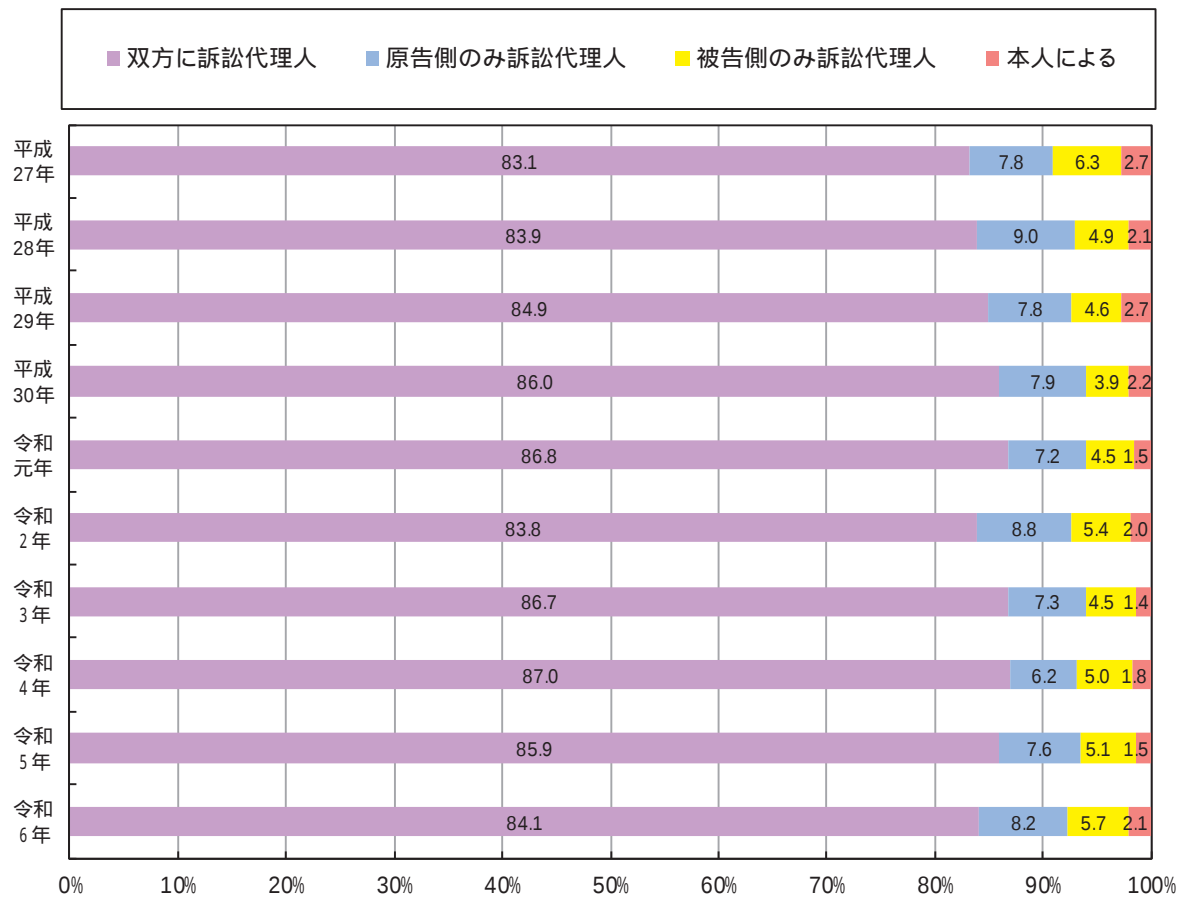
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（84.1％）は、前回（87.0％）からは減少した。これまで増加傾向にあったところ近年は8割台で推移し、高止まり状態にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向からの高止まり状態が反映されているものと考えられる。令和6年は平均審理期間が短縮したものの、令和6年も新受件数の増加が続いていることから、今後の推移について注視していく必要がある。

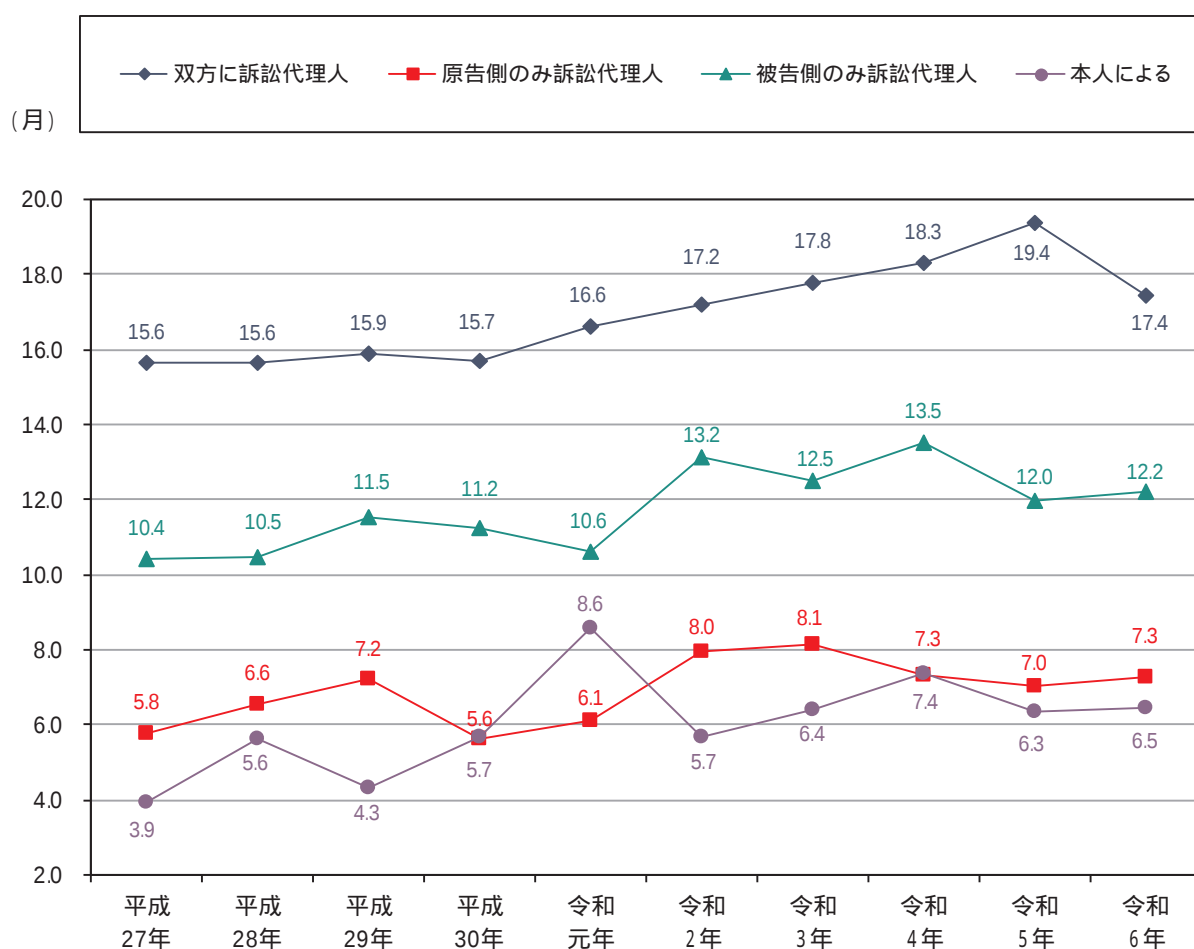
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	3,020 84.1%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	294 8.2%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	203 5.7%	3,978 2.9%
本人による	74 2.1%	11,802 8.5%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数(6.4回)は、前回(7.0回)より減少しているところ、そのうち、平均口頭弁論期日回数(1.1回)は、前回(1.6回)より減少し、平均争点整理期日回数(5.3回)も、前回(5.4回)より若干減少している。平均期日間隔(2.5月)は、前回から変化はない。(第10回報告書129頁【表8】参照)

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため(第6回報告書59頁参照)、その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.4	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	1.1	1.2
うち平均争点整理期日回数	5.3	2.5
平均期日間隔(月)	2.5	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりである。争点整理手続の実施件数は、前回（3,272件）より減少して3,045件となった。また、争点整理手続の実施率は、前回（85.3%）より若干減少して84.8%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることは前回と同様である。（第10回報告書130頁【表9】参照）

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	3,045	57,354
	実施率	84.8%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（32.7%）より減少して27.5%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数（3.0人）は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。（第10回報告書130頁【表10】参照）

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率		27.5%	11.4%
平均人証数		0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）		3.0	2.6

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される。（詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者（24.6月）は、前回（23.9月）より若干長くなっているが、後者（0.2月）は、前回から変化はない。（第10回報告書130頁【表11】参照）

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（労働関係訴訟）

平均審理期間（月）	24.6
平均人証調べ期間（月）	0.2

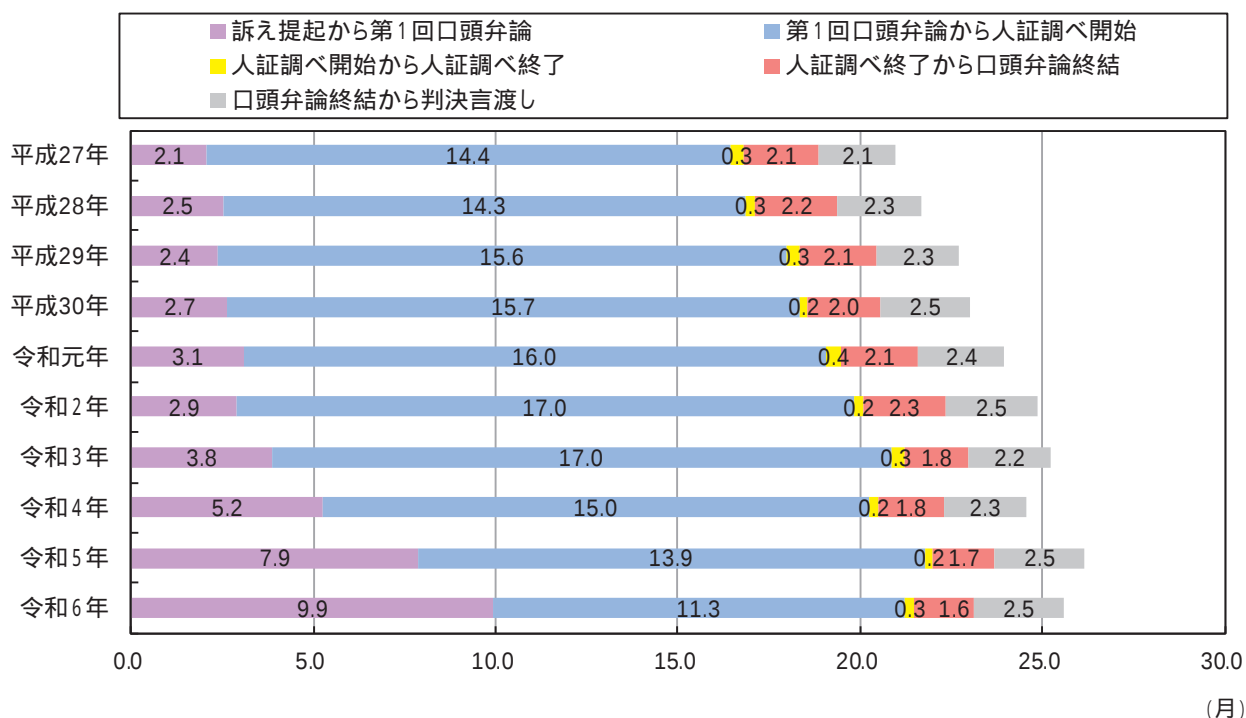
さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（労働審判手続から移行した訴訟事件²を除く。）³について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。）は、【図12】のとおり、前回（15.0月）より短縮して11.3月となっているが、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間は前回（5.2月）より長期化して9.9月となっており⁴、全体として長期化傾向が見られるところである。今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

² 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件（労働審判法 21 条 1 項、3 項、22 条 1 項）、労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件（同法 23 条）及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件（同法 24 条）を指す。

³ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を争点整理手続に付する例が相当数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をよりの確に把握するため、分析対象から除いた。

⁴ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初からウェブ会議などを活用した実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

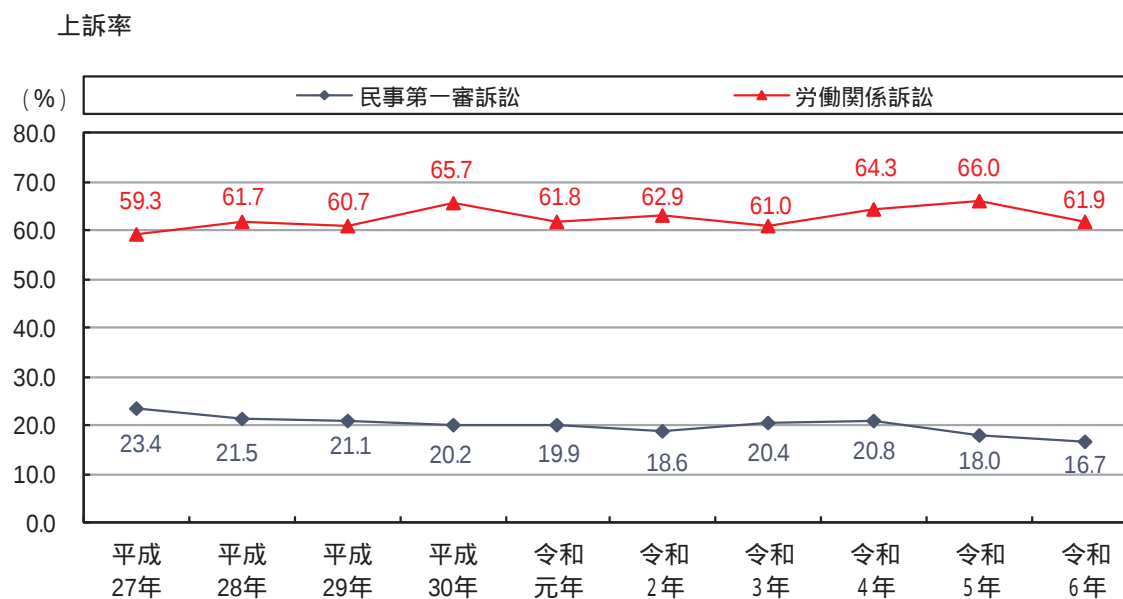
【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))



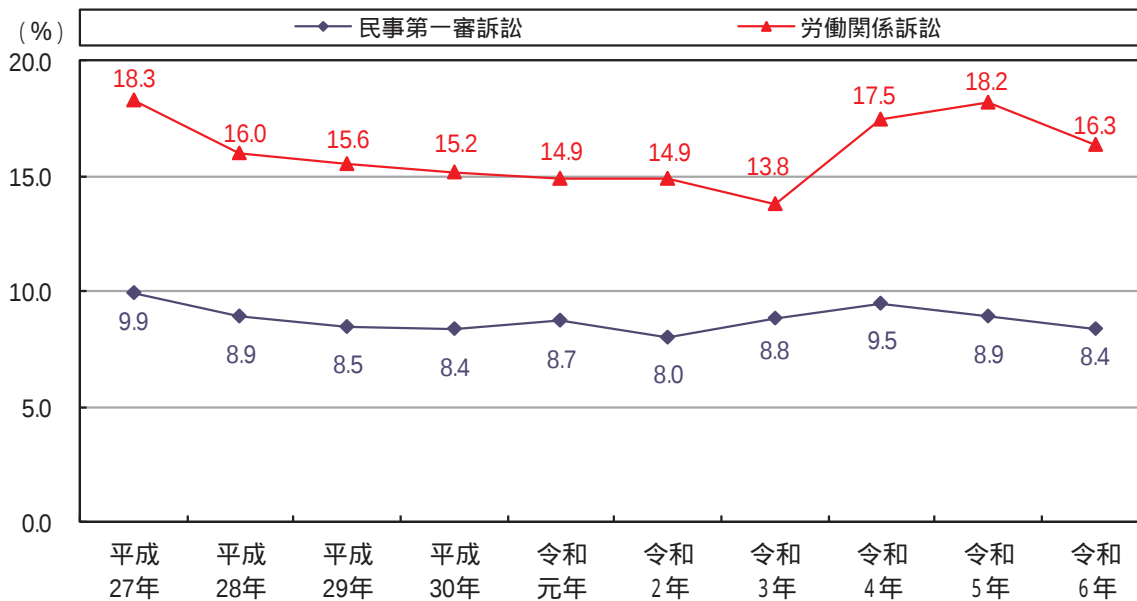
○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



上訴事件割合

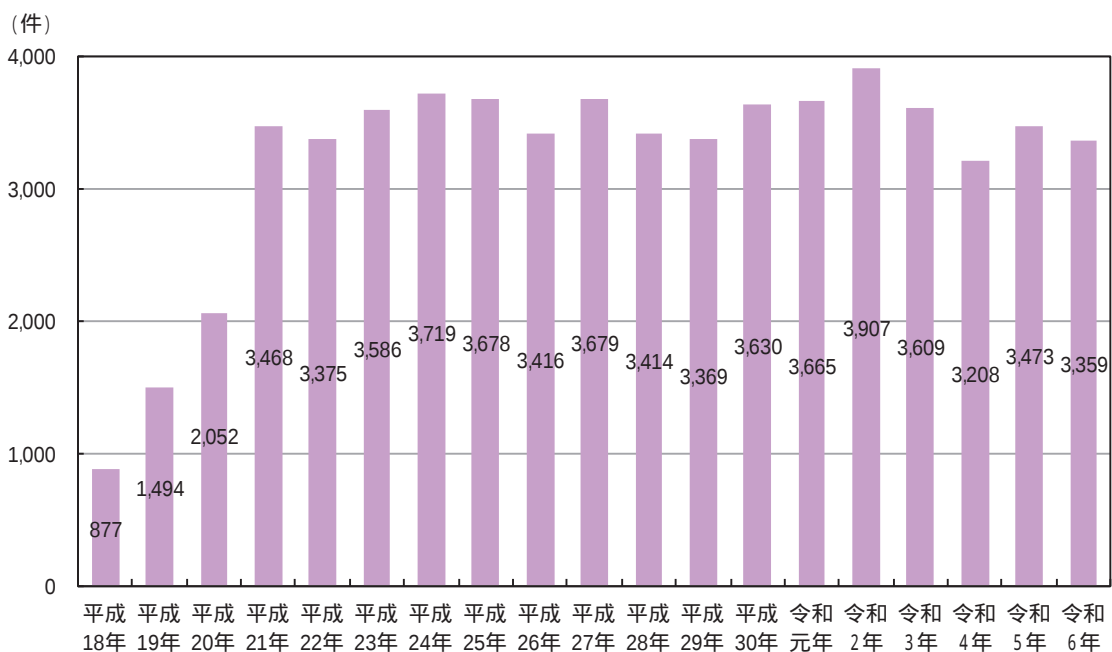


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和6年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（69.4％）から減少し、65.6％となっている。労働審判で終局した事件の割合（18.9％）は、前回（16.6％）から増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の50.4％（274件）から増加し、53.8％（351件）となっている。（第10回報告書133頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	652 18.9%
調停成立	2,263 65.6%
24条終了	228 6.6%
取下げ	270 7.8%
却下・移送等	38 1.1%

労働審判	652
うち異議申立てあり	351 53.8%
うち異議申立てなし	301 46.2%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は8.7％（301件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（74.3％）は、前回（77.7％）から減少した（第10回報告書133頁【表15】参照）。もっとも、取下げで終局した事件（270件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものと考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（90.3日）より長くなり96.7日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は49.9％となっており、前回（56.9％）から減少した。（第10回報告書133頁【表16】参照）

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,451
平均審理期間（日）	96.7
1月以内	77 2.2%
1月超2月以内	599 17.4%
2月超3月以内	1,045 30.3%
3月超6月以内	1,585 45.9%
6月超	145 4.2%

申立人代理人の選任状況については【表 17】のとおりであり、約 9 割の事件で申立人代理人が選任されており、前回（90.2%）と同様に高い水準にある（第 10 回報告書 134 頁【表 17】参照）。

【表 17】 申立人代理人の有無別の既済件数（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,051 88.4%
申立人代理人なし	400 11.6%

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3 回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である（労働審判法15条 2 項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう⁵（第 4 回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第 5 回報告書概況編112頁脚注 4 も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則 9 条 1 項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

⁵ 適切な手続の選択に関する議論について、第 6 回報告書 64 頁参照

1.2.5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,746件）は、前回（1,834件）より減少した。

平均審理期間（14.8月）は、前回（16.4月）より短縮したが、既済事件のうち審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ29.7%、48.5%）から減少し、それぞれ29.3%、45.6%となった。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（47.0%）より増加して49.7%となったが、その平均審理期間は、前回（25.5月）より短縮して21.7月となった。また、人証調べ実施率は前回（23.0%）より減少して19.5%となり、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（32.1月）より短縮して27.0月となっており、双方に訴訟代理人が選任された事件における人証調べ実施率は、前回（44.1%）から減少して35.2%となった。

争点整理手続の実施率は、前回（36.0%）より大きく増加して40.0%となり、民事第一審訴訟とほぼ同様である。

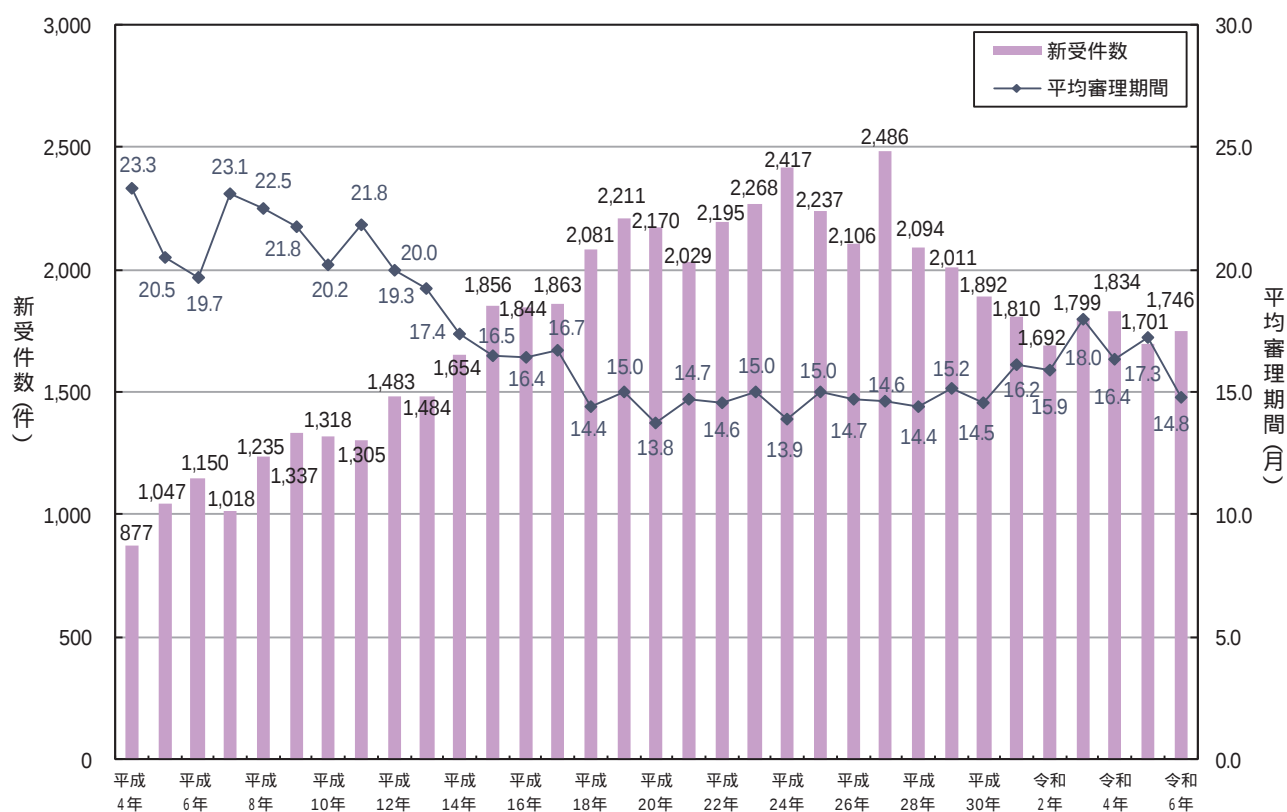
その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）については、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局することは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和6年は1,746件であった。

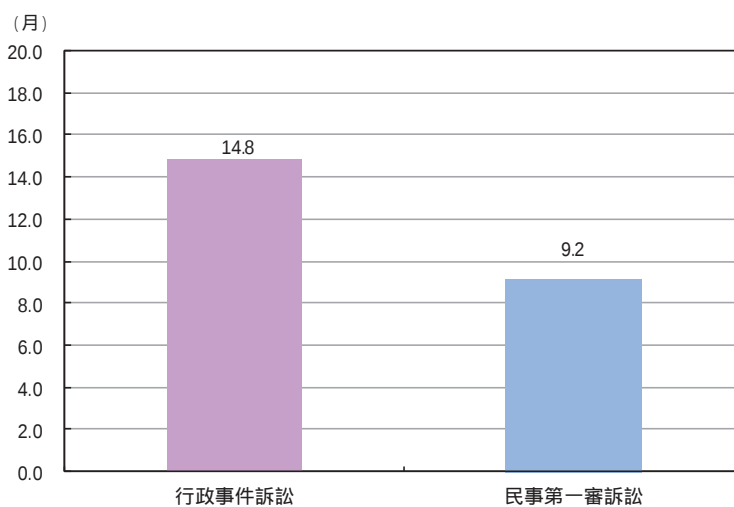
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮し、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移しており、令和元年以降は16月前後に長期化した。令和6年の平均審理期間は、前回(16.4月)より短縮して14.8月となった(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回(それぞれ29.7%、48.5%)から減少し、それぞれ29.3%、45.6%²となった。(第10回報告書137頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,762	139,370
平均審理期間(月)	14.8	9.2
6月以内	516 29.3%	80,923 58.1%
6月超1年以内	443 25.1%	24,870 17.8%
1年超2年以内	504 28.6%	22,960 16.5%
2年超3年以内	198 11.2%	7,089 5.1%
3年超5年以内	76 4.3%	3,048 2.2%
5年を超える	25 1.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(79.2%)が前回(77.2%)から増加した。行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない(第10回報告書137頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,395 79.2%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	1,212 86.9%	33,598 47.7%
和解	16 0.9%	44,080 31.6%
取下げ	222 12.6%	19,553 14.0%
それ以外	129 7.3%	5,314 3.8%

² 端数処理の関係上、表3の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

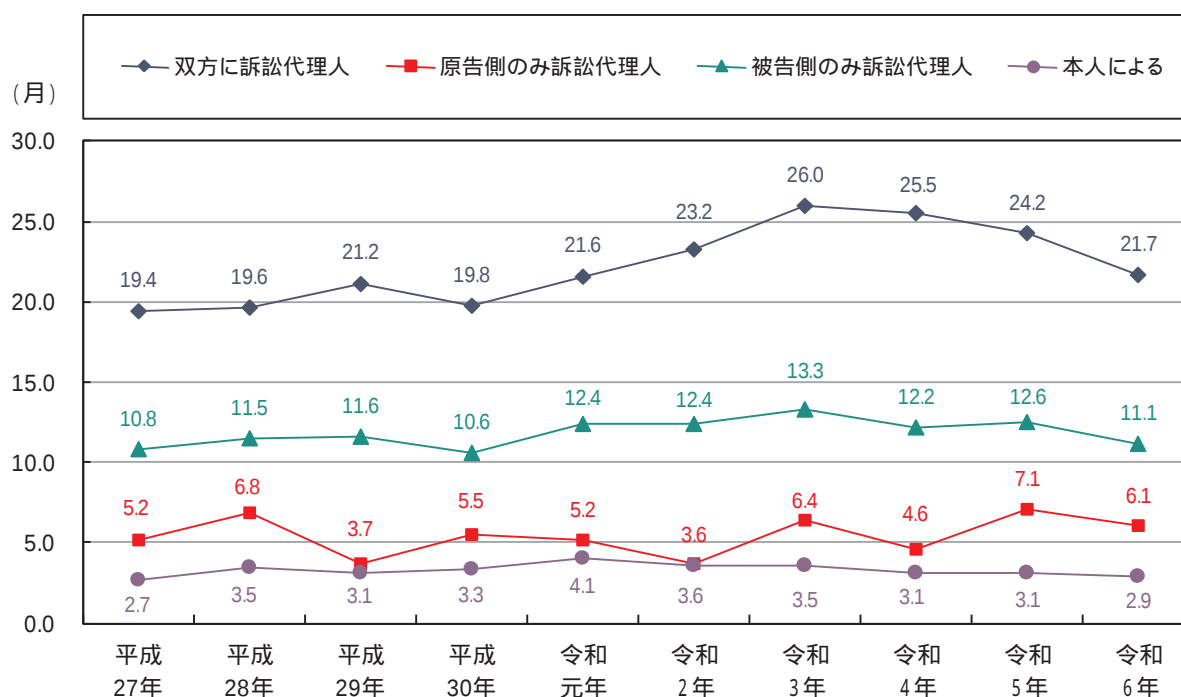
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（47.0%）より増加して49.7%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（29.4%）より若干減少して28.9%となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回（19.6%）より減少して15.4%となった（第10回報告書138頁【表5】参照）。【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	876 49.7%	56,385 40.5%
原告側のみの訴訟代理人	104 5.9%	67,205 48.2%
被告側のみの訴訟代理人	510 28.9%	3,978 2.9%
本人による	272 15.4%	11,802 8.5%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟(後掲 1.2)においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる(第1回報告書140頁参照)。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回（3.3月）より若干短縮して3.2月となり、平均期日回数は前回（4.9回）から若干減少して4.6回となった（第10回報告書139頁【表7】参照）。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.6	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	2.5	1.2
うち平均争点整理期日回数	2.1	2.5
平均期日間隔(月)	3.2	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理手続の実施率は、令和2年が23.9%であったが、前回（36.0%）から引き続き増加して40.0%となり、民事第一審訴訟事件とおおむね同程度の実施率となっている⁶（第10回報告書139頁【表8】参照）。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	705	57,354
実施率	40.0%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（23.0%）から19.5%へと減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数は前回（2.6人）から2.1人へと若干減少した（第10回報告書139頁【表9】参照）。【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率（35.2%）は前回（44.1%）から減少しているが、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である（第10回報告書140【図10】参照）。

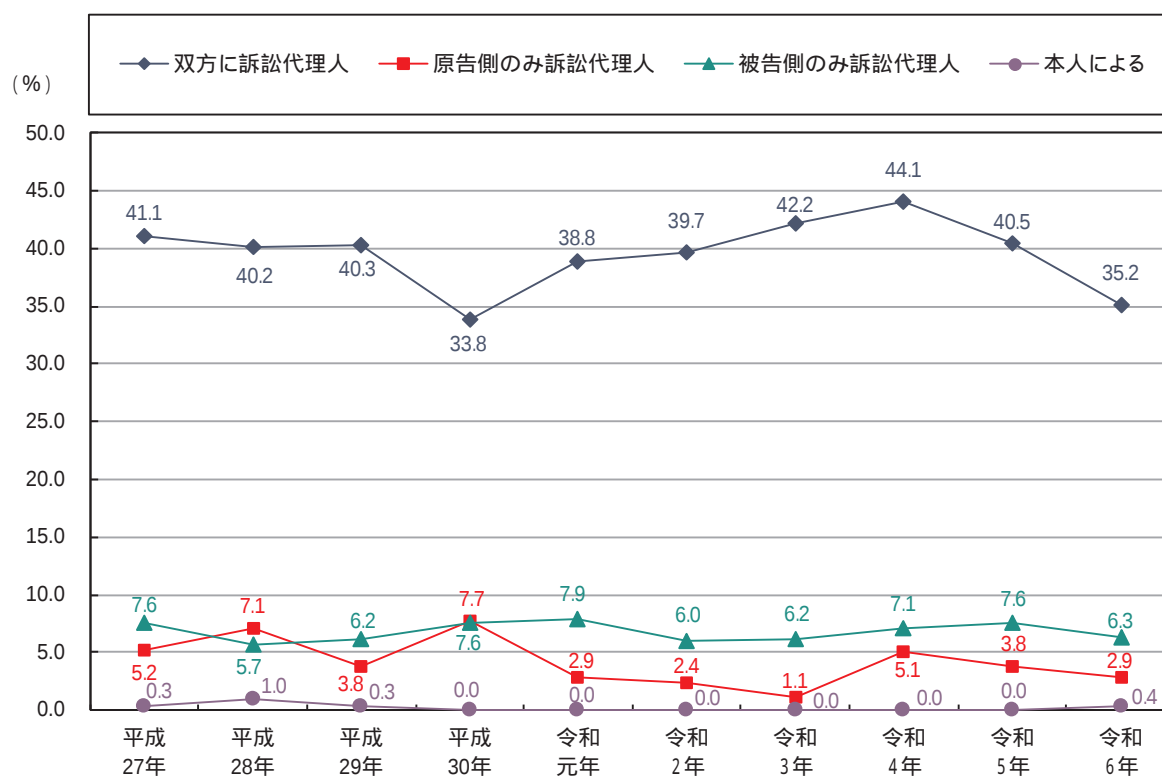
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	19.5%	11.4%
平均人証数	0.4	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.1	2.6

⁵ 平均期日間隔は3.2月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要する場合が多いこと等に起因するものと考えられる（第1回報告書130頁参照）。

⁶ 行政事件訴訟では、通常口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる（第5回報告書概況編53頁参照）。前回以降、争点整理手続の実施率が大きく増加している要因としては、ウェブ会議を利用した争点整理手続が実施されるようになったことが寄与している可能性がある。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(32.1月)よりも短縮して27.0月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.6月)よりも若干減少して0.3月となった(第10回報告書140頁【表11】参照)。

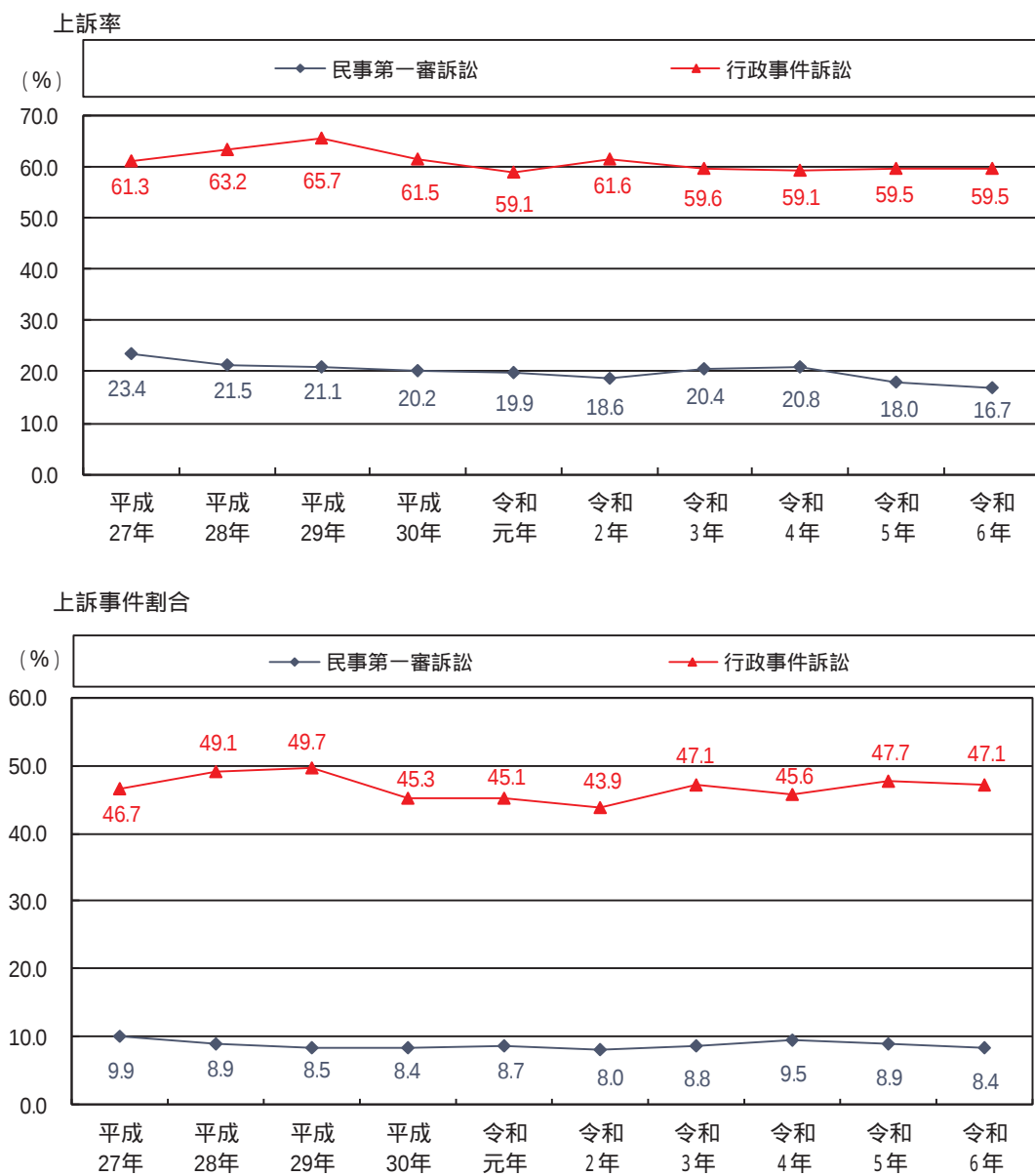
【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

平均審理期間(月)	27.0
平均人証調べ期間(月)	0.3

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、過去の報告書でも指摘されてきたとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。

民事訴訟のデジタル化は、このような争点整理のプラクティスを改善する契機となることが期待される。ところ、前回の検証では、令和2年2月に、デジタル化・フェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理が行われるようになったことを踏まえて、デジタル化・フェーズ1が平均審理期間の長期化等従前からの課題に与えた影響や合議体の審理の現状と課題等について実情調査を行った。実情調査では、デジタルツールを活用して早期に実質的な争点整理を実施するための工夫が広がりつつある状況がうかがわれた。

前回の検証以降、令和5年3月に双方当事者がウェブ会議の方式で参加する弁論準備手続、令和6年3月にはウェブ会議の方式による口頭弁論の運用が開始され、民事訴訟のデジタル化がフェーズ2の段階に入った。また、令和4年4月以降、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）の運用が開始された。今回の検証では、このようにデジタル化が進展する中、裁判所で使用する上記システムやウェブ会議のアプリケーション等を中心とするデジタルツールを活用した争点整理の運営改善の手法がどの程度浸透し、進化しているのか、また、そうした取組を多くの裁判官・弁護士が共有するためにどのような取組が行われているのかを調査することとした。これに加えて、前回に引き続き、合議体による審理の現状と課題についても調査対象とした。

デジタル化が進展する中での争点整理の運営改善の実情を把握するためには、デジタルツールの活用が進み、一定の蓄積が見込まれる庁を対象とするのが相当である。このような観点から、実情調査先は、令和2年2月からフェーズ1の運用を開始した第一次実施庁ないし書面の電子提出を可能とするmintsを全国に先駆けて導入した庁の中から、異なる地域に所在する大規模庁及び小規模庁を選定し、令和6年3月及び11月に、これらの庁の本庁及びこれらの庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。なお、上記のとおり、これらの庁は、デジタル化が全国に先駆けて実施され、特に先進的な取組が行われているため、今回の実情調査の結果は、全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点には留意が必要である。

実情調査の結果は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題について

ア 争点整理の現状等

（ア）序盤の争点整理の充実化（争点整理序盤の口頭協議の浸透）

前回の実情調査では、デジタル化・フェーズ1の下において、争点整理の序盤において口頭協議を

行うプラクティスが紹介された¹。この協議は、争点整理の早期の段階で、裁判所と当事者との間で、主要事実レベルでの争点や主張立証の見通しについて口頭で協議を行い、共通認識を持ち、これを前提に、その後の審理イメージを共有することなどを目的としたものである。このようなプラクティスについては、前回の検証検討会において、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができる旨の指摘があったところである。

今回の実情調査においても、いずれの裁判所からも、多くの裁判官がこのような争点整理の序盤の口頭協議の有用性を認識し、実際の事件で広く実践している実情が紹介され、このような取組により、当事者と事案のポイントを共有でき、進行の見通しを立てやすくなる、当事者が裁判所の心証を踏まえて、無用な主張立証を避け、ポイントを絞った主張立証が可能になる、和解の話を進めやすくなるとともに、和解勧告のタイミングも把握しやすいなどの効果があるという指摘があった。弁護士からも、このような協議を行う機会は増えており、序盤に双方の主張の骨子を明示的に確認することにより、双方の主張を噛み合わせることができ、審理期間の短縮につながるなどといった意見や、最近では、裁判所から、ただ単に相手方の書面に反論することを求められることが減り、どの主張に対して反論をすべきかについて具体的な話がされるようになってきているという指摘があるなど、実質を伴った争点整理を目指す方向への裁判所側の態度の変化に関する指摘もあった。また、弁護士においても、早期に実質的な争点整理を開始するため、交渉段階で当事者がどのような主張をしていたかが裁判所にも分かるように、要件事実だけでなく、交渉段階で相手方との間でどこに認識の食い違いがあったかを記載したり、交渉段階の書面を早期に提出する工夫をすることがあるという紹介があり、裁判所と弁護士の間で審理の序盤から実質的な争点整理を行う必要性が共有されていることがうかがわれた。

このような審理の序盤から実質的な争点整理を実施するための期日指定（以下、書面による準備手続における協議や事実上の打合せ等も含めて、単に「期日」という。）の工夫として、裁判所から、第1回口頭弁論期日指定後に被告代理人が選任された場合には、実質的な反論を記載した書面の提出に必要な期間等を踏まえて新たな期日を指定する（実質答弁先行型）、比較的近い時期に新たな期日を指定し、口頭で主要事実レベルの争点や主張予定を確認する（口頭協議先行型）という2通りの対応が考えられ、事案の軽重、代理人の属性等を踏まえてこれらを使い分ける運用が紹介された。例えば、事案が複雑なものについて、被告がしっかりとした準備をしたいという場合には実質答弁を先行させる場合もあるし、まず事案の大枠を把握したいという場合等には口頭協議を先行することもあるとのことであった。弁護士からは、従前見られた、第1回口頭弁論期日において被告欠席で擬制陳述をするためだけに原告代理人が出頭することはなくなったという指摘があった。

また、前回の実情調査では、このような序盤の口頭協議を効果的に行う工夫として、裁判所から、当事者双方に対して、参考事項の聴取・事前照会書を活用して、事前交渉の有無、被告代理人の有無、進行についての意見、デジタルツールを利用したウェブ会議の利用の可否、和解の意向の有無等を確認し、序盤の口頭協議を実施すべき事案を選別するなどしているとの紹介があった。今回の実情調査でも同様の取組が行われていることが紹介されたが、従前の紙媒体での照会では回収率が芳しくないことから、デジタルツールを活用してオンライン上で回答可能な方法を用いているという工夫も紹介された。

他方、口頭協議は、裁判所・代理人双方に一定の準備の負担を課すことから、裁判所からは、すべての事件において口頭協議を行うのではなく、口頭協議を実施する事案を選別したり、事案の複雑さ

¹ 第10回検証検討報告会では、「方向性協議」と呼んでいたプラクティスであるが、このような呼称は特定の庁で用いられるものであることから、本報告書では、より一般的に、「序盤の口頭協議」などと表現することとする。

等を踏まえて口頭協議の密度を変えながら実施している、あるいは、序盤の口頭協議において無理して争点を固めるのではなく、口頭協議を続行しているという実情の紹介もあった。

(イ) 活発な口頭協議を行う方策

上記(ア)のとおり、争点整理の序盤から口頭協議を行い、早期に実質的な争点整理を開始するプラクティスが浸透しつつあることがうかがわれる中、次のとおり、デジタルツールを活用しながら口頭協議を活性化する工夫も紹介された。

デジタルツールの活用

まず、裁判所からは、口頭協議の結果、当事者が次回までに検討すべき事項を確認した上で、投稿機能(36頁参照)を利用して協議結果を当事者と共有する取組により、裁判所の指示が取り違われることなく、協議した内容に沿った準備がなされ、口頭協議の活発化につながっているという紹介があった。また、当事者から提出された書面の内容を踏まえ、期日前に、期日に口頭で確認したい点等について予告することにより、簡単な内容であれば、期日において当事者から口頭で回答をしてもらえる場合があり、口頭協議の活性化に一定の効果があるという紹介があった。

さらに、期日中における工夫としては、書証のデータに書き込みをした上でそれを画面共有しながら口頭協議を行ったり、誤解なく争点等の認識共有を図るために裁判官が作成した表を共有するなどの取組が紹介された。こうした表の作成については、弁護士からも一覧表の作成により当事者の主張の全体像が把握しやすくなり、審理の迅速化にもつながっているという意見があった。この点に関し、裁判所からは、データの活用が容易になったことにより、当事者との間でこうした表を共同で作成する作業を行うことが増えるのではないかという意見があり、弁護士からも、裁判所が記載のルールや表のフォーマットを作成してくれれば、利用しやすい表を作成できるという意見があったところであり、今後裁判所と代理人の間で、このような充実した争点整理に向けた共同作業を双方の適切な役割分担の下に効果的に行うための方策の検討がさらに進むことが期待される。

他方で、弁護士からは、ツールが何であれ、裁判所が分かりやすい求釈明をしなければ、噛み合った議論にはならないという指摘があったが、裁判所が準備事項を投稿機能等のデジタルツールを活用して明示的に共有することにより、準備事項に関する認識の齟齬はかなり少なくなったという意見もあり、デジタルツールを用いて事前準備が効果的に行われ、口頭協議の活性化にもつながっていることがうかがわれた。

また、裁判所が適切な求釈明を行うには、裁判所が当事者の主張立証を的確に把握することが重要であるところ、mints を利用している事件における工夫として、提出された準備書面のPDFデータを活用して、相手方の認否に応じて否認(赤)、不知(黄色)、認める(緑)で色分けし、これをデジタルノートアプリ上に切り貼りをして、否認している部分と争いのない部分に整理し、関係証拠を引用することで、争いのある部分についての証拠のあるなしが一つのファイル上で視覚的に明らかになり、事案を把握しやすくなっているという紹介があった。

以上のとおり、デジタルツールの争点整理での活用については、試行錯誤が行われている状況であるが、裁判所、弁護士双方から、デジタル化によって自動的に審理が迅速化するものではなく、デジタルツールの利用が自己目的化しないように留意し、効果的に活用することが重要である旨の意見があった。

期日指定等の工夫

裁判所からは、口頭協議により、当事者が反論すべき具体的事項が明らかになることから、例えば、当事者本人への事実確認が必要な内容であれば準備期間を長くとり、法的評価に関する主張にとどまるのであれば準備期間を短くするなど、準備に必要な期間に応じて、次回期日を指定しているといっ

た工夫の紹介があったほか、1期日の時間設定についても、通常30分程度であるところを15分にするなどして、期日ごとにメリハリをつけて期日の指定等を行う工夫が紹介された。

弁護士からは、準備期間については、反論の対象となる準備書面及び書証の分量、依頼者からの事実確認や証拠の収集・提出が必要な争点かどうか、他の事件の尋問準備や書面の提出期限等、依頼者が個人か法人か等、決裁に時間を要する事情があるか、といった点が考慮要素として考えられるという意見があったほか、準備事項の内容等にかかわらず、漫然と長期の準備期間を希望する代理人に対しては、裁判所から、合理的な期間で準備を行うように指摘してほしいといった意見や、15分刻みの期日の場合には、裁判所として口頭協議を行うことを想定していないということかと受け止めるといった意見もあったが、いずれにしても、裁判所・弁護士ともに、準備内容に応じた合理的な準備期間を前提にして期日指定を行うべきであり、当該期日で予想される口頭協議の内容に応じて必要な期日の時間を確保すべきであるという認識は共有されていることがうかがわれた。

書面の提出期限の遵守

書面の提出期限の遵守状況については、前回の実情調査でも、弁護士から、期日の1週間前に書面が提出されるのは半分程度であるという指摘もあり、書面の提出期限の遵守について改善が見られない状況が広く存在することがうかがわれ、デジタルツールを用いるなどして適切な進行管理をする必要性等が指摘された。

今回の実情調査では、mints が利用されている事件の実情も紹介されたが、mints の自動督促機能（書面提出期限の数日前に自動的に督促のメールが送信され、期限が過ぎると毎日督促メールが送信される。）については、弁護士からは、書面の提出の動機付けになっているという意見があり、裁判所からも、mints を利用している事件ではおおむね書面の提出期限が遵守されており、かつ、書記官による督促の手間を省くことができるという意見があった。

また、mints を利用していない事件については、裁判所から、投稿機能やチャット機能を活用して代理人に準備状況を確認すると、経過報告等を行う代理人もあり、チャット等での督促には一定の効果があるという意見がある一方、弁護士は裁判所からのチャット等による連絡を常時確認しているわけではないので、チャット等を利用した督促はしていないという裁判官も少なくないという実情が紹介された。こうした実情も踏まえ、裁判所からは、裁判所からの投稿機能によるメッセージに対してはリアクションボタンを押すことにより裁判所に対する既読の通知をすることなど、代理人に依頼したい事項をまとめたペーパーを作成し、これを代理人と共有するなどして、弁護士に対して、裁判所のメッセージを確認するように促す取組を行っていることが紹介された。

これに対して、弁護士からは、極力期限は守っているが、依頼者側の作業が遅れたり、予想していたよりも準備が難航して期限に間に合わないことはあるという実情が紹介される一方で、書面の提出が期限よりも遅れる場合でも、裁判所及び相手方が読めるよう、期日当日や前日の提出にはならないようにし、あるいは、投稿機能を用いて書面等のデータだけでも先に提出しているといった工夫や、期日を空転させないために、書面の前半部分だけでも準備、提出して、次回までに相手方に認否反論してもらい、同時並行で後半部分を準備するといった工夫が紹介された。

（ウ）協議結果の共有の方法

協議結果の共有方法と効果に関しては、最終的に確定した争点や、審理の中盤で争いのないことを明確にした方がいい場面における当該争いのない事実については調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿機能を利用して事実上確認するにとどめているという紹介があった。これについては、弁護士から、依頼者が確認している書面に記載されている以上のことは言えないといったノンコミットメントルール自体に慎重な意見があった一方、協議結果が投稿されると、内容が明確化し、形に残るため、認識共有に資するという意見もあった。もっとも、

裁判所からの投稿を確認しない弁護士もいるという指摘もあった。また、特に、非定型的な類型の訴訟で、当事者の主張の法的な位置付けが明確でない場合においては、当事者に要件事実に沿った主張立証を意識してもらうために、期日において、口頭ないし画面共有機能を用いて、争点となる主要事実や、当事者の主張の骨子について、裁判所の理解を当事者に伝え、齟齬がないか確認した上で、その結果について、投稿機能を活用して当事者と共有を図るといった工夫も紹介された。

なお、裁判所からは、投稿機能を利用して当事者と結果を共有する場合、裁判官の異動があった際にも、前任の裁判官が当事者と共有した内容について、後任の裁判官が確認することができ、裁判官の引継ぎという観点からも有益と考えられるという意見があった。

イ 争点整理を充実させるための組織的取組

(ア) 裁判所内部での取組

今回の実情調査では、裁判所内部において、単に審理運営改善の方策を裁判官の間で共有するにとどまらず、多くの裁判官が過度な負担なくそのような方策を試行、実践できるように工夫を凝らした組織的取組が行われていることがうかがわれた。

まず、争点整理序盤の口頭協議について、庁内で広く取組内容を共有するため、転入者説明会等で情報共有を行ったり、実際に口頭協議を実施している期日を見学することができるようにしているという取組が紹介された。

また、投稿機能を効果的、効率的に活用するという観点から、庁内の裁判官が実際にした投稿例を収集して、日常的に使用する投稿と、事案の状況に応じて使用する投稿のサンプル集を作成して、庁内で共有するという取組が紹介された。

さらに、有志の裁判官の間で、参考事項聴取の照会書の作成、試行を行ったり、投稿機能等を活用して、審理運営に関する意見交換を行っているという取組も紹介された。

(イ) 弁護士会内部での取組

弁護士会内部での取組として、新規登録者に対する講習として、口頭協議やノンコミットメントルールといった、司法修習中にはあまり取り扱われない実務上の重要事項について周知を図っているという紹介があった。

また、裁判所との間で争点整理やデジタルツールの活用等について協議を行う場合には、弁護士の間でも議論を行った上、裁判所との協議結果について結果報告を行って弁護士間で周知しているという紹介があった。

(ウ) 裁判所と弁護士会との間での取組

今回の実情調査の対象地においては、裁判所と弁護士会の間では、複数の協議会で争点整理が協議事項にされているとのことであった。もっとも、前回の実情調査と同様、弁護士会においては、そうした議論の結果について、弁護士会の月報や会員専用ホームページで周知しているものの、月報やホームページをあまり見ていない弁護士もいるという課題が指摘された。

他方、審理運営改善のためには裁判所側において弁護士のビジネスモデルを知る必要があるという問題意識から、右陪席と若手弁護士の意見交換の場を設け、弁護士業務についての認識共有から始め、その後、デジタル化の中での争点整理や準備書面の在り方について意見交換を行い、その成果を裁判所及び弁護士会それぞれの内部で共有しているという意欲的な取組の紹介もあった。

また、実情調査を行ったうちの1庁では、mintsの利用率が高いところ、その要因として、裁判所からは、弁護士、事務員向けの説明会の実施、説明動画等の周知のほか、個別の事件において初回の期日の最後に必ず利用の意向確認を行っている旨の紹介があった。弁護士からも、当該庁においては、裁判所が熱意をもって利用を促していること、実際に使ってみると、書面を正式に提出できる上、正本・副本の作成や書面の郵送・FAXの負担がなくなるなど、使い勝手がよかったことがmintsの普及

につながっているのではないかという意見があった。

(2) 合議体による審理の現状と課題について

ア 合議体による審理の実情

(ア) 付合議の実情について

実情調査の対象庁のうち1庁では、医療関係事件、建築関係事件、行政事件、知的財産事件、労働関係事件については原則として合議とし、そのほか、世間の耳目を集める事件や事案が複雑困難なものも合議に付しており、定期的に、支部も含めた管内の民事担当裁判官全員で担当事件についての意見交換・相談をする中で、審理や判断が困難と思われる事件について情報共有することにより、適切に合議に付しているという実情が紹介された。もう1庁では、合議に付している事件類型としては、安全配慮義務違反が問題となるものや、証券取引関係、国家賠償、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるもの等があるが、合議基準を設けているわけではなく、新件の訴状の回覧や、定期的な「棚卸し」(単独事件として係属している未済事件の中に付合議が相当なものが含まれていないかについて部全体で意見交換し洗い出す作業)に加え、各裁判官から適宜のタイミングで部内で相談するなどして合議に付しているという実情が紹介された。

もっとも、弁護士からは、事件類型で機械的に合議にしている印象があり、たとえば、単純な事件でも形式的に医療事件に該当すれば合議になっているという意見や、本庁の専門部で合議になるような事件が支部で単独で進行している事件もあるなど、合議に付すべき事件について単独で進行している事件もあるように思うといった意見もあった。

(イ) 付合議の効果について

付合議の効果については、裁判所からは、比較的時間に余裕のある左陪席が主任裁判官を務めることで、複雑な前提事実・当事者の主張の整理、判例調査等を行い、単独事件よりも丁寧に判断を行うことができ、適正な解決に結びついている、各裁判官の経験等を共有することで、審理が漂流することを防ぎ、迅速な解決につながる面もある、多角的な視点から適切な結論を導いていると思われるという意見があった。弁護士からも、合議に付されてから急に進行がスムーズになることがあるといった意見や、合議に付されて困ったという経験はないといった意見が出され、合議体の審理のメリットについては、裁判所及び弁護士の双方が認識していることがうかがわれた。

他方で、弁護士からは、単独事件として進行している事件について合議体による審理が適切であると考えられる場合において、付合議の上申を出すことはあるが、当該単独体による審理が不十分であると言っているように受け取られると思うと、上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあった。

イ 合議の充実・活用を図る取組の実情

限られた時間の中で、合議体内で事件内容を共有できるよう、時系列表や、当事者の主張対比表を作成し、共有したり、合議の際には、上記一覧表など、必要なものを画面で共有したり、合議の際に、すぐに必要な情報にアクセスできるよう、予定表管理ソフトを使ってスケジュールを共有した上で、そこに合議メモ等の必要なデータを張り付け、情報を一元化するなどの工夫が紹介された。

また、mints上に主張書面・証拠等がアップされている場合、尋問等の弁論期日において、合議体全員がそれぞれの端末からこれらの書面を見ながら合議事件の審理に参加することができ、より充実した審理を行うことができているという実情が紹介された。

合議の充実のために、当事者に協力を求めたい事項として、合議事件については、左陪席が記録を検討した上で、裁判長等と進行の合議をする必要があるため、準備書面の提出期限から、翌々週に期日を設定するようにしていることから、書面を提出期限のとおり提出すること、mintsを利用すれば、書記官により提出された書面が記録に綴られて裁判官の下に届くまでのタイムラグを省略でき、また、

合議体の全員が同時に記録を見ることができるため、迅速な合議に資することから、mints を積極的に活用することが挙げられた。

ウ 部全体の事件の処理態勢

前回の実情調査を踏まえた検証検討会の議論においては、バランスの良い合理的な審理・判断が可能になるという合議体による審理のメリットを活かし、部内全体で手持ちの事件をマネジメントするという観点も踏まえつつ、引き続き、合議強化に向けた取組を進めていく必要があることが指摘されていた。

このような指摘を踏まえて、付合議されていない事件も含めた部全体の事件を適切に処理する取組についても調査を行ったところ、上記ア（ア）のとおり、定期的な「棚卸し」のほか、部内での相談を随時かつ適宜のタイミングで行う、あるいは管内の裁判官が集まっての意見交換を定期的に行うことにより、他の裁判官からの意見を聴けるようにしており、こうした相談等を通じて、困難な事件については合議に付している実情が紹介された。

3 検証検討会での議論

1 争点整理の現状と課題について

(1) デジタル化が進展する中における争点整理の実情

第 10 クールの検証検討会においては、争点整理の序盤での口頭協議において、争点整理の土俵を形成することは重要であり、裁判所と当事者が主たる争点や主張立証の見通しを共有することで、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができる旨の指摘があった。今回の実情調査では、こうした取組が広く浸透していることがうかがわれ、これを評価する意見があった。もっとも、一部の弁護士には、序盤に口頭協議を行うことの意義や、ノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に当たってのルールについて理解が十分に浸透していないこともうかがわれたとして、裁判所から弁護士に対して、序盤の口頭協議の意義や、口頭協議に当たってのルールを事前に説明し、弁護士側からもノンコミットメントルールの意義・目的について確認するなど、裁判所と弁護士との間で十分なコミュニケーションをとることが重要であるという指摘があった。

また、第 10 クールの検証検討会では、口頭協議を充実させるためには、簡単な打合せや情報共有はチャットやメール等で事前に済ませるなど、期日間の在り方そのものが変わらないといけないという指摘もあったところ、今回の実情調査では、ウェブ会議のアプリケーションの機能の一つである投稿機能を用いて期日における口頭協議の結果をグループ内で共有したり、期日間において釈明を行うといった取組が紹介された。このように期日間においても事件を進行させることができる選択肢が増えることは望ましいことであると評価する一方で、実情調査でも紹介があったとおり、それが裁判官にとって過度な負担とならないように費用対効果を考えてメリハリをつけて実施していくことや、書記官との役割分担についても検討することが重要であるという指摘があった。

他方、今回の実情調査では、裁判所からは、上記のような投稿機能による口頭協議の結果の共有等のほか、チャット等を用いて書面提出の督促を行う取組が紹介されたが、一部の弁護士については、裁判所から送られる投稿等を見ていないという実情もうかがわれた。この点に関しては、弁護士において投稿等を確認する必要性及びそれに向けた裁判所側からの働きかけの重要性が指摘されたほか、デジタルツールの活用により期日間でも事件が進行していくことが弁護士の間でも認識されるようになれば、こうした投稿等を確認しないとといった対応はなくなっていくのではないかと指摘があった。

(2) 争点整理を充実させるための組織的取組

今回の実情調査では、多くの裁判官が過度な負担なく審理運営改善に取り組めるようにするため、争点整理の序盤の口頭協議について、転入した裁判官向けの説明会や実際に口頭協議を行う期日の見学を実施したり、実際に事件で使うことができる口頭協議の結果についての投稿のサンプル集を作成するなどの工夫が紹介された。

こうした取組に関して、特別の知識や技能を持った裁判官でなくても審理運営の改善の方策を実践できるような工夫を行うことについては、このような工夫をこれまで実践していなかった裁判官も新たに取り組んでみようというきっかけとなり、裁判所全体の審理の質の底上げにつながることから、望ましい取組であり、今後も進めるべきであるという意見があった。

他方で、審理の迅速化の観点からは、個別の事件において裁判官の交代があった場合においても、円滑に審理を進行させることが重要であるところ、事件を引き継いだ裁判官がどのような情報を必要としているかについて弁護士側が把握することは難しいため、裁判所側において適切に引継ぎが行われるような工夫を検討することも重要ではないかという指摘があった。

2 合議体による審理の現状と課題について

第 10 クールの検証検討会においては、付合議により、事案のポイントや結論に至る道筋が明確になることが少なくなく、審理の促進に役立っているという指摘があった。今回の実情調査においても、裁判所、弁護士ともに合議体の審理によるメリットを感じていることがうかがわれたが、他方で、弁護士からは、単独で進行している事件について合議体による審理が適切であると考える場合においても、代理人側から付合議の上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあった。この点については、弁護士からの上申は適切な付合議の契機となることから、裁判所において、弁護士が積極的に付合議上申できるような方策を検討するべきではないかという意見もあった。

3 mints の活用について

今回の実情調査は、迅速化検証としては初めて mints を活用した審理の実情を調査する機会となったが、複数の委員から、mints で提出されたデータを活用して、事案を効率的に把握する工夫（108 頁参照）は、審理の迅速化に資するのみならず、裁判の質の向上にも資するものであるといった、取組を積極的に評価する意見があった。また、紙媒体の記録では、合議体の裁判官が同時に記録を閲覧することはできなかったが、mints を利用して書面がデータで提出されれば、複数の裁判官が同時に記録を読みながら合議を行うことができるなど、審理そのものだけでなく、合議の活性化の観点でも効果が期待できるという意見もあった。

その一方で、mints を利用した審理の工夫については、一部の裁判官の個人的な工夫にとどまっているのではないかと、mints とウェブ会議のアプリケーションをどのように使い分けるのかも検討が必要であるといった課題も指摘されたが、有効な手法については裁判所内において共有するだけでなく、弁護士にもその理解を浸透させ、裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要であることに異論はなかった。

4 今後に向けての検討

1 デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題について

令和2年2月にデジタル化・フェーズ1の運用が一部の庁で開始された後、現在全ての庁において、ウェブ会議の運用が開始され、広く活用されている。また、ウェブ会議の定着に伴い、投稿機能等のデジタルツールの活用も広がっていることがうかがわれる。さらに、令和4年から mints の運用が順次開始し、書面の電子提出が実際の審理において利用可能となっている。こうしたデジタルツールを積極的に活用して審理の合理化、効率化を図ることが重要であることはいまでもないが、検証検討会でも指摘があったとおり、デジタルツールを活用した取組は、一部の特別な知識や技能を持った裁判官が行っても、裁判所の事件全体の迅速化に結び付くことは期待できないことから、多くの裁判官が過度な負担なく実践することができるものであることが重要である。

序盤の争点整理の充実化については、争点整理序盤に口頭協議を行い、早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てることにより、議論の拡散を防ぎつつ、的確に争点整理を進めることが重要であると考えられるが、今回の実情調査では、裁判所のみならず、弁護士にもこのような認識が定着しつつあることがうかがわれた。こうした口頭協議を活発化するためには、口頭協議を予定している事項を事前に投稿機能等で予告したり、期日において画面共有機能を利用して共通の資料を関係者で一緒に確認しながら協議をするなどの工夫のほか、期日において、口頭協議の結果、すなわち、主要事実レベルの争点や次回期日までの準備事項・提出期限を明示的に確認・共有するなどの方策が考えられる。また、争点整理序盤の口頭協議を効果的かつ充実したものとするためには、口頭協議の目的・意義やノンコミットメントルール等の基本的なルールについて、裁判所・代理人間で十分に認識共有しておく必要がある。

他方で、期日間において投稿機能等を利用しながら争点整理をする場合には、弁護士が投稿等を確実に確認することが前提となる。既に多くの弁護士が、裁判所による投稿機能等の活用を前提に、裁判所からの投稿等に適切に対応しているものの、期日間において投稿等を用いるプラクティスは比較的新しいものであり、期日間に投稿等を確認しなければならないという認識が必ずしも全ての弁護士に浸透していないことがうかがわれる。こうしたプラクティスを定着させるためには、期日間の投稿等の確認の必要性についての弁護士側の認識の強化と、それに向けた裁判所側の組織的かつ継続的な働きかけが重要である。

また、特に複雑な事件においては、一覧表を活用して事件の全体像を把握した上で整理を行うことが有効な場合もあると考えられる。一覧表は従前から活用されているが、今回の実情調査では、主張書面のデータを活用するなどして、裁判所と当事者との間でこのような一覧表をより効率的に作成する取組も広がりつつあることがうかがわれた。今回の実情調査では、mints で提出された書面のデータを活用して裁判官が事案を効率的に把握する工夫も紹介されたが、このような工夫も含めて、フェーズ3において記録が電子化した段階ではさらにデータの活用による争点整理の効率化が図られることも期待されるところであるが、実情調査において指摘があったとおり、データの活用自体を自己目的化することなく、その作業に当たっては、裁判所と当事者が一覧表作成の目的・方法について十分に認識を共有した上で、適切な役割分担の下で作成することが重要であると思われる。

争点整理を充実させるための組織的取組に関しては、裁判所からは、審理運営改善の取組を広く裁判官の間で共有するための工夫が紹介されたが、上記のとおり、審理運営改善の取組は、特別な知識・技能を有する裁判官だけではなく、多くの裁判官が過度な負担なく実践できるものでなければ、裁判所全体の審理の迅速化に結び付けることは困難であると考えられることから、このような視点を持って今後も工夫を凝らしていくことが必要である。他方で、前回の実情調査と同様、今回の実情調査においても、弁護士の間での争点整理に関する取組等の周知については、弁護士全員に共有するのは難しいという課題の指摘もあったとこ

るであり、効果的な取組等について広く周知できるよう、引き続き弁護士会と裁判所とで連携しながら取り組んでいくことが必要であると考えられる。

2 合議体による審理の現状と課題について

合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きいことについては、裁判所及び弁護士の双方が認識しているところである。これまでは、基本的には裁判所が主導して付合議の判断を行ってきたところ、今後とも裁判所内部における適時適切な付合議のための体制や仕組みを構築するための取組は継続する必要があるが、それに加えて、弁護士からの上申も適切な付合議の一つの契機となると考えられることから、弁護士から裁判所に対して積極的に付合議の上申ができるような方策について検討することも考えられる。

3 フェーズ3の開始に向けて

今回の検証は、前回に引き続き、デジタル化によって争点整理がどのように変容しているかに着目して調査を行ったが、これらの調査を通じて、ウェブ会議や投稿機能等といったフェーズ2までに導入されたデジタルツールを用いながら、裁判所と当事者の間で、訴訟の早い段階から、争点についての認識を共有して、効率的に審理を進めるプラクティスが浸透してきている実情がうかがわれたところである。また、今回の実情調査では、フェーズ3の一部先行実施と位置付けられる mints を活用した取組が紹介されたところ（108頁参照）。このような取組は、必ずしも一般的なものではなく、特に先進的な庁の取組と思われるものの、電子提出されたデータの活用による更なる審理の合理化、効率化の可能性を感じさせるものであった。フェーズ3の開始が目前に迫り、新システムの導入に向けた準備が本格化する一方、デジタル化を契機にした審理運営改善の営みの真価が問われる時期に差し掛かっているところであり、新システムの機能を前提とした新たな視点から、これまでの争点整理改善の取組がさらに深化していくことに期待したい。



地方裁判所における 刑事通常第一審事件の概況及び実情

1 刑事通常第一審事件の概況

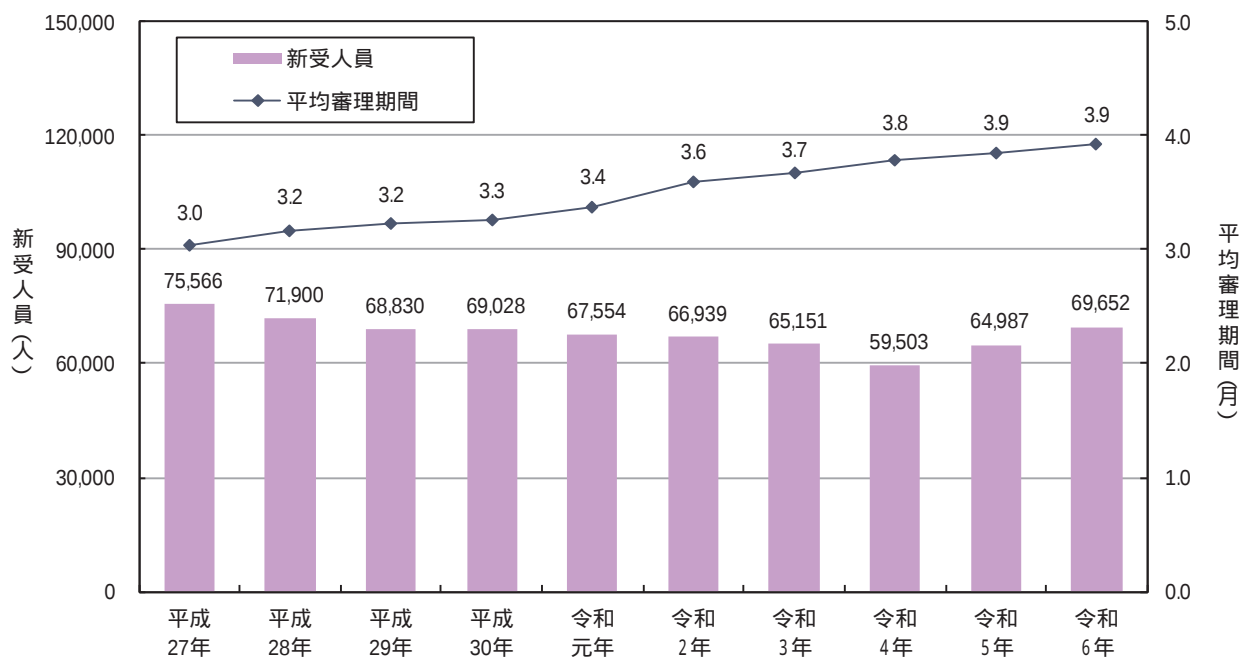
1 . 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員、終局人員）については、平成28年以降、令和4年までおおむね減少傾向が続いたが、令和5年及び令和6年は増加した。平均審理期間については、長期化傾向にある。

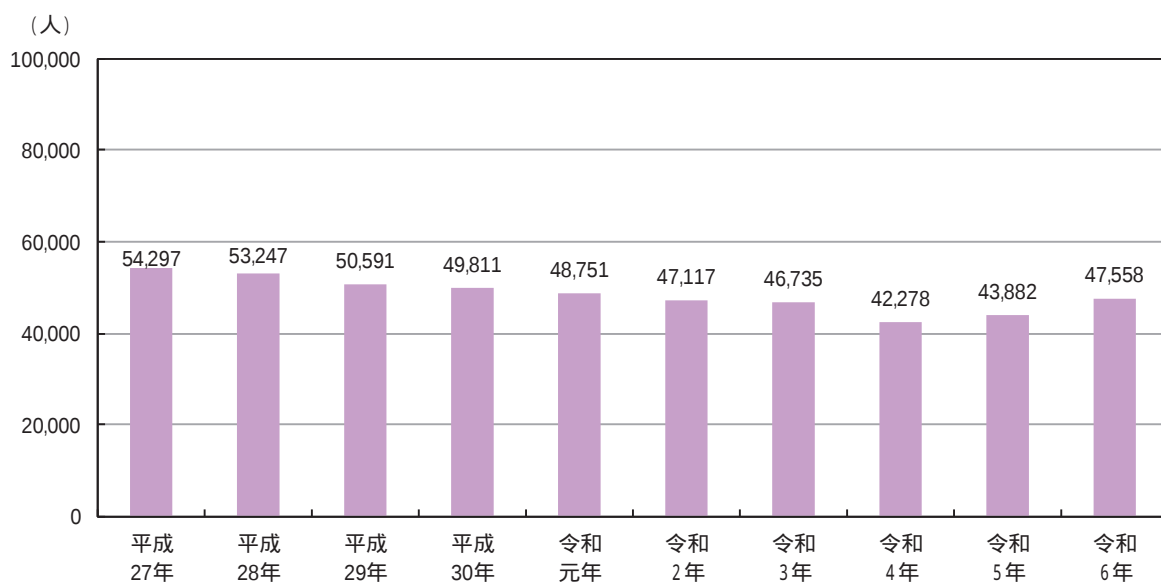
事案複雑等を事由とする長期係属実人員数については増加がみられるが、その余の主な統計データ（否認率、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等）については前回から大きな変化はみられない。

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。平成28年以降おおむね減少傾向が続いたが、令和5年以降増加に転じ、前回（新受人員59,503人、終局人員42,278人）から増加した（新受人員69,652人、終局人員47,558人）。

【図1】 刑事通常第一審事件の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員（実人員）の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚醒剤事犯、交通事犯が目立っている（第10回報告書155頁【表3】参照）。

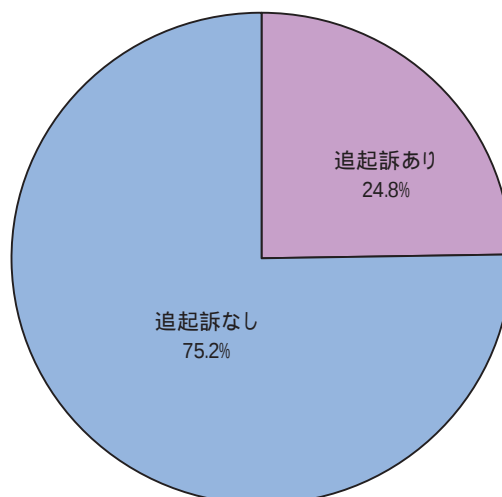
【表3】 主要罪名別終局人員(実人員)

	窃盗	詐欺	傷害	不同意性交等・同致死傷	強盗・同致死傷	業務上横領	恐喝	殺人	現住建造物等放火	傷害致死	贈・収賄	業務上・自動車運転過失致死傷	その他刑法犯	道路交通法違反	覚醒剤取締法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	11,203	3,308	1,778	683	433	330	286	199	95	75	54	26	5,879	5,659	4,876	4,869	2,176	240	74	6	5,309
うち裁判員裁判対象事件	-	-	3	47	219	-	1	198	95	75	-	-	102	-	92	13	-	1	2	-	30

- 1 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- 2 裁判員裁判対象事件のうち、裁判員法3条1項の除外決定があったもの、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 4 「不同意性交等・同致死傷」には、処断罪が「強姦・同致死傷」、「集団強姦・同致死傷」及び「強制性交等・同致死傷」のものが含まれる。
- 5 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回とほぼ同様（24.8%）であり、全体の約4分の1を占める（第10回報告書155頁【図4】参照）。

【図4】 追起訴の有無別割合



刑事通常第一審事件の概況は【表５】のとおりである。

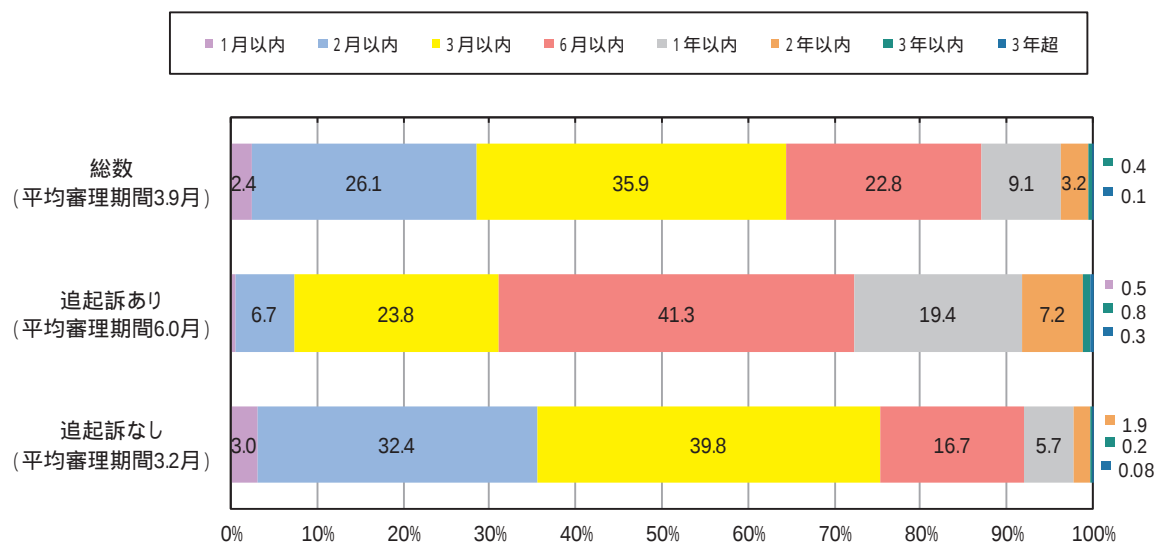
【表５】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 9、10
終局人員(実人員)	47,558	878
平均審理期間(月) 1	3.9	14.0
受理から第1回 2	2.0	
第1回から終局 3	1.9	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.5	7.2
平均開廷回数 4	2.7	5.6
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで) 5	1.4	
平均取調べ証人数	0.6	2.8
平均証人尋問公判回数 6	1.2	2.4
平均被告人質問公判回数 7	1.1	1.8
否認率(%)	8.9	51.1
弁護人選任率(%)	99.3	100.0
国選弁護人選任率(%) 8	85.0	87.1
私選弁護人選任率(%) 8	17.2	19.6
外国人(要通訳)率(%)	9.7	13.8
鑑定実施率(%)	0.3	6.9
検証実施率(%)	0.01	0.1

- 1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- 2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については 3を参照)を控除して算出している。
- 3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- 4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- 5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- 6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- 7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- 8 国選弁護人と私選弁護人が同時に選任された事件や国選弁護人が解任された後に私選弁護人が選任された事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護人選任率」を上回っている。
- 9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間(6.0月)及び追起訴のない事件の平均審理期間(3.2月)は、前回とほぼ同様である(第10回報告書157頁【図6】参照)。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

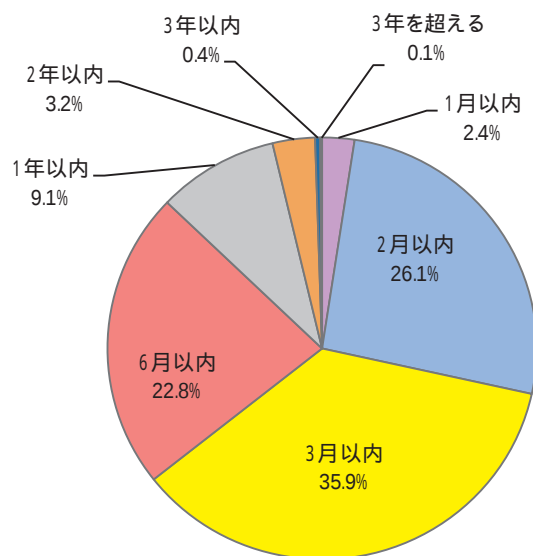


総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。
なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりであり、【図7】 審理期間の分布

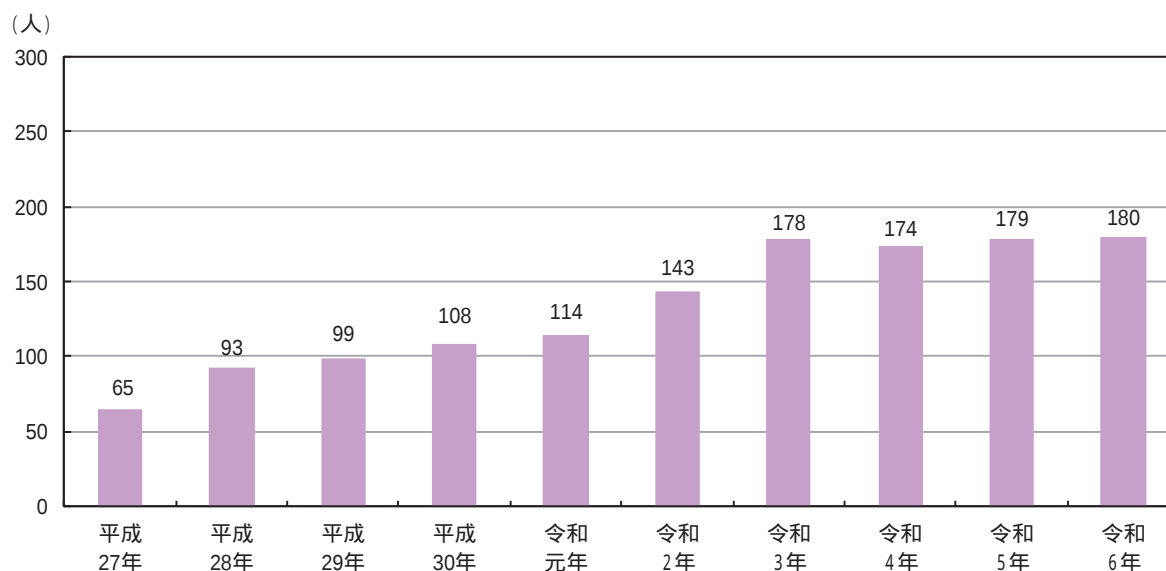
審理期間が3月以内の事件は、前回(66.6%)より減少して64.4%となり、3月超6月以内の事件は、前回(21.2%)より増加して22.8%となった。その一方で、審理期間が1年を超える事件は、前回とほぼ同様(3.7%)である。(第10回報告書157頁【図7】参照)

追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、追起訴のない事件では審理期間が3月以内の事件が75.2%を占めるのに対し、追起訴のある事件では31.0%である。

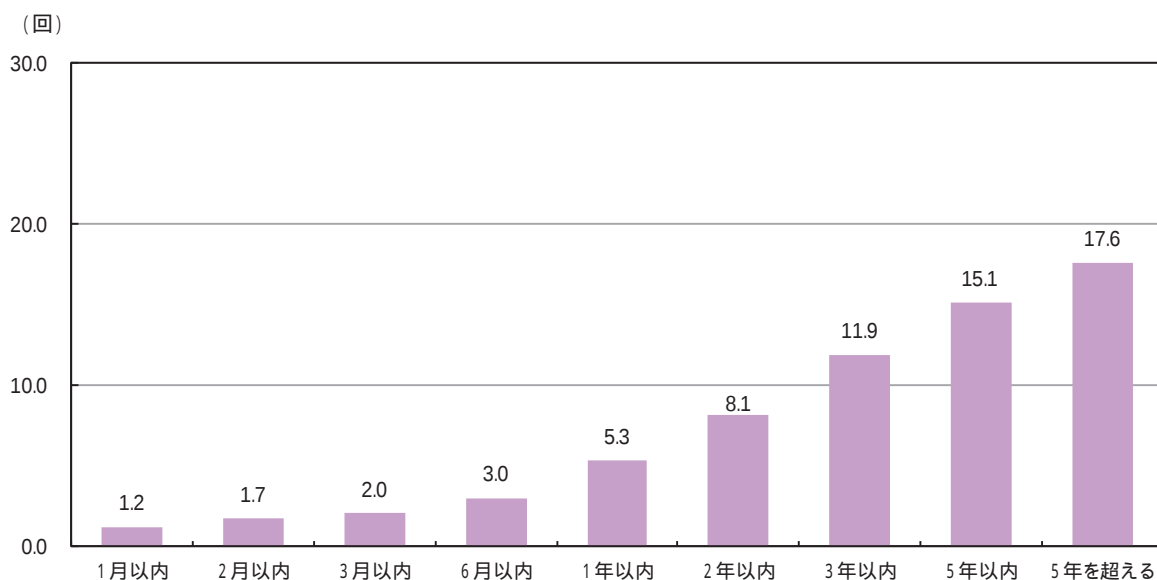


事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（174人）から増加して180人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、いずれも前回からほとんど変化は見られない（第10回報告書156頁【表5】、159頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「令和5年における刑事事件の概況（下）」法曹時報77巻3号61頁から84頁（令和5年）。

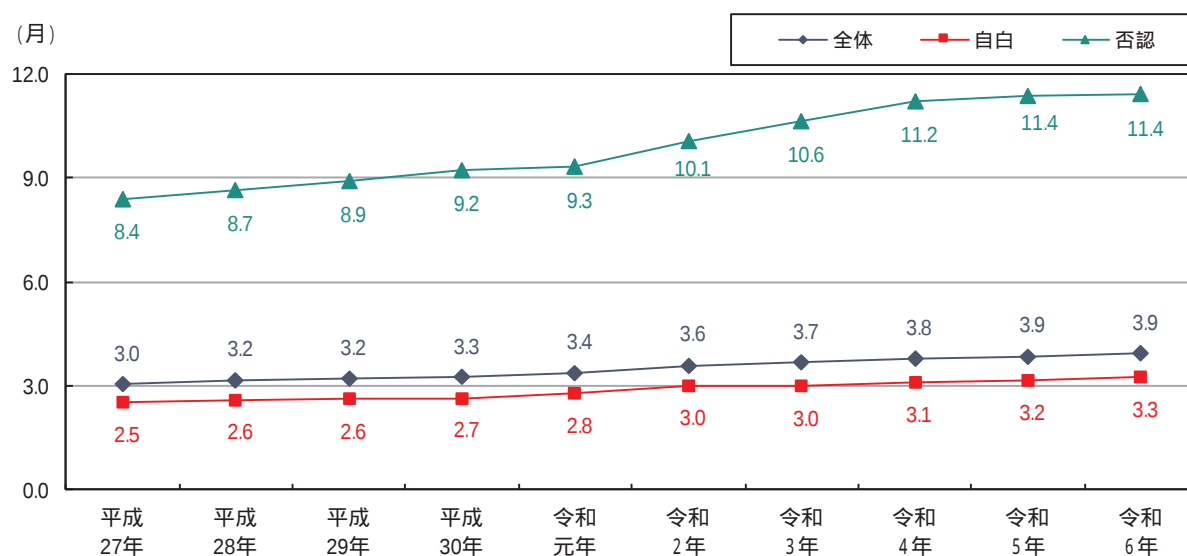
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である（【図9】）。

平均審理期間の推移（全体、自白、否認⁶）については【図11】のとおりである。自白事件及び否認事件のいずれについても長期化傾向がみられる。

【表10】 平均開廷間隔（全体、自白、否認）

	全体	自白	否認
平均開廷間隔（月）	1.4	1.4	1.7

【図11】 平均審理期間の推移（全体、自白、否認）



全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は、前回とほぼ同様（総数14.9月、自白11.0月、否認17.8月）である（第10回報告書160頁【表12】【表13】参照）。

⁶ 自白とは、終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は被告人が終局の段階まで黙秘していた場合並びに公訴事実を認め、法律上犯罪の成立を妨げる理由や刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び証拠能力を争って無罪を主張した場合をいう。

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員	自白	否認	その他	公判前整理手続に付された人員	自白	否認	その他
終局人員	47,558	46,568	41,151	3,653	1,764	(2.1) 990	(0.9) 412	(1.2) 568	(0.02) 10
平均審理期間(月)	3.9	3.7	3.2	10.4	1.8	14.9	11.0	17.8	8.2

- 1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。
- 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。
- 3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」は公判前整理手続に付されたが、被告事件についての陳述に入らずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。
- 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が38人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

			総数	合 議				単独
				法定合議	裁判員裁判 対象事件	非対象法定 合議事件	裁定合議	
公判前 整理手続	総数	終局人員	990	855	833	22	57	78
		平均審理期間(月)	14.9	14.0	13.9	17.4	24.6	17.8
	うち自白	終局人員	412	397	392	5	6	9
		平均審理期間(月)	11.0	10.8	10.8	9.9	18.5	16.2
	うち否認	終局人員	568	448	431	17	51	69
		平均審理期間(月)	17.8	17.0	16.9	19.6	25.3	18.0
	うち被告事件に ついての陳述 前に移送等で 終局	終局人員	10	10	10	-	-	-
		平均審理期間(月)	8.2	8.2	8.2	-	-	-
	公判前整理手続実施率(%)		2.1	36.5	96.0	1.5	12.3	0.2

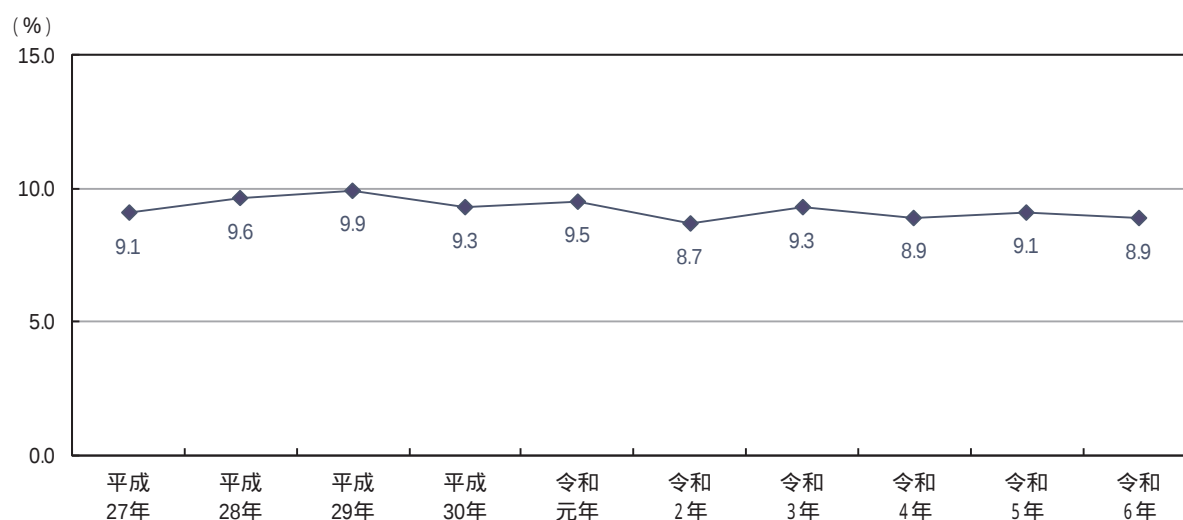
- 1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。
- 2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。
- 3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

否認率については【図14】のとおりであり、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの状況にある。

審理の状況に関するその余の統計データを見ると、平均取調べ証人数（0.6人）を始めとして、平均証人尋問公判回数（1.2回）、平均被告人質問公判回数（1.1回）、鑑定実施率（0.3%）、検証実施率（0.01%）といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化はみられない（第10回報告書156頁【表5】、161頁【表15】【表16】参照）。

控訴率（全体11.0%、自白8.1%、否認39.2%）については【表17】のとおりであり、前回（全体11.5%、自白8.4%、否認42.7%）から大きな変化はみられない（第10回報告書161頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.3

【表16】 平均被告人質問公判回数
(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.5

【表17】 控訴率(全体、自白、否認)

	全体	自白	否認
控訴率	11.0%	8.1%	39.2%

控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。))及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。

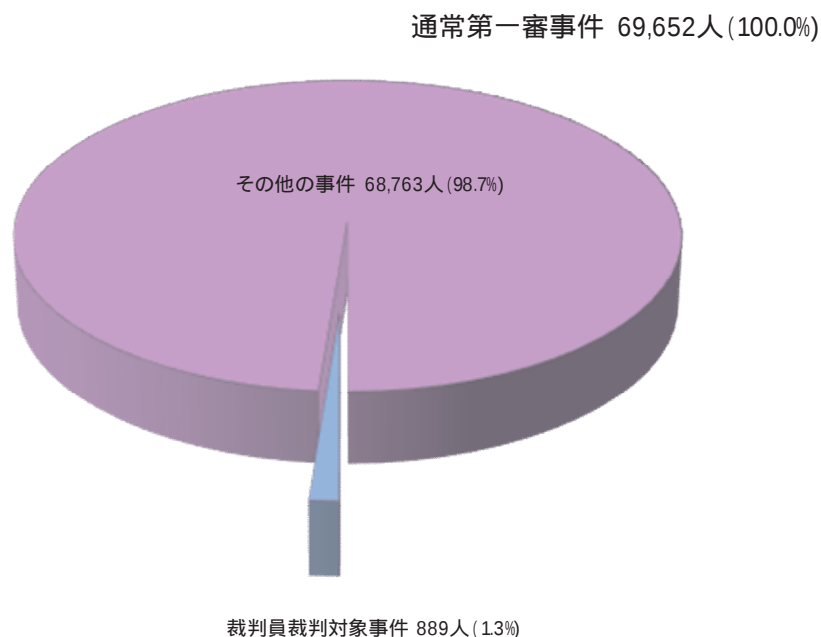
1 . 2

裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件の新受人員及び判決人員は、令和6年は前回から若干増加しているが、長期的にみると減少傾向にある。平均審理期間及び審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも、一時は長期化傾向に歯止めが掛かっていたが、令和6年は再び長期化傾向がみられる。

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



1 延べ人員である。

2 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

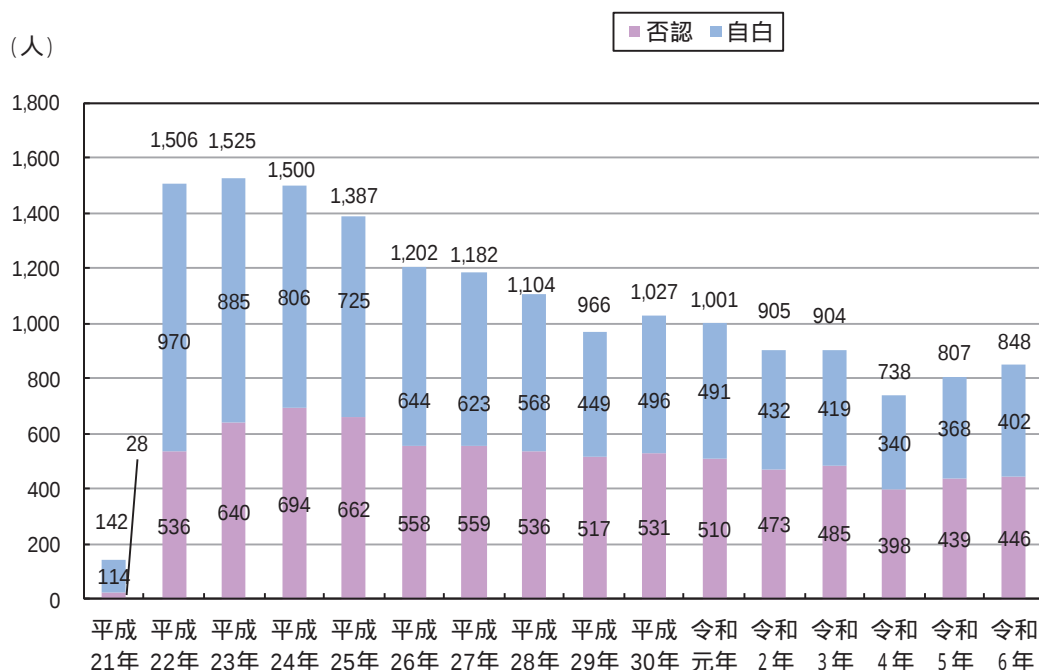
まず、事件数の動向については【表 19】【図 20】のとおりである。新受人員は、平成 28 年まで減少傾向が続き、その後横ばいの状況が続いた後、近年は再び減少傾向がみられたが、前回（839 人）から若干増加して 889 人となった。判決人員についても、おおむね同様の傾向であり、前回（738 人）から若干増加して 848 人となった。なお、【表 19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表 19】 裁判員裁判対象事件における罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
総数	19,345	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	1,004	793	839	972	889
強盗致傷	4,485	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	304	136	133	259	217
殺人	4,350	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	217	220	228	202	233
現住建造物等放火	1,913	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	97	87	80	100	94
覚醒剤取締法違反	1,700	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	77	28	60	123	82
傷害致死	1,613	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	57	82	85	73	64
不同意わいせつ致死傷	1,512	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	90	69	74	88	53
不同意性交等致死傷	1,268	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	47	47	50	49	57
強盗・不同意性交等	612	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	28	23	15	15	19
強盗致死(強盗殺人)	461	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	33	12	18	25	21
危険運転致死	315	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	22	25	23	8	19
偽造通貨行使	308	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	5	11	31	7	2
通貨偽造	136	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	1	4	1	1	2
銃刀法違反	135	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	9	5	9	2	1
保護責任者遺棄致死	116	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	11	3	10	3	7
集団(準)強姦致死傷	81	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-	-	-	2	-
逮捕禁禁致死	73	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-	-	8	2	-
組織的犯罪処罰法違反	58	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-	-	-	-	3
身の代金拐取	34	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	2	8	10	3	-
麻薬特例法違反	34	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-	-	1	1	1
拐取者身の代金取得等	32	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-	22	2	2	-
爆発物取締罰則違反	24	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	1	2	-	1	3
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強盗・不同意性交等致死(強盗・不同意性交等殺人)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1
その他	72	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	3	7	1	6	10

- 1 延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「不同意わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制わいせつ致死傷を含む。
- 6 「不同意性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制性交等致死傷を含む。
- 7 「強盗・不同意性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等を含む。
- 8 「強盗・不同意性交等致死(強盗・不同意性交等殺人)」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦致死及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等致死(強盗・強制性交等殺人)を含む。
- 9 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
- 10 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
- 11 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 12 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 13 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。
- 14 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移（自白・否認）



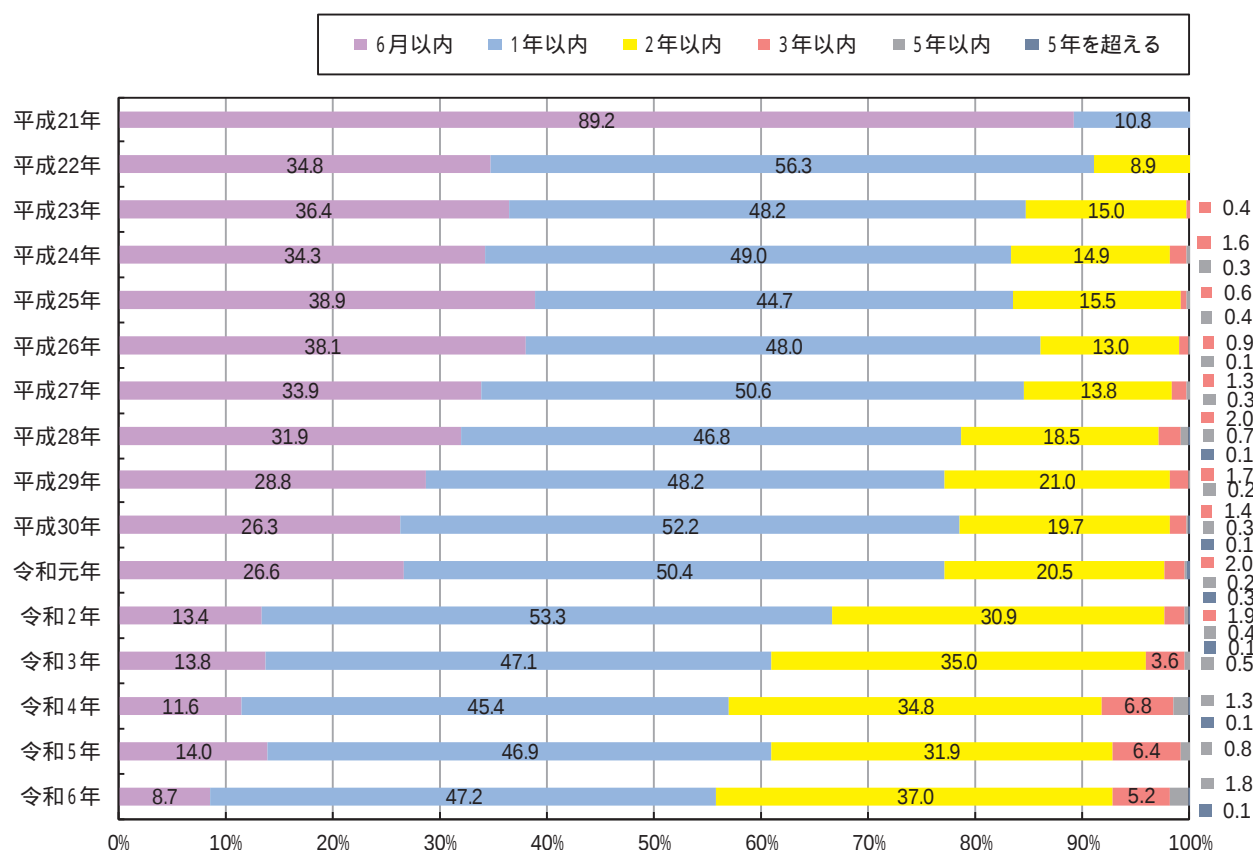
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【図20】⁷のとおりであり、判決人員で52.6%と、前回からほとんど変化はない（第10回報告書164頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間（終局人員）については【表5】のとおり、前回（13.8月）より若干長期化して14.0月となっているが、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（8.2%）より減少して7.2%となっている（第10回報告書156頁【表5】参照）。審理期間の分布については【図21】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件は、前回（11.6%）より減少して8.7%となった一方で、1年超2年以内の事件が前回（34.8%）より増加して37.0%となった（第10回報告書165頁【図21】参照）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである（なお、【図20】の注2も参照）。

【図 21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



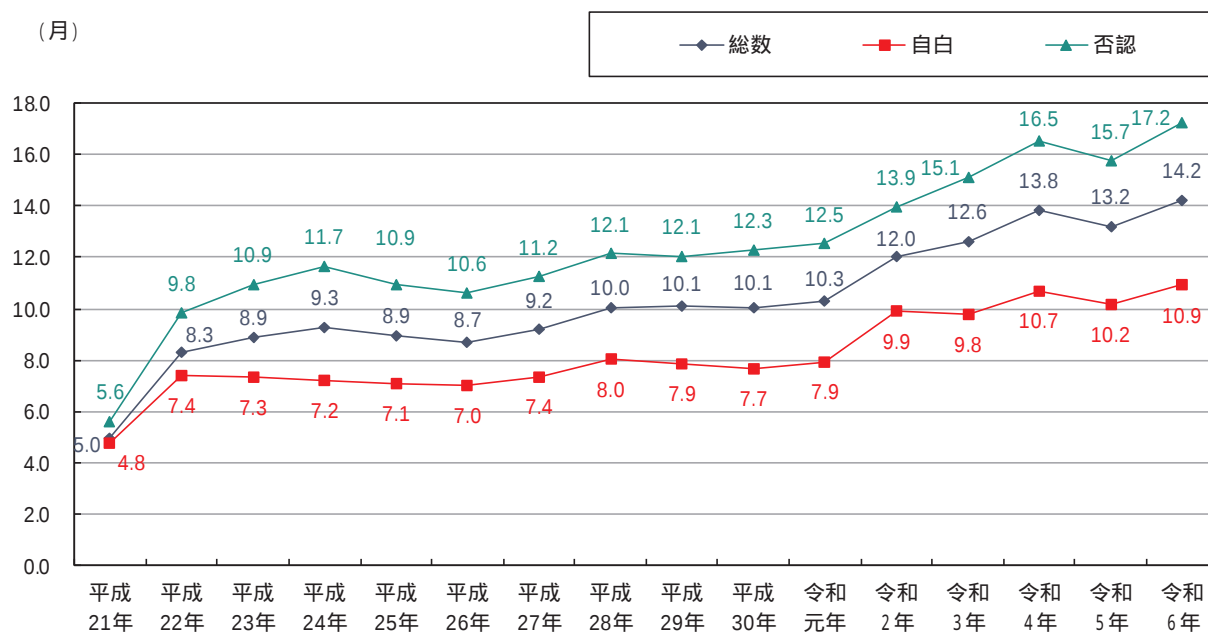
- 1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

平均審理期間（判決人員）は【図 22】のとおりであり、公判前整理手続期間の平均は【図 23】のとおりである。特に公判前整理手続期間の平均は、自白、否認のいずれについても、令和元年頃から長期化傾向が続いており、令和5年は前回（総数 11.5 月）から若干減少したが（11.1 月）、令和6年は増加した（11.8 月）。

審理期間の内訳をみると、【図 24】のとおり、公判前整理手続期間が審理期間の大半を占め、公判前整理手続期間が長期化すると審理期間も長期化する関係にある。更に公判前整理手続期間別の事件割合の推移をみると、【図 25】のとおり、前回の令和4年の時点では、令和2年から令和4年の3年間で比較してみると、6月以内及び1年超1年6月以内については大きな変動はなく、他方で、1年6月超については大きく増加しているなどといった傾向がみられたが、令和4年から令和6年の3年間は、1年6月超及び6月以内については減少し、6月超9月以内及び1年超1年6月以内については増加しているなどといった前回とはやや異なる傾向がみられる。

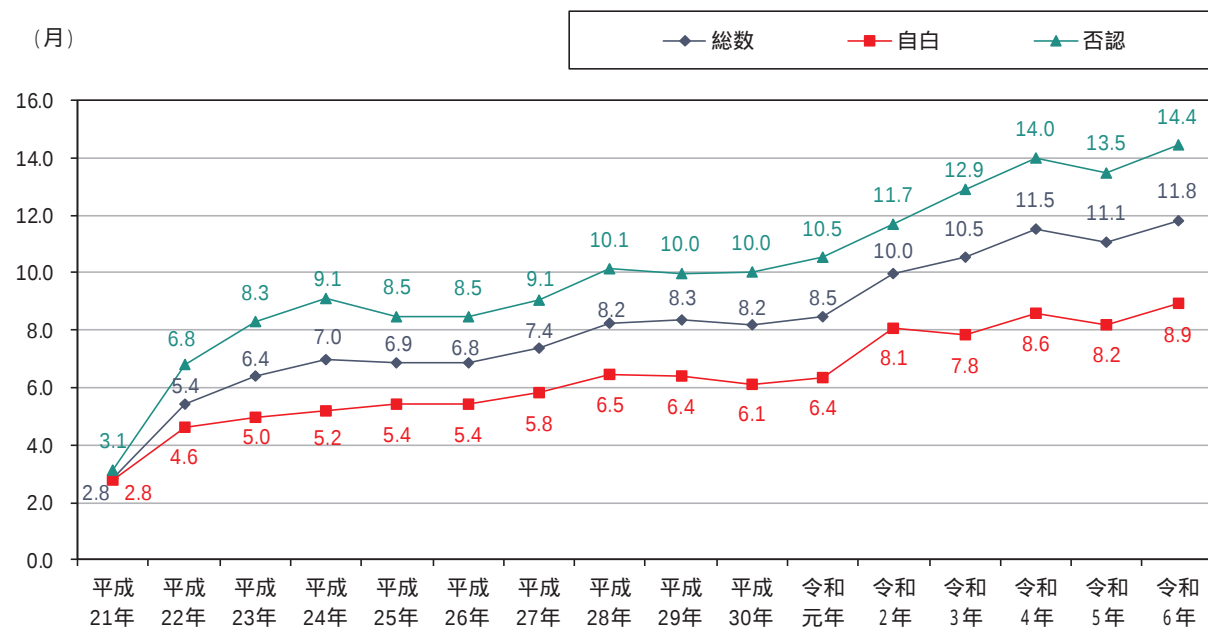
平均開廷回数については【表 5】のとおり 5.6 回となっており、前回（5.4 回）から若干増加している（第 10 回報告書 156 頁【表 5】参照）。

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)



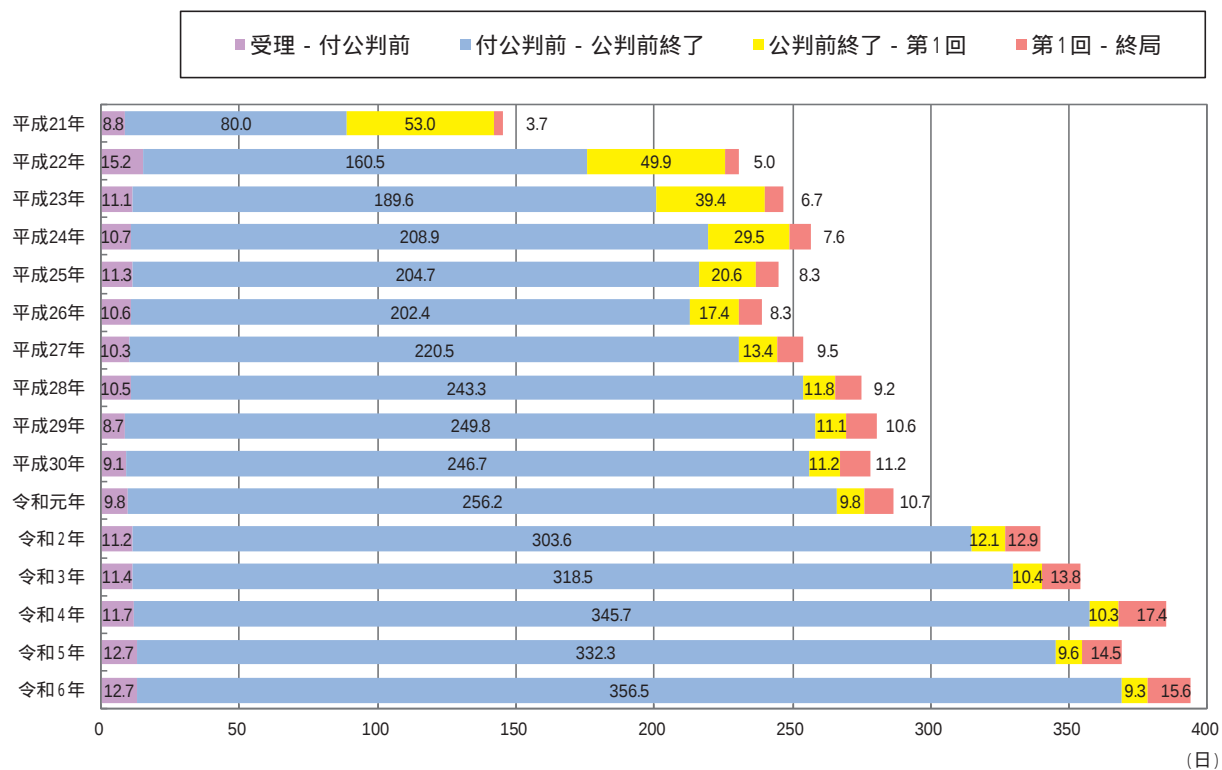
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移
(総数・自白・否認)



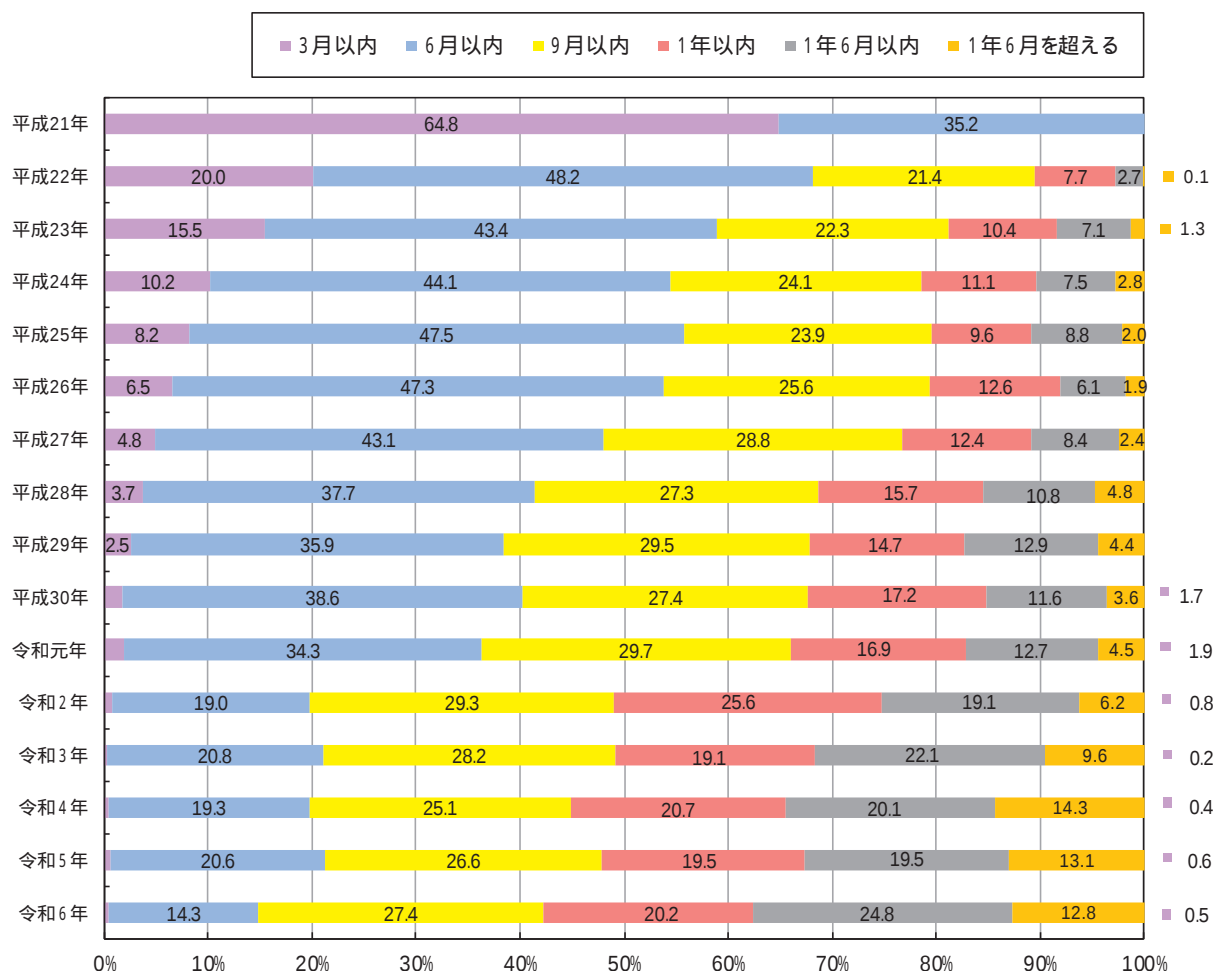
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

【図24】審理段階別の平均日数の推移



- 1 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件(例:裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等)を除く。
- 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがあ
- 3 日数の平均によるため、【図22】【図23】の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均とは一致しない。

【図25】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間別事件割合の推移



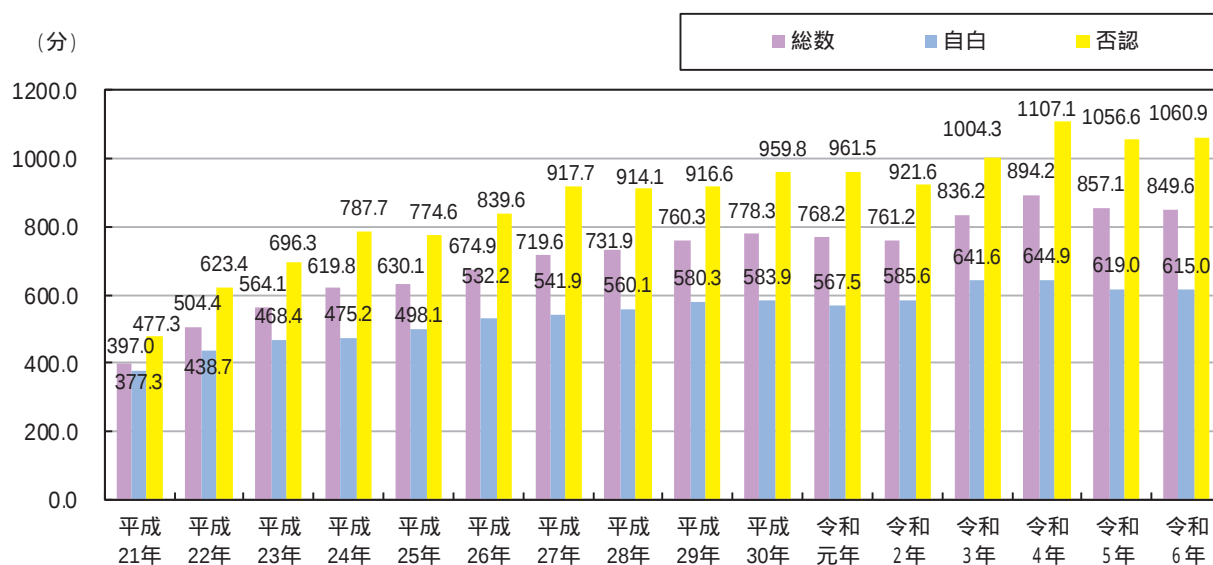
- 1 判決人員は実人員である。
- 2 判決人員は裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
- 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、公訴棄却判決があったものを含まない。
- 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

平均評議時間の推移については【図26】のとおりであり、自白事件では、前回(644.9分)より減少して615.0分となり、否認事件についても、前回(1,107.1分)より減少して1,060.9分となった。

証拠調べの実施状況については、平均取調べ証人数(2.8人)、平均証人尋問公判回数(2.4回)、平均被告人質問公判回数(1.8回)、鑑定実施率(6.9%)及び検証実施率(0.1%)がいずれも前回(それぞれ3.1人、2.4回、1.8回、7.7%、0.0%)から大きな変化は見られない。(【表5】)(第10回報告書156頁【表5】参照)

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数(その多くは犯情関係と思われる。)は、0.6人となっており、裁判員法施行直後の時期(平成22年は0.4人)より増加している(「裁判員裁判の実施状況について⁸」10頁【表8】)。この状況は前回から継続しており、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう⁹、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われるという運用が一般化したといえる。^{10 11}

【図26】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁸ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

<https://www.saibanin.courts.go.jp/shiryō/index.html>

⁹ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」76頁図表41(平成24年)参照)。

¹⁰ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹¹ 統計上は把握しにくい、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組も定着しつつある。

2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

刑事事件については、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化し、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっているところ、その長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難いことから、第8回検証から実情調査を実施し、公判前整理手続の長期化要因や公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について聴取を行ってきた。これまでの報告書では、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因が複合的に影響を及ぼしていると考えられるとした上で、このうち 事件内容の変化の要因は、科学技術の進展や社会情勢の変化等を背景とするいわば外在的なものであり、訴訟関係者の取組によって直ちに改善を図ることは容易ではないが、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮については、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の運用の基礎となるべき点について、法曹三者で議論を深め、共通認識を形成していくことで、この要因による長期化を改善する余地があると指摘したところである。

今回の検証においては、これまでの実情調査の結果からの経年変化や、庁の規模や地域性による対比を行う観点から、これまでと同様、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化要因の分析及び公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策等について調査を行うこととし、令和6年5月及び同年10月に、中規模庁及び小規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びにこれらの裁判所に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。なお、近年、裁判員裁判非対象事件の否認事件の平均審理期間の長期化傾向が顕著となっていることに鑑み、実情調査においては、裁判員裁判非対象事件の公判準備についても調査を行い、これまでとは違った視点から検証テーマを深掘りすることとした。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）公判前整理手続の長期化要因等について

ア 法曹三者の意識

今回の調査においては、充実した公判前整理手続を迅速に行うことの意義について法曹三者の意識を聴取したところ、事件関係者の記憶の減退や、被害者等の負担、被告人の身柄拘束に伴う不利益といった、長期化による弊害に対する共通した問題意識が法曹三者から示されたが、他方、検察官の立場からは、迅速化を過度に強調することで争点や証拠の整理が十分にされない場合もあることから、充実した公判前整理手続を行うことも重要である旨の意見があり、また、弁護人の立場からは、被告人の防御権を行使するための準備に時間をかける必要もあるため、公判前整理手続の期間のみが強調されることに懸念がある旨の意見があった。

イ 事件内容の変化

事件内容の変化（防犯カメラ映像やSNSのメッセージ等の客観的証拠の増加、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、捜査段階で黙秘する事件の増加）が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。また、事件内容の変化として、追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）が増加しているとの紹介があった。

（ア）防犯カメラ映像やSNSのメッセージ等の客観的証拠の増加

防犯カメラやドライブレコーダー等の映像、SNSのメッセージ、スマートフォン等の電子機器のデータといった客観的証拠が増加している点について法曹三者の認識は一致しており、検察官の側からは、検

察官による分析や解析に時間を要するだけでなく、弁護人から証拠開示請求を受けると、開示対象を精査したり、マスキングの要否を検討した上で作業することに時間を要していることが、また、弁護人の側からは、開示された証拠につき、謄写して検討したり、勾留されている被告人に確認を求めるのに時間を要していることが、それぞれ紹介された。

(イ) 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

責任能力や法医学等の科学的・専門的知見が問題となる事件が増加している実情があるところ、検察官の側からは、責任能力にそこまで疑義がないような事案でも、裁判員が不安に思うことがあるかもしれないとして、責任能力の鑑定を実施する事案が増加しているという意見があった。また、弁護人の側からは、証拠開示を受けてから協力医等を確保して反論・反証を準備する必要がある、時間がかかることはやむを得ない、費用を工面できずに弁護士会等のつてで協力医等に無償又は少額で依頼しているような場合には急かすことができない、といった意見があった。

また、死因が争われる事案について、特定の法医学者に死因鑑定が集中し、鑑定書の完成まで起訴後半年から1年以上かかることもあり、弁護人が鑑定書を見るまでは意見を述べられないとして、長期化の要因になっている実情がうかがわれた。これに対し、検察官の側からは、鑑定書が作成される前に鑑定医の意見をまとめた調書を作成して開示する工夫をしており、弁護人はそれを前提に主張を検討することができるのではないか、という意見があった。

(ウ) 捜査段階で黙秘する事件の増加

検察官の側からは、捜査段階で被告人が黙秘した場合、被告人の言い分が不明であるため、捜査機関としては公判段階を見据えて網羅的に証拠を収集せざるを得ず、証拠量が増大して公判前整理手続が長期化する旨の意見があり、他方、弁護人の側からは、被告人が黙秘することで取調べ状況をめぐる無用な争いがなくなるという、長期化の歯止めにつながる要因を示唆する意見があった。

(エ) 追起訴が続く組織的広域事件（強盗致傷事件等）の増加

被告人がいわゆる「闇バイト」に応じて組織的に広域にわたって強盗を繰り返す共犯事件が増加しており、このような事件では、証拠量が多い上、共犯者間の証拠意見の調整に時間を要するために長期化しやすい、という実情が示された。

ウ 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮

証拠開示に時間を要していることや、弁護人がどこまで主張すべきかをめぐって紛糾して長期化することがあるといった点については、これまでの実情調査とおおむね同様の認識が法曹三者から示された。

(ア) 証拠開示

証拠開示については、検察官の側から、客観的証拠が増大している中、検察官としては幅広く証拠の任意開示をしているが、自白事件か否認事件かにかかわらず、弁護人が広範に証拠の開示を求めるため、マスキングや謄写に時間を要しているとの実情の紹介があった。これに対し、弁護人の側からは、任意開示はあくまで任意であり、類型証拠開示請求をして全ての証拠を確認した上で防御を尽くす必要がある、という意見があった。

(イ) 主張整理等

公判前整理手続においてどこまで主張を整理すべきかや弁護人の主張明示義務の範囲について、法曹三者で共通認識が得られておらず、検察官が弁護人の主張が抽象的にとどまるとして求釈明を申し立て、公判前整理手続段階で弁護人が主張すべき範囲をめぐって紛糾するなどして長期化することがあることがうかがわれた。弁護人の側からは、公判段階になって被告人質問で被告人が供述すれば足りるようなことまで検察官から公判前整理手続段階で主張するよう求められることがある、公判前整理手続段階で主張を明示することで、被告人の公判段階での言い分が限定されたり、証人に対する弁護人の反対尋問の獲得目標等が明らかになってしまうようなことはしたくない、という意見があった。他方、検察官の側からは、

弁護人が抽象的な主張をするにとどまる場合には、立証責任を負う検察官としては網羅的な主張立証をせざるを得ない、裁判員に分かりやすい審理をするためには、証人に対して重点的に尋問すべき事項等を把握するため、弁護人に具体的に主張してもらう必要がある、という意見があった。

弁護人の方針について、類型証拠開示が全て終わるまで主張を一切示さない方針をとる弁護人が一定数見られるという実情が示された。弁護人の側からは、仮に被告人から事件に関する話を聞いていたとしても、証拠開示を経て弁護人が証拠の検討をするまでは、暫定的にであっても軽々に見通しや方針を示すことはできない、という意見があった。

裁判所の訴訟指揮について、検察官・弁護人の側からは、当事者間で証拠開示や主張のやりとりをめぐって膠着状態に陥った際に、裁判所が適切にコントロールすることが求められる、という意見があった。また、検察官の側からは、裁判所が弁護人に対して主張等の提出期限を明確に切ることがないため、弁護人からいつまでも具体的な主張がされずに長期化している、という意見があった。裁判所の側からは、訴訟指揮が裁判体によって異なるために当事者が手続の進行を予測できない可能性があり、事件類型ごとのプラクティスを積み上げて訴訟指揮についてのコンセンサスが得られれば迅速化に資するのではないか、という意見があった。

立証の在り方について、統合捜査報告書の作成や刺激証拠の取扱いをめぐる調整に時間を要する、という実情が示された。統合捜査報告書については、検察官の側からは、盛り込む情報やレイアウト等に検討を要するほか、原証拠との整合性のチェックをした上で弁護人の同意を得るための調整が必要であり、多大な時間を要している、原証拠を抄本化したものを証拠として取り調べることも考えられるのではないかと、という意見があった。

審理計画の組み方について、裁判所の側から、コロナ禍で事件処理が滞留したことや、余裕を持った審理日程を組むことで第1回公判から判決宣告までの実審理期間が長期化していることもあり、別の事件の公判期日を指定しようとする半以上先に期日を予定せざるを得ず、結果として本来であればもっと早く公判前整理手続を終えられることができた事件も長期化している、という実情が示された。

(2) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

ア 個々の事件において採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化のための方策として従前から行われている、起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約については、前回の報告書においても形骸化が指摘されていたが、今回の実情調査においても、効果が限定的にとどまっている実情が示された。

起訴後早期の打合せについては、検察官の準備がまだ不十分であったり、弁護人から見通しが示されない、あるいは示せないことも多く、効果があるのは一部の事件にとどまるという実情がうかがわれた。また、公判期日の仮予約については、期限が設定されてそれに向けて準備が進められることで迅速化の効果はあるものの、期日の再調整が実際上は難しく、予約したとおりの日程で審理を行わざるを得ないことがあるため、そもそも期日の仮予約をするのに当事者が躊躇する面もある、という意見があった。

その他の取組として、裁判所からは、期日前にその期日で行う内容についてメール等で当事者と共有している旨の紹介があった。

イ 個々の事件の処理を超えて採られている方策

前回の報告書では、裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会や定期的に行われる法曹三者による研究会等において公判前整理手続の長期化の問題を取り上げてその運用の基礎となるべき点について共通認識を形成していく必要があると指摘されたところである。

しかしながら、振り返りの会については、公判前整理手続の進行についても話題になってはいるものの、公判段階での訴訟活動に関する話題が主になっており、公判前整理手続の進行について深まりのある議論がされているわけではないことがうかがわれた。

また、法曹三者による研究会等については、コロナ禍で中断していたといった事情もあり、今後活用を検討しているという実情が示された。

(3) 裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情について

裁判員裁判非対象事件の否認事件における公判準備の実情については、裁判員裁判対象事件と同様、客観的証拠の増加、追起訴の完了までに時間を要する組織的かつ広域にわたる事件の増加等の事件内容の変化が長期化に影響している実情がある一方で、非対象事件特有の事情として、裁判員裁判の公判の予定が優先的に立てられるため、非対象事件の公判期日を入れづらい面があることも示された。

公判前整理手続や期日間整理手続の活用状況についてみると、非対象事件においては、重たい手続であるとして敬遠されがちであり、当事者の協力によって証拠開示や争点整理を進めていくのに事実上の打合せで対応していることが多いという実情が示された。検察官の側からは、公判前整理手続等に付すことで争点が明確になることもあるが、公判前整理手続等に付しても弁護人が具体的な主張をしなければ争点を整理することはできず、弁護人の方針に左右される部分も大きい、弁護人から証拠開示請求等の様々な請求がされてかえって長期化する場合があるといった意見があった。他方、弁護人の側からは、証拠開示を求めるために弁護人が公判前整理手続等に付すよう請求しても、裁判所・検察官が消極的な対応をする場合が多いといった意見があった。

また、非対象事件においては、裁判体が裁判官のみであることもあって、裁判員裁判対象事件のような争点や証拠の整理、厳選が行われにくいこと、さらには、裁判員裁判のような連日開廷が難しく、立証も五月雨になりがちであることといった実情が示された。

3 検証検討会での議論

1 法曹三者の意識の違いについて

公判前整理手続の迅速化に向けた法曹三者の意識について、それぞれの立場の違いからくる意識の違いがあり、裁判員制度が施行された初期の頃は裁判員制度を失敗させないように法曹三者で協力していこうという雰囲気があったが、現在では立場の違いが先鋭化してしまっており、この意識の違いを超えて迅速化のための方策を見出すことは難しい旨の指摘があった。他方、法曹三者それぞれの意識が訴訟活動に反映される以上、法曹三者で議論をして、公判中心主義といった理想に立ち返って迅速化の意義を共有する必要があるという意見があった。

2 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

弁護人が広範に証拠開示を求めるために長期化するとか、弁護人の主張すべき範囲をめぐって紛糾することで長期化するといった当事者の訴訟活動をめぐる問題については、検察官と弁護人とで立場の違いがある以上、解決することが難しいという指摘があった。また、刑事訴訟法316条の3で当事者と裁判所がともに充実した公判前整理手続を迅速に行っていくことが求められており、裁判所が公判前整理手続をリードしていくことをより一層期待したいという意見があった。

弁護人の主張明示義務をめぐる問題については、法律上の義務の問題と迅速化のためのベタープラクティスの問題とは区別する必要がある、後者については立場の違いを超えて共通認識を得ることは難しい以上、前者を基準に考えるべきである、法律上の義務の範囲については更に議論を深めていくことが求められる、事案ごとに、審理計画への影響の有無という観点からは公判前整理手続段階でどこまで弁護人が主張を明示する必要があるのかを具体的に議論し、法曹三者の相互理解を深める意義はある、事件類型に応じて主張明示義務の範囲について共通理解を形成していくことも考えられるのではないかという意見があった。

また、立場の違いから生じる対立点を乗り越えることは難しいが、証拠の開示や統合捜査報告書の作成等の作業において、柔軟な対応がされなかったり、当事者間のコミュニケーション不足等の問題によって円滑に進められていない現状にあることから、こういった作業を円滑に進められれば迅速化に資するのではないかという意見があった。

3 公判前整理手続の充実・迅速化に向けた方策等について

振り返りの会等の個々の事件を通じた振り返りの中で公判前整理手続の長期化についてもテーマとして取り上げて議論を深め、その経験を裁判所・検察庁・弁護士会で共有していく必要があるという意見があった。

4 その他

客観的証拠の増加といった事件内容の変化に対応するためには、事件処理に必要な法曹三者の体制面の問題や被告人と十分に証拠を検討するための環境の整備を指摘する意見のほか、統合捜査報告書ではなく原証拠を抄本化して取り調べる工夫があるのではないかという意見があった。

4 今後に向けての検討

今回の実情調査によっても、これまでの実情調査と同様、公判前整理手続の長期化については、客観的証拠の増加を含めた事件内容の変化があることに加え、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の問題が複合的に影響を及ぼしていることがうかがわれた。これまでの報告書で指摘されているとおり、事件内容の変化とといったいわば外在的な要因がある中で公判前整理手続の長期化に対処するためには、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮を見直していく必要がある。

しかし、当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮の在り方については、それぞれ立場が異なっている法曹三者間で共通認識が得られていないことがうかがわれた。公判前整理手続において何をどの程度詳細に整理すべきか、裁判所と当事者の役割分担はどうあるべきかといった、公判前整理手続の運用の基礎となるべき点については、法曹三者で共通認識を形成すべく努力を継続していく必要があり、そのような議論を踏まえた新たなプラクティスを見出していくことが不可欠である。

この点、前回の報告書において、個々の裁判員裁判が終了した際に行われる振り返りの会や法曹三者間で定期的開催される研究会等で公判前整理手続の在り方や長期化の問題について議論することが有用であると指摘されたところであるが、今回の実情調査においては、振り返りの会について、公判段階での訴訟活動に関する話題が主になっており、公判前整理手続について深まりのある議論がされているわけではなく、法曹三者による研究会等については、コロナ禍の影響も未だ残っており、従前ほど議論が活発に行われているとまではいえない現状がうかがわれた。刑事裁判の基本原則である当事者追行主義の下、公判前整理手続における争点及び証拠の整理は当事者間で主体的に行われるべきものであり、具体的事件において公判前整理手続に携わる検察官及び弁護士としては、手続を円滑に進められるよう、より密接なコミュニケーションをとって互いの認識の齟齬を解消していくことが望まれる。そして、裁判所においても、手続を適切にコントロールしていく姿勢が求められる。



家庭裁判所における 家事事件及び人事訴訟事件の 概況及び実情等

1 家事事件の概況

1.1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として、相続放棄申述受理事件、後見等監督処分事件等の増加の影響で増加傾向にある。

別表第二事件については、新受件数は、調停事件を中心におおむね高止まり状態にある。審判事件の平均審理期間については、緩やかに長期化していたが、令和6年は短縮した。調停事件の平均審理期間については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和2年に大きく長期化し、以後は令和5年に若干短縮したものの、令和6年は横ばいとなっている。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ると、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が若干増加している。令和4年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。

一般調停事件については、新受件数がおおむね減少傾向にある中、平均審理期間については、令和3年までは長期化傾向にあったが、令和4年には減少に転じ、以後はおおむね横ばいとなっている。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ると、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が若干減少している。令和3年までの傾向については、前回と同様、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることに加え、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（16.7%）より1.4%増加して18.1%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（15.7%）より1.1%増加して16.8%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

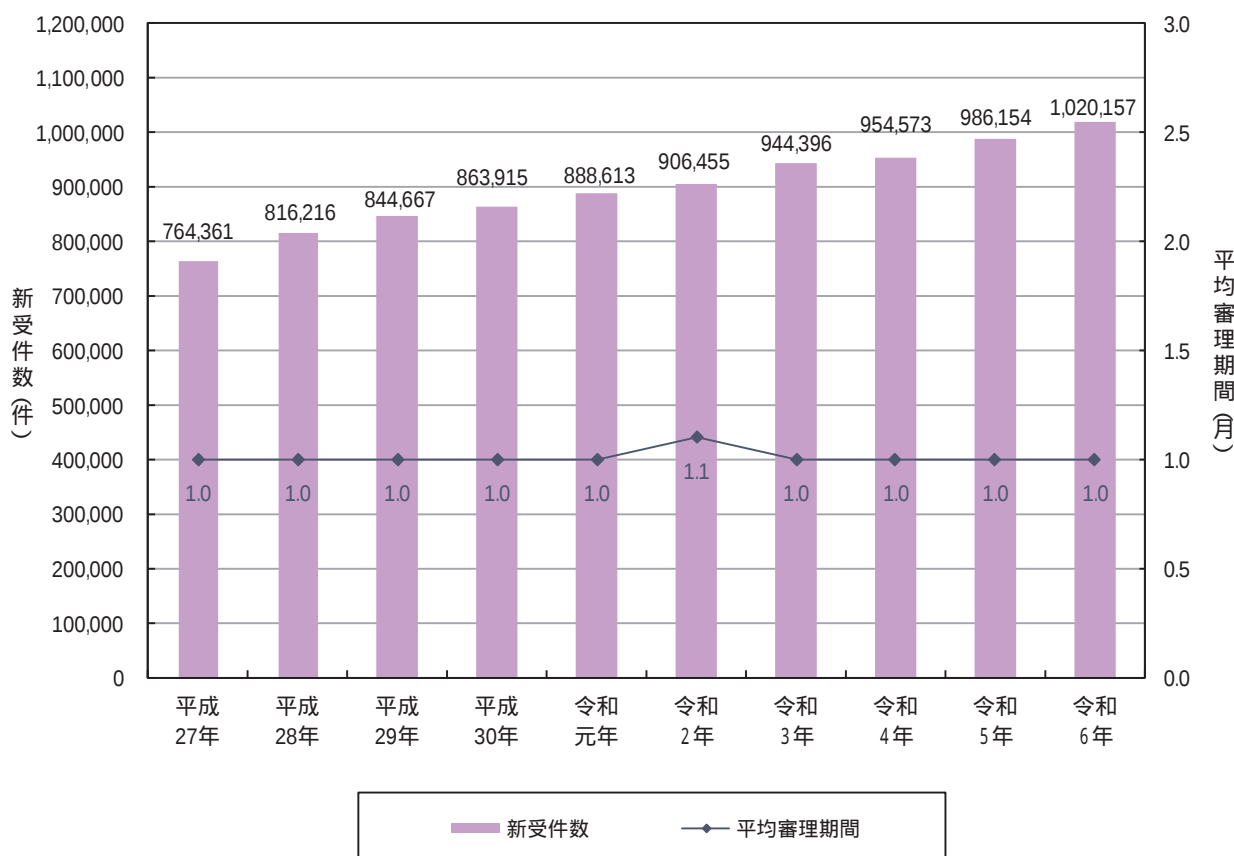
¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。
なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和6年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

令和6年の新受件数（102万0157件）は、前回（95万4573件）より6.9%増加しており、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、相続放棄申述受理事件の新受件数が、前回の26万0497件から30万8753件に増加したことに加え、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の36万6654件から37万8162件に増加したことにより、これには、高齢化のほか、相続放棄申述受理事件については、法改正により令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されたこと等の影響もあると思われ、後見関係事件については、これまで指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第9回報告書153頁、第10回報告書180頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の8割以上を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に変化は見られない（第10回報告書180頁【表2】参照）。

【表2】 家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	1,018,705	21,736	80,730	47,433
平均審理期間(月)	1.0	6.0	7.6	6.5

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化は見られない（第10回報告書181頁【表3】参照）。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	1,010,058 99.2%	14,770 68.0%	44,888 55.6%	29,544 62.3%
6月超 1年以内	7,372 0.7%	4,829 22.2%	22,920 28.4%	12,465 26.3%
1年超 2年以内	1,080 0.1%	1,746 8.0%	10,942 13.6%	4,898 10.3%
2年を超える	195 0.02%	391 1.8%	1,980 2.5%	526 1.1%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表４】のとおりであり、認容で終局したものが 97.5%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回と同様の傾向である（第 10 回報告書 181 頁【表４】参照）。

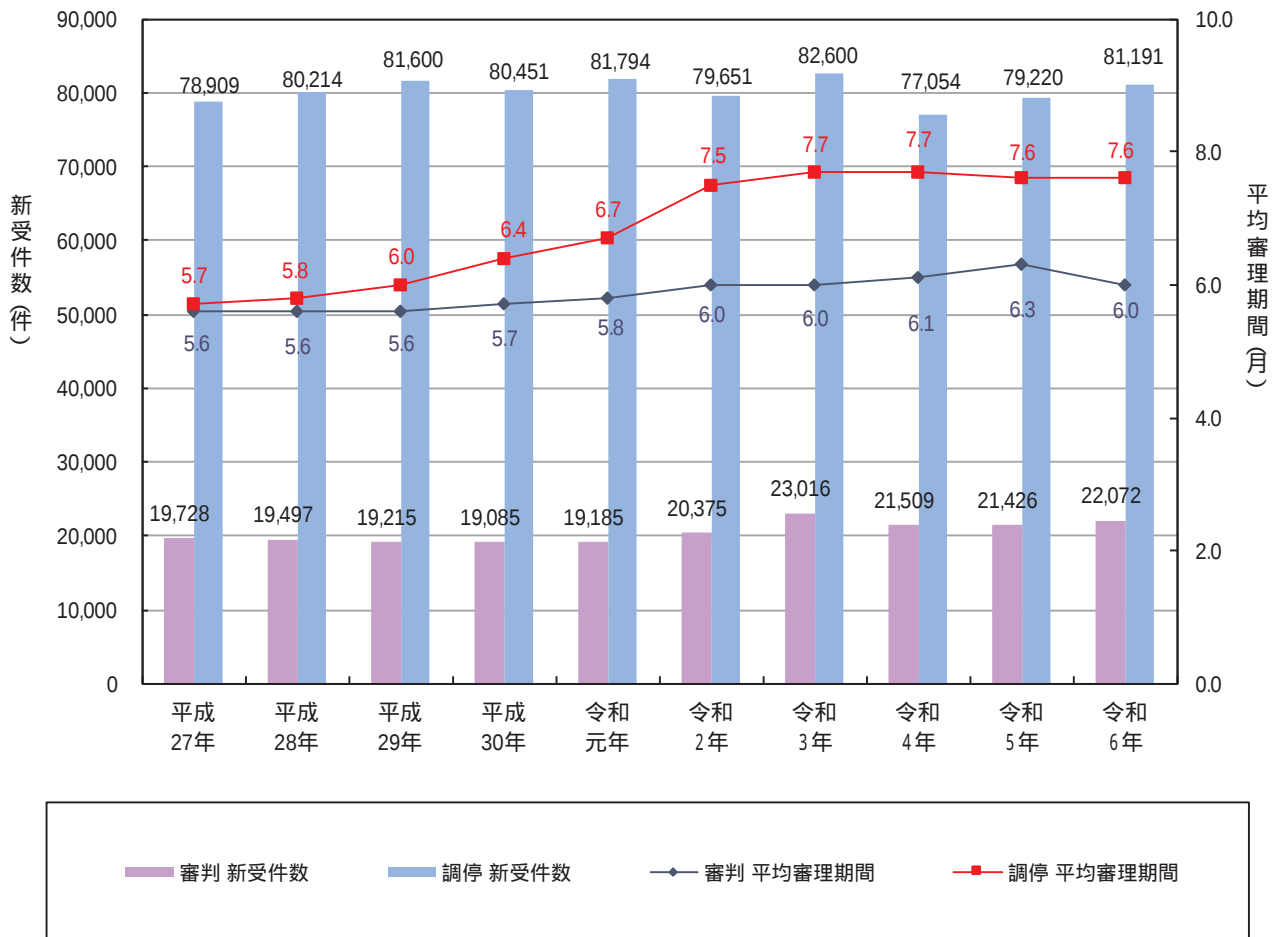
【表４】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	1,018,705 100.0%	21,736 100.0%	総数	80,730 100.0%	47,433 100.0%
認容	993,475 97.5%	12,022 55.3%	成立	40,401 50.0%	18,212 38.4%
却下	2,471 0.2%	2,371 10.9%	不成立	11,812 14.6%	13,775 29.0%
取下げ	13,680 1.3%	2,851 13.1%	取下げ	13,886 17.2%	7,493 15.8%
それ以外	9,079 0.9%	4,492 20.7%	それ以外	14,631 18.1%	7,953 16.8%

○ 別表第二事件

令和 6 年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 5】のとおりである。

【図 5】 新受件数及び平均審理期間の推移 (別表第二事件)



調停事件の新受件数は、ここ 10 年間はおおむね 8 万件前後で推移し、令和 6 年は前回 (7 万 7054 件) より増加し 8 万 1191 件となったが、長期的にみて高止まり状態にある。審判事件の新受件数は、令和 2 年まで 2 万件前後で推移していたところ、令和 3 年 (2 万 3016 件) に増加したが、その後はおおむね高止まり状態にあり、令和 6 年は 2 万 2072 件であった。平均審理期間²について見ると、調停事件は、平成 27 年 (5.7 月) から令和元年 (6.7 月) にかけて増加傾向にあったが、令和 2 年に大幅に増加して 7.5 月となり、令和 3 年及び令和 4 年は 7.7 月、令和 5 年及び令和 6 年は 7.6 月であった³。令和 2 年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われるところ、令和 4 年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落し、

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時 (審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等) から審判事件として終局した時までを指す (調停事件についても同様である。)。この点、1.2.1 以降と異なる統計処理がされているので (後掲 1.2.1 【図 10】の注記参照)、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 26 年以降、5.6 月から 7.3 月の間で推移している (未済事件の平均係属期間の令和 5 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況 (1) — 家事事件 —」法曹時報第 76 巻第 12 号 96 頁第 20 表参照)。

令和5年以降に若干短縮している要因としては、同感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。一方、審判事件も、平成27年以降緩やかに長期化し、令和5年の平均審理期間は6.3月となったが、令和6年は減少して6.0月となった⁴。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（審判事件で68.0%、調停事件で55.6%）は、審判事件では前回（67.2%）より0.8%増加し、調停事件では前回（55.4%）より0.2%増加している。また、審理期間が1年を超える事件の割合（審判事件で9.8%、調停事件で16.0%）は、審判事件では前回（10.3%）より0.5%減少し、調停事件では前回（16.4%）より0.4%減少している。（第10回報告書181頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（50.0%）は前回（50.6%）より減少し、調停不成立で終局した事件の割合（14.6%）は前回（14.8%）より若干減少し、取下げで終局した事件の割合（17.2%）は前回（17.9%）より減少している。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（18.1%）が前回（16.7%）より1.4%増加しているが、これが、主として調停に代わる審判で終局した事件の増加によると思われることは、前回までに指摘されているとおりである^{5 6}。（第8回報告書109頁【表4】、110頁、第9回報告書155頁【表4】、157頁、第10回報告書181頁【表4】、183頁参照）

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成26年に6.7月であったが、令和5年には6.4月となっている（未済事件の平均係属期間の令和5年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・86頁第9表参照）。

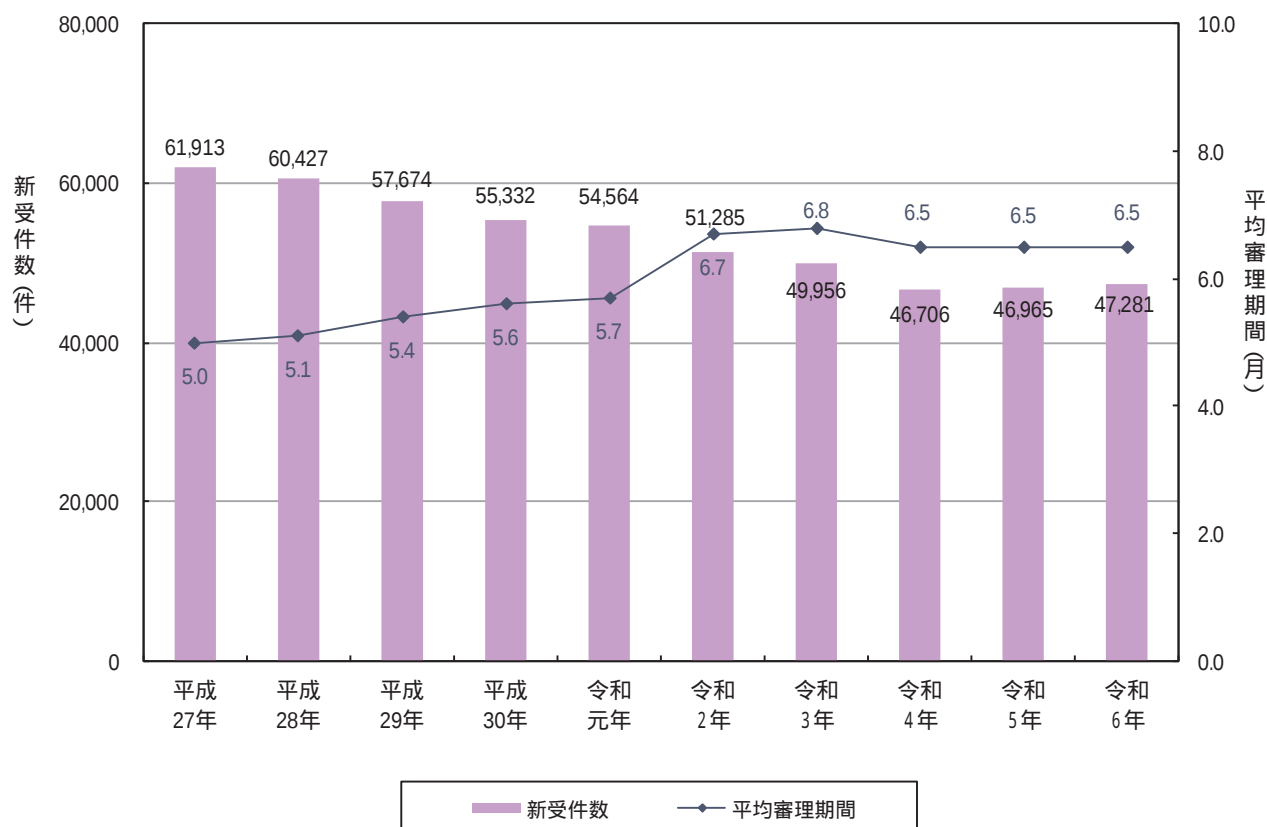
⁵ 令和5年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、11.3%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和3年は10.0%）（第10回報告書183頁脚注6参照）。

⁶ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

○ 一般調停事件

令和 6 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 6】のとおりである。

【図 6】 新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁷。）の新受件数は、平成 27 年以降、おおむね減少傾向が続いていたが、令和 5 年以降、緩やかな増加傾向に転じている。平均審理期間は、令和元年（5.7 月）まで緩やかに増加していたところ、令和 2 年に 6.7 月、令和 3 年に 6.8 月と大きく増加したが、令和 4 年に 6.5 月に減少し、以後横ばいとなっている。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 26 年（4.2 月）から令和元年（4.7 月）まで緩やかに増加した後、令和 2 年（5.9 月）に大幅に増加し、令和 4 年及び令和 5 年は 5.7 月となっている⁸。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（62.3%）は前回（63.0%）より 0.7%減少しており、審理期間が 1 年を超える事件の割合（11.4%）は、前回（11.2%）より 0.2%増加している。（第 10 回報告書 181 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（38.4%）は前回（39.3%）より減少した一方で、調停不成立で終局した事件の割合（29.0%）は前回（28.2%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（15.8%）は前回（16.8%）より減少した。なお、そ

⁷ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和 5 年において 3 万 7 674 件、令和 6 年において 3 万 8 281 件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

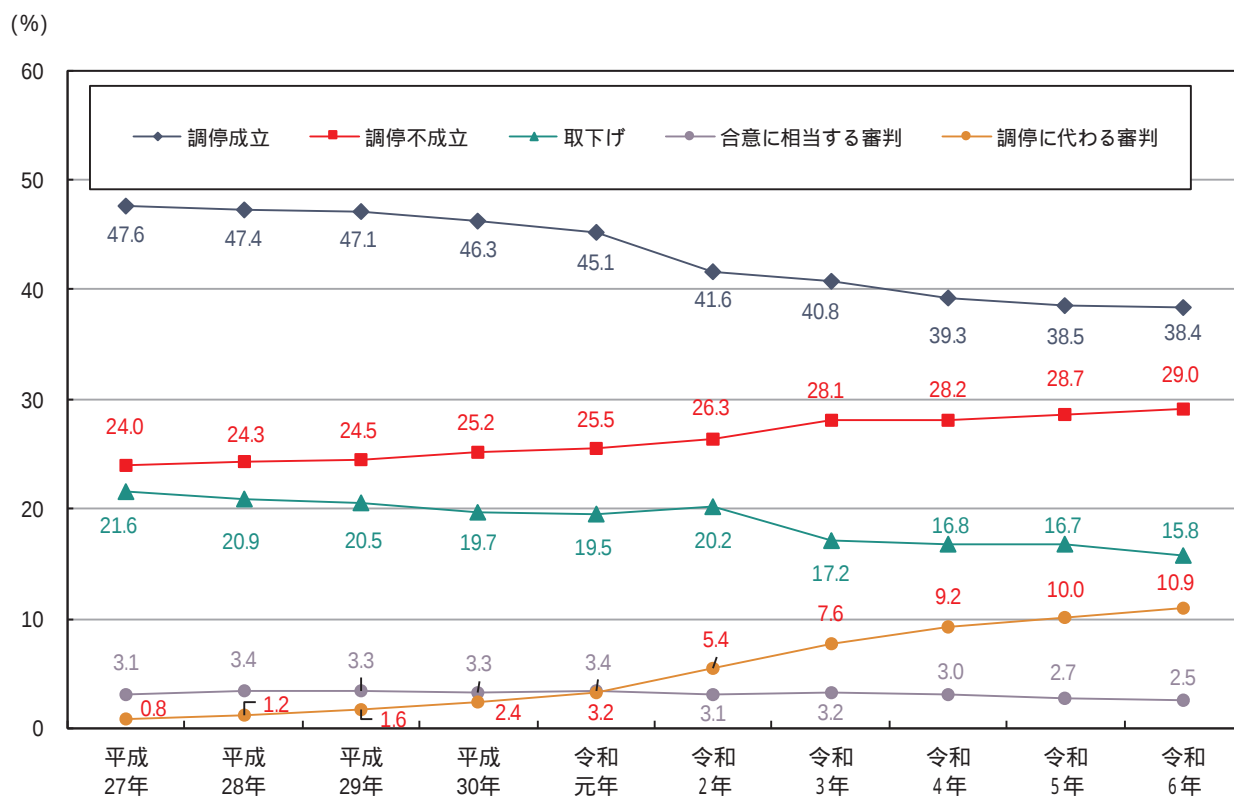
⁸ 未済事件の平均係属期間の令和 5 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・96 頁第 20 表参照

れ以外の事由で終局した事件の割合（16.8％）が前回（15.7％）より 1.1％増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる⁹。（第 10 回報告書 181 頁【表 4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が令和元年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していること（【図 7】参照）に加え、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回までと同様である。（第 9 回報告書 158 頁、第 10 回報告書 184 頁参照）

また、平均審理期間が令和 2 年に大幅に長期化したところ、その要因は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられ、他方、平均審理期間が令和 4 年に短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第 9 回報告書 196 頁、198 頁参照、第 10 回報告書 223 頁、224 頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図 7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移

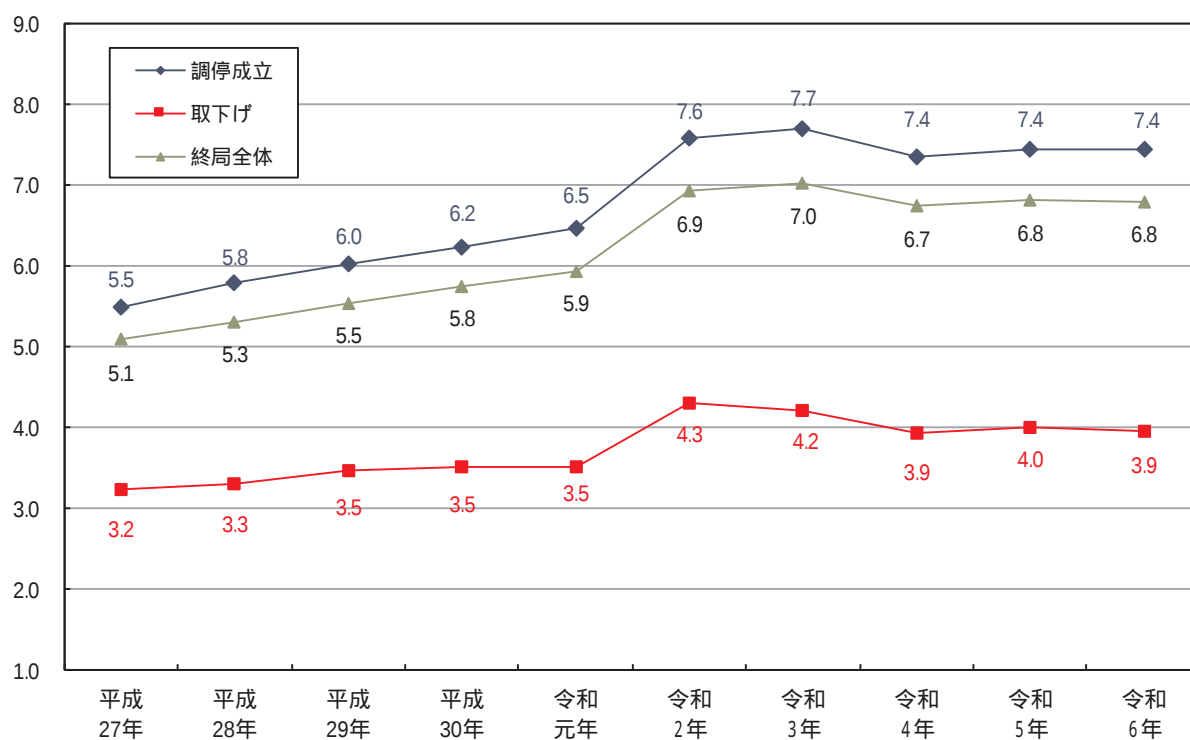


⁹ 令和 5 年の既済事件（一般調停事件）のうち、10.6％が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・92 頁第 14 表参照）（令和 4 年は 9.7％）。調停に代わる審判により終局している一般調停事件の割合が増加している一因として、家事調停手続におけるウェブ会議について令和 3 年 12 月以降順次運用を拡大してきたところ、離婚調停についてウェブ会議では調停を成立させることができないため（なお、法改正により令和 7 年 3 月 1 日以降可能となった。）、ウェブ会議において事実上当事者間に合意が整った場合に、調停に代わる審判をする運用がなされてきたこと等の影響が考えられる。

一般調停事件の中で大部分を占める夫婦関係調整調停事件の終局区分別の平均審理期間は【図 8】のとおりである。終局事件全体の平均審理期間は、令和元年（5.9 月）まで緩やかな増加傾向にあり、令和 2 年（6.9 月）に大幅に増加した後、令和 4 年（6.7 月）に若干減少し、その後はおおむね横ばいとなっている（令和 6 年は 6.8 月）。その推移の傾向は一般調停事件とほぼ同様であり、考えられる要因も一般調停事件と同様に考えられる。

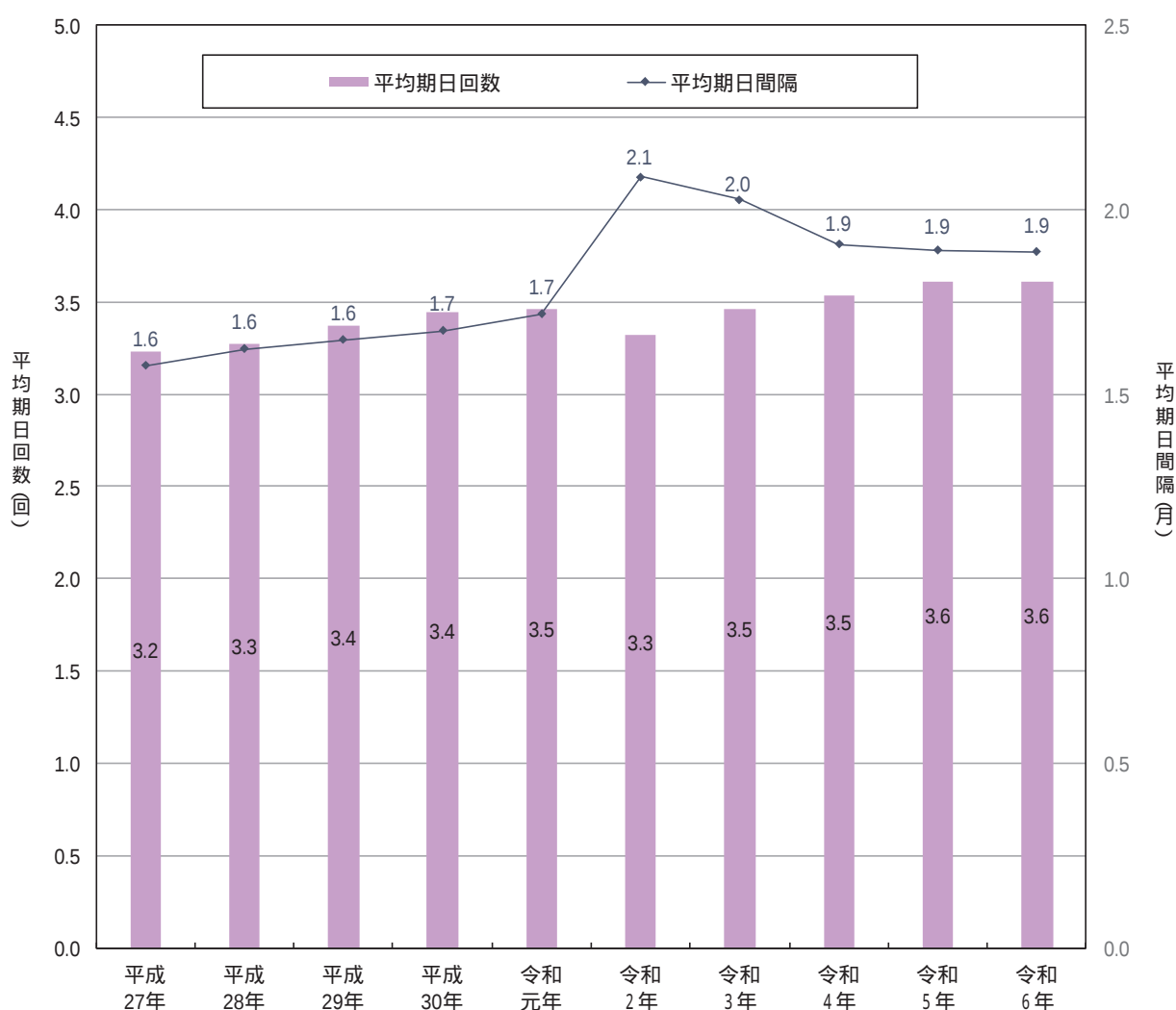
【図 8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移

(月)



夫婦関係調整調停事件の平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図9】¹⁰のとおりである。平均期日回数は、令和2年に減少したものの全体として緩やかな増加傾向にあり、他方で、平均期日間隔は、令和2年に大幅に増加し（2.1月）その後令和4年（1.9月）にかけて減少したものの、以後は横ばいとなっている。この10年間の推移を見ると、平均期日間隔の長期化の方が平均期日回数の増加よりも目立っており、この平均期日間隔の長期化が、平均審理期間の長期化の主たる要因になっているものと思われる。また、令和2年に平均期日回数が減少し、平均期日間隔が大幅に長期化した要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられ、他方で、平均期日期間が令和4年に短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことが考えられる。

【図9】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移（夫婦関係調整調停事件）



平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

¹⁰ 図9については、各家庭裁判所において令和6年度以降本格的に期日間隔短縮の取組が進められてきた状況等（実情調査における取組状況につき186頁参照、統計も踏まえた今後に向けての検討課題等につき192頁参照）を踏まえ、第11回報告書から新たに挿入したものである。なお、ここでの平均期日間隔は、期日外で取下げ等により終局した事件分も含めた審理期間の平均値を、実際に行われた期日回数（例えば、期日を実施することなく取下げのみで終局した事件は0となる。）の平均値で除して算出しているため、実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する。

1.2 個別の事件類型の概況

1.2.1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年増加傾向が目立っている。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたところ、令和2年に前年と比較して大きく長期化した。令和4年以降は緩やかな短縮傾向にある。令和4年から平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲1.1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加し、1年を超える事件の割合は減少している。また、平均期日回数は前回より若干減少しており、平均期日間隔も前回より若干短縮している。

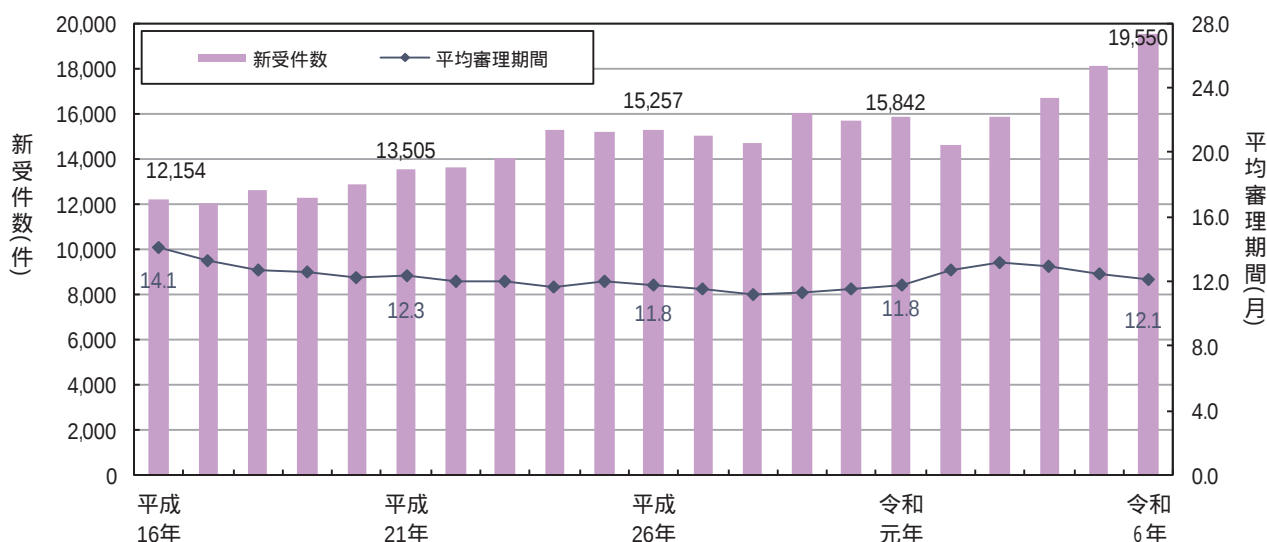
調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（29.2%）より増加して31.3%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

手続代理人弁護士との関与がある事件数は、長期的にみて増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図10】のとおりである。

【図10】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）

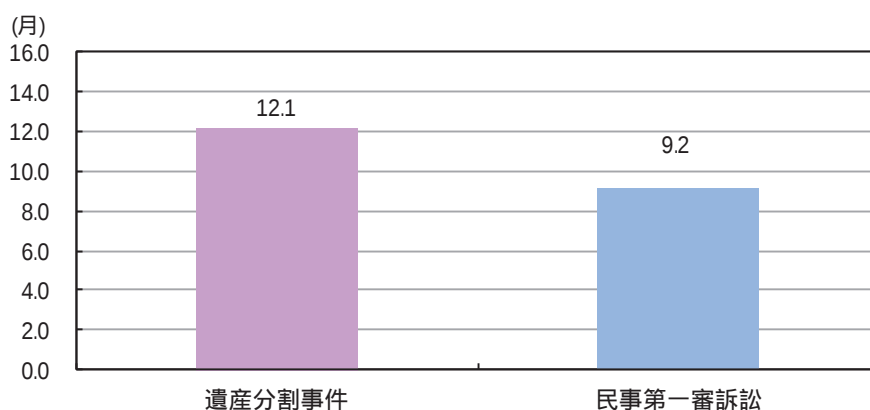


本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

新受件数は、高齢化の影響等により近年は増加傾向が目立っておりにあり、令和6年は前回（1万 6687件）より約17%増加し、1万 9550件となった。

令和6年における平均審理期間は【図11】のとおり12.1月で、前回（12.9月）から0.8月減少しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている（第10回報告書188頁【図10】参照）。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図10】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく増加し、12月を上回ったが¹¹、令和4年に減少に転じ、以降は緩やかな減少傾向にある。令和4年から平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照、第10回報告書223頁、224頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図11】 平均審理期間（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表12】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回（32.8%）より増加して34.9%となり、1年を超える事件の割合も前回（35.0%）より減少して32.5%となった（第10回報告書188頁【表11】参照）。

【表12】 審理期間別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	15,379	139,370
平均審理期間(月)	12.1	9.2
6月以内	5,361 34.9%	80,923 58.1%
6月超1年以内	5,016 32.6%	24,870 17.8%
1年超2年以内	3,575 23.2%	22,960 16.5%
2年超3年以内	958 6.2%	7,089 5.1%
3年を超える	469 3.0%	3,528 2.5%

¹¹ これは、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

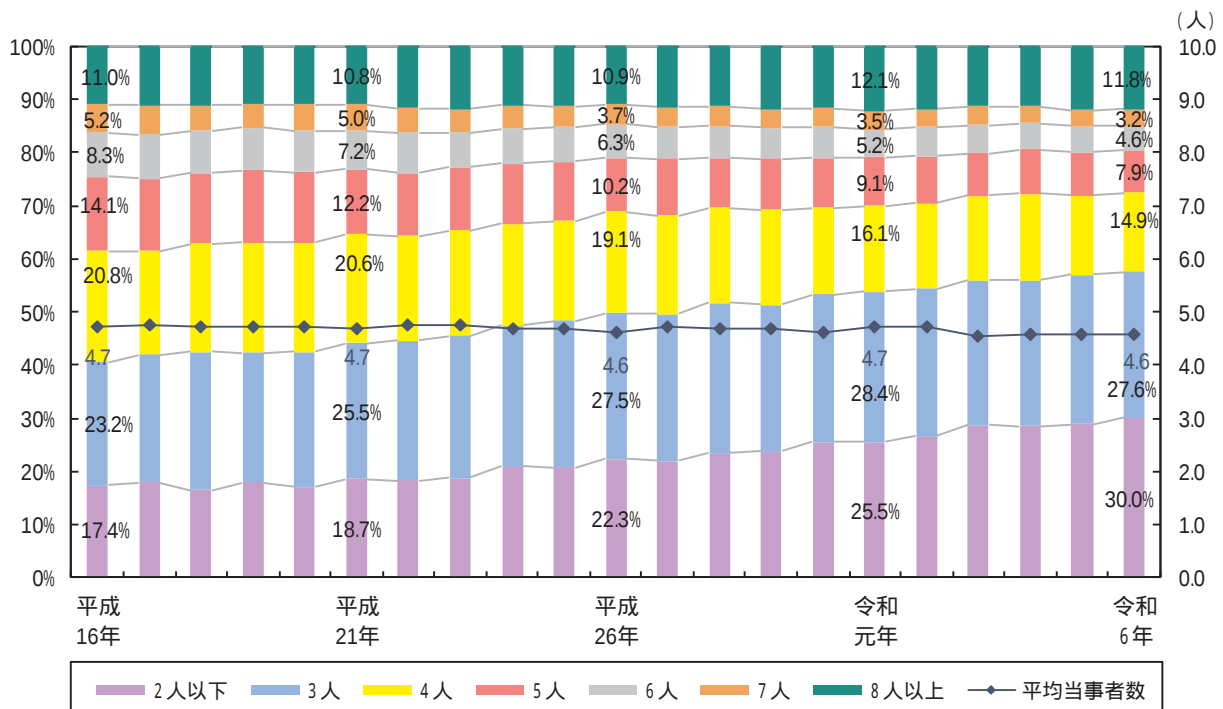
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 13】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（44.1%）は、前回と同様であり、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（9.5%）より減少して 8.0%となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（29.2%）より増加して 31.3%となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲 . 1 . 2 . 2 【表 24】、後掲 . 1 . 2 . 3 【表 32】参照）、遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる。（第 10 回報告書 189 頁【表 12】参照）

【表 13】 終局区分別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調停成立	6,776 44.1%
調停をしない	214 1.4%
調停に代わる審判	4,817 31.3%
取下げ	2,289 14.9%
当然終了	45 0.3%
認容	1,198 7.8%
却下	27 0.2%
分割禁止	13 0.08%

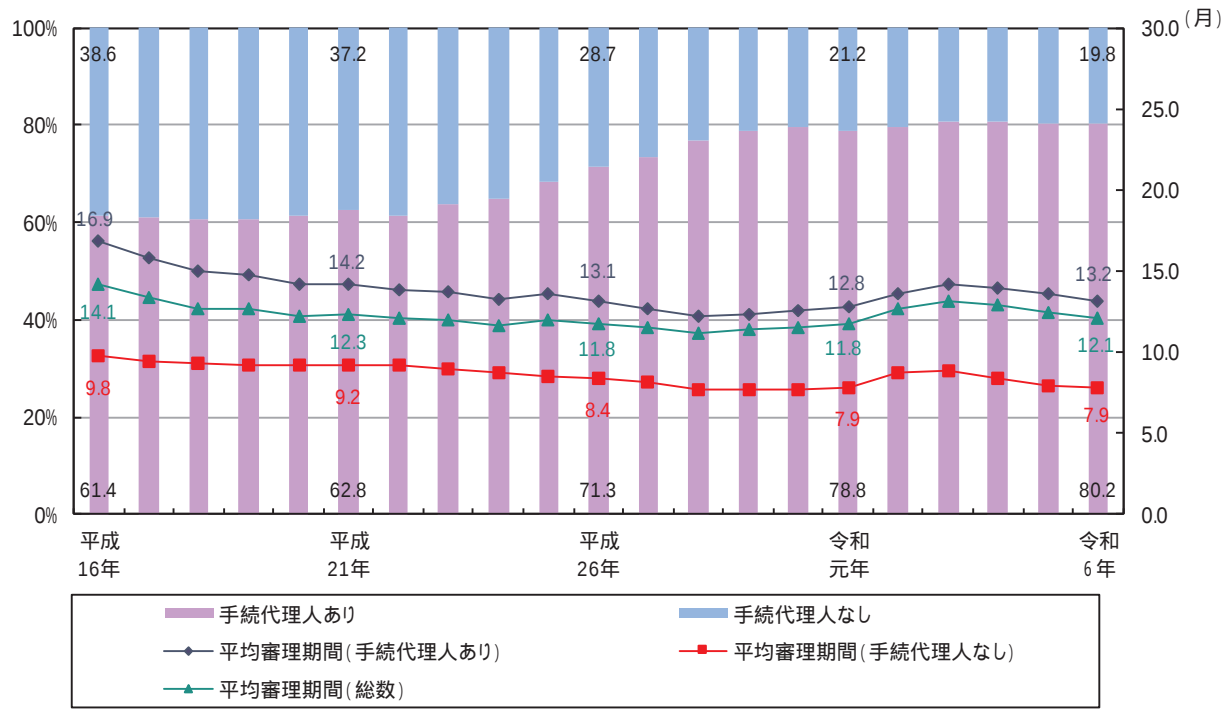
当事者数の推移は【図 14】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図 14】 当事者数の推移（遺産分割事件）



遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 15】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、15 年ほど前から増加傾向にあり、平成 30 年頃からは 80%前後で高止まりしているものの、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。（第 10 回報告書 190 頁【図 14】参照）

【図 15】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



平均期日回数及び平均期日間隔は【表 16】のとおりである。平均期日回数（5.1 回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（5.2 回）から若干減少しており、平均期日間隔（2.4 月）も前回（2.5 月）から若干減少している。（第 10 回報告書 191 頁【表 15】参照）。

【表 16】 平均期日回数及び平均期日間隔（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.1
平均調停期日回数	4.7
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	2.4

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 17】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（2.8%）より若干増加して 3.0%となっている（第 10 回報告書 191 頁【表 16】参照）。

【表 17】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調査命令	あり	467 3.0%
	なし	14,912 97.0%

1.2.2 婚姻関係事件¹²

新受件数（審判＋調停）は近年減少傾向にあったものの、令和５年以降緩やかな増加傾向に転じており、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成27年以降、長期化傾向にあり、令和２年に大幅に長期化した。令和４年は前年から短縮し、以後は横ばいとなっている。この長期化傾向に関連する事情として、前掲 １．１で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられること、令和２年の大幅な長期化は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものと考えられることは、これまでと同様である。他方で、令和４年に平均審理期間が短縮に転じ、その後も横ばいとなっている要因としては、前掲 １．１で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。なお、平均期日回数（3.6回）については、前回と同様である一方で、平均期日間隔は、前回（2.0月）より若干減少して1.9月となった。

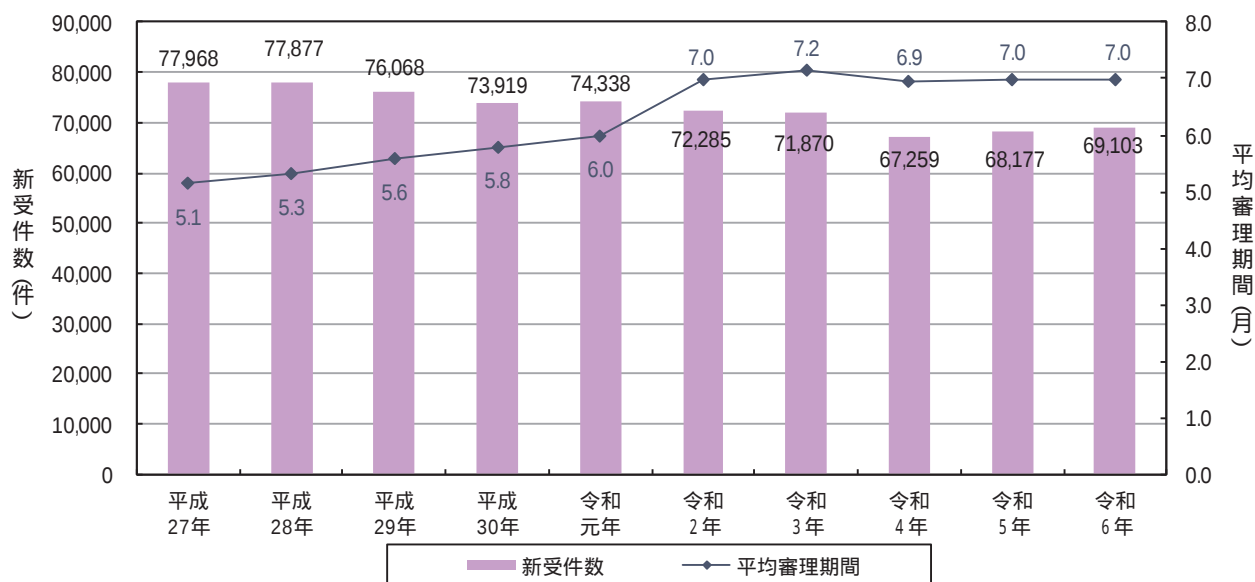
なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（9.4％）より増加して 11.0％となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（16.1％）より減少して 13.8％となった。

¹² 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図 18】のとおりである。

令和元年以降、新受件数は減少傾向にあったが、令和 5 年以降、緩やかな増加傾向に転じ、令和 6 年は 6 万 9103 件となっている。

【図 18】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて 1 件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が 1 件増える扱いとなる前提がとられている。

平均審理期間は【図 18】及び【表 19】のとおり、平成 27 年以降長期化傾向にあり、令和 2 年（7.0 月）に大幅に増加したが、令和 4 年（6.9 月）には前年（7.2 月）から減少し、令和 5 年及び令和 6 年はおおむね同様の 7.0 月であった。

【表 19】 既済件数及び平均審理期間（婚姻関係事件）

既済件数	62,771
平均審理期間(月)	7.0

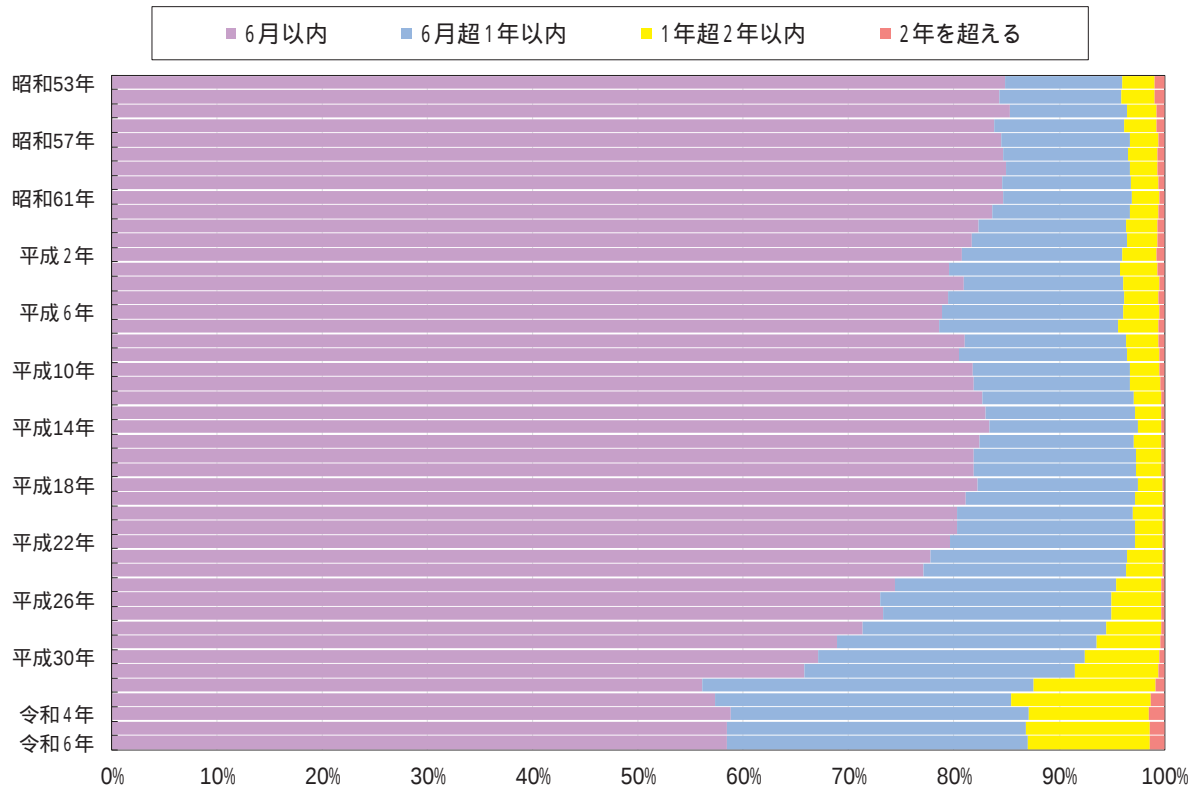
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 20】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合が前回（58.8%）より若干減少して 58.4%となり、6 月を超え 1 年以内の事件の割合は前回（28.3%）より若干増加して 28.6%になり、1 年を超える事件の割合は 13.0%と前回（12.9%）とほぼ同様であった（第 10 回報告書 193 頁【表 19】参照）。既済事件の審理期間別事件割合の推移は【図 21】のとおりであり、近年、審理期間が 6 月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1 年を超える事件、特に 1 年を超え 2 年以内の事件の割合が増加傾向にあったが、令和 3 年以降、審理期間が 6 月以内の事件の割合が増加に転じ、その後はおお

【表 20】 審理期間別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

6 月以内	36,650 58.4%
6 月超 1 年以内	17,962 28.6%
1 年超 2 年以内	7,304 11.6%
2 年超 3 年以内	719 1.1%
3 年を超える	136 0.2%

むね同様の割合で推移している。

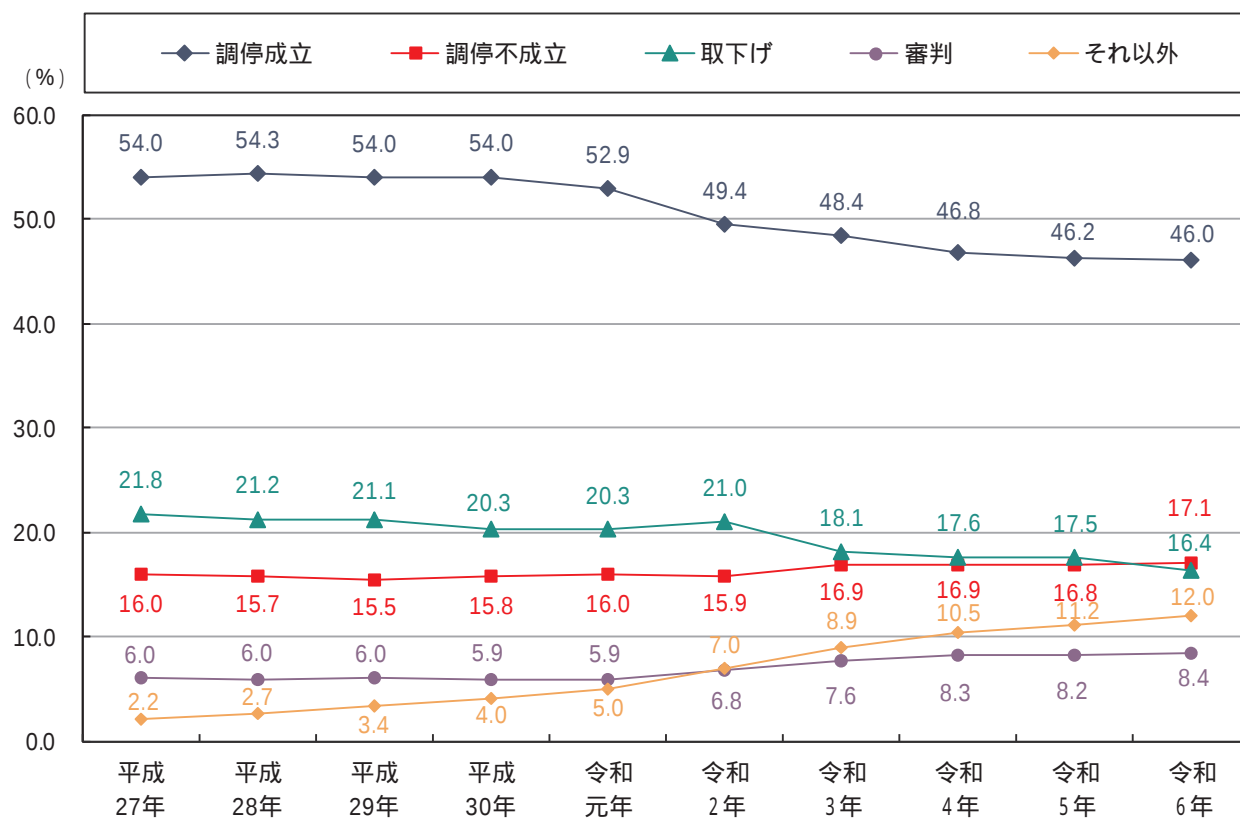
【図21】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)



なお、婚姻関係事件の平均審理期間が令和3年まで長期化する傾向にあったことと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲 ． 1 ． 1 参照）のと同様に、【図 22】及び【図 23】のとおり、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少傾向にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること¹³（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、これまでと同様である。（第9回報告書 167 頁、第10回報告書 194 頁参照）

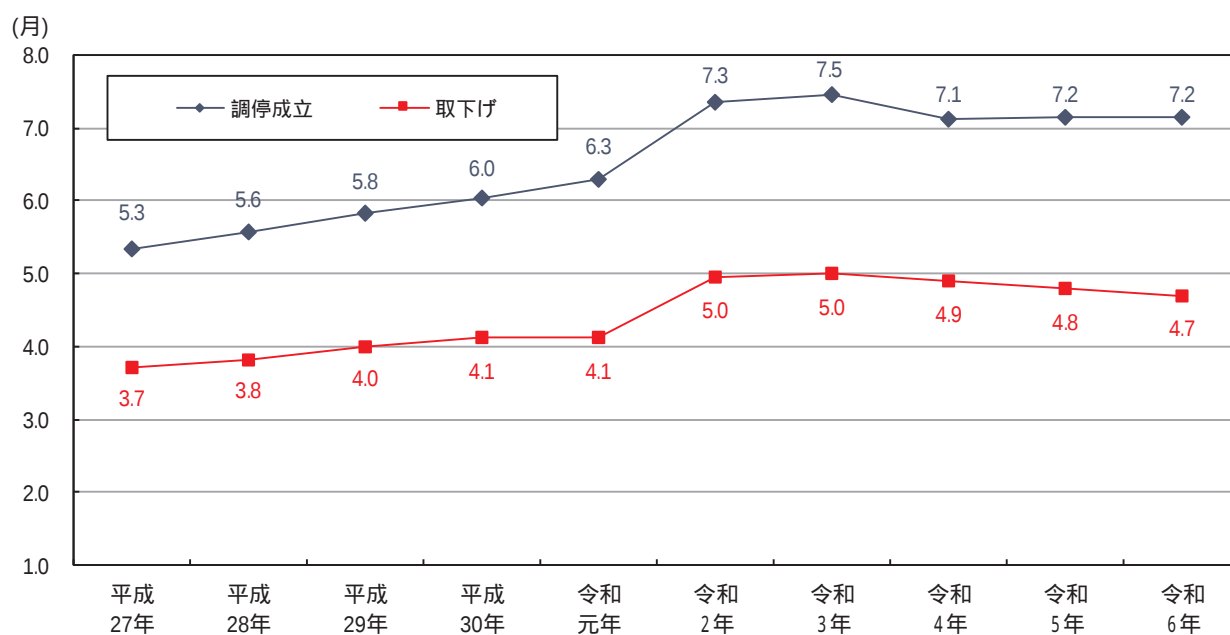
他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じ、その後もおおむね横ばいとなっている要因としては、前述したとおり（前掲 ． 1 ． 1 参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書 196 頁、198 頁、第10回報告書 223 頁、224 頁参照）の効果が現れてきたことが考えられる。

【図 22】 終局区分別事件割合の推移（婚姻関係事件）



¹³ 婚姻費用分担事件の新受件数は、平成 26 年において、審判事件 3,476 件、調停事件 1 万 8,570 件（合計 2 万 20,466 件）であり、令和 5 年において、審判事件 3,945 件、調停事件 2 万 15,74 件（合計 2 万 55,19 件）である（最高裁判所事務総局家庭局・脚注 3・81 頁第 4 表、88 頁第 12 表参照）。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

【図23】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表24】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は、前回（46.8%）より減少して46.0%となった。調停不成立で終局した事件の割合は、前回（16.9%）より若干増加して17.1%、認容又は却下の審判で終局した事件の割合は、前回（8.3%）とほぼ同様の8.4%、取下げで終局した事件の割合は、前回（17.6%）より減少して16.4%となった。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回（9.4%）より増加して11.0%となった。（第10回報告書196頁【表23】参照）

【表24】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	28,885 46.0%
調停不成立	10,712 17.1%
調停をしない	448 0.7%
調停に代わる審判	6,905 11.0%
取下げ	10,325 16.4%
当然終了	194 0.3%
認容	4,966 7.9%
却下	336 0.5%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 25】のとおりであり、平均期日回数（3.6 回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回と同様である。平均期日間隔（1.9 月）は、前回（2.0 月）よりも若干減少している。（第 10 回報告書 197 頁【表 24】参照）。

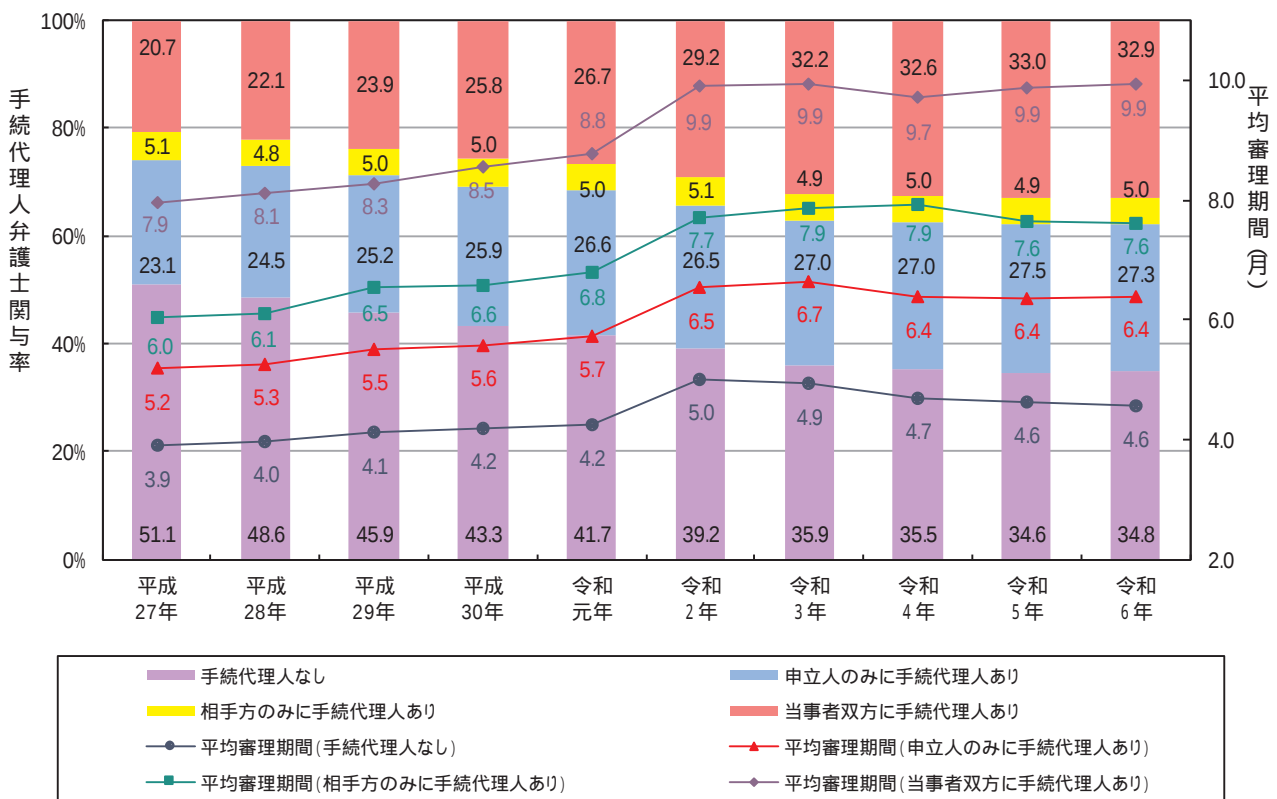
【表 25】 平均期日回数及び平均期日間隔
（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.6
平均調停期日回数	3.5
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	1.9

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 26】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、令和 2 年以降は 6 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図 26】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移（婚姻関係事件）



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 27】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合（13.8％）は、前回（16.1％）より減少した（第 10 回報告書 198 頁【表 26】参照）。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和 6 年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合（5.2％）は、令和 4 年（8.0％）より 2.8％減少し、令和 6 年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合（19.8％）も、令和 4 年（22.0％）より 2.2％減少している。

【表 27】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

調査命令	あり	8,637
	なし	54,134
		13.8%
		86.2%

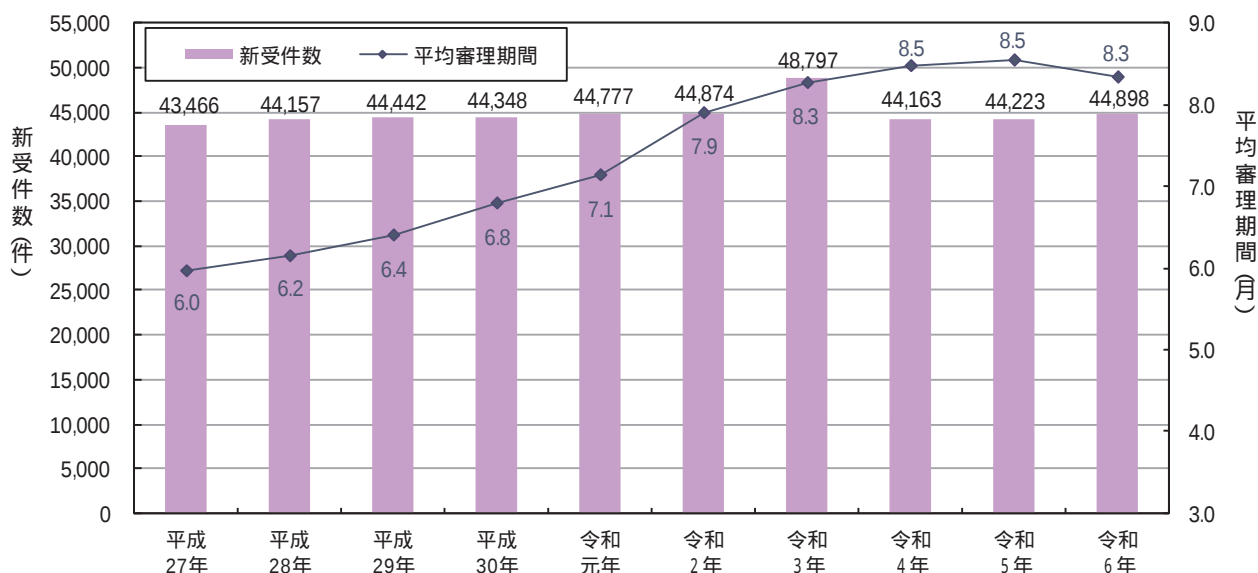
1.2.3 子の監護事件¹⁴

新受件数（審判＋調停）は、令和3年に大幅に増加し、令和4年は大幅に減少したものの、長期的に見ると緩やかな増加傾向にある。他方で、平均審理期間は一貫して長期化傾向にあったが、令和6年は若干短縮した。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様であるが、令和6年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲 1.1 で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れてきたことが考えられる。平均審理期間の短縮に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（48.9%）から増加して49.9%となり、1年を超える事件の割合は、前回（19.8%）から減少して19.0%となった。平均期日回数は前回と同様の4.1回で、平均期日間隔も前回と同様の2.1月であった。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回と同様の7.1%であったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（43.7%）より減少して41.8%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図28】のとおりである。

【図28】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁴ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

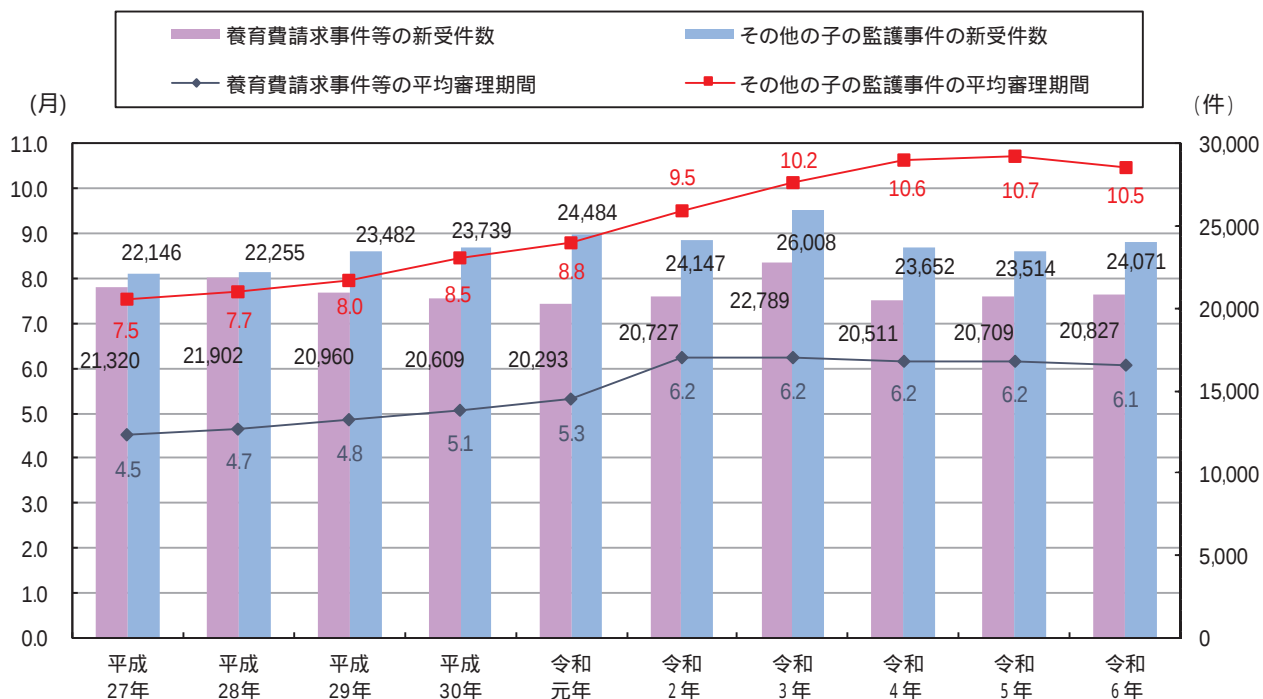
新受件数は、令和 3 年に大幅に増加し、令和 4 年は大幅に減少したものの、平成 27 年以降長期的に見ると緩やかな増加傾向にあり、令和 6 年は 4 万 4898 件となった。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、令和 5 年は 8.5 月となったが、【表 29】にもあるように、令和 6 年は若干減少し、8.3 月となった。

【表 29】 既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	34,816
平均審理期間(月)	8.3

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 30】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が長期的に見て増加傾向にあることが挙げられる(【図 30】のとおり、平成 27 年から令和 6 年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.5 月から 6.2 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 7.5 月から 10.7 月へとより顕著な増加傾向を示している。)。他方で、令和 6 年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前述したとおり(前掲 1.1 参照)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が落ち着いたことのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組(第 9 回報告書 196 頁、198 頁、第 10 回報告書 223 頁、224 頁参照)の効果が現れてきたことが考えられる。

【図 30】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりであり、前述のとおり審理期間が短縮したことに伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（48.9％）より増加して 49.9％となり、1年を超える事件の割合は、前回（19.8％）より減少して 19.0％となった（第 10 回報告書 201 頁【表 30】参照）。

【表 31】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

6月以内	17,380 49.9%
6月超1年以内	10,811 31.1%
1年超2年以内	5,583 16.0%
2年超3年以内	921 2.6%
3年を超える	121 0.3%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 32】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（50.0％）とほぼ同様の 50.1％となった。認容又は却下の審判で終局した割合（18.2％）は、前回と同様であり、調停に代わる審判で終局した事件の割合（7.1％）も、前回と同様であった。（第 10 回報告書 201 頁【表 31】参照）

【表 32】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

調停成立	17,435 50.1%
調停をしない	508 1.5%
調停に代わる審判	2,479 7.1%
取下げ	7,886 22.7%
当然終了	187 0.5%
認容	4,930 14.2%
却下	1,391 4.0%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 33】のとおりであり、平均期日回数（4.1 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回と同様であり、平均期日間隔（2.1 月）も前回と同様であった。（第 10 回報告書 202 頁【表 32】参照）。

【表 33】 平均期日回数及び平均期日間隔（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	4.1
平均調停期日回数	3.4
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.1

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 34】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（43.7%）より 1.9% 減少して 41.8% となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲 1.2.1【表 17】、前掲 1.2.2【表 27】、第 10 回報告書 202 頁【表 33】参照）。

【表 34】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	14,559
		41.8%
	なし	20,257
		58.2%

2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は、令和2年までは減少傾向にあったものの、近年は下げ止まり傾向にあり、令和6年（9,073件）は前回（8,984件）より若干増加した。一方、平均審理期間は、前回（14.3月）より増加して14.8月となっており、長期化傾向はほぼ一貫して続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（49.2%）より増加して51.1%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（6.2回）よりも増加して6.8回になった一方で、平均期日間隔は前回（2.3月）よりも若干減少して2.2月となった。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解の割合は前回（34.8%）より減少して32.1%となった一方で、取下げの割合が前回（22.2%）より増加して24.1%となった。

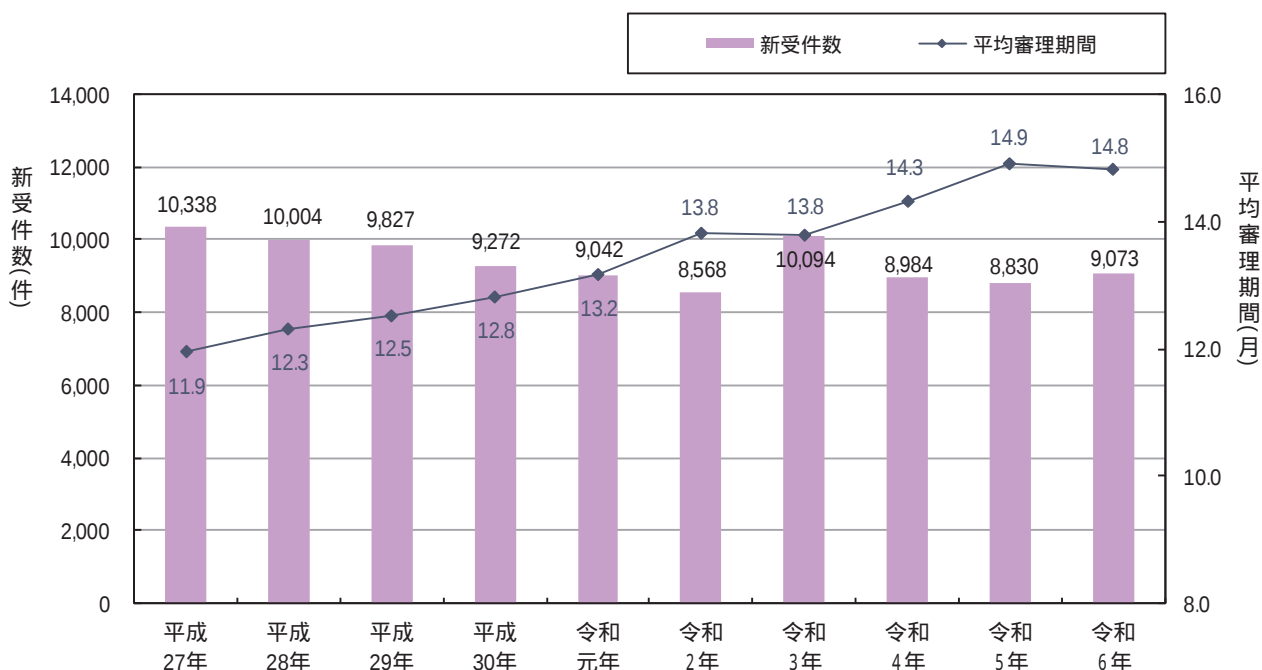
2.1 人事訴訟事件の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

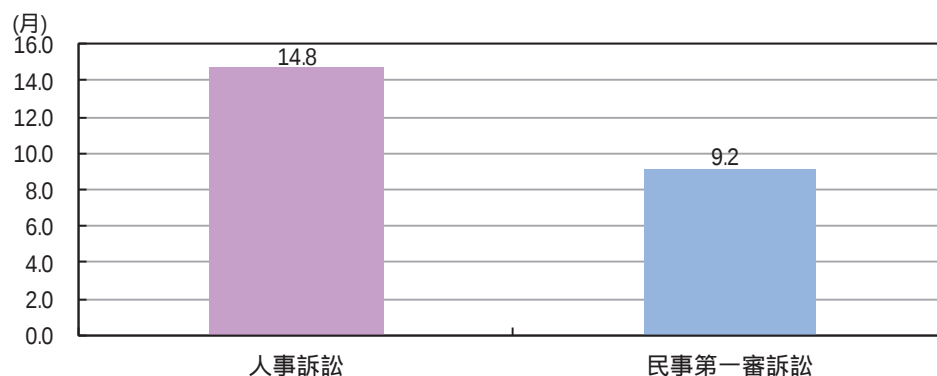
新受件数は、平成27年以降、減少傾向が続いていたところ、令和3年は増加に転じたが、その後減少しており、令和6年（9,073件）は前回（8,984件）より若干増加している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。なお、令和6年の平均審理期間（14.8月）は令和5年（14.9月）より若干減少しているが、これは、財産分与の申立てのある事件の割合が若干減少したことの影響と考えられ（【図18参照】）、財産分与の申立てのある事件の平均審理期間は依然として長期化傾向が続いている（【図15】参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている（第10回報告書204頁【図2】参照）。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

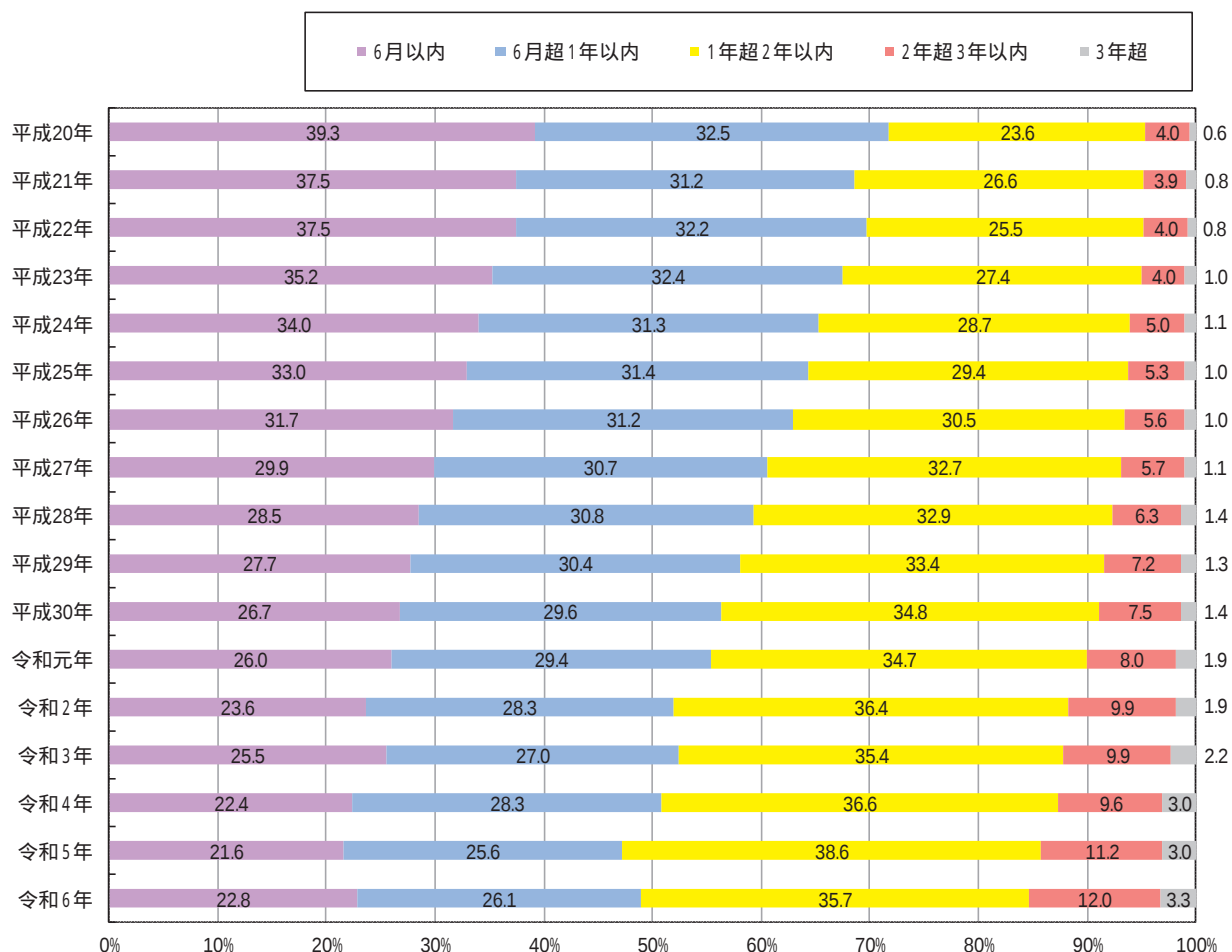
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（22.4%）より若干増加して22.8%となった一方、1年を超える事件の割合も、前回（49.2%）より1.9%増加して51.1%（4,580件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第10回報告書205頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	8,969	139,370
平均審理期間(月)	14.8	9.2
6月以内	2,047 22.8%	80,923 58.1%
6月超1年以内	2,342 26.1%	24,870 17.8%
1年超2年以内	3,203 35.7%	22,960 16.5%
2年超3年以内	1,080 12.0%	7,089 5.1%
3年超5年以内	283 3.2%	3,048 2.2%
5年を超える	14 0.2%	480 0.3%

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 5】のとおりである。判決（39.8％）は前回（40.0％）とほぼ同様であったが、和解（32.1％）は前回（34.8％）より減少した一方で、取下げ（24.1％）が前回（22.2％）より増加した¹。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（71.6％）は、前回（71.2％）とほぼ同様であり、民事第一審訴訟事件と比べても高い水準を維持している。（第10回報告書206頁【表 5】参照）

【表 5】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
判決	3,573 39.8%	70,423 50.5%
うち対席（％は判決 に対する割合）	2,559 71.6%	33,598 47.7%
和解	2,877 32.1%	44,080 31.6%
取下げ	2,158 24.1%	19,553 14.0%
それ以外	361 4.0%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第10回報告書206頁【表 6】参照）。

【表 6】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
双方に 訴訟代理人	5,742 64.0%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	2,792 31.1%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	145 1.6%	3,978 2.9%
本人による	290 3.2%	11,802 8.5%

¹ 和解の割合が減少する一方、取下げの割合が増加している原因の一つとして、令和5年12月より人事訴訟においてウェブ会議の利用が可能となったところ、離婚の訴え等についてはウェブ会議で和解を成立させることができないため（なお、法改正により令和7年3月1日以降可能となった。）、ウェブ会議において事実上当事者間に合意が整った場合に、調停に付して調停に代わる審判をする運用（確定した場合、訴訟は取り下げられたものとみなされる。）がなされていること等の影響が考えられる。

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.9回）が前回（2.1回）より減少した一方、平均争点整理期日回数（4.8回）は前回（4.1回）より増加しており、全体の平均期日回数（6.8回）も前回（6.2回）より増加している。平均期日間隔（2.2月）については、前回（2.3月）より若干減少している。（第10回報告書206頁【表7】参照）

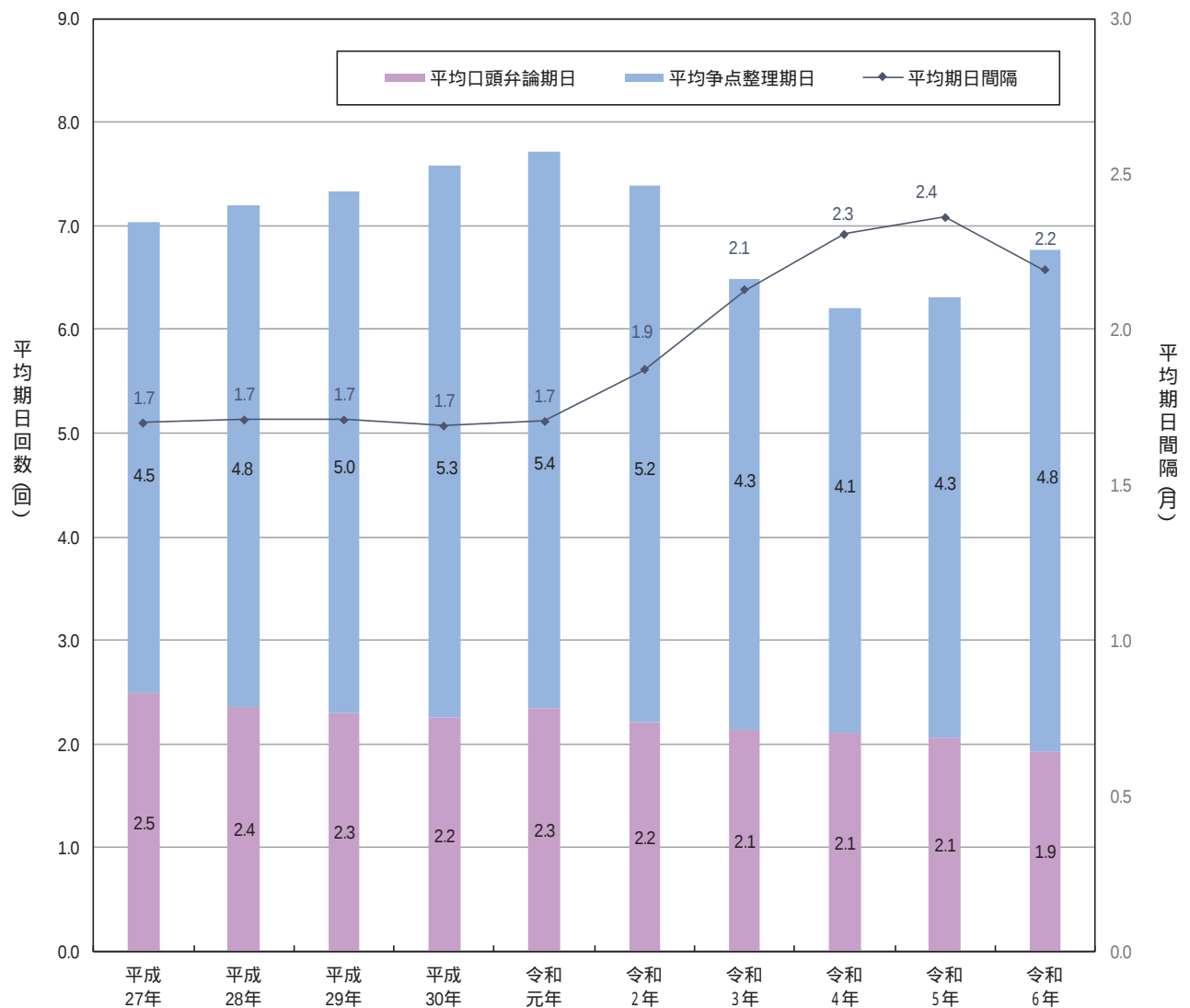
【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
平均期日回数	6.8	3.6
うち平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.2
うち平均争点整理 期日回数	4.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.2	2.5

平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、
全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見て緩やかな減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成27年以降令和元年まで一貫して増加傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も増加傾向にあった。令和2年からは、平均争点整理期日回数が減少に転じる一方、それまでおおむね横ばいであった平均期日間隔が大幅な増加に転じたが、その背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小やその後の同感染症の感染拡大の影響があるものと思われる（第10回報告書207頁参照）。もっとも、平均争点整理期日回数及び全体の平均期日回数は令和5年以降再び増加に転じる一方、平均期日間隔は令和6年になり減少に転じており、その背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が落ち着いてきたことがあるものと思われる。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（69.4%）より若干減少して68.9%であったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にあることは前回と同様である（第10回報告書208頁【表9】参照）。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	6,182	57,354
	実施率	68.9%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率（34.0%）は前回（37.3%）よりも減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第10回報告書208頁【表10】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中的事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	34.0%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.3	2.6

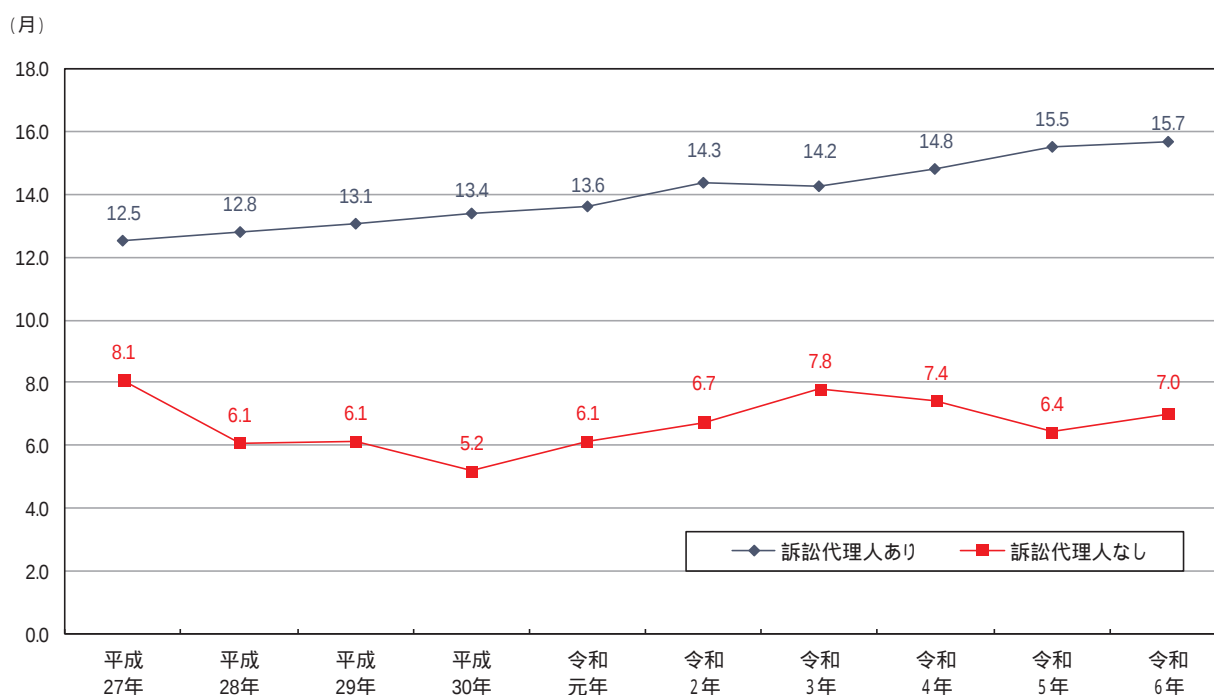
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間（19.2月）は前回（18.1月）より増加しており、平均人証調べ期間（0.2月）も前回（0.1月）より若干増加している（第10回報告書208頁【表11】参照）。この平均審理期間が、民事第一審訴訟事件（全体）の23.6月（前掲 . 1 . 1【表18】）と比べると短いことは、前回と同様である。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（人事訴訟）

平均審理期間(月)	19.2
平均人証調べ期間(月)	0.2

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を顕著に上回っており、近年はおおむね9か月ほど長くなっている。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間（19.2月）がそれ以外の事件（12.9月）より長くなる傾向は前回までと変わらないが、前回（財産分与の申立てがある離婚事件につき17.8月、それ以外の事件12.7月）よりもその差が拡大している。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（46.2％）より3.3％減少して42.9％となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（31.4％）より0.2％増加して31.6％となり、取下げで終局した事件の割合が前回（19.8％）より3.2％増加して23.0％となっている²。（第10回報告書210頁【表13】参照）

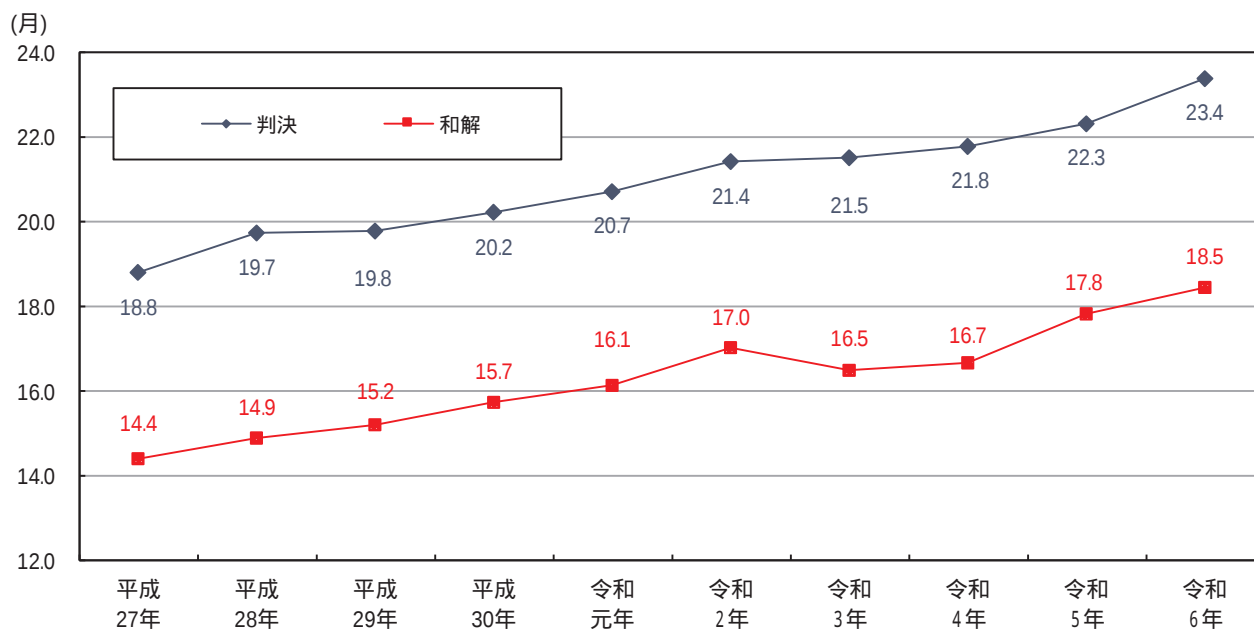
【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		7,795	4,447	3,348	3,240	4,555	1,174
平均審理期間(月)		15.5	15.8	15.2	19.2	12.9	10.2
平均期日回数		7.2	7.4	6.9	9.2	5.7	4.0
平均期日間隔(月)		2.2	2.1	2.2	2.1	2.3	2.5
争点整理実施率		72.6%	76.2%	68.0%	86.1%	63.1%	44.2%
審理期間	6月以内	1,546 19.8%	781 17.6%	765 22.8%	277 8.5%	1,269 27.9%	501 42.7%
	6月超 1年以内	2,016 25.9%	1,150 25.9%	866 25.9%	661 20.4%	1,355 29.7%	326 27.8%
	1年超 2年以内	2,937 37.7%	1,800 40.5%	1,137 34.0%	1,459 45.0%	1,478 32.4%	266 22.7%
	2年超 3年以内	1,019 13.1%	564 12.7%	455 13.6%	653 20.2%	366 8.0%	61 5.2%
	3年超 5年以内	263 3.4%	142 3.2%	121 3.6%	179 5.5%	84 1.8%	20 1.7%
	5年超	14 0.2%	10 0.2%	4 0.1%	11 0.3%	3 0.1%	- -
訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,246 67.3%	3,113 70.0%	2,133 63.7%	2,583 79.7%	2,663 58.5%	496 42.2%
	原告側のみ	2,286 29.3%	1,206 27.1%	1,080 32.3%	595 18.4%	1,691 37.1%	506 43.1%
	被告側のみ	118 1.5%	60 1.3%	58 1.7%	44 1.4%	74 1.6%	27 2.3%
	本人による	145 1.9%	68 1.5%	77 2.3%	18 0.6%	127 2.8%	145 12.4%
終局区分	判決	2,933 37.6%	1,619 36.4%	1,314 39.2%	1,025 31.6%	1,908 41.9%	640 54.5%
	和解	2,719 34.9%	1,583 35.6%	1,136 33.9%	1,391 42.9%	1,328 29.2%	158 13.5%
	取下げ	1,928 24.7%	1,138 25.6%	790 23.6%	745 23.0%	1,183 26.0%	230 19.6%
	それ以外	215 2.8%	107 2.4%	108 3.2%	79 2.4%	136 3.0%	146 12.4%

² 離婚の訴えについて、和解の割合が減少する一方、取下げの割合が増加していることの考えられる原因については注1参照。

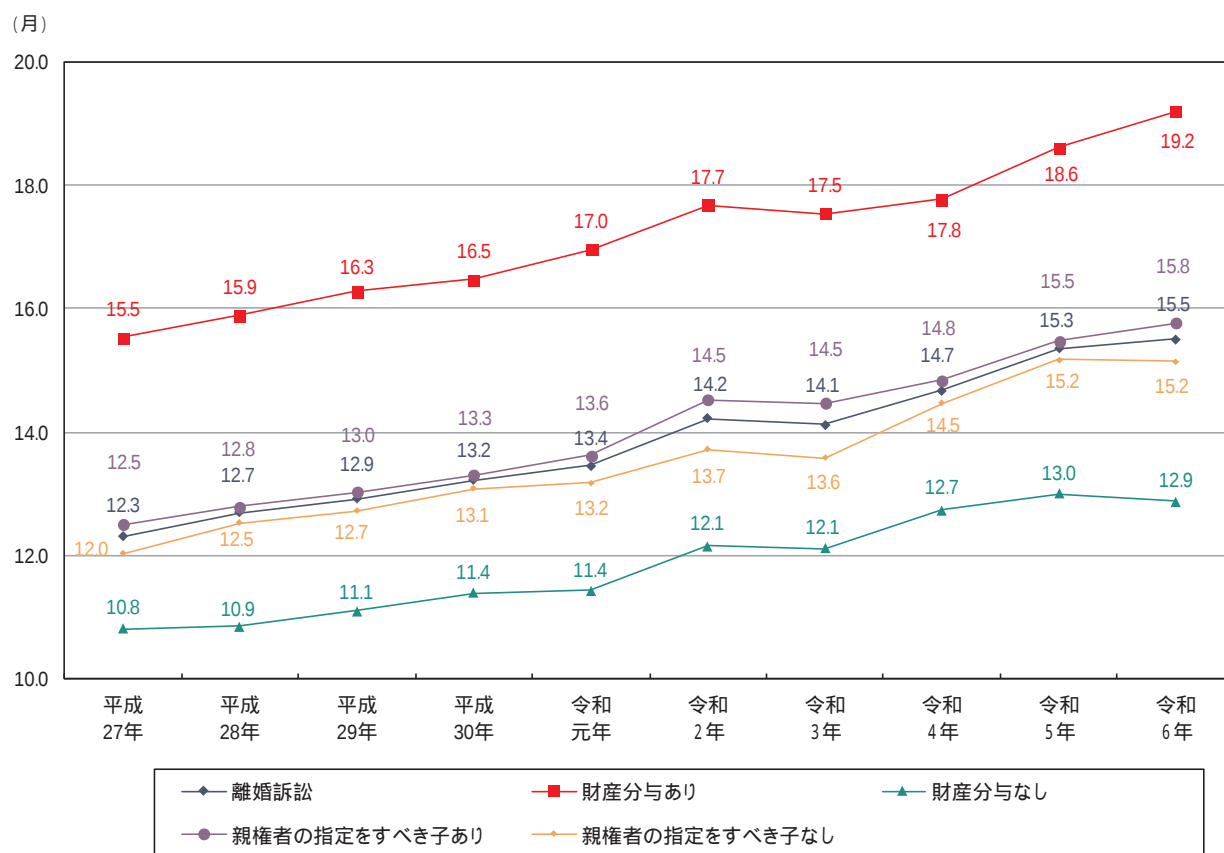
なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図 14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね 5 か月程度長くなる傾向が見られる。

【図 14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



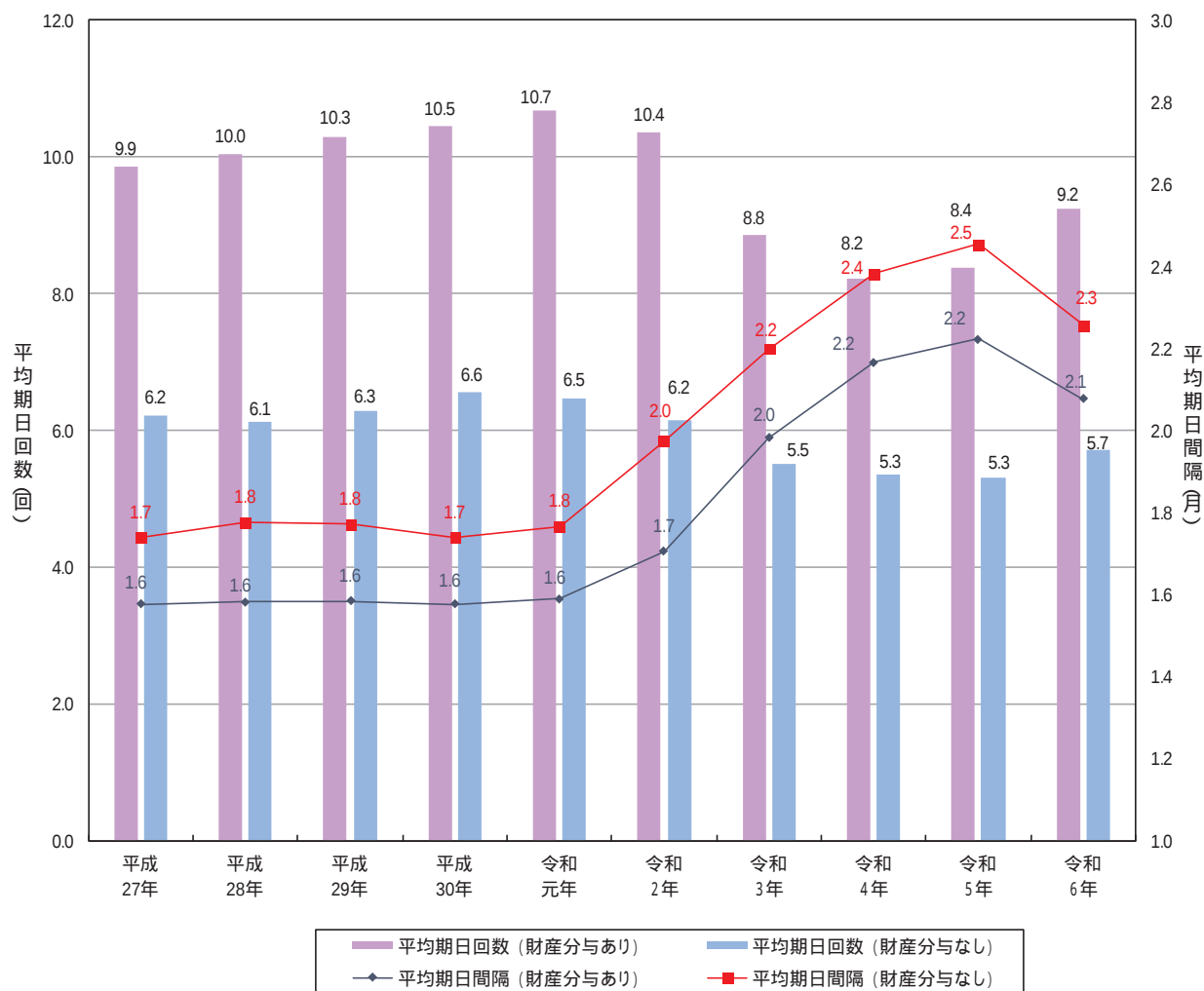
離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5、6か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりである。平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね3回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる³。

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



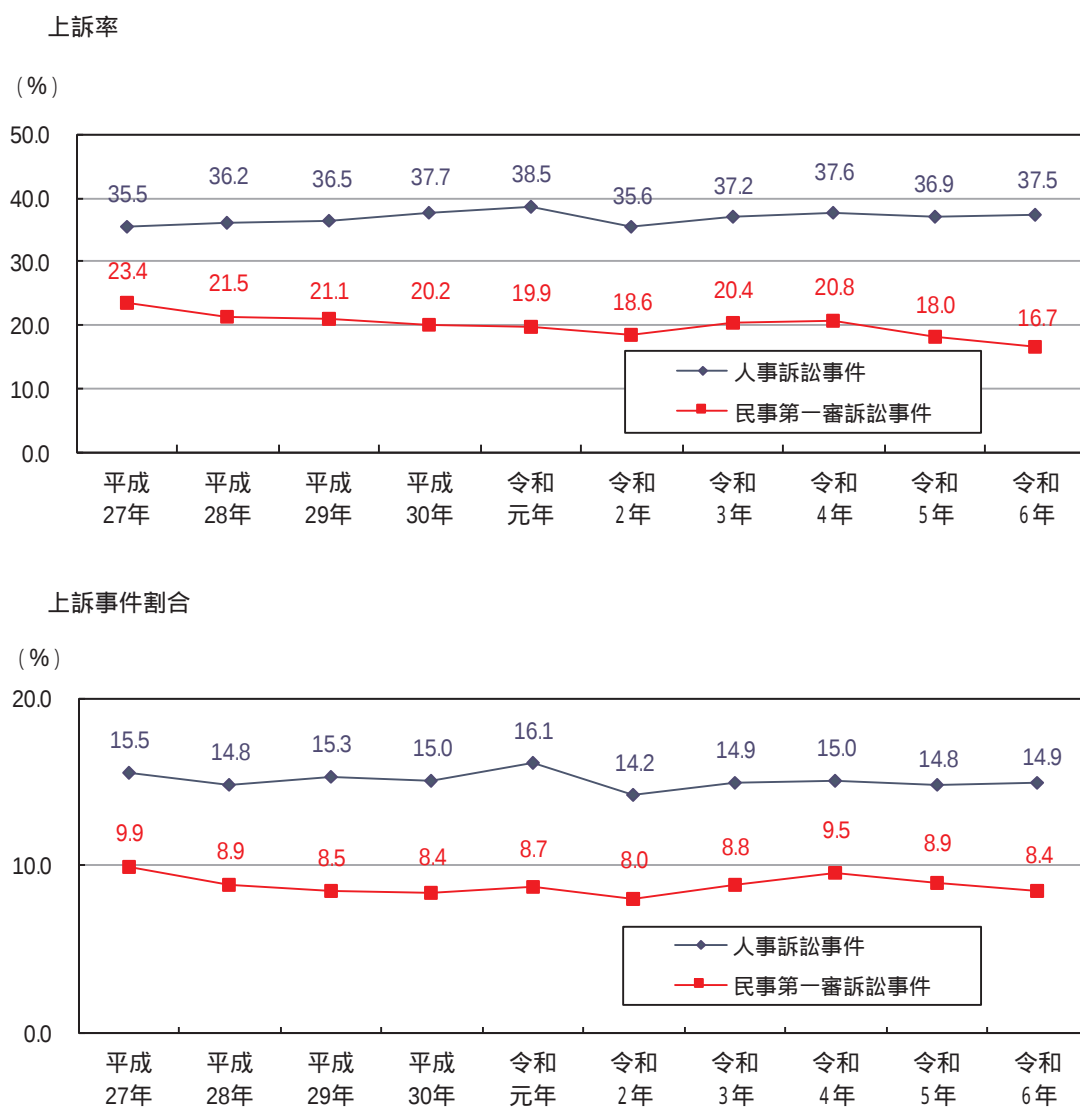
平均期日間隔は、平均審理期間を平均期日回数で除した数値である。
端数処理の関係で、表示された数値が同一となることもある。

³ 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高いところ（〔表 13〕参照）、訴訟代理人が選任されていない場合には、選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

○ 上訴に関する状況

上訴率⁴及び上訴事件割合⁵は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



⁴ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

⁵ 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

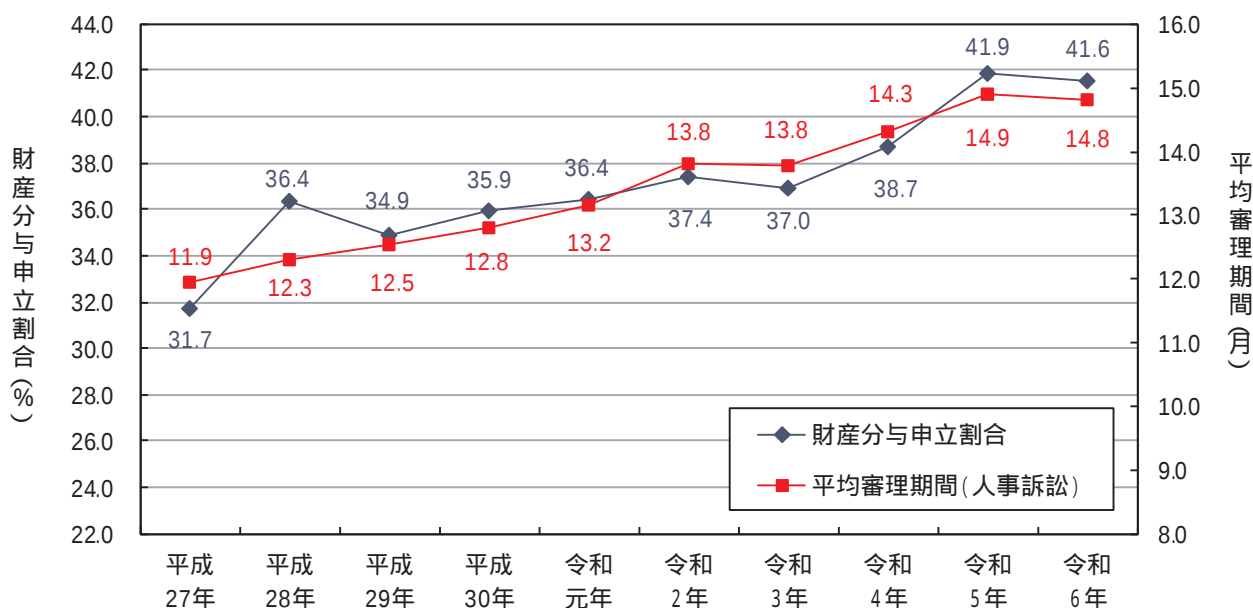
2.2

審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要がある。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、事件の困難さを示唆しているとも考えられる。

人事訴訟において、いわゆる欠席判決⁶により終局する場合でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の大きな変更はうかがわれない⁷。

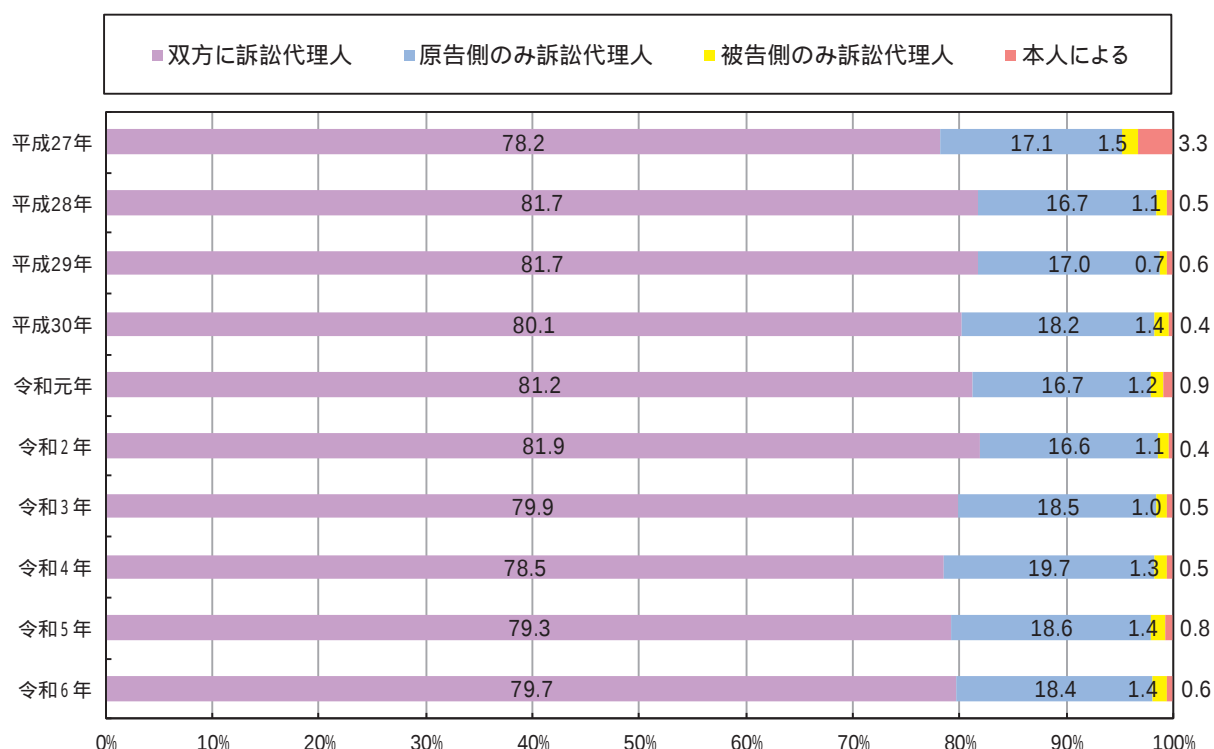
【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



⁶ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し（公示送達による呼出しを含む。）がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

⁷ もっとも、公示送達による場合や、調停の経過等から被告の出頭が見込まれない場合に、第1回口頭弁論期日において必要な証拠調べが行われるよう、原告代理人弁護士に準備等を求める運用も行われており（小河原寧編著「人事訴訟の審理と実情」〔第2版〕22頁、23頁）、欠席判決においても証拠調べを要することが審理期間に与える影響は限定的なものと思われる。

【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

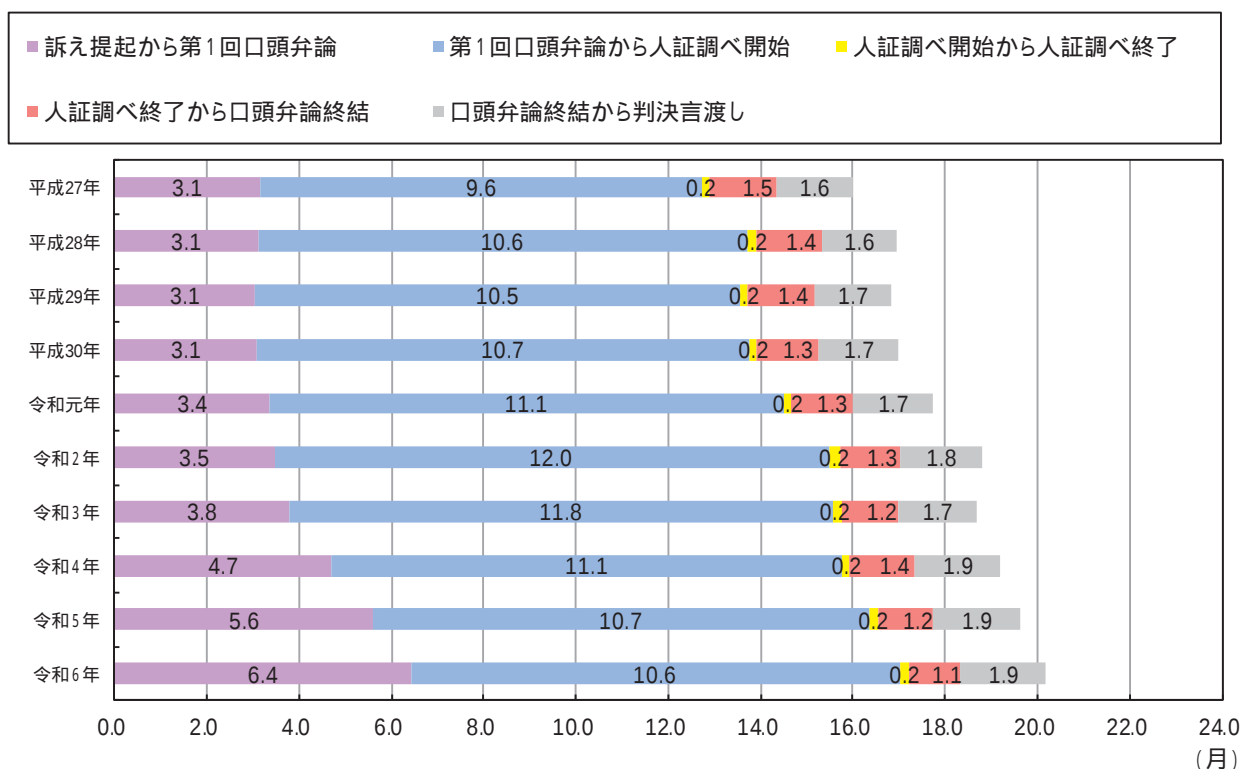


また、【図20】及び【図20】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化に加え⁸、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

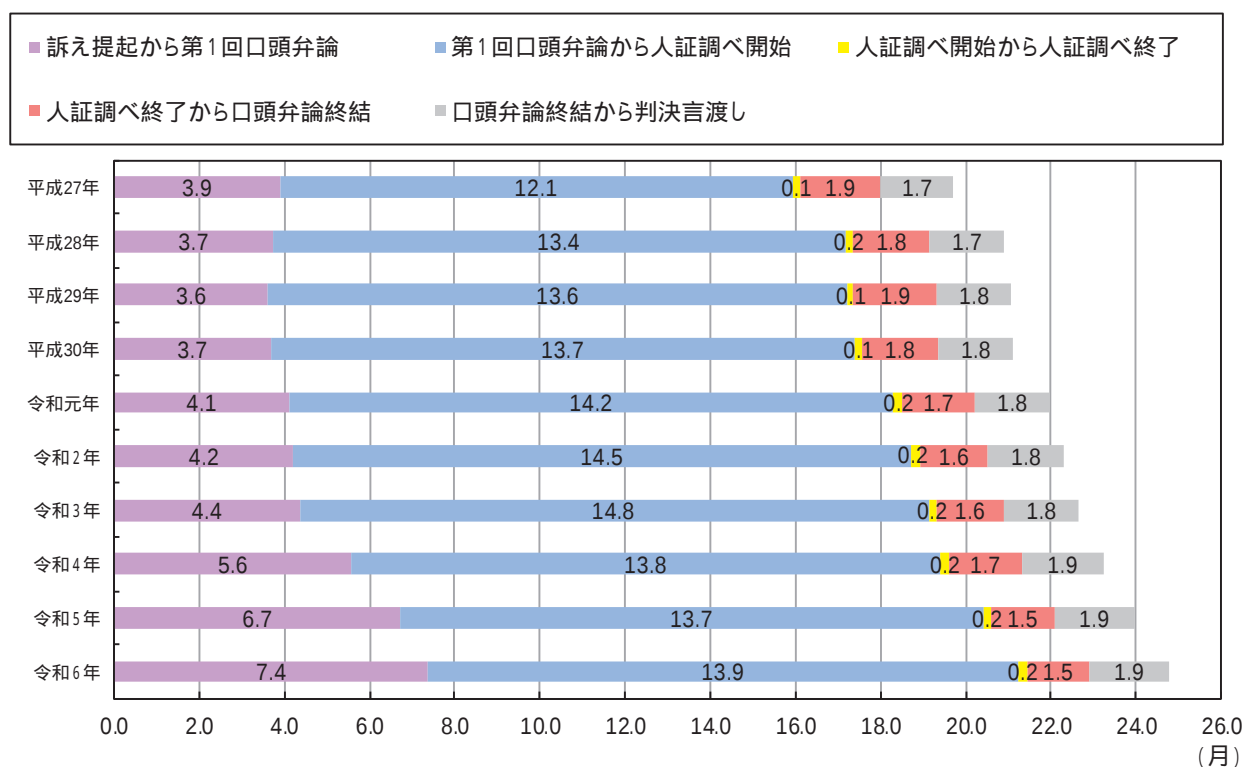
人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査囑託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁、第9回報告書194頁、第10回報告書221頁）この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

⁸ 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化している要因としては、一部の家庭裁判所において、調停段階において当事者双方に訴訟代理人が選任されており、訴訟においても選任される予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫していることも一因ではないかと推測される。このようにして長期化した期間も含めて、争点整理に費やされる期間といえる（第10回報告書216頁参照）。

【図20】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(人事訴訟)



【図20】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、平均審理期間が令和5年に一部の事件類型においてやや短縮したものの近年は緩やかな長期化傾向にあり、人事訴訟事件については、新受件数が一貫して減少傾向（令和3年を除く。）にある一方で、平均審理期間は長期化が継続している。

こうした状況の中、第10回報告書において、家事調停事件については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された調停運営改善の取組として、紛争解決に必要な情報を整理し当事者の主体的な紛争解決意欲を高めるための働き掛けを行うという側面をも重視したメリハリのある事情聴取・調整、調停期日の時間の目安や一定の事件類型における期日回数の目安の設定、調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有化などの取組が確認され、一定の成果を上げつつあると評価がされたが、他方で、個別の取組の趣旨・目的に立ち返り効果検証と不断の改善を図っていくことが重要である旨指摘された。また、人事訴訟事件については、財産分与の審理や離婚原因をめぐる主張立証の長期化の背景として、当事者間の感情のもつれがあること、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定が適用されないことなどが挙げられ、その克服策の一つとして、標準的な審理モデル等を整備し裁判所と弁護士会との間で共有することの有用性などが指摘された。

今回の検証では、令和6年5月に、平均審理期間が近年短縮傾向にある大規模家庭裁判所1庁及び同裁判所に対応する単位弁護士会所属の弁護士に対して、同年10月には、平均審理期間が近年やや長期化傾向にある中規模家庭裁判所1庁及び同裁判所に対応する単位弁護士会所属の弁護士に対して、それぞれ実情調査を実施し¹、家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題（ウェブ会議等の活用、家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組等の状況、効果、課題及びその克服策等）、人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題（人事訴訟事件の審理の現状、合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等）について、裁判官、調停委員、弁護士から意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題

ア ウェブ会議等の活用

裁判所の側からは、令和4年10月にウェブ会議の利用が可能となった大規模家庭裁判所から、代理人選任事案では、不相当な事情がない限り、事件類型を問わず、初回期日を含め、適宜ウェブ会議を実施しており、特にDV事案等では積極的にウェブ会議を提案している、本人事案では、非公開性の担保を慎重に見極めつつ、ウェブ会議も徐々に実施し始めており、今後はより積極的な活用が見込まれる、

代理人選任事案及び本人事案のいずれにおいても、対面での調整を試みる必要性が高い場合には出頭してもらうよう要請することがある、といった実情が紹介された。令和6年2月にウェブ会議の利用が可能となった中規模家庭裁判所からは、これまでのところ専ら代理人選任事案で利用がなされてきたが、今後は本人事案での利用拡大も検討しているとの実情が紹介された。また、上記両家庭裁判所いずれからも、ウェブ会議の方がより期日を調整しやすいとの実情が紹介された。

¹ 実情調査先については、庁や弁護士会の規模によって効果的な調停運営の在り方や人事訴訟における審理の在り方が異なり得ることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、規模の異なる2庁（大規模家庭裁判所及び中規模家庭裁判所）及びこれらの庁に対応する弁護士会を選定した。

弁護士の側からは、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からはウェブ会議の機材数等の制約があるとの指摘がなされたものの、上記両弁護士会いずれの弁護士からも、ウェブ会議の運用自体に関してこれまで特段の支障は感じていない、ウェブ会議は電話会議と比較すると表情等も分かる上に音声も明瞭であり意思疎通がしやすい、といった意見が述べられた。

イ 家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組等

家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組については、これまで調停運営改善の取組の一内容として取り組んできた家庭裁判所もみられたところ、令和6年4月に最高裁判所から、この期日間隔の短縮に向けた取組について、協力庁からのヒアリング結果等を基に期日間隔長期化の原因分析や期日間隔短縮に向けて考えられる方策等を紹介した参考資料が送付され、これを契機として、全国の家庭裁判所においてその取組の検討と実践が広く進められており、裁判所の側からは、それぞれ進展状況に応じた取組が紹介された。従前から取組を進めていた大規模家庭裁判所からは、調停の時間枠を1枠90分、午前1枠・午後2枠の1日3枠制を基本としているところ、期日間隔は、次回期日までの検討・準備の必要性等に応じて設定しており、関係者が多いために期日が入りにくいことが多いものの、調停室が一杯となるために期日が入らないことはない、次回期日候補日の提示の際の工夫（手元の候補日シートに1か月以内の候補日を掲載）、係間での調停室の融通、繁忙な調停委員同士の組合せを避けて指定する工夫等の改善策を講じている、遺産分割事件について2期日指定（次回期日のみならず次々回期日を指定しておくこと）を原則化する取組により、おおむね1か月毎に期日指定ができ、期日間隔の短縮効果を感じており、今後は他の事件でも積極的に活用する方策を検討している、婚姻費用・養育費等の事件については、3回程度の期日での早期解決を目指すようにしている、といった取組が紹介された。令和6年4月後に取組を開始した中規模家庭裁判所からは、次回期日候補日のシートに記載する候補日を2週間後から1か月半後までとし、その範囲内で期日が調整できない場合には、評議等による事情の確認、ウェブ会議等の代替手段による上記範囲内での期日指定の提案、2期日分をまとめて指定するなどの対応を行っている、特定の調停委員に事件が集中することのないよう担当件数を管理するといった取組や、大規模家庭裁判所における上記と同旨の取組が紹介された。

他方で、弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、日程調整の際に、裁判所から示される候補日が1か月より先であることが多く、場合によっては2、3か月先の期日になることもあり、期日間隔が長すぎると感じるものが多く改善が必要である、その要因として担当曜日が固定されていることがあると思われ、事件の担当係制を流動的にする方策や通常の時間枠とは別の時間帯での期日を指定するといった方策が考えられる、調停期日の所要時間や間隔が過不足ないものとなるように、代理人弁護士としては、準備事項の期限を遵守することのほか、期日間に書面を一往復することができるように書面の提出期限を設定してもらうなどの工夫をしている、といった意見等が紹介された。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、期日間隔が長すぎると感じるものが少なくなく、支部の事件も含めると、期日間隔が2か月以上空く例も複数あり、短縮する必要がある、

改善策として、現状は調停期日の所要時間が長いことから目安を設けるなどしてこれを短くした上で、午後の調停期日の時間枠を現状の1枠から2枠にすることが考えられるといった意見（評議待ちのために長時間かかっている例もあったとの指摘もあった）のほか、最近では、第1回期日調整の際に、代理人弁護士の予定を柔軟に考慮し、比較的短時間でも確保できる時間帯があれば、その時間帯を活かして早期に期日指定がなされることもあるといった実情が紹介された。

ウ 事情聴取や期日運営の工夫

裁判所の側からは、上記両家庭裁判所いずれからも、事案全体の見通しや当該期日の到達点を意識して書面評議を行うほか、対面での事前評議も積極的に行い、進行方針を確認している、期日運営の各局面に応じて、中間・事後評議も活用し、争点を踏まえた進行方針等を検討・共有できるよう努めて

いる、当事者の理解を促進する工夫として、ホワイトボード（携帯可能なノート形式のものも含む）を活用して争点や検討事項の整理・視覚化を行い、認識の共有を図る事案もある、といった実情が紹介された。

弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、ホワイトボードに争点整理の状況や経済事案における金額の算定根拠が示されていた事案では、視覚的に分かりやすくなり当事者本人の理解に資する面もあった上、代理人としても当事者本人と方針を協議する上で有用であった、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、ホワイトボードを活用して期日の到達点等を確認した事案においてはその後の進行が明確になるとの好意見が示されたが、他方で、現状はホワイトボードの活用が限定的であるとしてその活用の拡大を求める意見のほか、争点や準備事項をメモにして当事者に交付することによって認識共有化を図ることを求める意見や、事案や争点に応じた効果的な事情聴取がされるよう調停委員の研修等を充実させることを求める意見も上がった。

エ 審判等の見通しの意識・共有・伝達

裁判所の側からは、大規模家庭裁判所から、別表第二事件等を中心に、裁判官による審判移行後の見通しについて、事案によりその確度に幅があることを前提に評議で随時共有するようにしている、当事者に対しては、調停委員を通じて又は裁判官が直接、審判移行後の見通しを事案に応じて適時に必要な範囲で説明することが多いが、結論の見通しの確度次第では、現時点の主張立証に基づく暫定的な心証であることを留保した伝え方となるように留意している、離婚調停については、早期に不成立になるものも少なくないため、人事訴訟移行後の見通し等の伝え方については事案や局面による差が大きい、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所からも、おおむね上記からまでと同旨の実情のほか、調停委員が見通し等を伝える際には、当事者に対し、評議を経た上での見解であることも伝えていたとの工夫が紹介された。

他方で、弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、離婚調停時に代理人弁護士に委任しなかった当事者本人に対して、人事訴訟移行後の見通し等に関し、調停委員会から不十分又は不適切な説明がなされているものとうかがわれる例もあるとの指摘がなされた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調停委員から示された審判の見通しと実際の審判結果が異なったことなどもあるとの指摘がなされた。

オ 関係職種間の連携、調査官関与の実情

裁判所の側からは、大規模家庭裁判所から、調停委員による担当裁判官への評議要請が重複した場合には、評議の代打制（その日に対応可能な他の係の調停担当裁判官が代わりに評議に参与するシステム）を確立しており、代替りの裁判官が一般的な進行方法や考え方を伝えることで解決に導ける事案も多い、書記官については、当事者及び調停委員との接点が多いために有益な情報が集まることが多く、こうした書記官のいわゆるハブ機能を活かすための連携を係単位で工夫しており、書記官による的確な評議の前捌きがあると同じ時間帯の調停全体の運営が円滑になる、裁判官と家裁調査官の間では、必要に応じて、個別の立会事件の期日前に進行方針や裁判官・調停委員との期日での役割分担について打ち合わせたり、調査報告書の記載内容について意見交換を行ったりするなどのほか、年に数回、裁判官・調停官と家裁調査官との意見交換会を開催して、連携と相互理解に努めている、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所からは、家裁調査官について、当番制（日ごとに当番調査官を割り当て、その日の期日において関与を求められる場面が発生した場合には当番調査官が対応するシステム）を採用しており、期日当日に子に関する争点が顕在化した場合等においても、他職種と適切に連携して適時に事件関与がなされているとの実情が紹介された。

弁護士の側からは、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、家裁調査官の調査について、

丁寧な調査をしてもらっていると感じているが、もう少し当事者が調査報告書に反論する機会があった方がよいと感じることがある、といった意見等が述べられた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調停委員に関し、研修等も充実させ法的知識等の向上を図るべきであるとの意見や、家裁調査官に関し、庁の規模から担当者が固定化し、多様性が確保されないことについての懸念が述べられた。

(2) 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題

ア 人事訴訟事件の審理の現状

裁判所の側から、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの争点整理期間が長期化している原因について、大規模家庭裁判所からは、財産分与の審理において、具体的な根拠のない財産開示要求、多数にわたる調査嘱託の申立て、取引履歴等に基づく細かい求釈明、浪費・隠し財産や未払婚姻費用に関する細かい主張立証などがなされた場合に、その整理に時間を要していること、人証調べ前の和解協議にも時間を要する事案もあり、その要因として、感情的対立の大きさ、住宅ローン債権者との調整、和解案提示後の新たな証拠の提出などがあること、当事者の非協力的な姿勢により親権に関する家裁調査官の調査に時間を要する事案も一部にあることなどが挙げられた。中規模家庭裁判所からは、財産分与に関し、調停段階で十分に整理がなされておらず、訴訟段階になって対象財産を探す段階からスタートする事件や、離婚を争う被告が予備的に財産分与の申立てをするかに検討を要する事件があること、離婚原因に関し、ポイントを絞らず長期にわたる経過等が主張されるケースではその整理のために長期化しがちであること、和解協議に関し、当事者が、審理の上では必ずしも重視されない資料等につき協議の前提として提出を求めたり、条件面で細部においてこだわる点を小出しにしたりすることで長期化する傾向にあることなどが挙げられた。

弁護士の側からは、上記両弁護士会の弁護士いずれからも、財産分与の整理に時間がかかる事案や、当事者本人が代理人弁護士に委任することなく訴訟進行する事案については、長期化する傾向にあるとの指摘がなされた。

イ 合理的かつ効果的な争点整理等の実現に向けた工夫例等

(ア) 財産分与の審理における工夫

裁判所の側（大規模家庭裁判所）からは、財産分与の審理において、分与対象財産画定の基準時に争いがある事案において早期に合意を働き掛ける、事前に探索的な調査嘱託は採用しない旨伝えることにより不必要な調査嘱託の申立てを抑止するといった工夫が紹介されたほか、弁護士会との意見交換会において、財産分与の申立時には基準時を明らかにするとともに少なくとも申立人側の財産資料を提出するよう要望し、これらが不足している場合は直ちに補充を求める運用を開始したとの取組が紹介された。

弁護士の側から、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、相手方当事者が財産隠しを疑うなどして開示要求を繰り返すといった事案では、裁判官が調査嘱託先を一定限度で制限するなど毅然とした訴訟指揮が行われており、有用である旨の意見が述べられた。中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、調査嘱託の申立ての採用方針に関して裁判官によって大きな差があることは望ましくなく、広範に過ぎる調査嘱託の申立ては採用すべきでない、といった意見が述べられた。

(イ) 離婚原因の審理における工夫

裁判所の側から、離婚原因に関して長期にわたる経過等が主張された場合、原告側には破綻原因として特に重視する点につき特定を求め、被告側にはその点を中心に認否反論をするよう促しているとの実情や、関連性の乏しいと思われる周辺事情に関する主張立証については、不必要な反論のためだ

けに期日を重ねることを回避する訴訟指揮を行い、拡散防止を図っているとの実情が紹介された。

弁護士の側から、必ずしも事案の結論と結びつかない周辺事情についても、本人の意向に基づき代理人弁護士として主張せざるを得ない場面も多いと思われるが、そのような場合でも、期日において裁判官から当該主張の争点との関係での重要性等について示唆があれば、当該主張を深掘りせず進行するよう本人を説得しやすくなるとの実情が述べられるほか、周辺事情については主張書面には記載せず本人の陳述書に記載してもらうようにしているといった工夫も紹介された。

(ウ) 裁判所・弁護士会との間の審理方針等の共有

裁判所の側から、大規模家庭裁判所からは、当事者との間で、事案に応じて争点ごとの審理方針について協議したり、判決までの大まかな進行を確認したりしている、財産分与の審理の在り方や審理モデルに関して、弁護士会との勉強会を企画している、といった紹介がなされた。大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からも、裁判官によっては、当事者との間で、審理方針や標準的な審理の在り方について共有する試みがなされているとの実情が紹介された。

中規模家庭裁判所からは、これまで弁護士会との間で人事訴訟の審理の在り方等について協議する機会はなく、今後その方策について検討していくとの実情等が紹介された。

(エ) その他の審理の工夫

裁判所の側から、当事者双方に対して訴訟進行に関する照会書の提出を求めた上で、初回期日において、調停の経緯、反訴・附帯処分の予定、争点、和解希望を早期に確認するとともに、反訴提起等を早期に促す（大規模家庭裁判所） 令和5年12月以降に人事訴訟における争点整理手続等でも利用可能となったファイル共有等ができるアプリケーションを活用し、財産一覧表の共有、期日間の協議、準備事項等の投稿、提出期限のリマインド通知を行う、陳述書提出を求めるタイミングで尋問期日を仮決めする（大規模家庭裁判所） といった工夫例が紹介された。

4 検証検討会での議論

1 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題について

検証検討会では、実情調査において、家事調停の期日の設定等について、事案等に応じてウェブ会議の利用が進みつつあることに好意的な意見が出されたほか、次回期日までの間隔に関しては、裁判所の側で争点や審理を意識してきめ細かな調整がなされている点を評価する意見や、次回期日の候補日につき1か月以内の日時や他の係の調停室を融通可能な日時も提示可能としたり、2期日指定をしたりすることで短縮する試みがなされている点を評価する意見が出された。また、期日終了時に調停委員会と当事者双方との間で次回期日までの準備事項等の整理をすることで、更に期日間隔の短縮が進むのではないかと意見や、様々な工夫・取組を継続した上でそれらが期日間隔の短縮等のために実効的なのかを検証していく必要があるのではないかと意見も出された。

他方で、家事調停の期日間隔については、家事調停が話し合いによる解決を目指すものであることから、短ければよいというわけではないものの、弁護士側の側から、調停委員会の側から提示される次回期日が2か月以上先となる例が複数あり、期日間隔が長すぎるとして改善の必要があるとの指摘がされていることから、裁判所の側において、期日間隔に関し当事者の側と認識の隔たりがあることを踏まえ、現状の期日間隔の長期化要因が調停室の問題なのか、調停委員の問題なのかなどを的確に把握した上で、改善に向けた対応を強化することが重要ではないかと指摘や、裁判所と弁護士会との間の意見交換会等によるコミュニケーションが必要ではないかといった指摘がされ、紛争を抱えている当事者本人にとって次回期日が2か月先に指定されるのは耐え難いことではないかといった意見も出された。

そのほか、調停において調停委員会が訴訟、審判等の見通しを伝えることについては、調停と訴訟の役割の違いを踏まえた上で、事案や当事者のニーズを見極めて行う必要があるとの指摘や、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から調停時間が長い旨の意見が示された点については、調停委員会の評議を待つ時間が影響しているとすればその時間を短縮するような工夫も必要ではないかと指摘や、各期日の位置付け、当該事案の争点、その日の協議予定事項等を調停委員会と当事者との間で適切に共有しつつ、調停委員がこれらを意識し整理しながら聴取等を行うことで改善が図れるのではないかと（そのような争点を意識した聴取等の在り方についての調停委員に対する研修も重要ではないか）といった指摘もなされた。

2 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、実情調査を通じて、裁判所から、事前に探索的な調査囑託は採用しない旨伝えることにより不必要な調査囑託の申立てを抑止することや、当事者との間で、事案に応じて争点ごとの審理方針を協議したり、判決までの大まかな進行を確認したりして共有するといった広い意味での計画的な審理が行われていることを評価する意見や、人事訴訟について不慣れな代理人弁護士等も一定程度存在すると思われるところ、審理モデルの策定やこれを弁護士会と共有していくことが有効であり、また、審理の在り方等に関して弁護士会の側との認識共有が十分に図られていない場合には、家庭裁判所と弁護士会との間で定期的に協議や意見交換の場を持つことで審理の改善につながるのではないかと意見、財産一覧表等の活用につきデジタル化によって工夫がなされて更に審理が円滑になるのではないかと意見が出された。

他方で、財産分与の審理期間を短縮するためには、信頼性のある基礎資料が早期に共有されるような審理運営上の工夫や制度上の対応が必要ではないかといった意見が出された。また、人事訴訟の審理期間が毎年長期化しているところ、財産分与の審理運営の問題なのか、制度上の問題なのか、調停の段階

で何か工夫することがあるのかなど、様々な要因が考えられ、難しい面もあるが、対応策を検討していく必要があるとの指摘もなされた。そのほか、調停段階において人事訴訟を見据えてどのような審理をすべきかとの点については、話し合いによる解決を目指す調停と訴訟との性質の相違等を踏まえつつ、事案や当事者のニーズに応じて適切な審理運営の在り方を検討する必要があるといった意見が出された。

5 今後に向けての検討

1 家事調停における調停運営改善の取組の効果の検証と更なる課題について

実情調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された調停運営改善の取組が、各家庭裁判所において一定程度浸透し、各庁の実情に応じて様々な工夫が行われていることが確認された。

調停運営改善の取組の中で、家事調停事件の期日間隔の短縮に向けた取組については、次回期日を一定期間内とするための運用ルールや候補日のツールの見直し、調停期日の時間枠について午後2枠制の導入やこれを可能とするための1回当たりの時間枠の設定、調停室の係間の融通等も含めた次回期日の柔軟な設定、2期日指定等の工夫がなされている裁判所があり、実効的な取組として評価することができる。もっとも、調停期日の間隔については、統計【図9】によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のピーク時（令和2年に終局した夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔は2.1月）に比べて短縮傾向にあるとはいえ（令和6年の同平均は1.9月）、同感染拡大前の水準（令和元年の同平均は1.7月）まで短縮している状況にはない上に、実情調査では、弁護士の側からは調停期日間隔の長さについて2か月以上となる例が複数あるなどの状況が紹介され、検証検討会においても改善に向けた対応を強化していくことが重要である旨の指摘がなされた。期日間隔の長期化の要因については、裁判所側・当事者側の心理的要因¹や、調停室等の利用状況、調停委員の指定状況など、各家庭裁判所の実情に応じて様々なものが考えられるところ、その長期化は、審理期間全体の長期化につながっている上に、当事者間の話し合いの機運の維持・向上といった紛争解決機能の面からも早期に改善が求められるものといえる。今回の実情調査で紹介がなされた期日間隔の短縮に向けた各種取組等について、各家庭裁判所がその情報を共有し、それぞれの長期化要因やその実情に応じて取り入れるほか、効果検証やこれを踏まえた改善を重ねるなどして、継続的に効果的な取組を進めていく必要性が高いといえる。なお、多くの家庭裁判所が期日間隔短縮に向けた取組を強化し始めた時期は令和6年の半ば頃であり、その取組の効果が統計上明らかとなるまでには一定のタイムラグがあるものと考えられるが（【図9】のとおり令和6年に終局した夫婦関係調整調停事件の平均期日間隔は前年以前の水準と大きく変わっていないところ、上記のタイムラグが関係していることも考えられる。）、今後は統計の動向等も注視しつつ、各種取組の効果検証や更なる改善につなげていくことが重要である。

また、検証検討会においては、事案や局面に応じてウェブ調停の活用が徐々に進んでいる点につき好意的な意見が示された。ウェブ調停については、出頭時に比べれば得られる情報量に一定の制約がある一方で、電話会議と比較した場合のコミュニケーションの取りやすさや、当事者の出頭の負担軽減、期日調整のしやすさといった利点も指摘されており、今後、本人確認や非公開性の担保が適切になされることを前提に、当事者本人も含めて更なる活用拡大がなされることが望ましいといえる。

そのほか、実情調査で紹介された、メリハリのある事情聴取・調整、次回期日までの準備事項等の確認・明確化等の工夫、審判等の見通しの適切な共有と伝達、調停委員会の評議の充実や関係職種間の適切な連携といった各家庭裁判所における取組は、一定程度浸透しているものと思われるが、これらは家事調停の紛争解決機能を向上させる上で有益な取組であり、今後もその効果検証や改善を重ねつつ、継続的に取組がなされる必要がある。

¹ これまでの期日間隔の長期化（特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による長期化）によって、調停委員の側や当事者（代理人弁護士）の側において、次回期日を一定期間内の範囲で調整しようとする意識や、次回期日までの間隔がある程度長くなることへの抵抗感が薄れ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いた後も、このような意識が定着したまま期日調整等がなされてきたことが考えられる。

2 人事訴訟における合理的かつ効果的な争点整理等の実現のための方策と課題について

人事訴訟の審理期間が長期化する要因として、これまでは、財産分与に関し、当事者が財産資料の任意開示に応じないことや多数の調査囑託、求釈明等がなされてその整理に時間を要すること、離婚原因に関し、周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されることなどが指摘された。今回の実情調査では、財産分与に関し調査囑託の採用方針を明示して濫用的な申立てを抑止する方策や広い意味での計画的な審理を行うこと、離婚原因をめぐる周辺事情に関する主張立証の応酬について裁判官が適切に訴訟指揮をすることで長期化を避ける方策が紹介されたが、このような方策は弁護士の側からも理解を得られていることがうかがわれ、これらの訴訟指揮等が適切になされることで審理の長期化が一定程度抑止されるものと考えられる。

さらに、これまでの検証検討会において指摘されているとおり、上記のような訴訟指揮・審理の工夫等について審理モデル²として策定するなどして裁判所内で共有・承継していくとともに、これを弁護士会とも意見交換会等を通じて共有することで、当事者の訴訟活動がより効果的・効率的なものとなり、審理期間の短縮にもつながることが期待できる。一部の家庭裁判所では、離婚訴訟の審理モデルに関して弁護士会との意見交換を実施予定であることが紹介されたが、各家庭裁判所の実情に応じて、このような審理モデルの共有や審理の在り方についての意見交換等を進めていくことは、人事訴訟の審理期間の適正化に向けて必要かつ有益な取組になると考えられる。

² 審理モデルについては、東京家庭裁判所家事第6部(人事訴訟専門部)が、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の協力を得て、人事訴訟の審理の在り方に関する意見交換会を開催した上で、そこでの議論の成果を整理した「東京家裁人訴部における審理モデル」を公表している(家庭の法と裁判 51 号 129 頁、判例タイムズ 1523 号 5 頁)。



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1 . 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²³については【表 1】のとおりである。既済件数は、前回（1万 3441 件）より約 400 件減少して 1万 3036 件となった。平均審理期間は、前回（6.5 月）より 0.1 月短くなり 6.4 月となった（第 10 回報告書 229 頁【表 1】参照）。

【表 1】 既済件数及び平均審理期間
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
平均審理期間(月)	6.4

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 前掲 1 . 1 脚注 2 と同様に、民事控訴審訴訟全体の統計データのみを分析の対象とした。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表 2】のとおりである。平均審理期間は、全体としては 6.4 月であり、前回（6.5 月）から大きな変化はない。100 件以上の既済件数がある事件類型のうち、比較的大きな変化があったものとしては、「建築請負代金」（前回 6.7 月、今回 8.0 月）、「労働金銭」（前回 6.6 月、今回 7.0 月）の平均審理期間は長期化しており、一方、「売買代金」（前回 6.9 月、今回 6.2 月）、「医療損害賠償」（前回 8.0 月、今回 7.5 月）、「建物」（前回 6.0 月、今回 5.5 月）、「土地」（前回 7.6 月、今回 7.2 月）の平均審理期間は短縮している（第 10 回報告書 230 頁【表 2】参照）。

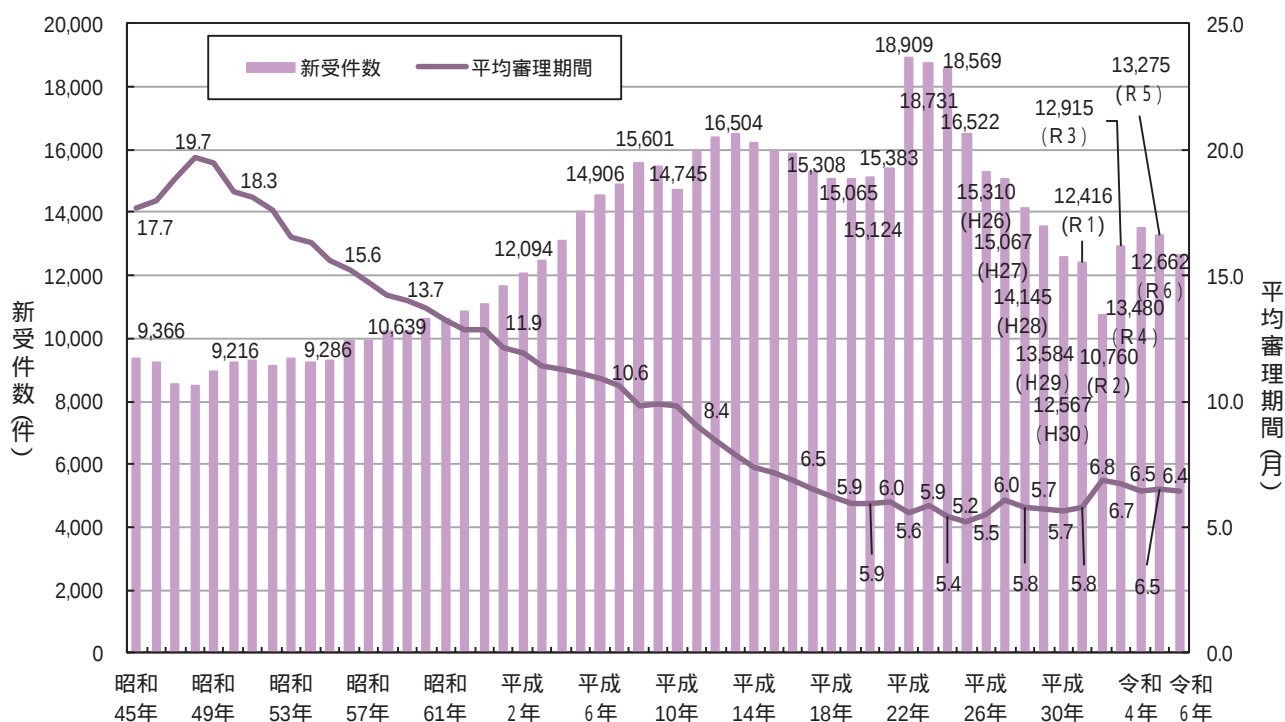
【表 2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
総 数		13,036	6.4
金 銭	売買代金	114	6.2
	貸 金	359	6.6
	立替金	36	4.9
	建築請負代金	155	8.0
	建築瑕疵損害賠償	75	8.7
	交通損害賠償	1,068	5.3
	医療損害賠償	171	7.5
	公害損害賠償	4	7.9
	その他の損害賠償	4,296	6.4
	手形金	2	11.3
	手形異議	3	6.0
	金銭債権存否	72	6.6
	労働金銭	315	7.0
	知的財産金銭	59	7.5
	金銭のその他	2,165	6.3

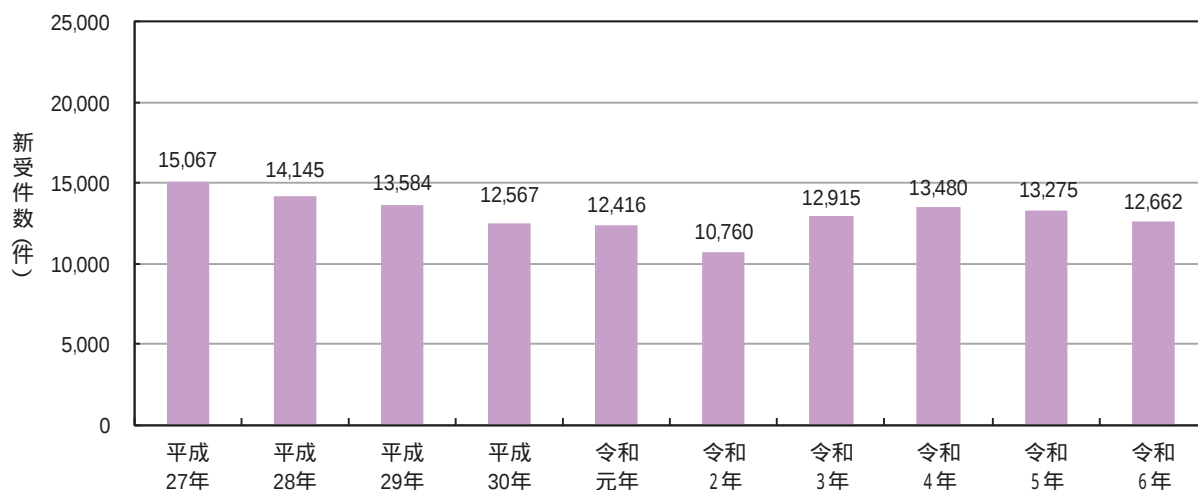
事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
建 物		858	5.5
土 地		512	7.2
土地境界		60	7.9
労 働		263	6.8
知的財産		66	7.8
請求異議		51	4.5
第三者異議		8	5.1
公害差止め		-	-
人 事	離 婚	1,155	6.4
	離 縁	21	4.2
	認 知	20	5.8
	親子関係	50	6.7
	人事のその他	30	6.3
	その他	1,048	6.9

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増し、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、令和6年においては、新受件数は前回（1万3480件）から減少し、1万2662件となった。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）

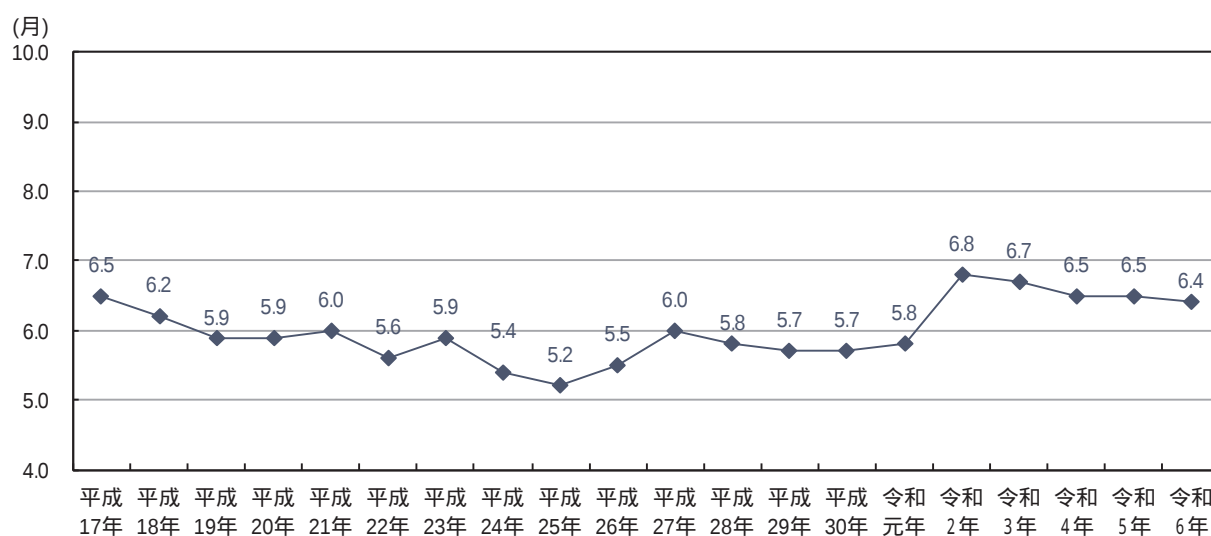


【図4】 新受件数の推移（民事控訴審訴訟事件）



平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化した後、平成28年以降は横ばいで推移していたが、近年は長期化の傾向にあり、令和6年は6.4月となった⁴（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。審理期間が6月を超える事件の割合は、前回（33.9%）から若干減少し33.4%となった（第10回報告書232頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
平均審理期間(月)	6.4
3月以内	1,613 12.4%
3月超6月以内	7,074 54.3%
6月超1年以内	3,502 26.9%
1年超2年以内	727 5.6%
2年を超える	120 0.9%

⁴ 令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 7】のとおりである。この平均期間は、前回（29.3 月）より若干短縮して 29.0 月となった。また、合計で 2 年を超える期間を要した事件の割合も、前回（57.0％）より 3.3％減少し、53.7％となった（第 10 回報告書 233 頁【表 7】参照）。

【表 7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	11,616
平均期間(月)	29.0
1年以内	1,199 10.3%
1年超2年以内	4,177 36.0%
2年超3年以内	3,570 30.7%
3年超5年以内	2,225 19.2%
5年を超える	445 3.8%

附帯控訴申立て等を除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 8】のとおりであり、約 6 割が判決で終局し（うち約 2 割が原判決取消し（一部取消しを含む。））、約 3 割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第 10 回報告書 233 頁【表 8】参照）。

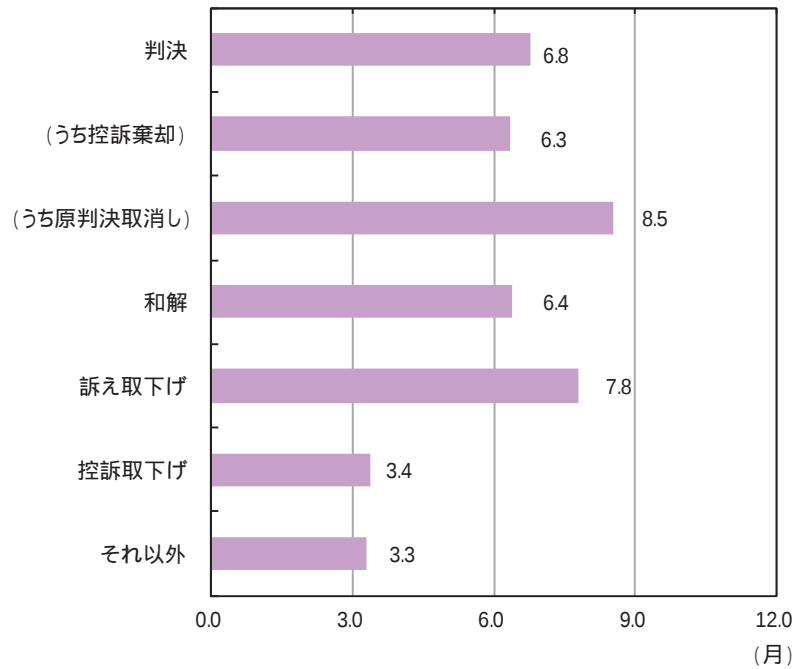
【表 8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	13,036
判決	8,437 64.7%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	6,634 78.6%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	1,740 20.6%
和解	3,337 25.6%
訴え取下げ	231 1.8%
控訴取下げ	607 4.7%
それ以外	424 3.3%

終局区分別の平均審理期間については【図 9】のとおりであり、主要な終局区分である判決（6.8 月）においては、前回（6.9 月）より短くなり、和解（6.4 月）においては、前回（6.3 月）より長くなった（第

10 回報告書 234 頁【図 9】参照）。

【図 9】 終局区分別の平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

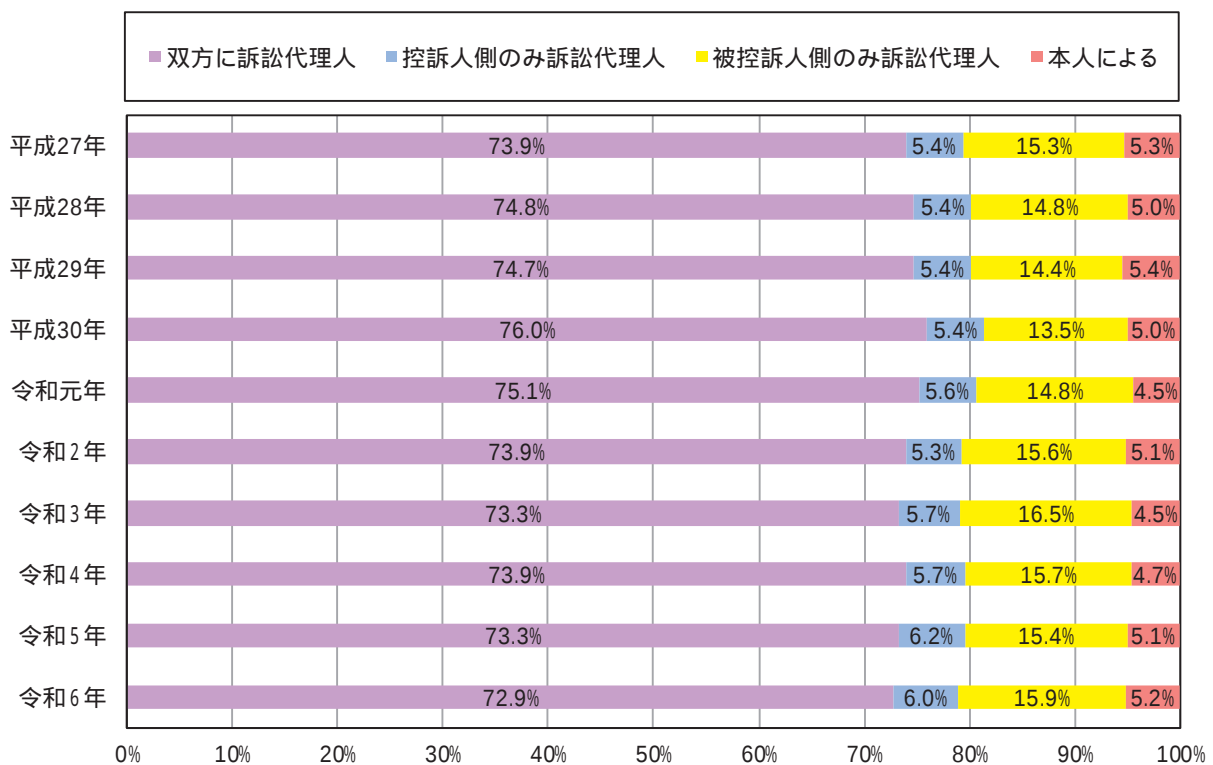


訴訟代理人の選任状況及びその推移については【表 10】
【図 11】のとおりである。【図 11】のとおり、双方に訴訟代
理人が選任された事件の割合は前回（73.9％）より減少し、
72.9％であった。他方、本人による事件の割合（5.2％）は
前回（4.7％）より増加し、控訴人側のみ訴訟代理人が選任
された事件の割合（6.0％）、被控訴人側のみ訴訟代理人が
選任された事件の割合（15.9％）は、いずれも前回（それぞ
れ5.7％、15.7％）より増加した。（第10回報告書235頁【表
10】参照）

【表10】 訴訟代理人の選任状況
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	9,498 72.9%
控訴人側のみ 訴訟代理人	783 6.0%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	2,077 15.9%
本人による	678 5.2%

【図11】 訴訟代理人の選任状況の推移（民事控訴審訴訟事件）

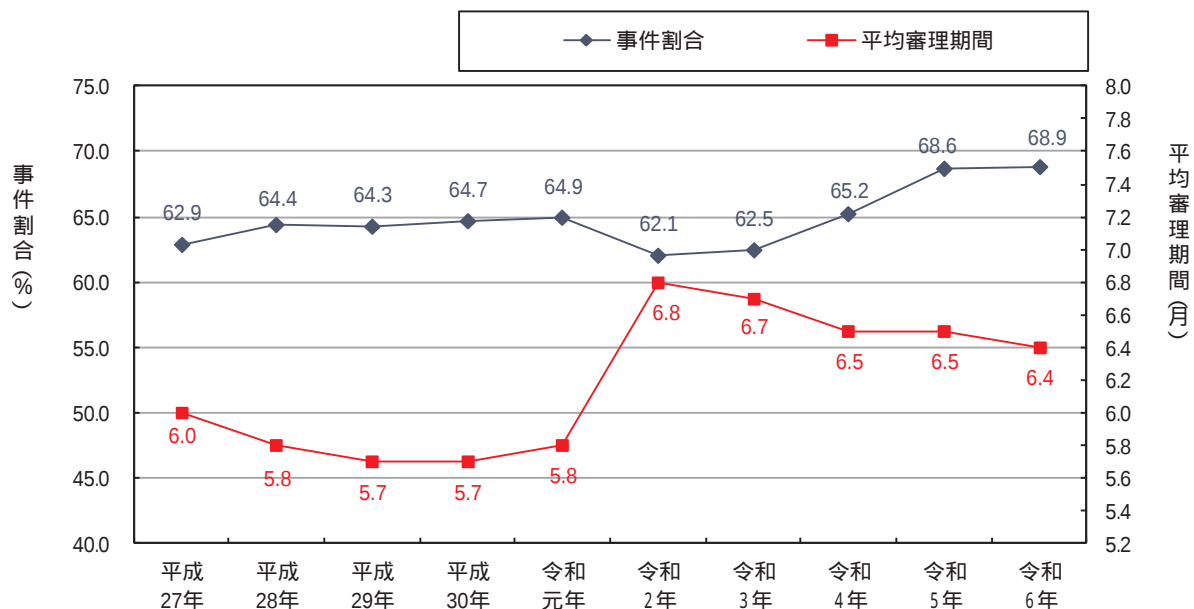


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、平均期日回数（1.7 回）は前回（1.8 回）より減少し、平均期日間隔（3.7 月）は前回（3.6 月）より長期化した（第 10 回報告書 236 頁【表 12】参照）。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移については【図 13】のとおりであり、令和 6 年は、口頭弁論期日 1 回で結審した事件の割合（68.9%）が前回（65.2%）より増加し、平均審理期間（6.4 月）は前回（6.5 月）より短縮した。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.7

【図 13】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率（13.6%）は、前回（18.3%）より減少した（第 10 回報告書 236 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
争点整理	
実施件数	1,775
実施率	13.6%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率（1.3％）は前回（1.6％）より減少し、人証調べが実施された事件における平均人証数（1.8 人）は、前回（1.8 人）から変化はない（第 10 回報告書 237 頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述のとおり、平均期日回数が 1.7 回と少ないことも踏まえると（【表 12】）、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる。

【表 15】 人証調べ実施率及び平均人証数（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	1.3%
平均人証数	0.02
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.8

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件では、上訴率（28.4％）は、前回と同様であるが、上訴事件割合は 18.4％であり、前回（17.9％）より増加し、上告受理事件については、上訴率（32.4％）、上訴事件割合（21.0％）のいずれも前回（それぞれ 31.7％、19.9％）より増加した（第 10 回報告書 237 頁【表 16】参照）。

【表 16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	28.4%	32.4%
上訴事件割合	18.4%	21.0%

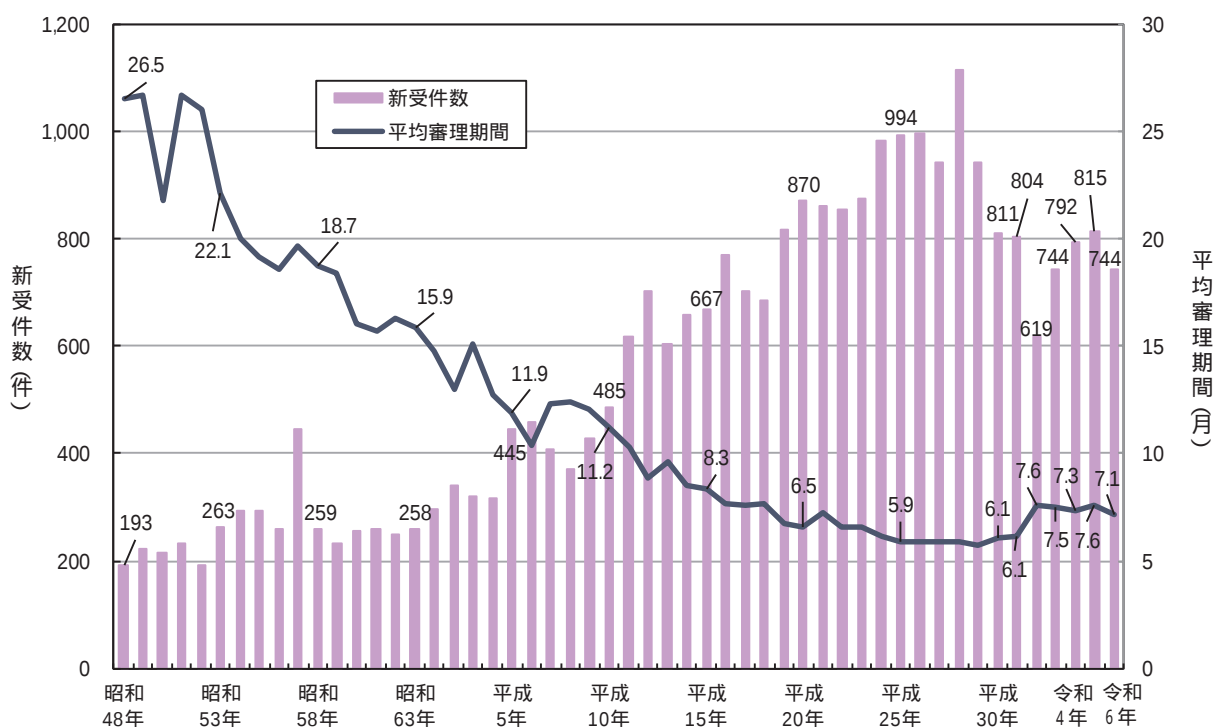
この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1.2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりである。新受件数は平成 29 年以降減少傾向にあり、令和 6 年は、前回（792 件）から減少して 744 件となった。平均審理期間については、前回（7.3 月）より短縮して 7.1 月となった²。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

² 令和 2 年から引き続き長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（762 件）を上回り 830 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合は、前回（43.8%）より減少して 41.3%³となった（第 10 回報告書 239 頁【表 18】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、前回（29.7 月）よりも短縮して 28.2 月となり、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は、前回（50.0%）から増加して 55.5%となった（第 10 回報告書 239 頁【表 19】参照）。

【表 18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	830	13,036
平均審理期間(月)	7.1	6.4
3月以内	77 9.3%	1,613 12.4%
3月超6月以内	410 49.4%	7,074 54.3%
6月超1年以内	280 33.7%	3,502 26.9%
1年超2年以内	46 5.5%	727 5.6%
2年を超える	17 2.0%	120 0.9%

【表 19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	811
平均期間(月)	28.2
1年以内	98 12.1%
1年超2年以内	352 43.4%
2年超3年以内	183 22.6%
3年超5年以内	130 16.0%
5年を超える	48 5.9%

行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

³ 端数処理の関係上、表 18 の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

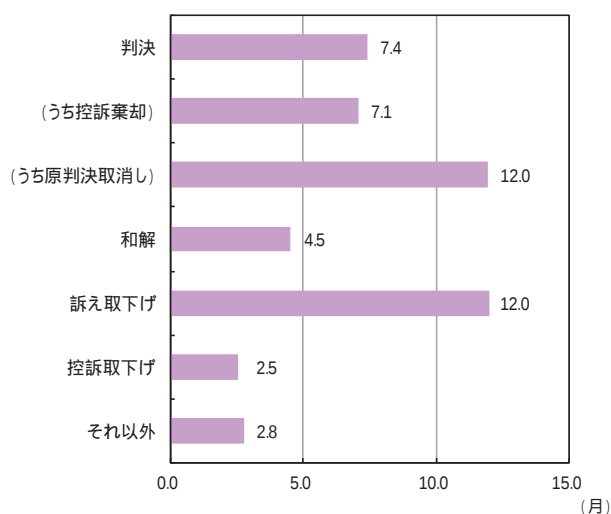
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（92.0％）から若干増加して 92.4％となり、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（8.3％）から減少して 7.2％となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 10 回報告書 240 頁【表 20】参照）

終局区分別の平均審理期間については【図 21】のとおりであり、判決（控訴棄却）は前回（7.4 月）から若干短縮して 7.1 月となり判決（原判決取消し）は前回（10.3 月）から長期化して 12.0 月となった。

【表 20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
既済件数	830	13,036
判決	767 92.4%	8,437 64.7%
うち控訴棄却 （％は判決に対する割合）	709 92.4%	6,634 78.6%
うち原判決取消し （％は判決に対する割合）	55 7.2%	1,740 20.6%
和解	2 0.2%	3,337 25.6%
訴え取下げ	3 0.4%	231 1.8%
控訴取下げ	21 2.5%	607 4.7%
それ以外	37 4.5%	424 3.3%

【図 21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（55.1％）より増加して 58.7％であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（10.6％）より減少して 9.3％であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である。（第 10 回報告書 240 頁【表 22】参照）

【表 22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
双方に訴訟代理人	487 58.7%	9,498 72.9%
控訴人側のみ訴訟代理人	15 1.8%	783 6.0%
被控訴人側のみ訴訟代理人	251 30.2%	2,077 15.9%
本人による	77 9.3%	678 5.2%

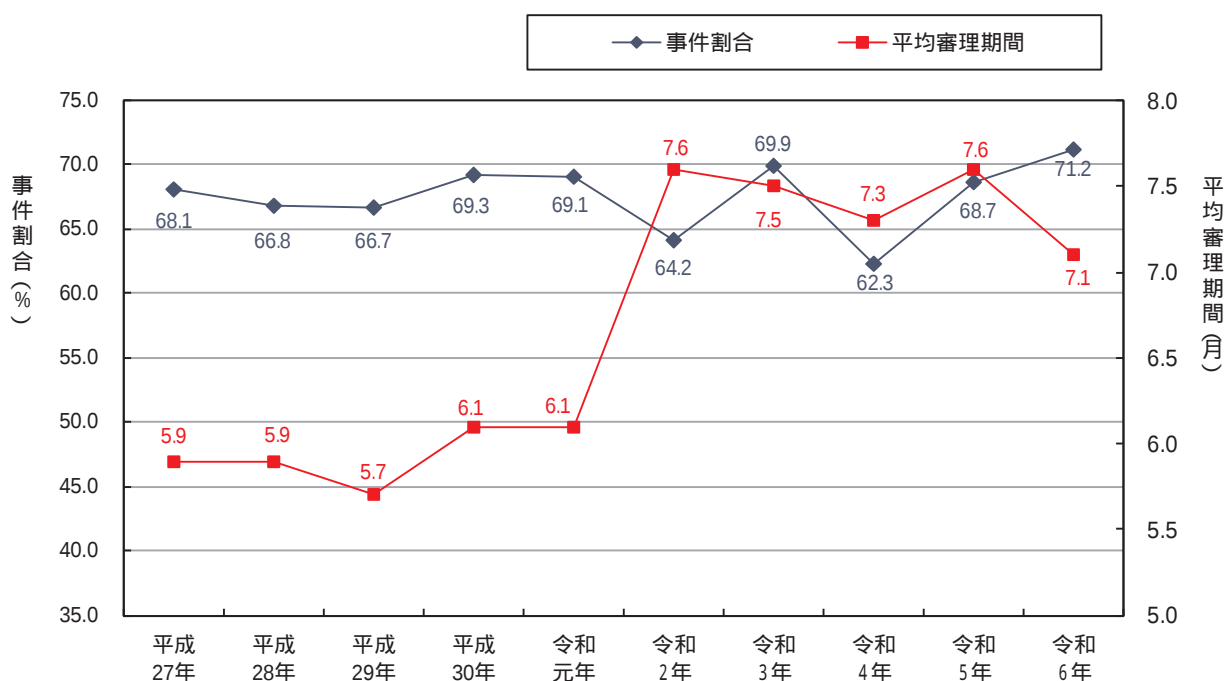
審理の状況について見ると、【表 23】のとおり、平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）（1.4 回）及び平均期日間隔（4.9 月）は前回とほぼ同数であった（第 10 回報告書 241 頁【表 23】参照）⁴。口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図 24】のとおりであり、1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合（71.2%）は前回（62.3%）から増加し、平均審理期間（7.1 月）は前回（7.3 月）から若干短縮した⁴。

【表 23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.4	1.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.1
うち平均争点整理期日回数	0.2	0.6
平均期日間隔(月)	4.9	3.7

端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図 24】 口頭弁論期日 1 回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



⁴ 令和 2 年から引き続き長期化傾向（平成 30 年は平均期日回数が 1.4 回、平均期日間隔が 4.4 月であったが、令和 2 年にはそれぞれ 1.5 回、5.1 月となり、その後はほぼ同様である。）にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる（第 8 回報告書 152 頁【表 23】、第 9 回報告書 215 頁【表 23】、第 10 回報告書 241 頁【表 23】参照）。

争点整理実施率については、【表 25】のとおり、前回（4.2%）より増加して 4.9%となったが、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第 10 回報告書 242 頁【表 25】参照）。

【表 25】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	41	1,775
	実施率	4.9%	13.6%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第 10 回報告書 242 頁【表 26】参照）。

【表 26】 人証調べ実施率及び平均人証数(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率		1.2%	1.3%
平均人証数		0.02	0.02
平均人証数 (人証調べ実施事件)		1.9	1.8

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件の上訴率は前回（46.3%）から若干減少して 45.8%となり、上訴事件割合(42.0%)は前回とほぼ同様である。上告受理事件の上訴率及び上訴事件割合（それぞれ 50.3%、46.1%）は、いずれも前回（それぞれ 47.8%、43.2%）から増加した。（第 10 回報告書 242 頁【表 27】参照）

【表 27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合(控訴審における行政事件訴訟)

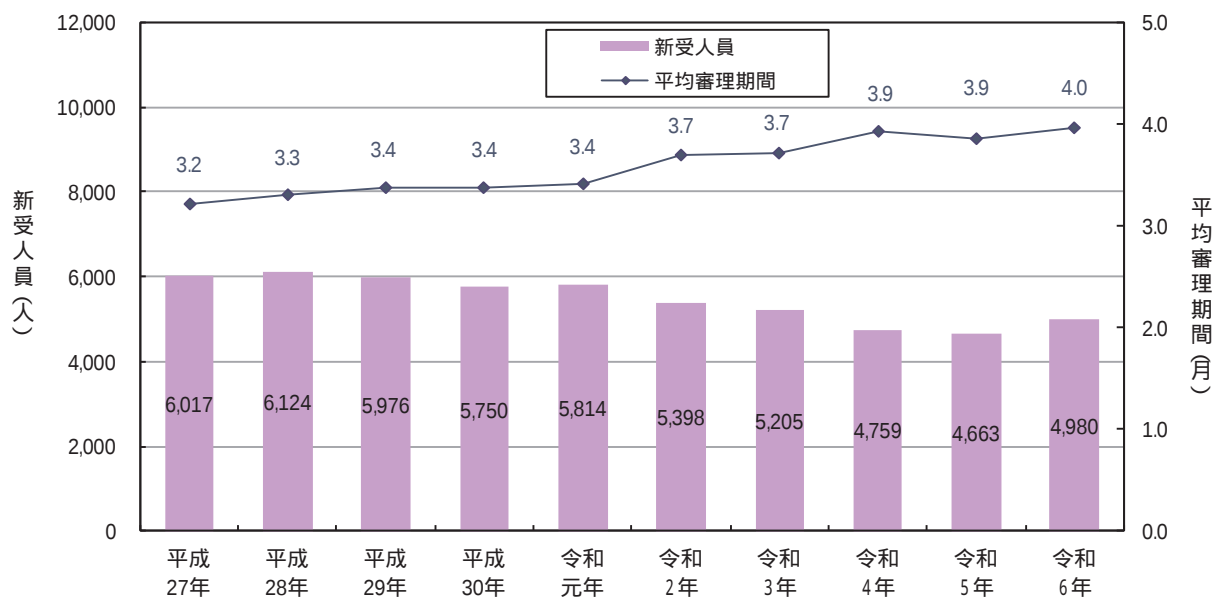
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	45.8%	50.3%
上訴事件割合	42.0%	46.1%

この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告提起事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1.3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審訴訟事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成29年まで6,000人前後で推移していたが、令和6年は、前回とほぼ同様の4,980人となった。終局人員（実人員）は、前回（4,820人）より増加して4,928人であった（第10回報告書245頁【表5】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員（延べ人員）	4,980
終局人員（実人員）	4,928
平均審理期間（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	4.0
平均開廷回数（公判が開かれずに終局した事件を除外）	2.1
平均開廷間隔（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	1.9
平均取調べ証人数	0.05
弁護人選任率（％）	96.2
事実の取調べの実施割合（％）	34.1
上告率（％）	45.0

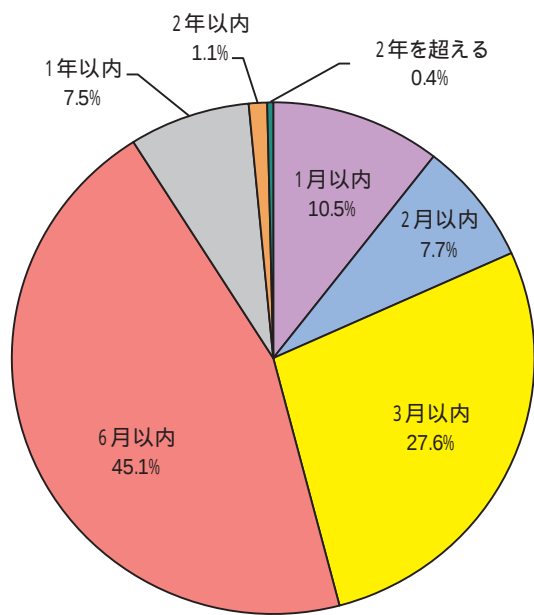
1 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

2 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図 1】【表 2】のとおりである。平均審理期間は、近年高止まりしており、4.0 月であった。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表 4】のとおりである。この平均期間は、平成 18 年以降、10 月前後で推移していたが（第 5 回報告書概況編 214 頁【図 11】、第 6 回報告書 205 頁【表 4】、第 7 回報告書 143 頁【表 4】、第 8 回報告書 155 頁【表 4】参照）、令和 2 年以降、長期化し（第 9 回報告書 218 頁【表 4】、第 10 回報告書 244 頁【表 4】参照）、令和 6 年においても前回（12.9 月）から 13.3 月に長期化している。期間別の事件割合を見ると、第一審受理から 1 年以内に終局する事件が約 7 割を占めることは従前の傾向と同様である。

【図 3】 審理期間の分布（刑事控訴審訴訟事件）



【表 4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事控訴審訴訟事件）

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員（実人員）	4,928
平均期間（月）	13.3
1年以内	3,312 67.2%
1年超2年以内	1,243 25.2%
2年超3年以内	242 4.9%
3年超5年以内	111 2.3%
5年を超える	20 0.4%

終局区分の分布及び終局区分別の平均審理期間については【表 5】のとおりである。終局区分の分布については、前回とほぼ同様であり、約 7 割が控訴棄却、約 1 割が破棄自判、2 割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局区分はほとんどない。終局区分別の平均審理期間については、その大半を占める控訴棄却及び破棄自判で終局した事件（それぞれ 4.4 月、5.3 月）は、前回と同様である（第 10 回報告書 245 頁【表 5】参照）。

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回と同様である（第10回報告書243頁【表2】参照）。事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、令和6年も、これまでの減少傾向に即して、前回（38.7%）から減少し、34.1%であった。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、0.05人と前回と同様に少ない（第10回報告書243頁【表2】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

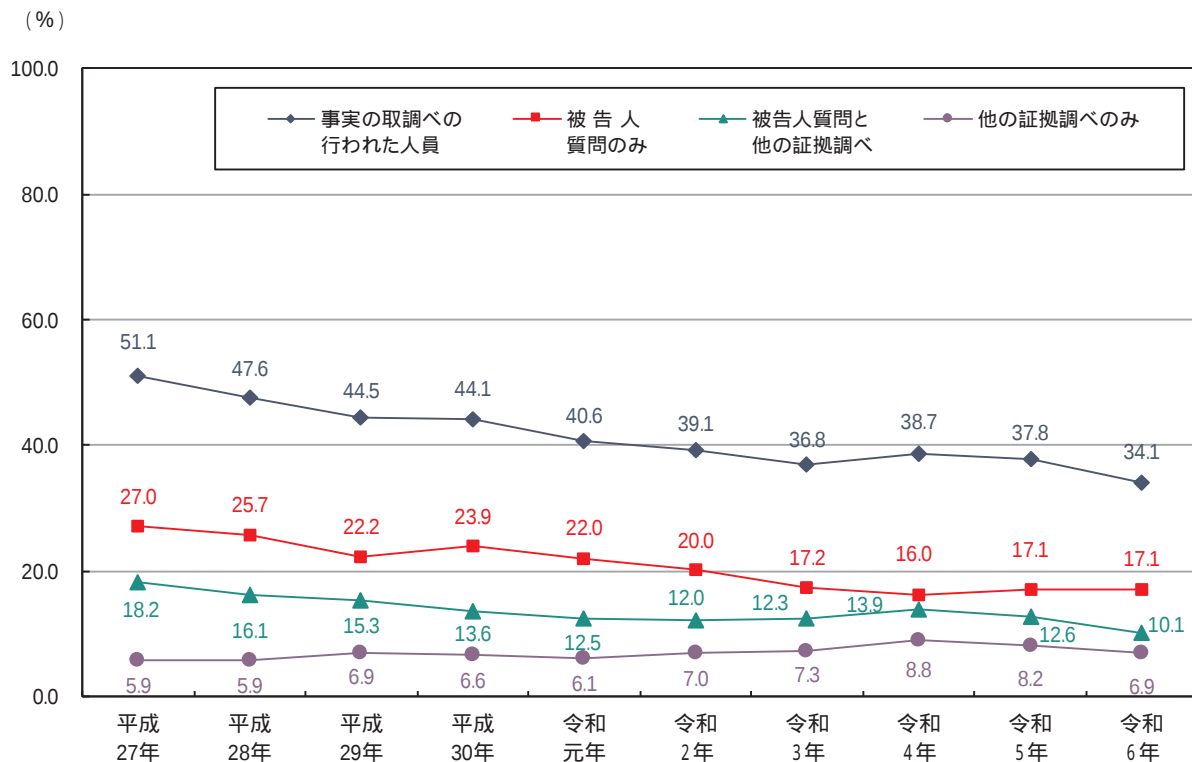
上告率については【表2】のとおりであり、近年の傾向に即した結果となっている（45.0%）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回とほぼ同様（96.2%）であった（第10回報告書243頁【表2】参照）。

【表5】 終局区分の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	4,928	4.0
控訴棄却	3,671 74.5%	4.4
破棄自判	397 8.1%	5.3
破棄差戻・移送	20 0.4%	10.6
公訴棄却	20 0.4%	6.8
取下げ	819 16.6%	1.0

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

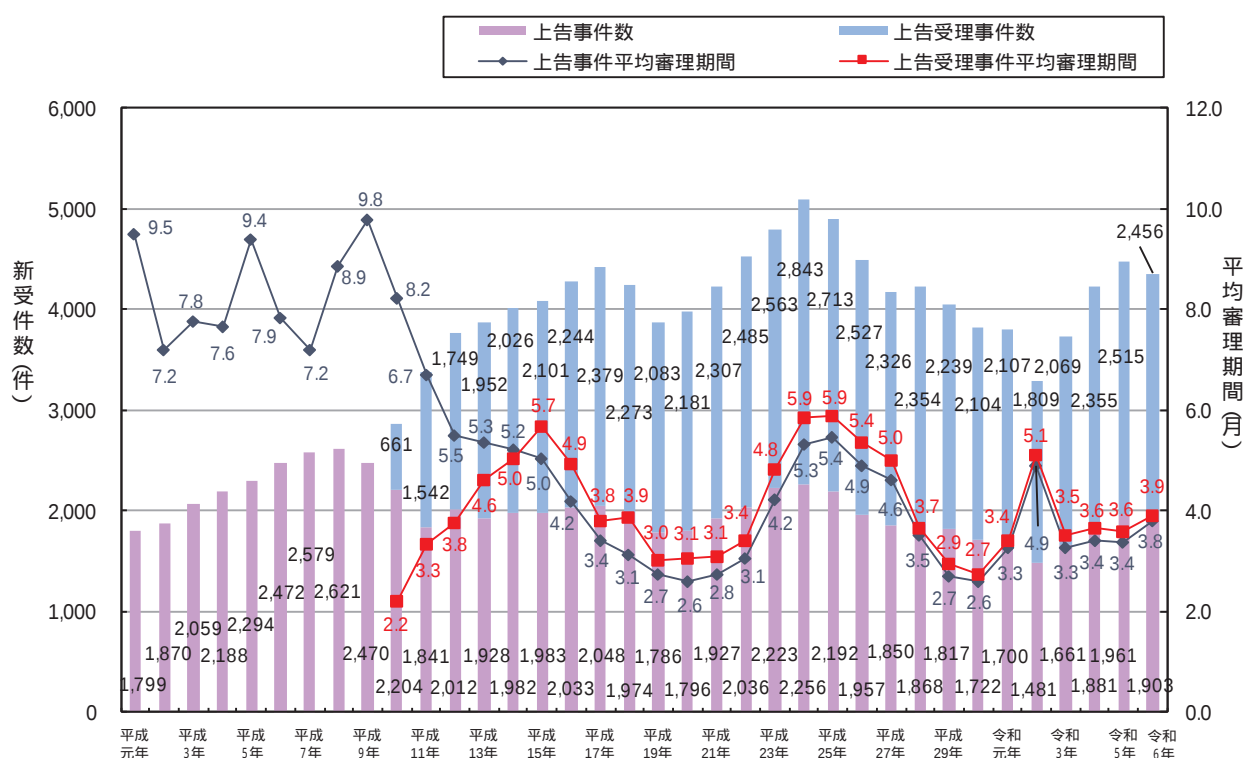


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2.1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び民事上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。新受件数と平均審理期間には一定の相関関係があるといえ、両者の推移にはおおむね類似した傾向が見られる。平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となり、平成26年から短縮傾向に転じ、令和元年以降はおおむね長期化傾向となっており、令和6年においては、上告事件が3.8月、上告受理事件が3.9月となり、前回（それぞれ3.4月、3.6月）より長期化した。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。

上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。

新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている（ただし、【図1】の脚注を参照）。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である（後掲 2.2においても同様である。）。

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる（民訴法 318 条4項）から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合（51.6%）及び3月超6月以内の事件の割合（33.7%）がいずれも前回（それぞれ、56.0%、34.2%）より減少し、審理期間が6月超1年以内の事件の割合（12.7%）が前回（8.3%）より増加するなど、全体的に長期化しており、平均審理期間（3.8月）は、前回（3.4月）より0.4月長くなった。上告受理事件についても同様の傾向であり、審理期間が3月以内の事件の割合（49.0%）及び3月超6月以内の事件の割合（35.7%）がいずれも前回（それぞれ、50.9%、37.6%）より減少し、審理期間が6月超1年以内の事件の割合（13.2%）が前回（9.8%）より増加しており、平均審理期間（3.9月）が前回（3.6月）より0.3月長くなった。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である（第10回報告書247頁【表2】参照）。

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

上告事件

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,855	-	2	1,844	8	1
平均審理期間(月)	3.8	-	5.3	3.8	3.0	4.5
3月以内	957 51.6%	- -	1 50.0%	952 51.6%	4 50.0%	- -
3月超6月以内	625 33.7%	- -	- -	620 33.6%	4 50.0%	1 100.0%
6月超1年以内	235 12.7%	- -	1 50.0%	234 12.7%	- -	- -
1年超2年以内	38 2.0%	- -	- -	38 2.1%	- -	- -
2年を超える	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上告受理事件

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,397	5	11	2,356	12	13
平均審理期間(月)	3.9	16.8	17.2	3.8	3.4	5.2
3月以内	1,175 49.0%	- -	- -	1,166 49.5%	6 50.0%	3 23.1%
3月超6月以内	856 35.7%	- -	- -	845 35.9%	5 41.7%	6 46.2%
6月超1年以内	317 13.2%	2 40.0%	1 9.1%	309 13.1%	1 8.3%	4 30.8%
1年超2年以内	48 2.0%	2 40.0%	10 90.9%	36 1.5%	- -	- -
2年を超える	1 0.04%	1 20.0%	- -	- -	- -	- -

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。上告事件の平均期間（39.2 月）は前回（38.8 月）より長期化しており、上告受理事件（40.3 月）は、前回（40.6 月）より短縮している。合計の期間が3年を超える事件の割合は、上告事件で44.3%、上告受理事件で48.4%と、いずれも前回（上告事件 44.5%、上告受理事件 49.3%）より減少した（第10回報告書248頁【表3】参照）。

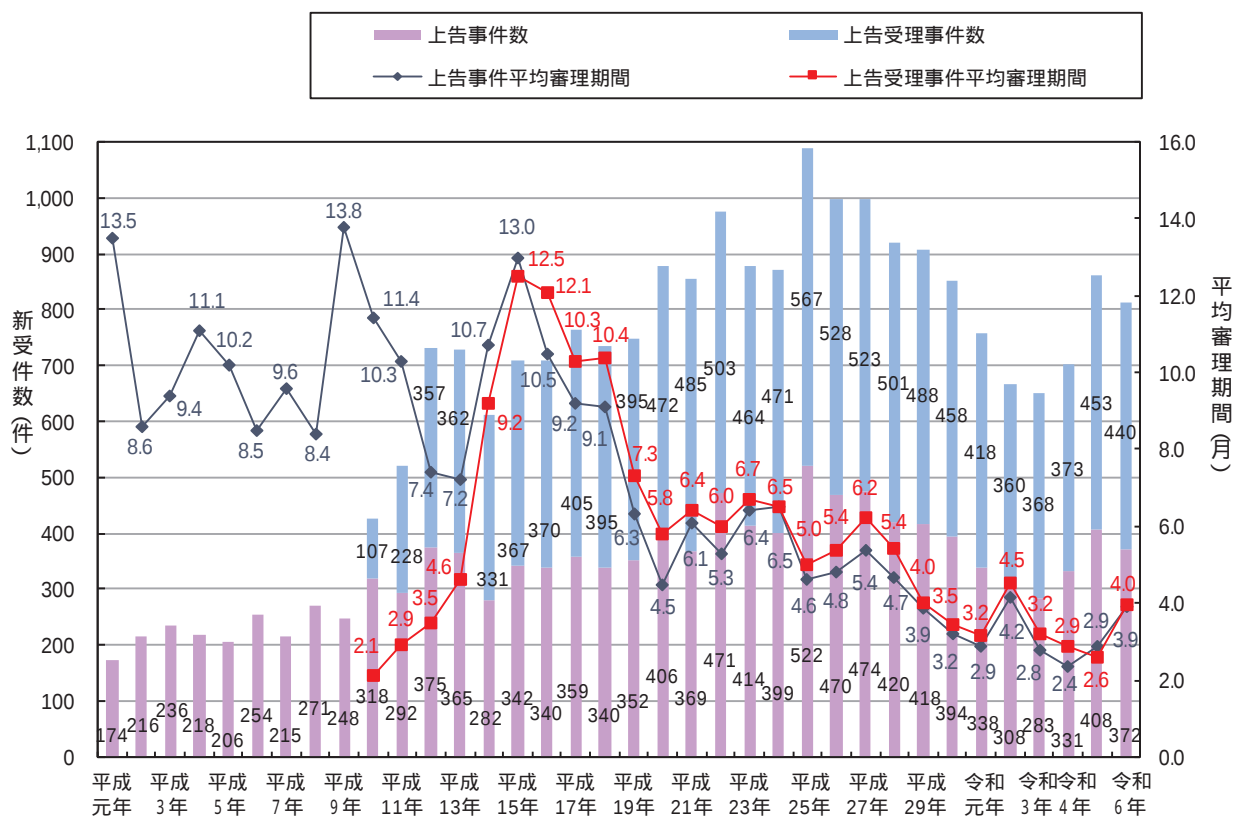
【表3】第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,855	2,397
平均期間(月)	39.2	40.3
1年以内	11 0.6%	10 0.4%
1年超2年以内	368 19.8%	404 16.9%
2年超3年以内	655 35.3%	823 34.3%
3年超5年以内	612 33.0%	891 37.2%
5年を超える	209 11.3%	269 11.2%

2.2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び行政上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、令和6年においては、上告、上告受理（それぞれ372件、440件）ともに前回（それぞれ331件、373件）より増加した。平均審理期間は、上告は平成9年、上告受理は平成15年がピークであったが、いずれについても、平成15年以降に顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態となり、平成28年から更に短縮傾向にある²。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審とした判決に対して上告の提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審とした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

² 令和2年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

終局区分別の既済件数については【表５】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が９割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ２.１月、２.４月）より増加し、それぞれ２.８月、３.７月となった。【表５】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告、上告受理のいずれにおいても、審理期間が３月以内の事件の割合は前回（それぞれ７９.９％、７４.０％）より減少し、それぞれ６４.７％、６１.９％となった。他方、６月を超える事件の割合は前回（それぞれ４.０％、７.１％）より大幅に増加し、それぞれ１４.０％、１４.０％となった（第１０回報告書２５０頁【表５】参照）。もっとも、上告、上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。

【表５】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合
（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	380	32	1	347	-	-
平均審理期間(月)	3.9	15.3	18.0	2.8	-	-
3月以内	246 64.7%	- -	- -	246 70.9%	- -	- -
3月超6月以内	81 21.3%	1 3.1%	- -	80 23.1%	- -	- -
6月超1年以内	23 6.1%	8 25.0%	- -	15 4.3%	- -	- -
1年超2年以内	30 7.9%	23 71.9%	1 100.0%	6 1.7%	- -	- -
2年を超える	- -	- -	- -	- -	- -	- -

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	444	1	8	432	3	-
平均審理期間(月)	4.0	18.0	18.0	3.7	1.5	-
3月以内	275 61.9%	- -	- -	272 63.0%	3 100.0%	- -
3月超6月以内	107 24.1%	- -	- -	107 24.8%	- -	- -
6月超1年以内	27 6.1%	- -	- -	27 6.3%	- -	- -
1年超2年以内	35 7.9%	1 100.0%	8 100.0%	26 6.0%	- -	- -
2年を超える	- -	- -	- -	- -	- -	- -

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。上告事件及び上告受理事件の平均期間（それぞれ 40.8 月、42.9 月）については、いずれも前回（それぞれ 35.8 月、39.8 月）から増加した。期間別に見ても、上告、上告受理のいずれにおいても、5 年超の事件の割合が増加した（上告事件は、前回の 7.0% から 18.2%、上告受理事件は、前回の 12.3% から 19.8%）。（第 10 回報告書 251 頁【表 6】参照）³

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	336	374
平均期間(月)	40.8	42.9
1年以内	14 4.2%	11 2.9%
1年超2年以内	92 27.4%	84 22.5%
2年超3年以内	99 29.5%	111 29.7%
3年超5年以内	70 20.8%	94 25.1%
5年を超える	61 18.2%	74 19.8%

高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

³ 令和2年以降長期化傾向にある背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があると思われる。

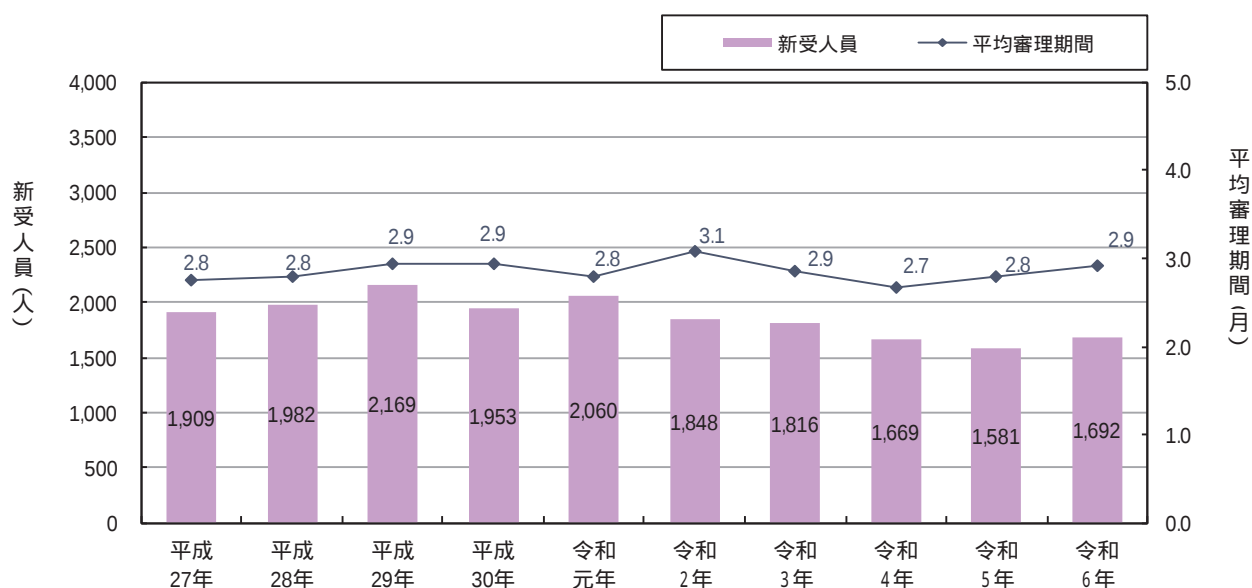
2.3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、約 2,000 人前後で増減を繰り返していたが、令和 6 年は、前回とほぼ同様の 1,692 人となった。

平均審理期間については、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和 6 年は 2.9 月であった。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表 2】のとおりである。審理期間の分布状況については、前回同様、その大半が 3 月以内に終局している（第 10 回報告書 253 頁【表 2】参照）。

【表 2】 終局区分別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,607	-	-	1,334	8	265
平均審理期間(月)	2.9	-	-	3.3	4.8	1.0
1月以内	151 9.4%	-	-	-	1 12.5%	150 56.6%
1月超2月以内	311 19.4%	-	-	211 15.8%	1 12.5%	99 37.4%
2月超3月以内	779 48.5%	-	-	761 57.0%	2 25.0%	16 6.0%
3月超6月以内	315 19.6%	-	-	312 23.4%	3 37.5%	-
6月超1年以内	26 1.6%	-	-	26 1.9%	-	-
1年超2年以内	21 1.3%	-	-	20 1.5%	1 12.5%	-
2年を超える	4 0.2%	-	-	4 0.3%	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表 3】のとおりである。この平均期間については、前回（18.1 月）より若干長期化して 18.8 月となった（第 10 回報告書 253 頁【表 3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が 2 年以内の事件が大半である。

【表 3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,607
平均期間(月)	18.8
1年以内	657 40.9%
1年超2年以内	645 40.1%
2年超3年以内	191 11.9%
3年超5年以内	92 5.7%
5年を超える	22 1.4%